第 14 章　　公正価値測定

概　要 8
1　序　説 10
1.1　IFRS 第 13 号の概要 10
1.2　IFRS 第 13 号の目的 12
1.3　適用後レビュー 13
2　適用範囲 14
2.1　IFRS 第 13 号の適用対象となる項目 14
2.1.1　公正価値測定 14
2.1.2　公正価値に係る開示 15
2.1.3　公正価値に基づく測定 15
2.1.4　短期債権債務 16
2.2　適用除外事項 16
2.2.1　株式報酬 16
2.2.2　リース取引 16
2.2.3　公正価値に類似した測定 17
2.2.4　IFRS 第 13 号の開示規定に対する免除 17
2.3　現在価値技法 18
2.4　他の基準書における公正価値測定に関する例外規定及び実務上の便法 18
2.4.1　公正価値測定に関する例外規定 18
2.4.2　償却原価で計上される減損金融資産に関する実務上の便法 18
2.5　IFRS 第 13 号における公正価値測定に関する実務上の便法及び例外規定 19
2.5.1　IFRS 第 13 号における実務上の便法 19
2.5.1.A　公正価値測定における純資産価値の使用 19
2.5.2　金融商品に関する公正価値原則に係る測定の例外規定 21
3　公正価値フレームワーク 23
3.1　公正価値の定義 23
3.2　公正価値測定フレームワーク 24
4　資産又は負債 26
4.1　会計単位 26
4.1.1　会計単位及び単価×数量 27

4.1.2 会計単位及びポートフォリオに係る例外規定 30
4.1.3 会計単位 vs 評価の前提 32
4.2 資産又は負債の特徴 32
4.2.1 状態及びロケーション 33
4.2.2 資産又は負債に係る制限 33
5 主要な(又は最も有利な)市場 37
5.1 主要な市場 38
5.2 最も有利な市場 41
6 市場参加者 43
6.1 市場参加者の特徴 43
6.2 市場参加者の仮定 44
7 取 引 48
7.1 資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく減少しているか否かの評価 49
7.1.1 取引量及び取引水準が著しく減少した市場であっても活発な市場であるとみなすことはできるか 51
7.2 秩序ある取引ではない取引の識別 52
7.3 取引量及び取引水準が著しく減少した場合の公正価値の見積り 56
7.3.1 観察可能なデータの目的適合性の評価 56
7.3.2 取引量又は取引水準が著しく減少した場合の評価技法の選択と使用 57
8 価 格 61
8.1 取引コスト 61
8.2 輸送コスト 63
9 非金融資産への適用 64
9.1 最有効使用 64
9.1.1 最有効使用:何が法的に許容されるかを判断する 66
9.1.2 最有効使用 vs 現在の使用 67
9.1.3 最有効使用 vs 意図した使用(防御価値を含む) 68
9.2 非金融資産についての評価前提 70
9.2.1 評価の前提― 単独での使用 70
9.2.2 評価の前提― 他の資産及び(又は)負債との組合せでの使用 71
9.2.3 非金融資産の公正価値を測定するにあたり、関連する負債はどのように考慮すべきか 73
9.2.4 会計単位 vs 評価の前提 74
10 負債及び企業自身の資本性金融商品への適用 75
10.1 一般原則 75
10.1.1 負債の公正価値 76
10.1.2 企業自身の資本性金融商品の公正価値 76

10.1.3 決済金額 vs 移転金額.....76
10.2 負債又は資本性金融商品の相場価格が入手できない場合の負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値の測定.....77
10.2.1 他の当事者が資産として保有する負債又は企業自身の資本性金融商品.....78
10.2.2 他の当事者が資産として保有していない負債又は企業自身の資本性金融商品.....81
10.2.2.A 他の者が資産として保有していない負債及び企業自身の資本性金融商品の公正価値を測定するための現在価値技法の使用.....82
10.2.2.B 資産として保有されない負債又は企業自身の資本性金融商品の測定における入口価格の考慮.....85
10.3 不履行リスク.....86
10.3.1 第三者信用補完を付して発行された負債.....89
10.3.2 デリバティブ契約の評価に信用リスクをどのように織り込むべきか.....91
10.3.2.A 信用調整はどのように機能するか.....92
10.3.2.B 評価技法.....93
10.3.2.C データに関する課題.....96
10.3.3 マスター・ネッティング契約及び（又は）CSA が存在する場合、デリバティブ負債の公正価値を測定するにあたり企業自身の信用リスクを考慮する必要性は排除されるか.....98
10.3.3.A ポートフォリオ・アプローチ及び信用リスク軽減契約.....99
10.3.3.B ポートフォリオ・レベルでの信用調整.....100
10.4 負債又は企業自身の資本性金融商品の移転に対する制限.....100
10.5 要求払の特徴を有する金融負債.....101
11 相殺ポジションを有する金融資産と金融負債.....102
11.1 相殺ポジションに関しポートフォリオ・アプローチを用いる際の要件.....102
11.1.1 会計方針に関する検討事項.....105
11.1.2 表示に関する検討事項.....105
11.2 相殺ポジションの公正価値の測定.....106
11.2.1 市場リスクに対するエクスポージャー.....110
11.2.2 特定の相手先の信用リスクに対するエクスポージャー.....110
12 当初認識時における公正価値.....111
12.1 出口価格 vs 入口価格.....111
12.1.1 取引価格が当初認識時の公正価値と等しいかどうかを評価する.....111
12.2 初日利得及び損失.....112
12.2.1 店頭デリバティブ取引に係る初日損失.....112
12.2.2 取引の入口市場と出口市場が同じであるとみなされた場合の初日利得及び損失.....114
12.3 関連当事者間取引.....114
13 評価技法.....115

13.1 適切な評価技法の選択.....115
13.1.1 単一の評価技法と複数の評価技法.....116
13.1.2 公正価値測定における複数の評価技法の使用.....116
13.1.3 評価調整.....120
13.1.3.A 観察可能でないインプットを用いた評価技法に対する調整.....121
13.1.4 評価技法の変更.....121
13.2 マーケット・アプローチ.....122
13.3 コスト・アプローチ.....122
13.3.1 公正価値測定における償却後再調達原価の利用.....123
13.4 インカム・アプローチ.....124
14 評価技法へのインプット.....126
14.1 一般原則.....126
14.2 プレミアム及びディスカウント.....128
14.2.1 大量保有要因（又はブロック・ディスカウント）.....130
14.3 ビッド・アスク・スプレッド（買呼値と売呼値のスプレッド）における価格決定.....131
14.3.1 仲値による価格決定.....132
14.4 リスク・プレミアム.....132
14.5 ブローカーによる相場及び価格サービス.....133
15 公正価値ヒエラルキー.....136
15.1 公正価値ヒエラルキー.....136
15.2 公正価値ヒエラルキーにおける区分.....137
15.2.1 インプットの重要性の評価.....138
15.2.2 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替え.....139
15.2.3 第三者である価格サービス業者又はブローカーから提供された情報.....140
15.2.4 店頭デリバティブ商品の分類.....142
16 レベル 1 インプット.....143
16.1 レベル 1 インプットの使用.....143
16.1.1 レベル 1 の負債及び企業の資本に分類された金融商品.....144
16.2 代替的な価格算定法.....144
16.3 公正価値を表さない活発な市場における相場価格.....144
16.4 会計単位.....145
17 レベル 2 インプット.....146
17.1 レベル 2 インプットの使用.....146
17.2 レベル 2 インプットの例.....146
17.3 市場の裏付けがあるインプット.....148

17.4 レベル 2 インプットの調整 148
17.5 活発でない市場で最近観察された価格 149
18 レベル 3 インプット 150
18.1 レベル 3 インプットの使用 150
18.2 レベル 3 インプットの例 151
19 開 示 152
19.1 開示目的 152
19.1.1 開示形式 154
19.1.2 分解レベル 154
19.1.2.A 開示のための資産及び負債の適切な種類の決定 154
19.1.3 「経常的」と「非経常的」の区別 157
19.2 会計方針の開示 157
19.3 認識された公正価値測定に関する開示 159
19.3.1 認識された経常的な公正価値測定に関する開示 160
19.3.1.A レベル 1 又はレベル 2 に区分された経常的な公正価値測定 160
19.3.1.B レベル 3 に区分された経常的な公正価値測定 160
19.3.2 認識された非経常的な公正価値測定に関する開示 161
19.3.3 公正価値ヒエラルキーの区分 162
19.3.4 経常的な公正価値測定に係るヒエラルキーの区分間の振替え 163
19.3.5 評価技法及びインプットの開示 165
19.3.5.A レベル 3 公正価値測定にとって重要な観察可能でないインプット 165
19.3.6 レベル 3 の調整表 166
19.3.7 レベル 3 測定に係る評価プロセスの開示 167
19.3.8 重要な観察可能でないインプットの変動に対するレベル 3 測定の感応度 168
19.3.8.A 重要な観察可能でないインプットの変動に対する金融商品のレベル 3 測定の定量的な感応度 169
19.3.9 最有効使用 172
19.4 認識されない公正価値測定に関する開示 172
19.5 分離不能な第三者の信用補完付き負債に関する開示 173
19.6 「開示に関する取組み-的を絞った基準レベルの開示レビュー」プロジェクトにおける改訂案 173
20 適用ガイダンス－現在価値技法 176
20.1 現在価値技法の利用に係る一般原則 176
20.2 現在価値測定の構成要素 177
20.2.1 貨幣の時間的価値 178
20.2.2 現在価値技法におけるリスク及び不確実性 179

20.3 割引率調整技法 179
20.3.1 割引率調整技法の設例 181
20.4 期待現在価値技法 182
20.4.1 期待現在価値技法－第 1 法及び第 2 法 183
付録 A ― よくある質問 188
付録 B ― 用語の定義 189
付録 C ― 米国会計基準とのコンバージェンス 192
C.1 IFRS 第 13 号の開発 192
C.2 米国会計基準との差異 193
C.2.1 オルタナティブ投資に関する実務上の便法 193
C.2.2 要求払特性を有する負債の公正価値 194
C.2.3 初日利得及び損失の認識 194
C.2.4 契約上の売却制限が課されている資本性証券の公正価値 194
C.2.5 開 示 195

設例一覧

設例 4-1: 状態及びロケーションに係る公正価値の調整 33
設例 4-2: 資産に係る制限 34
設例 4-3: 資産に係る企業固有の制限 34
設例 5-1: 主要な市場の決定 37
設例 5-2: 主要な市場の決定－1 つの一貫した主要な市場 40
設例 5-3: 主要な市場の決定－市場に基づく取引量と企業固有の取引量の比較 41
設例 5-4: 最も有利な市場の決定 42
設例 8-1: 輸送コスト 63
設例 9-1: 最有効使用 vs 現在の使用 68
設例 9-2: 資産グループにおける最有効使用に関する首尾一貫した前提 71
設例 11-1: ネット・エクスポージャーの計算 109
設例 14-1: 大量保有要因 130
設例 19-1: 振替えの認識に関する方針の比較 163
設例 20-1: 現在価値技法の比較 186

概　要

多くのIFRSの会計基準書により、資産、負債又は資本性金融商品を公正価値で測定すること、あるいは、それらの公正価値を開示することが許容又は要求されている。しかし、2011年まで公正価値の測定方法に関するIFRSのガイダンスは限られており、それらのガイダンス間で矛盾が生じていることもあった。このような状況に対応するため、国際会計基準審議会（IASB）は、2011年5月にIFRS第13号「公正価値測定」を公表した。

IFRS第13号は、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）（以下、総称して「両審議会」）のコンバージェンス（収斂）・プロジェクトの結果として公表されたものである。IFRS第13号は、2013年1月1日以後開始する事業年度から適用される*[IFRS 13.C1]*。

IFRS第13号は、IFRSにおける公正価値を定義し、公正価値をどのように測定するかに関する原則主義に基づくガイダンスを定め、また、公正価値測定に関する情報を開示することを求めている*[IFRS 13.1]*。IFRS第13号では、公正価値を見積る際になされる判断を取り除くことを意図しているわけではないが、財務報告で用いられる公正価値測定に不整合が生じることを減らし、比較可能性をもたらすことを目的としたフレームワークが定められている。

IFRS第13号は、公正価値で測定すべき資産又は負債の対象や、いつの時点で公正価値測定を行わなければならないかに関しては取り扱っていない。企業は、これらの点に関しては、他の基準書を参照することになる。IFRS第13号は、IFRSにより公正価値による測定が求められる又は認められる場合に、一部の限定された状況において生じる例外を除いて、すべての公正価値測定に適用される。また、IFRS第13号は、売却費用控除後の公正価値など、公正価値に基づいた測定においても適用される。ただし、使用価値などの公正価値に類似する測定の基礎としては適用されない。

本章では、IFRS第13号の定め、定義、測定フレームワーク及び開示規定についてその概要を説明する。また、本章では、IFRS第13号の適用方法に関する主な検討事項を取り上げ、この基準のいくつかの側面は、なお明瞭でないことや、異なる見解が存在する可能性があることを明らかにしていく。今後も同基準書が引き続き適用され、実務が発展するに従い、論点及び疑問がさらに生じる可能性がある。米国会計基準（US GAAP）に基づく公正価値規定との重要な差異については、付録Cで説明するとともに本章の該当箇所で取り上げている。

公正価値測定は、戦争やパンデミックによって引き起こされる経済及び市場の混乱による影響を受ける可能性がある。同様に、気候変動は資産及び負債の公正価値に影響を及ぼす可能性がある。これらの事項に関する詳細は、弊法人の刊行物「Applying IFRS: ウクライナにおける戦争に係る会計処理上の考慮事項」、「Applying IFRS: 気候変動の会計処理」、「Applying IFRS: Accounting considerations related to economic volatility」を参照されたい。[1]

重要ポイント

- IFRS第13号は、IFRSにより公正価値による測定が求められる又は認められる場合（認識する場合か、開示のみ行う場合かにかかわらず）に、一部の限定された状況において生じる例外を除いて、すべての公正価値測定に適用される。
- IFRS第13号は、どのような場合に公正価値の使用が要求されるかを定めてはいないが、IFRSにより公正価値による測定が求められる又は認められる場合にどのように金融資産・負債及び非金融資産・負債の公正価値を測定するかについてガイダンスを提供している。
- 公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義される。
- IFRS第13号の公正価値フレームワークは、会計単位、出口価格、評価の前提、最有効使用、主要な市場、市場参加者の仮定、公正価値ヒエラルキーなど、数々の主要な概念に基づいている。
- IFRS第13号には、広範な開示要求が定められている。
- IFRS第13号は、公正価値の測定方法に関しては、米国会計基準と概ね一致している。

1 序 説

1.1 IFRS 第 13 号の概要

IFRS第13号のフレームワークは、会計単位、出口価格、評価の前提、最有効使用、主要な市場、市場参加者の仮定、公正価値ヒエラルキーなど、数々の主要な概念に基づいている。規定には金融理論や評価技法が組み込まれているが、財務報告目的で公正価値を算定するにあたり、これらの概念がどのように適用されるかに焦点が絞られている。

IFRS第13号は、何を公正価値で測定すべきか、及び、いつ公正価値を測定すべきかについては取り扱っていない。IASBはこれらの論点についてはプロジェクトごとに考慮しており、どの項目をいつ公正価値で測定するかについては他のIFRSの会計基準書により決定される。IFRS第13号が取り扱うのは公正価値の測定方法である。IFRS第13号の原則は、財務報告に関する概念フレームワーク(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第2章「概念フレームワーク」セクション9を参照)と合わせて、公正価値が使用されるべき適切な測定基礎であるかどうかをIASBが将来のプロジェクトにおいて判断する際に役立つ一貫性が確保された定義を提供する。

IFRS第13号に定められる公正価値の定義は、出口価格の概念に基づいており、そこには下記の主要概念が組み込まれている。

- 公正価値は、資産を売却又は負債を移転する価格であり、よって入口価格ではなく出口価格を表す。
- 資産又は負債の出口価格は、概念上は取引価格(すなわち、入口価格)とは異なる。出口価格と入口価格は、多くの場合、同一であるかもしれないが、取引価格が当初認識時の資産又は負債の公正価値を表すと推定することはできない。
- 公正価値は、主要な市場(すなわち、最大の取引量及び取引水準を伴う市場)における出口価格をいう。主要な市場が存在しない場合には、最も有利な市場において資産の売却又は負債の移転の取引が行われると推定される。最も有利な市場とは、輸送コスト及び取引コストを考慮した上で、資産を売却することにより受け取るであろう金額を最大化する、又は負債を移転するために支払うであろう金額を最小化する市場である。いずれの場合も、企業は測定日時点で当該市場にアクセスできなければならない。

  取引コストは最も有利な市場の決定において考慮されるが、これらのコストは公正価値測定の一部を構成するものではない(すなわち、公正価値測定に用いられる価格に対して加算又は減算されない)。しかし、所在地が測定対象である資産又は負債の特徴となる場合、出口価格は輸送コストについて調整される。これに関しては、下記セクション8で詳しく説明する。
- 公正価値は市場に基づく測定であり、企業に固有の測定ではない。公正価値を算定するにあたり、経営者は、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に採用するであろう仮定を用いる。しかし、企業は、特定の市場参加者を想定する必要はない。

IFRS第13号を適用する際は、IFRS第13号におけるこれらの主要概念とそのガイダンスにおける以下の側面に特に注意しなければならない。

- 公正価値を信頼性をもって測定できない場合に適用される公正価値測定に係る免除規定が別の基準書に定められている場合、企業は、信頼性をもって公正価値を測定できるかどうかを判断するために、IFRS第13号の測定フレームワークを考慮しなければならない場合がある（下記セクション2を参照）。
- 資産又は負債について主要な市場が存在する場合には、たとえ他の市場における価格がより有利である可能性があったとしても、主要な市場における測定日時点での価格が公正価値測定を表すことになる（その価格が直接観察可能なものか、他の評価技法を用いて見積られたものであるかは問わない）（下記セクション5を参照）。
- 公正価値測定では、測定対象となる資産又は負債の特徴を考慮しなければならないが、資産を売却又は負債を移転する取引の特徴は考慮しない。たとえば、所在地が公正価値で測定される項目の特徴である場合、公正価値を測定する際に用いる価格から輸送コストを控除しなければならない（下記セクション4及び8を参照）。この原則では、資産の売却又は使用、あるいは負債の移転に関して課された制限が、公正価値測定に影響を及ぼす場合（下記セクション4を参照）、また、プレミアム及びディスカウントを含めることができる場合が明らかにされている。特に、企業は、現在の取引高と比較した企業の保有数量に関する調整（大量保有要因）を行うことは禁止されている（下記セクション14を参照）。
- 非金融資産の公正価値測定では、市場参加者の観点による資産の最有効使用を反映する必要があるが、これは現在の使用法である場合もあれば、それ以外の使用法である場合もある。これにより、市場参加者が、非金融資産を単独で使用することによって価値を得るか、他の資産又は他の資産及び負債と組み合わせて価値を得るかのどちらを前提とするかが示される（下記セクション9を参照）。
- IFRS第13号では、負債の公正価値において不履行リスク（企業自身の信用リスクを含むが、それに限定はされない — 下記セクション10を参照）を考慮しなければならないと明確に述べられている。
- IFRS第13号には、企業自身の資本性金融商品の公正価値をどのように測定するかについてのガイダンスが示されているが（下記セクション10を参照）、それは負債の公正価値測定と整合したものとなっている。負債又は企業自身の資本性金融商品の移転に関して、同一又は類似の相場価格を入手することはできないが、同一項目を他の当事者が資産として保有している場合には（当該資産を保有する市場参加者の観点から）対応する資産の公正価値を当該負債又は資本性金融商品の測定に利用する。対応する資産が存在しない場合、負債を引き受ける市場参加者の観点から負債の公正価値を測定する（下記セクション10を参照）。
- IFRS第13号に定められる測定に関する例外規定により、一定の要件を認識当初にも継続的にも満たす場合にのみ、相殺し合うリスクを有する金融商品をポートフォリオ・ベースで測定することが容認される（下記セクション11を参照）。
- 評価技法に関連するIFRS第13号の規定は、公正価値測定に関するすべての方法に適用される。これまで、評価技法に関するIFRSの記述においては、資産又は負債を評価するにあたって市場に基づいた情報が欠如していた。一方で、IFRS第13号で説明されている評価技法はより幅が広く、さらに重要なことは市場に基づいたアプローチが含まれていることである（下記セクション13を参照）。使用するインプットを選択するにあたり、企業は、観察可能でないインプットよりも観察可能なインプットを優先しなければならない（下記セクション15を参照）。
- IFRS第13号には、取引量及び取引水準が減少した状況における公正価値測定に役立つ、適用指針

が示されている（下記セクション7を参照）。

- 公正価値ヒエラルキーにおける区分は、すべての公正価値測定に関して要求される。IFRS第13号により求められる開示では、レベル3に区分された公正価値測定に関する開示が大幅に増えている（下記セクション15及び19を参照）。

1.2 IFRS 第 13 号の目的

IFRS第13号の第一の目標は、IFRSに基づく財務報告で用いられる公正価値測定の首尾一貫性と比較可能性を向上させることである。IFRS第13号には、測定対象の資産又は負債の種類、あるいはそれを保有する企業の種類にかかわらず、IFRSが公正価値測定を許容又は要求している場合に適用される共通の目的が示されている。

公正価値測定の目的は、測定日時点で存在する市場の状況において、市場参加者の間で秩序ある取引が行われたとすれば形成されるであろう価格を見積ることである*[IFRS 13.2]*。

公正価値には測定日時点で存在する市場の状況を考慮することを明確にすることにより、IASBは、公正価値測定の意図が将来のある時点で生じうる価値を伝えることではなく、測定日時点における資産又は負債の現在価値を伝えることであると強調している。また、公正価値測定では、資産を売却する、又は負債を移転するという測定日時点の経営者の意図は考慮されない。公正価値測定は、測定日時点における市場参加者の仮想取引を考慮する市場に基づく測定である*[IFRS 13.3]*（これらの概念については、下記セクション5から8で詳述している）。

IFRS第13号では、公正価値測定の目的は、公正価値測定の理由（たとえば、減損テスト又は経常的な測定）や、測定の裏付けとして利用できる観察可能な情報の範囲によって変わるものではないことが明らかにされている。IFRS第13号は、公正価値を測定するにあたって使用するインプットには、相対的な観察可能性に基づいて優先順位を付けるべきであるとしているが（下記セクション15を参照）、インプットの性質は測定の目的に影響を及ぼさない。すなわち、現在の市場の状況下での出口価格を算定することを求める規定は、報告企業が類似の資産又は負債が測定日時点で取引されていることを観察できないことを理由に免除されるものではない*[IFRS 13.2]*。

観察可能なインプットが存在しないために、重要な観察可能でないインプットを使用して公正価値が見積られている場合であっても、その目標は、市場参加者が当該資産又は負債を測定日時点で取引する際に考慮するであろう仮定（リスクについての仮定を含む）に基づいて出口価格を算定することである。この際、測定対象である資産又は負債の期待キャッシュ・フローに内在する不確実性に係る対価として市場参加者に支払われるリスク・プレミアムを公正価値測定に含めることが必要な場合がある*[IFRS 13.3]*。

IFRS第13号には概して、具体的な規則や詳細な「ハウツー」ガイダンスは示されていない。さまざまな種類の資産及び負債（金融及び非金融の両方）を会計処理するにあたり公正価値測定が幅広く使われていることを考慮すると、詳細な評価ガイダンスを示すことは現実的ではないと考えられたのである。そのため、IFRS第13号の適用には相当な判断が求められるが、この判断は、IFRS第13号に示される原則主義に基づいた公正価値測定のフレームワークにおける基本概念を用いて行われる。

1.3 適用後レビュー

2018年にIASBは、IFRS第13号が財務報告に及ぼす影響を評価するための同基準書の適用後レビュー（post-implementation review：以下、PIR）を完了した。特に、IASBは次の点を評価することを目的としていた。

- IFRS第13号が要求している情報が財務諸表利用者にとって有用かどうか。
- IFRS第13号の各領域が適用上の課題を示しているかどうか、及び規定の不整合な適用が生じるおそれがあるかどうか。
- IFRS第13号の規定に基づく財務諸表の作成、監査もしくは規制当局による監督（執行）の際、又はIFRS第13号が企業に提供を要求している情報を収集する際に、予想外のコストが生じているかどうか。[2]

PIRの焦点は主に以下の事項であった。すなわち、公正価値測定に関する開示の有用性、会計単位を優先すべきか、それともレベル1インプットの使用を優先すべきか、非金融資産の公正価値測定における最有効使用に関する規定の適用、及びIFRS第13号の特定の領域における判断の使用（たとえば、市場が活発かどうかの評価（下記セクション7.1.1を参照）、公正価値測定のヒエラルキーにおける区分を決定する際の観察可能でないインプットが重要かどうかの判断（下記セクション15.2.1を参照））である。[33]

2018年12月にIASBは、IFRS第13号のPIRに関するレポート及びフィードバック・ステートメントを公表し、IFRS第13号は意図したとおりに適用されていると結論付けた。PIRの結果、当審議会は次の決定を行った。[4]

(a) 開示の有用性に関するPIRの発見事項を、財務報告におけるコミュニケーション向上のためのIASBの作業、特に、的を絞った基準書レベルでの開示レビュー及び基本財務諸表プロジェクトに反映する
(b) 評価専門家との連携を継続し、実務における新たな進展をモニターし、ナレッジの開発及び共有を推進する
(c) PIRからの発見事項に対応するその他のフォローアップを行わない

2018年にIASBは、将来において開示目的及び開示規定を開発し草案を作成する際に、IASBが使用する草案ガイダンスを試験的に適用する2つの基準書を選定した。その1つがIFRS第13号であった（もう1つは、IAS第19号「従業員給付」）。2019年から2020年にかけてIASBは、IFRS第13号の開示目的及び当該目的を満たすために使用される個別の開示項目に関する改訂の提案を決定した。IASBは2021年3月に、公開草案ED/2021/3「IFRS基準における開示要求－試験的アプローチ（IFRS第13号及びIAS第19号の修正案）」を公表した。しかし、IASBは2022年10月、修正案のいずれについても今後の作業は行わないことを決定した（詳細は下記セクション19.6を参照）。

2 適用範囲

IFRS第13号は、他のIFRSにより、公正価値あるいは公正価値に基づく測定値（たとえば、売却費用控除後の公正価値）の測定又は開示が要求されている又は容認されている場合に適用される*[IFRS 13.5]*。ただし、以下を除く。

（a）測定及び開示の規定は、以下には適用されない*[IFRS 13.6]*。

- IFRS第2号「株式に基づく報酬」の適用範囲に含まれる株式報酬取引
- IFRS第16号「リース」に従って会計処理されるリース取引（下記セクション2.2.2を参照）
- IAS第2号「棚卸資産」の正味実現可能価額やIAS第36号「資産の減損」の使用価値など、公正価値に類似しているが公正価値ではない測定（下記セクション2.2.3を参照）

（b）以下には、IFRS第13号の測定規定は適用されるが、開示規定は適用されない*[IFRS 13.7]*。

- IAS第19号に従って公正価値で測定される制度資産
- IAS第26号「退職給付制度の会計及び報告」に従って公正価値で測定される退職給付制度の投資
- IAS第36号に従って回収可能価額が処分費用控除後の公正価値となる資産（下記セクション2.2.4を参照）

2.1 IFRS 第 13 号の適用対象となる項目

2.1.1 公正価値測定

IFRS第13号の測定フレームワークは、他のIFRSにより容認又は要求されている場合には、当初認識時の公正価値測定と事後的な公正価値測定の両方に適用される*[IFRS 13.8]*。これには、公正価値で測定される資産と負債の両方、及び企業自身の資本性金融商品が含まれる*[IFRS 13.4]*。当初認識時の公正価値測定については、下記セクション12で詳しく説明している。IFRS第13号は、公正価値の測定方法を定めているが、以下については定めていない。

- 何を公正価値で測定するか
- いつ公正価値で測定するか（すなわち、測定日）
- 公正価値の事後的な変動をどのように会計処理するか、たとえば、純損益に計上するか、その他の包括利益に計上するか（あるいは会計処理を行うかどうか）。しかし、IFRS第13号は、公正価値での当初認識時に生じる初日利得又は損失についても部分的には言及しており、初日利得又は損失は、公正価値での当初測定を許容又は要求しているIFRSの基準書に別段の処理が定められている場合を除いて、純損益で即時に認識することが求められる。

企業は、これらの各規定に関し、関連するIFRS会計基準書（たとえば、IFRS第3号「企業結合」、IFRS第9号「金融商品」又はIAS第40号「投資不動産」）を考慮しなければならない。

2.1.2 公正価値に係る開示

IFRS第13号の適用範囲には、公正価値に関する開示も含まれている。これは、ある項目の財務諸表における帳簿価額が公正価値ではないが、その項目の公正価値の開示が関連する基準書や解釈指針により認められる場合や求められる場合に該当する。例として次のものがある。

- IAS第40号「投資不動産」。原価モデルを用いて測定される投資不動産について公正価値の開示が求められる*[IAS 40.79(e)]*。
- IFRS第7号「金融商品：開示」。IFRS第9号に従って当初認識後に償却原価で測定される金融商品（ヘッジされるリスクについて公正価値測定される償却原価区分のヘッジ対象を含む）の公正価値の開示*[IFRS 7.25]*

そうした状況においては、開示される公正価値はIFRS第13号に基づいて測定され、IFRS第13号に従って一定の開示も行う必要がある（下記セクション19を参照）。

IFRS第7号では、一定の状況において、事後的に公正価値で測定されない金融商品について公正価値の開示を求める規定の適用が免除されている。たとえば、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であると考えられている場合などである*[IFRS 7.29]*。このような場合、企業は金融資産又は金融負債の公正価値を開示のために測定する必要はない。しかし、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値といえるかどうかを判断するため、IFRS第13号を考慮することが求められる。

2.1.3 公正価値に基づく測定

売却費用控除後の公正価値など、公正価値に基づく測定は（それを認識する場合か、開示のみ行う場合かにかかわらず）、IFRS第13号の適用対象となり、これには以下が含まれる。

- IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却費用控除後の公正価値で測定された売却目的で保有する非流動資産（又は処分グループ）が、売却費用控除後の公正価値が帳簿価額を下回る場合（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第4章「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」を参照）
- IAS第2号で定められている、コモディティ・ブローカー／トレーダーが保有し売却費用控除後の公正価値で測定される棚卸資産（第22章「棚卸資産」を参照）
- IAS第36号に従って算定された資産又は資金生成単位の回収可能価額として処分費用控除後の公正価値を使用している場合。これには、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に従って会計処理されている関連会社に対する投資に対して、IAS第36号に従った減損テストを行う場合も含まれる（第20章「固定資産及びのれんの減損」を参照）。
- IAS 第41号「農業」に従って売却費用控除後の公正価値で収穫時に測定される生物資産（果実生成型植物の上で生育する生産物を含む）及び農産物（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第42章「農業」を参照）

いずれの場合においても、公正価値部分はIFRS第13号に従って測定される。売却費用又は処分費用は、たとえばIFRS第5号などの適用されている基準書に従って算定される。

2.1.4 短期債権債務

IFRS第13号が公表される前、IFRS第9号にかつて存在したB5.4.12項により、表面金利の付されていない短期債権債務は、割引の影響に重要性がない場合には割引を行うことなく請求額で測定することが認められていた*[IFRS 9(2012).B5.4.12]*。IASBがIFRS第13号を公表した結果、当該項は削除された。

当該項が削除されたことで、そのような短期債権債務に関して割引が要求されるのかという疑問が生じていた。IASBは、IFRS第9号の改訂を行うにあたり、そうした短期債権債務を請求額で測定できないようにすることがIASBの意図ではなかったことを明確にすべく、IFRSの年次改善2010年-2012年サイクルの一環としてIFRS第13号を改訂した。IASBは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、IFRS会計基準に定められる会計方針を適用しても重要な影響がない場合には、それらを適用しないことを認めていることにも留意した*[IFRS 13.BC138A, IAS 8.8]*。

2.2 適用除外事項

2.2.1 株式報酬

IFRS第2号は、ある一定の株式報酬を付与日時点の公正価値で測定することを求めている(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第34章「株式報酬」を参照)。しかし、IFRS第2号における公正価値測定の目的は、IFRS第13号と完全に整合するものではない。IASBは、これらの2つの測定値を区別しようとするのではなく、IFRS第2号に従って会計処理される株式報酬取引をIFRS第13号の適用範囲から除外することを決定した。したがって、そうした株式報酬の付与日時点の公正価値は、IFRS第13号ではなく、IFRS第2号に従って測定、開示される*[IFRS 13.BC21]*。

2.2.2 リース取引

上記セクション2で述べたように、IFRS第16号に従って会計処理されるリース取引には、IFRS第13号は適用されない。代わりに、IFRS第16号の公正価値測定及び開示に関する規定が適用される(IFRS第16号の詳細は第23章「リース」を参照)。この適用除外規定は、IFRS第3号に基づく企業結合で取得した資産又は引き受けた負債には適用されない。そうした公正価値測定には、IFRS第13号が適用される。さらに、企業はIFRS第16号の適用後は、セール・アンド・リースバック取引にもIFRS第13号の適用を要する可能性がある。

IFRS第16号の適用対象であるリース取引がIFRS第13号の適用範囲から除外されることは明確であるものの、(借手における)リース負債及び(貸手における)ファイナンス・リース債権はIAS第32号「金融商品:表示」によれば金融商品であることから、IFRS第7号が適用される*[IFRS 7.4, IAS 32.AG9]*。上記セクション2.1.2で説明したように、IFRS第7号第25項は、金融資産及び金融負債の種類ごとに、公正価値と帳簿価

額の比較を開示することを求めている（ただし、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合を除く）*[IFRS 7.25, IFRS 7.29(a)]*。リース負債は本開示規定から明確に除外されているが*[IFRS 7.29(d)]*、ファイナンス・リース債権は除外されていない。したがって、IFRS第7号はIFRS第13号の適用範囲から除外されないことから、貸手はIFRS第7号の開示を提供するために、ファイナンス・リース債権の公正価値をIFRS第13号に従って測定する必要がある（ただし、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合はその限りではない）。

2.2.3 公正価値に類似した測定

一部のIFRS会計基準書は、公正価値に類似しているものの公正価値ではない測定を許容又は要求している。このような測定は、IFRS第13号の適用範囲から除外される。ただし、それらの測定の際には、IFRS第13号で認められる技法と同様の技法を用いて算定されることがある。たとえば、IAS第36号は、割引キャッシュ・フローを用いて使用価値を算定することを求めている（第20章を参照）。また、たとえば、IAS第2号に従って棚卸資産の正味実現可能価額を算定する場合など、資産の販売価格を考慮することもある（第22章を参照）。しかし、このような類似点はあるものの、これらの目的は公正価値を測定することではないため、IFRS第13号が適用されることはない。

2.2.4 IFRS 第 13 号の開示規定に対する免除

上記セクション2で述べたように、IFRS第13号の開示規定は、IAS第19号に従って公正価値で測定される制度資産、IAS第26号に従って公正価値で測定される退職給付制度の投資、IAS第36号に従って回収可能価額が処分費用控除後の公正価値となる資産については適用されない。

また、IFRS第13号の開示規定は、当初認識時のみ公正価値による測定が求められる場合にも適用されない。すなわち、IFRS第13号の開示規定は、当初認識後の公正価値測定に適用される（詳細は下記セクション19を参照）。

上記のこれらの項目に開示規定は適用されないが、IFRS第13号の公正価値の測定に関する規定は適用される。したがって、企業はIFRS第13号に従って対象を測定し、適切な基準書（すなわち、IAS第19号、IAS第26号、IAS第36号）又は当初認識時に公正価値を要求している基準書に従って要求される開示を行う。たとえば、企業結合においてブランドを取得した企業は、IFRS第3号により、当該無形資産を当初認識時に公正価値で測定することが要求される。取得企業は、当該資産の公正価値をIFRS第13号に従って測定するが、公正価値測定に関する情報は、IFRS第13号ではなくIFRS第3号に従って開示する（これは、それらの公正価値が当初認識時に測定されたものであるからである）。

2.3 現在価値技法

IFRS第13号には、公正価値測定における、割引キャッシュ・フロー分析などの現在価値技法の使用に関するガイダンスが示されている（現在価値技法の適用の詳細については、下記セクション20を参照）。しかし、現在価値技法を使用したからといって、必ずしも公正価値測定となるわけではない。上記セクション2.2.3で述べているように、IFRS会計基準の中には、公正価値測定を意図したものではない金額で資産及び負債を測定するために現在価値技法を使用している基準書が存在する。公正価値を測定することがその目的でない限り、IFRS第13号は適用されない。

2.4 他の基準書における公正価値測定に関する例外規定及び実務上の便法

2.4.1 公正価値測定に関する例外規定

一部の基準書においては、資産又は負債を公正価値で測定する規定に対して例外を定めている。IFRS第13号では、これらの例外を削除してはいない*[IFRS 13.BC8]*。

IFRSは通常、公正価値が信頼性をもって測定できない状況に限って、公正価値測定に関する例外を認めており、これに該当する場合には原価モデルの適用を求めている。たとえば、IAS第41号は、生物資産の当初認識時に公正価値が信頼性をもって測定できるという推定を覆すことができる場合に原価モデルの適用を認めている。また、公正価値が信頼性をもって測定できるようになった場合には、公正価値モデルに戻ることが要求されている*[IAS 41.30]*。このような場合には、公正価値が信頼性をもって測定できない理由を説明するために追加の開示が求められることが多く、たとえば、投資不動産に関するIAS第40号で要求されるように、可能な場合には公正価値を表している可能性が非常に高い見積金額の範囲を開示することになる*[IAS 40.79(e)(iii)]*。

このような状況では、公正価値が信頼性をもって測定できるかどうかを判断するために、IFRS第13号の規定を考慮する必要がある。観察可能な情報が入手できない場合であっても、IFRS第13号の規定に基づき、公正価値が信頼性をもって測定できると判断した場合には、このような例外規定を利用することはできない。

2.4.2 償却原価で計上される減損金融資産に関する実務上の便法

IFRS第9号の公表前は、IAS第39号が実務上の便法として、債権者が償却原価で計上している金融資産の減損を、観察可能な市場価格を用いた当該金融商品の公正価値を基に測定することを容認していた*[IAS 39(2017).AG84]*。実務上の便法が適用される場合、IFRS第13号がその公正価値の測定に適用されていた。実務上の便法が適用されない場合、測定の目的は公正価値を使用することを意図されておらず（そのため、IFRS第13号が適用されることはなく）、償却原価で計上された金融資産の減損の測定に関するIAS第39号の規定が適用された。

IFRS第9号では、企業は特定の金融商品の信用リスクを見積るために観察可能な市場情報を使用することが認められており、その結果、公正価値は償却原価の近似値として使用されることはない。その代わりに、償却原価で計上された金融資産の減損の測定に関するIFRS第9号の規定が適用されることになる。

2.5 IFRS 第 13 号における公正価値測定に関する実務上の便法及び例外規定

2.5.1 IFRS 第 13 号における実務上の便法

上記セクション2.4で説明したさまざまな実務上の例外規定に加え、一定の状況における公正価値フレームワークの適用に関して、IFRS第13号にも2つの実務上の便法が定められている。これらの実務上の便法は、ビッド・アスク・スプレッドの範囲での仲値による価格決定の利用（下記セクション14.3.1を参照）と、企業が大量の類似の資産又は負債を保有しており、それらの相場価格は存在するものの容易にアクセスできない場合における代替的な価格算定方法の使用（たとえば、マトリックス・プライシング）である（下記セクション16.2を参照）。各実務上の便法について、本章で個別に説明している。

2.5.1.A 公正価値測定における純資産価値の使用

IFRSの下では、純資産価値（NAV）が公正価値に等しいと推定してはならない。これは、測定対象である資産（すなわち、会計単位）が投資企業に対する資本性投資（たとえば、IFRS第9号に基づく個々の株式）であり、投資企業自体が保有する資産（及び負債）ではないからである*[IFRS 13.14]*。一定の状況において（たとえば、オープン・エンド型ファンドが、NAVで継続的に募集及び償還することにより流動性の源泉を提供している場合）、NAVは資本持分の公正価値を表す場合があるものの、これに該当すると推定することはできない。代わりに公正価値を算定する際は、測定対象である投資の特徴を考慮することが必要となる*[IFRS 13.11]*。

米国財務会計基準審議会（FASB）との相違

米国会計基準では、IFRS第13号に相当する基準（会計基準編纂書（Accounting Standards Codification：以下、ASC）のトピック820「公正価値測定」（ASC第820号））において、投資会社に対する一定の投資の公正価値を、一定の要件が満たされた場合にNAV又は相当する数値を使って測定するという実務上の便法が認められている。しかし、IFRS第13号は、公正価値を見積る際にNAVを使用することを明確には認めていない*[IFRS 13.BC238(a)]*。

活発な市場における同一の金融商品の相場価格が入手できる場合（すなわち、レベル1インプット）、資本性金融商品の公正価値は、それがNAVとは異なる場合であってもその価格（無調整）に保有する数量を乗じたもの（個々の単価×数量）を使って測定しなければならない*[IFRS 13.77]*。レベル1インプットがNAVと異なる可能性がある状況の例として挙げられるのは、証券取引所においてファンドの公表NAVとは異なる価格で取引される一定のクローズド・エンド型ファンドに対する持分である。投資が活発な市場で取引されている場合、相場価格がNAVと等しい場合がある（たとえば、一定のオープン・エンド型ミューチュアルファンドの場合）。ただし、公正価値を算定するために使用するインプットは相場価格であり、NAVではないという原則は変わらない。

同一の金融商品に関して相場価格が存在しない場合、公表NAVが公正価値を見積る出発点となることがある。しかし、投資企業に対する資本性投資の価格付けを行うにあたり、市場参加者が考慮するであろう固有の特徴を反映するために調整が必要となる可能性がある*[IFRS 13.11]*。

弊法人のコメント

投資企業の公表NAVと報告企業が使用する公正価値の間の差異を、必要であれば投資者に説明し、IFRS第13号及びその他IFRSにより要求される開示を裏付けることができるように、それらの差異が生じている要因を理解することが有用な場合がある。考慮する要因には以下が含まれるが、これらに限定されない。

(a) 公表NAVは、公正価値を測定する際に利用するインプットとして適切であるか。
(b) 市場参加者が資本性投資の価格付けを行う際に考慮するであろう特徴を反映するため、公表NAVを調整する必要があるか。

それぞれの詳細は下記で説明している。

(a) 公表NAVは、公正価値を測定する際に利用するインプットとして適切であるか。

公表NAVが公正価値を測定する際に利用するインプットとして適切であると判断する前に、報告企業は、投資企業がNAVを見積る際に使用している評価技法及びインプットを考慮することにより、投資企業の評価実務の有効性を評価すべきである。これは、投資企業の評価実務及びインプットが、市場参加者が当該投資企業の資本性金融商品に関して使用する必要がある評価実務及びインプットと整合しているかどうかを判断する上で有用である。

当該考慮に役立つ可能性のある評価実務及びインプットに関する情報源には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 最初のデュー・デリジェンス及び継続的なモニタリング手続において収集された証拠
- 投資企業における公正価値見積りプロセスと統制環境、原投資の公正価値を見積るための方針と手続き、及びそれらのプロセスと統制環境又は方針と手続きに何らかの変更があればその変更
- 投資企業による独立した第三者である評価の専門家の使用
- 原証券のうち活発に取引されている割合
- 過去に実現した価値と直近の公正価値との比較
- 投資企業の価格サービス業者の専門的な評判及び地位
- NAVに対し大幅な調整履歴があるかどうか

上記の情報源は、資本性金融商品の公正価値算定におけるインプットとして公表NAVを利用するのが適切であるか、及び市場参加者がNAVに対して調整を行っているかどうかを投資家が考慮する上で役立つ。

(b) 市場参加者が資本性投資の価格付けを行う際に考慮するであろう特徴を反映するため、公表NAVを調整する必要があるか。

報告企業は、公表NAVに反映されていない資本性投資の特徴を考慮すべきである。投資企業が保有する資産の公正価値では、たとえば、投資企業の資本性投資の保有者に課せられる制限や潜在的義務は考慮されていない。義務は、投資企業の要請があった場合に追加資本を拠出するコミットメントの形態を取ることがある。市場参加者が、当該資本性投資に関係する特性、リスク、又はその他要因を理由に公表NAVに対するディスカウント又はプレミアムを要求すると予想される場合、投資の公正価値測定では当該要因に関して調整を行う必要があると考えられる。

しかし、NAVの調整が必要ではない場合もある。たとえば、新しい投資者の資金の追加設定が可能なオープン・ファンドの場合、当該ファンドの投資の公正価値は、新規投資者が同様の持分を取得するために直接投資する際に要求されるであろう金額をおそらく上回らないと予想される。同様に、ファンド投資の仮想の売手は、当該ファンドに対する投資を直接償還した場合（そのような償還が可能な場合）に受け取る金額よりも低い金額を受け入れることはないと想定される。したがって、投資の出口価格を算定するにあたりNAVに調整が必要かどうかを評価する上で、募集と償還を通じて投資に係る流動性の源泉を確保するという投資企業の意思と能力を考慮することが重要になる。

それが秩序ある取引ではないと判断される場合を除き、関連する流通市場での取引に関する情報を考慮すべきである。そうしたファンドのリミテッド・パートナーは、合併又は買収、流動性ニーズ、あるいは戦略の変更など、さまざまな理由から保有する投資を売却しようとすることがある。実務ではプレミアムが観察される場合もあるが、投資企業に対する投資の売却に係るディスカウントもまた一般的である。

上述した資本性投資の具体的な特徴に加えて、報告NAVに対するプレミアム又はディスカウントは、以下の要因に基づき発生する可能性もある。

- 投資企業の種類、投資企業における具体的なポートフォリオ投資、市況及びファンドマネージャーの評判
- ファンドマネージャーの評価技法に関する評価（たとえば、ファンドマネージャーの評価技法が保守的であるとみなされる場合、プレミアム又は低めのディスカウントが生じる可能性がある）
- 投資企業の原投資ポートフォリオを評価することの困難度
- 観察した売却における売手の動機。これは投売りを示唆する場合も示唆しない場合もある。投資家が投資を売却する理由はさまざまであるため、観察した売却を投売りと決めつけることはできない。

同様に、投資企業に対する投資が、プレミアム又はディスカウントのない公表NAVで独立の第三者に売却された場合、調整を行う必要がないことを示唆している可能性がある。

2.5.2 金融商品に関する公正価値原則に係る測定の例外規定

IFRS第13号では、「最有効使用」と「評価の前提」は非金融資産の測定にのみ適用されることが明示されている。これらの概念は、その多くがポートフォリオ単位で測定される一部の店頭（OTC）デリバティブの評価を大きく変え得るものである。すなわち、報告企業は一般的に、OTCデリバティブ契約に関して

ビッド・アスク・スプレッド及び信用リスクに関連する評価調整額を、特定の市場リスク又は信用リスクに対する契約ポートフォリオのネット・エクスポージャーを考慮して算定する。この懸念に対応するため、一定の要件が満たされた場合に、相殺し合うリスクを有する金融商品を測定する際に適用できる、公正価値原則に対する例外がIFRS第13号には設けられている。

この例外規定により、企業は、金融商品ポートフォリオの公正価値を（ポートフォリオの個々の金融商品ではなく）特定の市場リスク・エクスポージャーに係るネット・ポジションの売却又は移転に基づき見積ることができる。また、この例外規定により、特定の相手方に係る信用エクスポージャーを純額ベースで考慮することができる。ただし、債務不履行時の信用リスクを軽減するための取決め（たとえば、マスター・ネッティング契約）がある場合に限る。

相殺し合うリスクを有する金融資産及び金融負債の公正価値の測定に関する詳しい説明は、下記セクション11を参照されたい。

3 公正価値フレームワーク

3.1 公正価値の定義

公正価値は以下のように定義されている*[IFRS 13.9]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
9	本基準書は、公正価値を、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」と定義する。

IFRS第13号における公正価値の定義は、IFRSの従前の定義、すなわち、「取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により資産が交換され、又は負債が決済される価格」と大幅に異なるものではない*[IFRS 13.BC29]*。しかし、IFRS第13号における定義と公正価値フレームワークに関するガイダンスでは、以下が明確にされている。

- IFRS第13号における公正価値の定義は、入口価格ではなく現在の出口価格である*[IFRS 13.BC36]*。資産又は負債の出口価格は、概念上は取引価格（すなわち、入口価格）とは異なる。出口価格と入口価格は多くの場合、同一であるが、取引価格が、IFRS第13号に従って測定された当初認識時の資産又は負債の公正価値を表すと推定することはできない。
- 出口価格を用いるという公正価値測定の定めは、測定時点における資産を売却する、あるいは負債を移転するという報告企業の意図や能力に関係なく適用される*[IFRS 13.BC39, IFRS 13.BC40]*。公正価値は、主要な市場（又は主要な市場が存在しない場合は報告企業が取引を行うであろう最も有利な市場－下記セクション5を参照）における出口価格をいう。しかし、出口市場における価格は、取引コストについて調整してはならない。すなわち、ある項目を取得する際に発生した取引コストは、公正価値を測定する際に使用する価格に加算せず、ある項目を売却する際に発生した取引コストは、公正価値を測定する際に使用する価格から控除しない*[IFRS 13.25]*。
- 公正価値は市場に基づく測定であり、企業に固有の測定はない。そのため、公正価値は市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に利用するであろう仮定に基づいて測定される*[IFRS 13.BC31]*。
- 公正価値測定は、資産又は負債に伴うリスクを相殺するための取引ではなく、資産の売却又は負債の移転を考慮する（詳細は下記セクション7を参照）。
- 資産を売却又は負債を移転する取引は、測定日における仮想の取引であり、秩序ある取引であることが前提とされ、市場へのエクスポージャーに関する適切な期間が考慮される*[IFRS 13.15]*（詳細は下記セクション7を参照）。
- 公正価値測定の目的は、出口市場における取引水準や使用される評価技法によって変わるものではない。すなわち、資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく減少した場合であっても、公正価値は、引き続き測定日時点の市場環境を考慮した市場における出口価格となる*[IFRS 13.2, IFRS 13.B41]*。

3.2 公正価値測定フレームワーク

IFRS第13号は、公正価値の単一の定義に加え、この定義を財務報告に適用するためのフレームワークを定めている。公正価値フレームワークで使用されている主要概念の多くは相互に関連するものであり、その相互関係はアプローチ全体の観点で考慮すべきである。

上記セクション1.2で述べているように、公正価値測定の目的は、「現在の市場の状況において、測定日に市場参加者の間で資産の売却又は負債の移転の秩序ある取引が行われるであろう価格を見積る」ことである*[IFRS 13.B2]*。

企業はこの目的を達成するために、公正価値の見積りにあたり、以下のすべてについて判断しなければならない*[IFRS 13.B2]*。

(a) 測定の対象となる特定の資産又は負債（会計単位と整合するもの－下記セクション4を参照）

(b) （非金融資産に関して）その測定に適した評価の前提（最有効使用と整合するもの－下記セクション9を参照）

(c) 資産又は負債に関する主要な（又は最も有利な）市場（下記セクション5を参照）

(d) 測定のために適切な評価技法（下記セクション13を参照）。市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定（下記セクション6を参照）を表すインプットを設定するためのデータの入手可能性（下記セクション14を参照）、及びそのインプットが分類される公正価値ヒエラルキーのレベル（下記セクション15を参照）を考慮する。

弊法人のコメント

下記の図表では、IFRS第13号に定められる公正価値測定フレームワークのさまざまな要素がどのように相互依存しているかについて、我々の考えを説明している。

図表 3-1： 公正価値測定フレームワーク

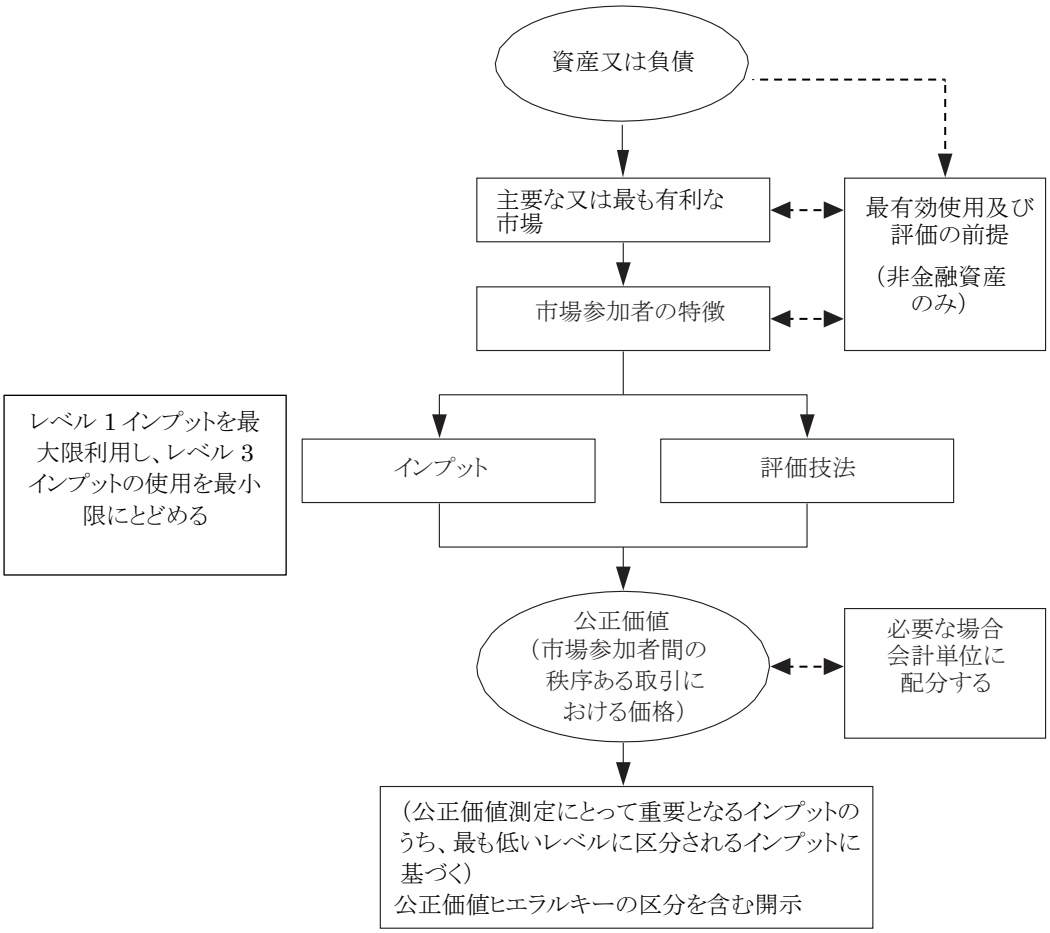

実務では、一定の種類の資産（たとえば、正規の市場で取引される資産）と比較して、他の資産（たとえば、無形資産）に関しては、公正価値フレームワークの適用がより複雑な場合がある。他の資産と組み合わせて使用した場合に価値が生じる非金融資産、あるいは発達した市場が存在しない非金融資産に関しては、公正価値フレームワークを適用するにあたり、評価の前提、最有効使用と出口市場との間の循環的な性質を解消することが重要である（非金融資産の公正価値測定の詳細な説明は、下記セクション9を参照）。

IFRS第13号は、「最有効使用」と「評価の前提」の概念は、非金融資産の公正価値を算定する際にのみ適用されることを明確にしている。そのため、非金融資産への公正価値フレームワークの適用は、金融商品、非金融負債及び報告企業の資本に分類されている金融商品など他の項目への適用と異なっている（相殺ポジションを有する金融商品の公正価値についての説明は下記セクション11、負債及び企業自身の資本性金融商品の公正価値測定については下記セクション10を参照）。ただし、非金融資産に関する公正価値フレームワークの適用には違いがあるものの、公正価値測定の目的（すなわち、主要な（又は最も有利な）市場における出口価格）は同じである。

下記セクション11で詳しく説明しているように、IFRS第13号には、公正価値の原則に対して例外が設けられている。これにより企業は、一定の要件が満たされる場合、金融商品のグループを特定のリスク・エクスポージャーに対するネット・ポジションの売却（又は移転）価格に基づき測定することができる。この例外を使用した場合、報告企業は、適切な会計単位にポートフォリオ・レベルでの評価調整額を配分しなければならないことがある。

4 資産又は負債

IFRS第13号は、公正価値測定は特定の資産又は負債に関するものであり、これは、当該特定の資産又は負債に関連する一定のリスクを相殺するための価格とは異なると述べている。この区別は、売却又は移転が行われず、他の取引を通じてリスクがヘッジされる一定の金融商品（たとえば、デリバティブ）の評価において特に重要となる。しかし、IFRS第13号は、相殺し合うリスクを有する金融商品を、そのエクスポージャーを生じさせる資産又は負債ではなく、特定のリスクに対するネット・リスク・エクスポージャーに基づいて測定することを認めている（測定に関するこの例外を適用するための要件及び適用に係る検討事項の詳細は、下記セクション11を参照）。

4.1 会計単位

測定対象の資産又は負債を識別することは、公正価値を測定する際の基礎となる。公正価値は、以下のいずれかによって測定する必要がある。

- 単独の資産又は負債（たとえば、金融商品又は事業用資産）
- 資産グループ、負債グループ、又は資産と負債のグループ（たとえば、資金生成単位（CGU）又は事業）

会計単位により、財務報告目的で測定される対象が決定する。会計単位とは、IFRS第13号やその他の基準書を適用するにあたり、資産又は負債を集約又は分解するレベルを定める会計上の概念である。

適切な会計単位は、IFRS第13号で特に明示されている場合を除いて（下記セクション4.1.1及び4.1.2を参照）、該当する基準書（すなわち、公正価値の測定又は開示を容認又は要求している基準書）により決定される*[IFRS 13.13, IFRS 13.14]*。たとえば、ある投資不動産の価値が100百万円であるとする。当該投資不動産はある単一資産法人（又は、コーポレート・ラッパー）により保有されているが、当該法人の株式の価値は90百万円しかないとする。この状況で、他の企業が単一資産法人の株式を90百万円で取得したとしたら、当該企業は取得日時点で購入価格を同法人の保有している投資不動産に配分することになる。したがって、投資不動産は当初90百万円で認識される。年度末時点において、当該不動産の公正価値が110百万円となったとする。企業はIAS第40号で公正価値モデルを選択し、当該不動産を公正価値で測定する。同時点で単一資産法人の株式の公正価値は99百万円であるとする。IAS第40号は、投資不動産を測定することを要求しているのであって、当該不動産を保有する単一資産法人の株式を測定することを要求しているのではない*[IAS 40.33]*。したがって、当該不動産は同法人の株式の公正価値ではなく110百万円の公正価値で測定される。

公正価値は、測定対象の会計単位と整合しなければならず、当該測定値には市場参加者が考慮に入れるであろう関連するリスクが適切に考慮されなければならない。そうしたリスクとは、資産又は負債の公正価値に潜在的に影響を与える可能性があるものであり、当該リスク又は機会が実在のものか認識上のものかを問わない。たとえば、気候関連要因がどの資産及び（又は）負債に帰属するのかを理解して、関連する要因が二重カウントされたり、省略されたりしないようにする必要がある。気候変動に起因して見込まれるコストの増加は、鉱業会社が保有する有形固定資産項目及び関連する再生引当金の価値に影響を与える可能性

がある。しかし、有形固定資産項目の公正価値を測定する場合、市場参加者が当該資産の価格付けを行う際に考慮に入れるであろうインプットだけを考慮する必要がある。

よくある質問

質問 4-1: IFRS 第 13 号は、資産（又は負債）の構成要素を参照して公正価値を測定することを容認しているか

IFRS第13号は、公正価値測定の目的は、測定日時点で資産について受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格を算定することであるとしている。すなわち、公正価値測定は、特定の資産又は負債について行われる。会計単位は、会計上、資産又は負債が集約（又は分解）される水準を参照して、何を測定するかを定めるものである。

弊法人のコメント

資産（又は負債）を構成要素に分解することがIFRSにより要求又は容認されている場合（たとえば、IFRS第9号に基づく分離規定）を除き、測定対象である資産又は負債の法的形態よりも下のレベルの会計単位を考慮することは一般的には適切でないと我々は考えている。さらに、資産又は負債全体の公正価値を算定できる場合、公正価値を測定するにあたり、構成要素の総和が全体の価値を上回るからといって、一般的に高い方の金額が用いられることはないと我々は考えている。

ただし、「サム・オブ・ザ・パーツ（sum-of-the-parts）」アプローチ（構成要素ごとに分析を行った上で全体の公正価値を推定する方法）を用いる評価手法はIFRS第13号の下でも適切な場合がある。たとえば、複雑な金融商品の測定を行うにあたり、金融商品の構成要素に基づいて金融商品全体の価値の算定を試みる評価手法がしばしば用いられている。

しかし、資産又は負債全体の公正価値を算定できる場合、公正価値を測定するにあたり、構成要素の総和が全体の価値を上回るからといって、一般的に高い方の金額が用いられることはないと我々は考えている。より高い価値を用いるということは、資産は分解され、さまざまな要素やリスク属性が、資産又は負債全体よりもその構成要素に対してより多くの金額を支払うであろう異なる市場参加者に移転されるということである。そのようなアプローチはIFRS第13号の原則と整合しない。IFRS第13号では、単一の取引における（会計単位と整合する）資産の売却又は負債の移転が考慮されている*[IFRS 13.B2]*。

4.1.1 会計単位及び単価×数量

IFRS第13号には、活発な市場で取引されている単一の資産又は負債に対するポジション（金融商品の保有など、大量の同一資産又は負債で構成されるポジションを含む）を有する報告企業に関連して、公正価値を測定するにあたり用いるべき会計単位が定められている。この状況において、IFRS第13号では、個々の資産又は負債の相場価格に保有する数量を乗じることにより（個々の単価×数量）、資産又は負債を測定することが求められている。

この規定は、測定対象である資産又は負債がIFRS第9号の適用対象である金融商品の場合には一般的

に受け入れられる。しかし、企業が上場子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する投資を有する場合、会計単位は持分全体であり、投資全体に対して投資者が有する支配、共同支配又は重要な影響力の価値を反映するために、公正価値に調整（たとえば、支配プレミアム）を含めるべきとする意見もある。

また、この規定を上場企業に対する投資と同等な資金生成単位（CGU）にどのように適用するかという問題も生じている。IAS第36号では、CGUに一定の資産及び負債を含めないことを要求しているため、会計単位は上場子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社とは同一ではなく、企業はCGU全体に整合的となる調整を含めることができると考える者がいる。同様に、そのようなアプローチを適切だと考える者は、その根拠として、連結財務諸表では、企業は投資ではなく、被連結企業の資産及び負債を会計処理することを挙げている。一方で、CGUが上場子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する投資と実質的に同一である場合、個々の単価×数量により測定することを求める規定を適用すべきと考える者もいる。

IFRS第13号は、測定対象である資産又は負債の特徴と整合的であり、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行うにあたり考慮するであろうインプットの選択を企業に対して要求している（下記セクション6.2を参照）。ブロック・ディスカウントを除き（これは、明確に禁止されている）、特定の公正価値測定にプレミアム又はディスカウントが適用されるか否かを決定するには判断が必要であり、特定の事実及び状況に左右される。

下記セクション14.2で説明しているように、IFRS第13号は、以下のすべての条件を満たす場合を除き、プレミアム又はディスカウントを公正価値測定に織り込んではならないとしている。

- プレミアム又はディスカウントの適用が、測定対象である資産又は負債の特徴を反映するものである。
- 自らの経済的利益が最大になるように行動する市場参加者が、当該資産又は負債の価格付けを行うにあたり、これらのプレミアム又はディスカウントを考慮する。
- プレミアム又はディスカウントを含めることが、公正価値測定を要求している（又は許容している）IFRSにおける会計単位と不整合でない。

弊法人のコメント

したがって、企業が上場子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する投資を有する際に、会計単位が持分全体であると判断する場合は、公正価値を算定する際に、たとえば支配プレミアムなどを含めることは、市場参加者が資産の価格付けを行うにあたり当該プレミアムなどを考慮しているとの条件を満たす限り、適切であると考えられる。一方、会計単位が上場子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社の個々の株式であると判断する場合は、公正価値を算定する際に個々の単価×数量を使用して（調整は行わず）測定することを求める規定が、一定の状況においてプレミアム又はディスカウントを含めることを認めるIFRS第13号の規定に優先すると考えられる。

2014年9月、上場子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する投資の会計単位に関するこれらの疑問に対応するため、IASBは次の点を明確にする改訂を提案した。[5]

- 子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の会計単位は投資全体であり、投資を構成する個々の金融商品ではない。

- 活発な市場における相場価格が利用できる金融商品から構成される投資については、会計単位に関係なく、個々の単価×数量を使用する規定が優先される。したがって、そのような投資の公正価値測定は、報告企業が支配、共同支配又は重要な影響力を投資先に対して行使できる持分を有している場合であっても、個々の単価×数量となる。
- CGUの減損テストを行うにあたり、それらのCGUが発行している金融商品の価格が活発な市場で公表されている企業に対応している場合、公正価値測定は個々の単価×数量になる。

  IAS第36号に従って減損テストを行うにあたり、CGUの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のいずれか高い方の金額になる。処分費用控除後の公正価値のうち公正価値の部分は、IFRS第13号に従って測定しなければならない。CGUが実質的に上場企業に対応している場合、公正価値を測定する際に個々の単価×数量を調整することなく使用することを求める規定が適用されるかどうかに関し、同じ問題が生じる。

  上場子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資に関する提案と同様、IASBは、発行している金融商品の価格が活発な市場で公表されている企業にCGUが対応している場合、個々の単価×数量の使用を求める規定が適用されることを提案した。

当該公開草案では、ポートフォリオに係る例外規定に関する明確化も提案された。これについては、下記セクション4.1.2で説明している。

IASBは以下の経過措置を提案していた。

- 子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する相場価格のある投資については、当該改訂案の適用を開始する期間において利益剰余金の期首残高に累積的なキャッチ・アップ修正を認識する。その上で、企業は適用開始期間に生じた相場価格のある投資に係る測定の変動を純損益に認識する(すなわち、遡及適用)。
- IAS第36号に従う減損テストについては、規定を将来に向かって適用する。適用開始期間に減損損失又はその戻入れが発生する場合は、企業は当該改訂案が表示されている直前期に適用されていたと仮定した場合に、減損損失又は戻入れの金額に与えたであろう影響についての定量的な情報を開示する。

当該公開草案には、発効日に関する提案は含まれていなかったが、早期適用を認める提案は含まれていた。さらに、IASBは、IFRSの初度適用企業について、最初のIFRS財務諸表においてIFRSに基づく完全な比較情報を表示している最も古い期間の期首時点で(すなわち、初度適用企業のIFRS移行日から将来に向かって)当該改訂案を適用することができるとの提案を行った。当該公開草案のコメント提出期限は2015年1月16日であった。IASBは2015年3月に再審議を開始した。再審議が行われている間に、活発な市場での相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定について、及び活発な市場での相場価格のある企業がCGUに該当する場合に処分費用控除後の公正価値に基づくCGUの回収可能価額の測定について、それぞれ追加のリサーチが実施された。

IASBは再審議を経た2016年1月の会議において、当該リサーチはIFRS第13号のPIRで引き継ぐことを決定した。[6] IFRS第13号のPIRの一環で、IASBはレベル1インプットと会計単位の優先順位付けについて特に意見を求めた。それに対するコメントは2018年3月のIASB会議で議論された。相場価格のある子会社、

関連会社及びジョイント・ベンチャーの評価に関しては、レベル1インプットを優先すべきか、それとも会計単位を優先すべきかについて、利用者と作成者の見解に引き続き差異が存在することがPIRにおいて判明した。PIRの発見事項によれば、これは実務で幅広く生じている論点ではないが、これが生じた場合には重要な影響を及ぼすとコメント提供者は指摘していた。個々の単価×数量（P×Q）に基づいて投資を測定するのと、割引キャッシュ・フローなどの技法を用いて投資を測定するのとでは重要な差異があるとする利害関係者もいた。コメント提供者は、そうした差異の理由として以下を挙げていた。

- 株価は当該株式の市場における流動性を反映していない、又は、
- 支配及び（又は）シナジー効果の価値を反映しない。

市場は厚みに欠けることがあり、したがって投機的取引、情報の非対称性又はその他の要因による影響を受けやすい点を指摘するコメント提供者もいた。[7]

上記セクション1.3で述べたように、IASBは、PIRに関するレポート及びフィードバック・ステートメントを2018年12月に公表した。IASBは、PIRにおける発見事項に対する追加のいかなるフォローアップ作業も行わないこととし、例として、会計単位と個々の単価×数量（P×Q）の優先順位付けの論点を挙げ、次のような理由でそうした作業はコストの方が便益を上回ることになるため、今後作業を行うことはないと述べた。

- IASBは本論点及びPIRに関し相当の作業をすでに行っており、それらに基づけば本論点は狭い範囲のもので、ごく一部の企業にしか影響を及ぼさないことが示唆されている。
- 利用者は、透明性の向上は望むものの、現行の財務報告の実務について大きな懸念を表明していない。
- 利用者と作成者の見解には差異があり、フォローアップ作業をするには、相当のリソースを割くことが求められる可能性が高い。したがって、本プロジェクトは、IFRS第13号及びその他のIFRS基準書の大幅な改訂作業の一部としてのみ実現可能であろう。[8]

弊法人のコメント

IASBから規範的なガイダンスが公表されていないため、今後も実務上のばらつきが生じると考えられる。IASBが公開草案で提案している改訂は、財務諸表作成者が適切な会計方針を決定する際に利用できる可能性がある。

4.1.2 会計単位及びポートフォリオに係る例外規定

IFRS第13号において、ポートフォリオに係る例外規定に関連した会計単位を定めるかどうかについては議論が分かれている。IFRS第13号に基づき、相殺し合うリスクを有する金融資産及び金融負債のグループを、市場又は信用リスクに対するネット・エクスポージャーに基づき管理している報告企業は、（一定の要件を満たした場合に）特定のリスクに係るネット・ロング・ポジションを売却した場合に受領する価格又はネット・ショート・ポジションを移転した場合に支払う価格に基づき当該グループを測定することが認められている。

IFRS第13号に定められているこのポートフォリオに係る例外規定が、ポートフォリオにおける金融商品の測定単位を定めている（すなわち、グループ内の個々の金融商品ではなく、識別されたグループの特定のリスクに対するネット・エクスポージャーが新しい測定単位を表す）との考えがある。これは、さまざまな影響を及ぼす可能性がある。たとえば、会計単位と整合するポートフォリオの公正価値測定にはプレミアム又はディスカウントを含めることができ、ポートフォリオを構成する個々の金融商品には含めることができないことになろう。また、識別されたグループのネット・エクスポージャーは、（ポートフォリオ内の一部の金融商品が活発に取引されていたとしても）活発に取引されていない場合があるため、ポートフォリオ内で活発に取引されている金融商品に対して、個々の単価×数量（P×Q）による測定が適用されない可能性がある。

一方、ポートフォリオに係る例外規定は、IFRS第9号に定められる会計単位に優先しないという意見もある。したがって、この場合の会計単位（すなわち、ポートフォリオ内の個々の金融商品）と整合しないプレミアム又はディスカウント（ポートフォリオの規模に関連するプレミアム又はディスカウントを含む）は、ポートフォリオに係る例外規定に基づく公正価値測定から除外されると考えられる。

どちらの見解を取るかにかかわらず、ポートフォリオに係る例外規定によって、金融商品の表示規定が変わらないことはIFRS第13号において明示されている（ポートフォリオに係る例外規定の詳細については下記セクション11、プレミアム及びディスカウントの詳細については下記セクション14.2を参照）。

米国では、ASC第820号がポートフォリオに係る例外規定を用いる場合の測定単位を定めていると多くの人が解釈している。すなわち、特定の市場リスク又は信用リスクに対する企業のネット・エクスポージャーを測定する際にポートフォリオ・アプローチを使用する場合、ネット・ポジションが測定単位となる。この見方は、ASC第820号の改訂前（ASU2011-04）[9] に、米国の多くの金融機関が店頭デリバティブのポートフォリオの公正価値を算定していた方法と整合している（下記の付録Cを参照）。IASBの意図は、ポートフォリオに係る例外規定を、活発な市場で取引されている金融商品の測定において、個々の単価×数量（P×Q）の使用及びブロック・ディスカウントの禁止に関するIFRS第13号の規定に優先させることではないと我々は理解している。なお、ブロック・ディスカウントの禁止に関しては、ポートフォリオに係る例外規定をレベル1の金融商品にどのように適用するかに関して疑問が生じている。

2013年にIFRS解釈指針委員会は、レベル1インプットの使用とポートフォリオに係る例外規定との相互関係に関する要請をIASBに付託した。IASBは、この論点が上場子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定に関して生じている、レベル1インプットの使用と会計単位の相互関係に関する論点と類似していることに留意した（上記セクション4.1.1を参照）。IASBは本論点を2013年12月に取り上げたが、市場リスクが実質的に同じであるレベル1の金融商品だけで構成されるポートフォリオに関してのみ審議した。そのような特定の状況に関して、IASBはそうしたポートフォリオの測定は、ネット・ポジションにレベル1の価格を乗じたもの（たとえば、ネット・ロング（又はショート）・ポジションにグロス・ロング（又はショート）ポジションに関するレベル1の価格を乗じたもの）になるべきだと暫定的に決定した。こうした暫定的決定に基づき、2014年9月にIASBは、そのような特定の状況におけるポートフォリオに係る例外規定の適用を説明するための強制力のない設例を加えることを提案した。[10] 当該提案に対して受け取ったコメントを検討した結果、IASBは、当該設例は強制力のない設例であり、受け取ったコメントからは、市場リスクが実質的に同じであるレベル1の金融商品だけで構成されるポートフォリオという特定の状況に関して実務に大きなばらつきが生じていることは示されなかったため、そのような強制力のない設例をIFRS第13号に加える必要はないとの結論を出した（詳細は下記セクション11.2を参照）。[11]

4.1.3 会計単位 vs 評価の前提

「会計単位」と「評価の前提」の概念は、どちらも資産及び負債を集約（又は分解）する際の適切な水準の決定に関するものであるが、非金融資産を評価するにあたりそれらの概念は区別しなければならない。会計単位は、財務報告目的で何を測定するかを定めるものであり、表示及び開示のための集約（又は分解）の水準を決定するものである（たとえば、公正価値ヒエラルキーの区分を個々の資産のレベルで決定するか、あるいは資産グループで決定するか）。これに対して、評価の前提は評価上の概念であり、非金融資産がどのように市場参加者に最大の価値をもたらすのか、すなわち単独でもたらすのか、あるいは他の資産及び負債との組合せでの使用を通じてもたらすのかを決定するものである。

金融商品には代替的な使用法はなく、一般的に公正価値は他の資産又は負債グループにおける使用法に左右されないため、最有効使用及び評価の前提は金融商品とは関係がない。そのため、金融商品の公正価値は、主に公正価値測定を要求（又は許容）する基準書に定められる会計単位に基づくことになる。

これらの2つの概念の区別は、非金融資産の会計単位が評価の前提と異なる場合には明確である。企業結合以外の方法で、操業ラインの一部として他の資産と共に取得した資産（たとえば、特注の機械）を例に考える。特注の機械の会計単位は単独資産（すなわち、IAS第16号「有形固定資産」に従い、財務報告の際、個々の資産のレベルで表示される）であるものの、当該機械の公正価値の算定は、操業ラインの他の資産と一緒に使用した場合を想定して行われる場合がある（評価の前提の概念については、下記セクション9.2を参照）。

4.2 資産又は負債の特徴

IFRS第13号は公正価値の測定にあたり、資産又は負債の特徴を考慮することを求めている。たとえば、航空機の公正価値を算定する際に考慮すべき特徴は、その経過年数及び飛行距離である。このような特徴として、以下が挙げられる。

- 資産の状態やロケーション
- 資産の売却又は使用、あるいは負債の移転に関して課された制限（該当する場合）（下記セクション4.2.2、9.1及び10.4を参照）

資産又は負債の公正価値には、市場参加者が測定日において資産又は負債の価格付けを行う際に考慮するであろう特徴を考慮に入れなければならない*[IFRS 13.11, IFRS 13.12]*。たとえば、市場参加者は、非上場企業の個々の株式の評価にあたり、評価対象企業の営業活動の性質、これまでの業績及び将来の業績予測、ならびに資金調達方法（負債比率が高いかどうかも含む）といった要因を考慮することがある。

測定対象である資産又は負債の特徴を考慮することを求めるこの定めは、IFRSに基づく公正価値測定にとっては目新しいものではない。たとえば、IFRS第13号の公表前は、IAS第41号では、生物資産又は農産物の公正価値を、現在のロケーション及び状態で測定することを定めており、IAS第40号では、公正価値で測定しようとしている投資不動産と、観察可能な市場価格が利用可能な類似の不動産との差異を識別して、それらの差異について適切な調整を行うことを定めていた*[IFRS 13.BC46]*。

4.2.1 状態及びロケーション

資産は、市場参加者が観察可能な市場価格での売却を求める際の状態又はロケーションにはない場合がある。現在存在する状態での資産の公正価値を算定するためには、市場価格を現在の状態及びロケーションにある資産に対して市場参加者が支払う用意があるであろう価格に調整する必要がある。これには、資産を市場まで輸送する費用（ロケーションが測定対象である資産の特徴である場合）や、資産を加工又は変換する費用、ならびに通常の利益を控除することが含まれる。

非金融資産に関して状態及びロケーションを考慮することは、資産の最有効使用に影響を及ぼすこともあれば、資産の最有効使用に左右される場合もある（下記セクション9を参照）。すなわち、資産の最有効使用のためには、資産が別の状態でなければならない場合がある。しかし、公正価値測定の目的は、現在の形態での資産の価格を算定することである。したがって、現在の形態の資産では市場が存在しないが、加工又は変換した資産については市場が存在する場合、市場参加者が（当該資産を現在の状態で取得した後に）当該資産を別の形態にするために負うであろう費用と、その労力に対して期待される対価について、企業はこの市場価格を調整できるであろう。下記の設例4-1では公正価値を算定するにあたり、資産の現在の使用法に基づき、資産を加工又は変換する費用がどのように考慮されることになるかを解説している。

設例 4-1: 状態及びロケーションに係る公正価値の調整

ある企業は松林を所有しているが、それらの松の木が販売される状態になるには約25年かかり、その後、伐採及び売却される。この松林における木の平均樹齢は、報告期間の末日時点で14年であり、松林の現在の利用法が最有効使用であると推定される。

この松林における現在の状態の木に関して市場は存在しないが、25年以上の樹齢を有する木から取れる木材については市場が存在する。松林の公正価値を測定するため、企業はインカム・アプローチを用いて、現在の市場における樹齢25年の木材の価格をインプットとして用いる。しかし、現時点では木を伐採することができないため、市場参加者が負担するであろう費用についてキャッシュ・フローを調整する必要がある。そのため、見積キャッシュ・フローには、木が成長するまでの（木の施肥及び剪定などの造林活動を含む）松林の管理費用、伐採費用、及び伐採した木材を市場に輸送する費用が含まれる。企業は、これらの費用を市場参加者の仮定を使って見積る。市場参加者が現在の状態の松林を購入する際には、松林を伐採し、木材を売却できる時点（すなわち、11年後）まで松林を管理する費用と労力について対価を得ることを期待することから（すなわち、これには松林を管理する労力に伴い発生する費用及び通常の利益が含まれる）、当該価値を通常の利益についても調整する必要がある。

4.2.2 資産又は負債に係る制限

IFRS第13号は、資産の売却又は使用に対する制限が公正価値に与える影響は、その制限が資産の特徴であるとみなされるか、資産を保有する企業の特徴であるとみなされるかによって変わるとしている。売却を想定した場合に資産と共に移転する制限は、資産の特徴であるとみなされ、よって資産の価格付けを行うにあたり市場参加者が考慮する可能性が高い。一方、資産を保有する企業に固有の制限は、一般的に、売却を想定した場合に資産とともに移転せず、よって公正価値測定では考慮されない。制限が資産の特徴で

あるか、資産を保有する企業の特徴であるかの決定は、契約に基づく場合もあれば、特定の事実及び状況に基づき判断が必要となる場合もある。

IFRS第13号に基づく下記の設例では、資産の特徴である制限と資産を保有する企業に固有の制限との区別を、その決定が公正価値測定にどのような影響を及ぼすかを含めて説明している*[IFRS 13.IE28-IE29]*。非金融資産に対する制限については、下記セクション9でさらに詳細に説明している。

設例 4-2: 資産に係る制限

企業は、売却が所定の期間にわたって法的に制限されている資本性金融商品を保有している。この制限は、市場参加者に移転される当該金融商品の特徴である。この場合、当該金融商品の公正価値は、制限がないこと以外は、同一の公開市場で取引される資本性金融商品の相場価格を、当該制限の影響を反映するように調整した金額に基づいて測定される。この調整には、当該金融商品に係る公開市場に所定の期間にわたりアクセスできないことに関するリスクに対して市場参加者が要求するであろうディスカウントが反映される。この調整は、以下に応じて異なるものとなる。

- 制限の性質及び持続期間
- その制限により買手がどの程度制限されるのか
- 金融商品と発行者の両方に固有の定性的及び定量的要因

設例 4-3: 資産に係る企業固有の制限

土地の寄付者が、スポーツ団体はその土地を永久的に遊び場として使用しなければならないと指定する。この団体は、関連文書を検討した結果、この団体が資産を売却した場合にその制限は市場参加者に移転しないと判断する(すなわち、土地の用途に関する制限はこの団体に固有のものである)。さらに、この団体は土地の売却を制限されていない。土地の使用に制限がなかったとすれば、土地は住宅開発用地として開発できる。さらに、土地は地役権(電力会社が土地に送電線を架設できる法的権利)の対象となっている。

これらの状況において、制限及び地役権が土地の公正価値測定に与える影響は以下のとおりである。

(a) 土地の用途に関する寄付者の制限 — 土地の用途に関する寄付者の制限は、この団体に固有のものであるため、この制限は市場参加者に移転されない。したがって、土地の用途に関する制限に関係なく、この土地の公正価値は次のいずれか高い方となる。
  (i) 遊び場としての公正価値(すなわち、土地の価値が、他の資産又は他の資産及び負債との組合せでの使用を通じて最大となる)
  (ii) 住宅開発用地としての公正価値(すなわち、資産の公正価値が市場参加者が単独で使用した場合に最大となる)

(b) 送電線に関する地役権 — 送電線に関する地役権は土地の特徴であるため、この地役権は土地とともに市場参加者に移転される。土地の公正価値では、土地の評価の前提が遊び場か住宅開発用地であるかに関係なく、地役権の影響を考慮する。

上記の設例4-2とは対照的に、設例4-3では、他の市場参加者には課せられないが、特定の企業に課せられる寄付された土地の利用に対する制限が説明されている。

制限が資産の保有者に関するものではなく、資産に関するものであり、市場参加者が支払う用意がある価格を決定する際に当該制限を考慮すると考えられる場合には、公正価値の算定にあたり資産の売却又は資産の使用に課せられる制限を考慮すべきである。たとえば、二酸化炭素回収スキームの一環として森林の一部の収穫が制限されている場合、この制限は測定対象の資産（森林）の特性を表すため、公正価値の算定にあたり考慮される。

負債又は企業自身の資本性金融商品は、これらの移転を妨げるような制限を受ける場合がある。負債又は資本性金融商品の公正価値を測定するにあたり、IFRS第13号はこのような制限について個別のインプットを含めること（又は他のインプットを調整すること）を認めていない。これは、制限による影響が、公正価値測定の他のインプットに明示的又は黙示的に含まれているためである。負債及び企業自身の資本性金融商品に対する制限に関しては、下記セクション10.4で詳述している。

IFRS第13号では、資産に対する制限と負債に対する制限に関して異なる処理が定められている。IASBは、負債の移転に対する制限は債務の履行に関係しており（すなわち、企業は債務を履行することを法的に義務付けられており、その債務から開放されるためには何かを行う必要がある）、一方で資産の移転に対する制限は通常、資産の市場性に関係していることから、そのような異なる処理を定めることは適切であると考えている。さらに、ほとんどすべての負債には、負債の移転を妨げる制限が含まれているが、ほとんどの資産には類似の制限は含まれていない。したがって、負債の移転を妨げる制限の影響は、理論上はすべての負債について共通したものであることから、当初取引価格を算定する際に考慮する要因以外に追加の調整を行う必要はない。負債の移転に関する制限が価格（又は測定に使用されるその他のインプット）に反映されていないと企業が認識している場合には、その制限の存在を反映するために価格又はインプットを調整する*[IFRS 13.BC99, IFRS 13.BC100]*。しかし、ほぼすべての負債には制限が課されており、公正価値を測定するにあたって移転される負債について、市場参加者は十分な知識を有することがIFRS第13号では前提とされているため、そのような状況が生じるのは稀であると考えられる。

よくある質問

質問 4-2: 制限が課せられている証券の公正価値を算定するにあたり、制限の全期間にわたり一定の割引率を適用するのは適切か

弊法人のコメント

制限を課せられている証券の公正価値を測定するにあたり、通常、1つの一定の割引率を使用すべきではないと我々は考えている。というのも、市場参加者は証券に関する制限の残りの期間を考慮し、残りの期間は期間ごとに変わるからである。たとえば、市場参加者は、1ヵ月で終了する制限に対し、2年間の制限と同じ割引率は一般的に適用しない。

制限を評価するアプローチの1つとして考えられるのは、制限の期間及び原証券の特徴を明示的に織

り込むオプション価格算定モデルを通じた評価である。市場性の欠如に対するディスカウントの根底にある主要な経済的要因は、迅速かつ効率的に投資をキャッシュ・ポジションに戻すことができないことにより増加するリスク（すなわち、制限期間中に価格が下落するリスク）である。このリスクの価格を算定する1つの方法は、防御的なプット・オプションの価値の見積りに用いるオプション価格算定モデルを使用することである。たとえば、制限が課せられている又は市場性のない証券を、制限のない証券の現在の市場価格で売却できる権利をその保有者に与える別個のオプションとともに取得したとする。そうしたオプションの保有者は、実質的に、当該持分の市場性を購入したことになる。当該プット・オプションの価値は、制限が課せられている証券に伴う市場性の欠如に対するディスカウントの見積りであるとみなすことができる。制限が課せられている証券に対するディスカウントの測定には、他の技法又はアプローチが適切となる場合もある。

質問 4-3: 契約期間全体にわたりコール・オプションに関する制限が存在する場合の留意事項

資産の期間全体にわたってその売却を妨げる法的な制限が存在する場合がある。関連会社に対する支配持分を取得するためのコール・オプションを企業が保有している次の設例を考える。本コール・オプションは、関連会社を取得するための株主間契約の不可分な一部であることから、第三者に売却又は移転することはできない。本コール・オプションは現在行使可能ではないことから、IFRS第9号に従って会計処理され、公正価値で測定される。本コール・オプションの1株当たり行使価格が関連会社の1株当たり公正価値を大幅に下回っていることから、本コール・オプションの公正価値はプラスであると考えられる。企業は、本制限を本コール・オプションの公正価値の測定に織り込むべきかを検討し、織り込む必要がある場合にはどのように織り込むべきかを検討する必要がある。

本制限は契約に明記されており、したがって資産の1つの特徴であると考えられ、本コール・オプションの価格を市場参加者が決定する際に考慮されるであろう。したがって、本コール・オプションの公正価値を測定する場合には考慮しなければならない。

本制限が公正価値測定にどのように織り込まれるべきかを理解するには、企業は、市場参加者がそれをどのように見ているかを検討する必要がある。上記の設例4-2と異なり、本制限は金融商品の期間の一部に関するものではなく、契約期間全体に関するものである（すなわち、オプションが失効するときまで）。株式への投資とは異なり、コール・オプションの保有者である市場参加者は通常、オプションの売却又は行使のいずれの方法でもオプションの価値を実現することができる。この設例では、オプションの売却には制限があるが、行使には制限は存在しない。すなわち、企業は、市場参加者がオプションの行使を通じてその価値を実現すると仮定することができる。したがって、この設例では、売却の制限に関する調整がコール・オプションの公正価値に対して行われることはない。

市場参加者がどのように仮定するかを検討するに当たって、企業は企業自身の意図を考慮すべきではない。たとえば、企業がこのケースにおいて、その価値を実現するためにオプションを行使する意思決定を正当化するには、戦略上のリスク又は関連するコストが大き過ぎると判断するとする。下記セクション6.2で説明しているように、公正価値は、市場参加者の観点から決定しなければならない。したがって、企業自身にはオプションを行使する意図がないという理由だけで、その公正価値がゼロになるということはない。

5 主要な(又は最も有利な)市場

公正価値測定では、以下のいずれかにおいて、資産を売却又は負債を移転する秩序ある取引が考慮される*[IFRS 13.16]*。

(a) 当該資産又は負債に関する主要な市場

(b) 主要な市場がない場合には、当該資産又は負債に関する最も有利な市場

IFRS第13号は、公正価値測定は資産又は負債について主要な市場が存在する場合には、当該市場における測定日時点の価格を表すとしている(その価格が直接観察可能なものか、他の評価技法を用いて見積られたものであるかは問わない)。たとえ他の市場における価格がより有利である可能性があったとしても、主要な市場における価格を用いなければならない*[IFRS 13.18]*。この点については、IFRS第13号の設例6に基づいて作成した以下の設例5-1で説明する*[IFRS 13.IE19-IE20]*。

設例 5-1: 主要な市場の決定

ある資産は、異なる2つの活発な市場において異なる価格で売買されている。ある企業は、両方の市場で取引を行っており、測定日において当該資産に係る両方の市場の価格にアクセスすることができる。

	市場A	市場B
	千円	千円
受領する価格	26	25
市場の取引コスト	(3)	(1)
資産を市場に輸送するコスト	(2)	(2)
受領する正味金額	21	22

市場Aが当該資産の主要な市場(すなわち、当該資産について最大の取引量と取引水準を伴う市場)である場合には、資産の公正価値は、市場Bで受け取る正味金額の方が有利であったとしても、市場Aにおいて受領することになる価格を用いて測定される。この場合、取引コストを除く輸送コストを考慮後の公正価値は24千円になる。

主要な(又は最も有利な)市場の識別は、測定対象である項目に関し観察可能な市場があるか否かによって影響を受ける可能性がある。しかし、公正価値測定では、観察可能な市場が存在しない場合であっても、取引が測定日に行われると仮定される。この仮定された取引が、資産を売却又は負債を移転する価格を見積る際の基礎となる*[IFRS 13.21]*。

5.1 主要な市場

主要な市場とは、資産又は負債について最大の取引量及び取引水準を伴う市場をいう*[IFRS 13 Appendix A]*。「主要な市場とは、反証がない限りは、資産を売却又は負債を移転するために企業が通常取引を行う市場である」という一般的な推定が存在する。実務では、企業がアクセスできる市場を最初に考える。次に、それらの市場のうち、どの市場が特定の資産又は負債に関連して最大の取引量及び取引水準を有しているかを判断する*[IFRS 13.17]*。経営者は、主要な市場を識別するために網羅的な調査を行う必要はないが、どの市場が最大の取引量及び取引水準を有するかを考慮するにあたり、合理的に入手可能な証拠を無視してはならない*[IFRS 13.17]*。たとえば、業界誌において取引量に関する信頼性のある市場情報が提供されている場合には、そうした業界誌の情報を考慮することが適切となるかもしれない。反証がない場合、主要な市場は、企業が当該資産又は負債について通常取引を行う市場であると推定される。

主要な市場は、報告企業の観点から考慮されるため、企業ごとに主要な市場が異なる可能性がある(詳しくは、下記の質問5-1を参照)。たとえば、金融商品の処分にあたり、証券ディーラーはディーラー間市場で売却することがある一方で、製造会社は金融商品をリテール市場で売却する。企業は、測定日時点で主要な市場にアクセスすることができる必要がある。したがって、上記の例においては、製造会社はディーラー間市場にアクセスすることができないため、(仮想取引を考慮する場合であっても)ディーラー間市場を主要な市場であると考えることは適切ではない。

IFRS第13号では、主要な市場が報告企業の観点から決定されると述べられていることから、主要な市場を、(a)企業固有の取引量(すなわち、報告企業が過去に最大の頻度及び取引量で当該資産の売却を行ってきた、あるいは売却を行うつもりである市場)と、(b)市場に基づく取引量及び取引水準のどちらを基に判断すべきかという疑問が一部で生じていた。しかしながら、IFRS第13号では、資産又は負債の主要な市場は、報告企業がアクセスできる、最大の取引量と取引水準を伴う市場に基づいて判断すべきであると明確に述べられている。主要な市場は、報告企業が特定の市場で行う取引量及び取引水準に基づいて決定されるわけではない。すなわち、特定の企業がどの市場にアクセスできるかは企業固有のものであるが、アクセスできる市場が識別された後は、市場に基づく取引量及び取引水準によって主要な市場が決定される*[IFRS 13.BC52]*。

IFRS第13号では、異なる企業が同一の金融商品を異なる市場で(よって異なる出口価格で)売却する場合があることが認識されているが、これは、特にデリバティブなどの一定の金融商品の当初認識に関し、重要な意味を持つ。たとえば、ディーラーとリテール顧客との間のデリバティブ契約は、当初、両方の企業で異なる公正価値で計上される可能性が高い。これは、両方の企業が異なる市場で、よって異なる出口価格でデリバティブを売却するからである。初日利得及び損失については、下記セクション12.2で詳しく説明している

IFRS第13号によれば、企業は測定日時点で市場にアクセスできなければならないが、測定日時点で特定の資産を売却又は特定の負債を移転することができる必要はない*[IFRS 13.20]*。たとえば、資産の売却に制限が課されている場合、IFRS第13号は単純に、制限が存在しなくなった時点で企業が当該資産の市場にアクセスできればよいとされている。ただし、制限が存在することにより、市場参加者が支払うであろう価格に影響を及ぼす可能性が依然としてあることに留意することが重要である(資産及び負債に係る制限については、上記セクション4.2.2を参照)。

一般的には、最大の取引量と最大の流動性を伴う市場が、企業が最も頻繁に取引を行う市場であると考

えられる。そうした状況では、主要な市場は最も有利な市場と同じである可能性が高いといえる（下記セクション5.2を参照）。

IFRS第13号の適用を開始する前には、最も頻繁に取引を行う市場だけに基づき（取引量と流動性が大きい他の市場を考慮せずに）公正価値を算定している企業もあった。上記で説明したとおり、IFRS第13号は資産に関して最大の取引量と最大の流動性を伴う市場を考慮することを要求している。そのため、企業は、通常使用する市場が主要な市場であると推定することはできない。たとえば、企業が農産物の公正価値を地元の市場に基づいて以前は測定していたものの、同じ農産物に関して取引量がより多く、流動性がより高い（輸送コストが高額ではない）市場が存在する場合、後者の市場が主要な市場であるとみなされ、公正価値の測定に際して使用されることになる。

よくある質問

質問 5-1： 同一の資産又は負債について主要な市場が複数あるという状況はありうるか

IFRS第13号では、「異なる活動を行う異なる企業（及びそれらの企業内の事業）は、異なる市場にアクセスを有する場合があり、同じ資産又は負債に関する主要な（又は最も有利な）市場は、企業（及びそれらの企業内の事業）ごとに異なる可能性がある。したがって、主要な（又は最も有利な）市場（よって市場参加者）は、企業の観点から考慮しなければならず、その結果、異なる活動を行う企業間で違いが生じることがありうる」と述べられている*[IFRS 13.19]*。

したがって、一定の状況では、同一の資産又は負債について異なる主要な市場が存在すると報告企業が判断することが適切となることがある。しかし、このような判断は、報告企業の事業部門が異なる市場にアクセスしていることを確かめるために、それらの異なる活動に従事する事業部門に基づいて行われる必要がある。

弊法人のコメント

主要な市場の判断は、経営者の意図に基づくものではない。したがって、経営者が同一の資産について異なる出口戦略を有するという理由のみでは、同一の資産について異なる主要な市場があることにはならないと考えられる。

資産に関して複数の出口市場が存在し、報告企業がさまざまな出口市場のすべてにアクセスを有する下記の設例5-2を考える。報告企業（又は報告企業内の事業部門）が、事実としてこれまで同一の資産を異なる市場で売却していたからといって、これらの資産の公正価値を算定するにあたり、企業が異なる出口市場を利用することは正当化できない（ただし、異なる事業活動に従事する異なる事業部門を企業が有している場合を除く）。その代わりに、これらの同一の資産の公正価値を算定するにあたり、主要な市場（及び最も有利な市場）の概念では、一般的には1つの一貫した市場を考えなければならないことが示唆されている。

設例 5-2: 主要な市場の決定－1 つの一貫した主要な市場

特定の資産に関し、以下の3つの市場が存在する。企業は、3つの市場のいずれにおいても取引することができる（また、これまで取引を行ってきた）。

市場	価格
A	30,000円
B	25,000円
C	22,000円

主要な市場の概念に基づくと、これらの資産を異なる市場で販売するという経営者の意図のみに基づいて、同一の資産を異なる価格で評価することは適切ではない。同様に、経営者がそれぞれの市場において売却することを意図した資産の割合に基づいて算定される加重平均価格を利用して、それぞれの資産を1つの公正価値によって測定することも適切ではないだろう。その代わり、各資産は企業の主要な市場として判断された市場における価格で測定する。

仮に市場Bが測定対象である資産の主要な市場であると判断された場合、各資産は25,000円と評価され、市場A又は市場Cで売却すると利得又は損失が生じることになる。この結果は、公正価値フレームワークの基本原則の1つ、すなわち、経営者の決定（あるいは企業の比較優位又は劣位）の影響は、それらの決定が実行された時点（あるいは比較優位又は劣位が達成された時点）で認識すべきであることと整合していると我々は考えている。

質問 5-2: 企業が複数の市場にアクセスできる状況において、主要な市場は、企業固有の取引量及び取引水準と、市場に基づく取引量及び取引水準のどちらに基づいて決定すべきか

ほとんどの場合、報告企業が最も頻繁に資産を売却（又は負債を移転）する市場が、すべての市場参加者にとって最大の取引量と最大の流動性を伴う市場になる。このような状況において、主要な市場は、企業固有の取引量及び取引水準に基づいた場合も、市場に基づく取引量及び取引水準に基づいた場合も同じになるだろう。しかし、この状況に当てはまらない場合、報告企業の主要な市場は、市場に基づく取引量に基づいて決定される。

異なる企業は異なる活動を行うことから、企業によっては、他の企業がアクセスできない一定の市場に対するアクセスを有する。たとえば、卸売業者ではない企業は、卸売市場に対するアクセスは有しないため、主要な市場として小売市場を考慮する必要がある。

特定の企業がアクセスできる市場が識別された後は、経営者の意図や企業固有の取引量に基づくのではなく、当該資産又は負債に関する最大の取引量及び取引水準を伴う市場に基づいて主要な市場を決定しなければならない*[IFRS 13.19]*。

設例 5-3: 主要な市場の決定－市場に基づく取引量と企業固有の取引量の比較

A社が保有する車両に関して、以下の3つの市場が存在するが、A社は3つの市場のいずれにおいても取引することができる(また、これまで取引を行ってきた)。測定日時点で、企業は公正価値で測定する必要のある、同じ型式、モデル及び走行距離の車両を100台保有している。それぞれの市場における価格と取引割合は以下のとおりである。

市場	価格	企業が市場で車両を取引する割合(実績・意図に基づく)	車両に関する市場の取引量割合
A	3,000 千円	60%	15%
B	2,500 千円	25%	75%
C	2,200 千円	15%	10%

上記の情報に基づくと、車両について大半の取引が行われているのは市場Bであるため、市場Bが主要な市場となる。したがって、100台の車両の測定日時点での公正価値は250,000千円(すなわち、1台当たり2,500千円)となり、企業が市場A又は市場Cで資産を実際に販売する場合には、2,500千円の公正価値との差としての利得又は損失が生じることになる。

5.2 最も有利な市場

上記で述べたように、公正価値は、測定対象の資産又は負債について主要な市場が存在する場合には、たとえ他の市場の価格が相対的に有利であったとしても、主要な市場の価格を使って算定しなければならない。

測定対象の資産又は負債について主要な市場が存在しない場合にのみ、企業は最も有利な市場を考慮することができる*[IFRS 13.16]*。

最も有利な市場とは、取引コスト及び輸送コストを考慮した上で、資産の売却により受領する金額が最大となる、もしくは負債の移転により支払う金額が最小となる市場をいう*[IFRS 13 Appendix A]*。

この定義においては、ほとんどの企業が、利益又は純資産を最大にするために取引を行うことが前提とされている。IASBは、経済的に合理的な行動を前提とすると、主要な市場が通常は最も有利な市場であることに留意した。しかしながら、そうではない場合、最も流動性の高い市場(すなわち、主要な市場)の価格を優先させることをIASBは決定した。というのも、公正価値を算定するにあたり当該市場が公正価値を最もよく表すインプットを提供することに加え、報告企業間の整合性が高まるためである*[IFRS 13.BC52]*。

最も有利な市場を決定する際には、企業は資産を売却又は負債を移転する際に発生する取引コスト及び輸送コストを考慮する必要がある。これらの費用を控除した後の価格が最も高くなる市場が、最も有利な市場となる。この点については、IFRS第13号の設例6に基づき作成した以下の設例5-4で説明する*[IFRS 13.IE19-IE22]*。

設例 5-4: 最も有利な市場の決定

上記の設例5-1と同じ事実関係を想定する。どの市場も資産に関する主要な市場でない場合には、当該資産の公正価値は最も有利な市場における価格を用いて測定されることになる。

最も有利な市場とは、取引コスト及び輸送コストを考慮した上で、資産の売却により受領する金額（すなわち、それぞれの市場で受領する正味の金額）が最大となる市場をいう。

	市場A	市場B
	千円	千円
受領する価格	26	25
市場の取引コスト	(3)	(1)
資産を市場に輸送するコスト	(2)	(2)
受領する正味金額	21	22

企業は、資産から受領する正味金額を市場B（22千円）において最大化できることから、市場Bが最も有利な市場となる。市場Bは、当該市場で認識される公正価値（23千円＝25千円－2千円）が市場Aでの価値（24千円＝26千円－2千円）を下回るとしても、最も有利な市場となる。

取引コスト及び輸送コストは最も有利な市場の決定において考慮されるものの、これらのコストは公正価値の測定に関しては異なる取扱いがされる点に留意する必要がある（詳細は下記セクション8を参照）。

6 市場参加者

公正価値を測定するにあたり、企業は、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に採用するであろう仮定を用いなければならない。しかし、IFRS第13号は、特定の市場参加者を想定することは求めていない。その代わりに、測定対象である資産又は負債の取引を一般的に行う市場参加者の特徴を識別する必要がある。これらの特徴を決定する際は、資産や負債に固有の要因、主要な(又は最も有利な)市場、及び当該市場における市場参加者を考慮する*[IFRS 13.22, IFRS 13.23]*。どのような特徴を有しているかの決定とこれらの特徴が公正価値測定にどのような影響を与えるかについては、相当な判断が求められる場合がある。

主要な(又は最も有利な)市場は、報告企業(又は報告企業内の事業部門)の観点から決定される。その結果、報告企業と同じ業種に属する他の企業が、市場参加者とみなされる可能性が最も高い。しかし、市場参加者は、特に資産の公正価値を単独で考慮する場合などは、報告企業の属する業種以外の業種に属する場合がある。たとえば、製造業者が保有する土地の公正価値を測定するにあたり、その土地の最有効使用が住宅用不動産の開発であるとみなされる場合は、住宅用不動産開発を行う企業が市場参加者に該当する可能性がある。

6.1 市場参加者の特徴

IFRS第13号において、市場参加者は、「当該資産又は負債に関する主要な(又は最も有利な)市場における買手及び売手」と定義されている*[IFRS 13 Appendix A]*。

IFRS第13号では、市場参加者が以下の特徴のすべてを有することが前提とされている*[IFRS 13 Appendix A, IFRS 13.BC55-BC59]*。

- 互いに独立している(すなわち、IAS第24号「関連当事者についての開示」に定義している関連当事者ではない(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第39章「関連当事者についての開示」を参照)。
- 知識を有しており、対象となる資産又は負債及び取引に関して、すべての利用可能な情報(通常の慣習的なデュー・デリジェンスの努力を通じて入手される情報を含む)を用いて十分な理解を有している。
- 当該資産又は負債に関する取引を行う能力がある。
- 当該資産又は負債に関する取引を進んで行う。すなわち、動機付けはあるが、強制又は強要はされていない。

市場参加者は互いに独立していることから、報告企業と他の市場参加者の間ではなく、市場参加者間で測定日に仮想の取引が行われることが想定される。市場参加者間は関連当事者ではないため、企業の取引が市場条件で行われたという証拠を有する場合にのみ、IFRS第13号では関連当事者取引の価格を公正価値測定のインプットとして使うことが容認されている*[IFRS 13.BC57]*。

主要な(又は最も有利な)市場における市場参加者は、取引を行う資産又は負債について十分な知識を有していなければならない。適切な知識水準は、必ずしも公開されている情報から得たものである必要はなく、通常のデュー・デリジェンスのプロセスを通じて得ることもできる。

潜在的な市場参加者を決定するにあたり、一定の特徴を考慮すべきである。そうした特徴には、資産の購

入又は負債の引受けを行う企業の法的能力や営業能力又は財務能力などがある。市場参加者は、測定対象である項目を取引する意思と能力の両方を持っていなければならない。たとえば、IAS第36号に基づくCGUの減損テストの一環で、CGUの処分費用控除後の公正価値を測定するにあたり、分析で考慮する市場参加者は、当該CGUを購入できるような財務状況及び営業状況になければならないと考えられる。

6.2 市場参加者の仮定

IFRS第13号は、公正価値はある企業に固有の価値ではなく、市場に基づく測定値であると定めている。市場参加者が、資産又は負債に固有のリスクについて調整する場合、又は公正価値を測定する際に使われる評価技法においてリスクを考慮する場合、そのようなリスク調整を公正価値測定の仮定において考慮する必要がある。たとえば、一定の金融商品の公正価値を測定するにあたり、市場参加者は、流動性、気候関連リスク、不確実性及び(又は)不履行リスクに関し調整を含める場合がある。

公正価値は、報告企業に固有の価値ではなく、リスク評価又は固有のシナジー効果が他の市場参加者と異なるような市場参加者に固有の価値でもない。報告企業は、一般的な市場参加者が考慮するであろう要因を考慮する必要がある。また、公正価値は、単一の市場参加者の仮定や、資産又は負債に関する当該参加者に固有の意図又は使用に基づいて測定されるものでもない。これを説明するために、単一の市場参加者であるAは、Aのみが得ることができる特定のシナジー効果のため、残りの市場参加者よりも高い価格をある資産に対して支払う用意があると仮定する。このような場合には、公正価値は、市場参加者Aが当該資産に対して支払うであろう価格とはならない。その代わりに、公正価値は典型的な市場参加者が当該資産に対して支払う価格となる。

公正価値測定で用いる基礎となる仮定は、測定対象である項目を取引する市場参加者の特徴とそれらの市場参加者が資産又は負債の価格付けを行うにあたり考慮するであろう要因によって決まる。重要なのは、IFRS第13号において、公正価値は、自らの経済的利益が最大になるように行動する市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定に基づくものとされている点である*[IFRS 13.22]*。すなわち、市場参加者は、事業価値、純資産又は利益を最大化するという目的に沿って取引することが前提とされる。場合によっては、市場参加者は、特定の資産又は負債の取引価格を算定するにあたりプレミアム又はディスカウント(たとえば、支配プレミアムや市場性がないことに対するディスカウント)を考慮する(公正価値測定におけるプレミアム及びディスカウントの考慮については、下記セクション14.2で詳述している)。たとえば、市場参加者は気候リスクに関連して化石燃料資産の評価にディスカウントを考慮する可能性がある。

観察可能な市場データを入手できない場合には、報告企業は仮定の基礎として自身のデータを使うことができる。現段階ではインプットの大半は観察可能でないものの企業がその資産の公正価値測定に考慮する可能性がある気候関連の変数が、こうしたケースに該当する可能性がある。ただし、容易に入手可能な市場データにより、市場参加者の仮定が報告企業に固有の仮定と異なることが示唆される場合には、企業自身のデータに対し調整を行う必要がある(レベル3インプットについては、下記セクション18を参照)。国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board、以下、ISSB)による最近のIFRS S2号「気候関連開示」の公表など、気候関連リスクに関して世界的に透明性を向上させようとする動きがあるため、評価を行う際に市場参加者はより多くの情報を利用できるようになる。

資産又は資産グループに関する意図される使用とリスクの仮定は、当該資産の主要な市場で取引を行う市場参加者の間で異なる可能性がある。たとえば、報告企業が取引を行う主要な市場には、戦略的な買手

と財務目的の買手の両方が含まれる可能性がある。どちらの種類の買手も、市場参加者の特徴を判断する際には考慮されるが、資産の公正価値測定は、これらの2種類の市場参加者で異なる可能性がある。基準書から引用した下記の設例ではこの点が説明されている*[IFRS 13.IE Example 1, IFRS 13.IE3, IFRS 13.IE4, IFRS 13.IE5, IFRS 13.IE6]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例1－資産グループ

ある企業が、企業結合で資産を取得し負債を引き受ける。取得した資産のグループのうち1つは、資産A、B、Cで構成される。資産Cは、被取得企業が資産A及びB（すなわち、関連資産）とともに自己使用するために開発した、事業と不可分の請求処理ソフトウェアである。企業は、それぞれの資産の公正価値を、当該資産の所定の会計処理単位と整合的に、個々に測定する。企業は、当該資産の最有効使用は現在の用途であり、それぞれの資産は、主として他の資産又は他の資産と負債（すなわち、補完資産及び関連負債）との組合せでの使用を通じて市場参加者に最大の価値を提供すると判断している。当該資産の現在の用途が最有効使用ではないと示唆する証拠はない。

この状況では、企業は当初に当該資産を取得した市場で資産を売却するであろう（すなわち、企業の観点からの入口市場と出口市場が同じである）。報告企業が当該市場で取引を行うであろう市場参加者である買手は、一般的に、戦略的な買手（競争相手など）と財務的な買手（補完的な投資を有していないプライベート・エクイティ又はベンチャー・キャピタル企業）の両方を表す特徴を有しており、当該資産に当初に値を付けた買手も含まれる。市場参加者である買手は、大まかには戦略的な買手と財務的な買手に分類できるが、多くの場合、それらのグループのそれぞれに属する市場参加者である買手の間には、例えば、資産の用途の相違や営業戦略の相違などを反映した相違がある。

下記のように、個々の資産に関して示される公正価値の間の差異は、主として市場参加者が当該資産を異なる資産グループの中で使用することに関連している。

(a) 戦略的な買手の資産グループ。企業は、戦略的な買手が、当該資産が使用されるグループの価値を高める関連資産を有していると判断する（すなわち、市場参加者のシナジー）。そうした資産には、資産C（請求処理ソフトウェア）の代替資産も含まれ、それは限られた移行期間でのみ使用され、当該期間の終了時に単独では売却できない。戦略的な買手は代替資産を有しているので、資産Cは残りの経済的耐用年数の全期間には使用されないであろう。戦略的な買手は代替資産を有しているので、資産Cは残りの経済的耐用年数の全期間には使用されないであろう。戦略的な買手の資産グループの中の資産A、B、Cについて示される公正価値（当該グループ内での資産の使用により生じるシナジーを反映する）は、それぞれCU360、CU260、CU30である。戦略的な買手の資産グループの中のグループとしての当該資産について示される公正価値はCU650である。

(b) 財務的な買手の資産グループ。企業は、財務的な買手が、当該資産が使用されるグループの価値を高める関連資産又は代替資産を有していないと判断する。財務的な買手は、代替資産を有していないので、資産C（請求処理ソフトウェア）は残りの経済的耐用年数の全期間で使用されるであろう。財務的な買手の資産グループの中の資産A、B、Cについて示される公正価値は、それ

ぞれCU300、CU200、CU100である。財務的な買手の資産グループの中のグループとしての当該資産について示される公正価値はCU600である。

資産A、B、Cの公正価値は、戦略的な買手の資産グループの中のグループとしての当該資産の使用に基づいて算定される(CU360、CU260、CU30)。戦略的な買手のグループの中での資産の使用は、各資産の公正価値を個々に最大にするわけではないが、当該資産のグループとしての公正価値(CU650)を最大にする。

上記の設例は、資産の価格付けを行うにあたり、資産グループの主要な(又は最も有利な)市場に、異なる仮定を行う、異なる種類の市場参加者(たとえば、戦略的な買手と財務目的の買手)が含まれる可能性があることを説明したものである。

資産又は資産グループについて取引を行う複数の種類の市場参加者が存在する場合、どの種類の市場参加者(及び適切となる関連する仮定)を公正価値測定において考慮すべきかを特定するために、通常、市場参加者の種類ごとに資産の公正価値を個別に見積るべきである。

これらの分析では、資産の意図した使用とそれによって生じる市場参加者のシナジー効果を考慮することになる。これらには、資産グループにおける資産の間で生じるシナジー効果や、市場参加者が一般的に保有する(又は入手可能な)他の資産との組合せによるシナジー効果が含まれる。適切な市場参加者を選択するに際しては、集約した資産グループに関して最大価値を生む市場参加者の特性に基づくことになる。

この点については、IFRS第13号の設例1で説明している。公正価値は、戦略的な買手が置いた仮定を参照して測定される。なぜなら、戦略的な買手の資産グループの公正価値(650千円)は、財務目的の買手の公正価値(600千円)よりも高いためである。その結果、資産グループにおける個々の資産の公正価値は、資産グループに関してその全体的な価値が最も高かった市場参加者について示された価値に基づいて見積られる。言い換えれば、評価の前提に基づき資産を適切にグループ分けした場合には、資産はそのグループ分けと整合的な仮定(すなわち、同じ種類の市場参加者及び同じ使用法についての仮定)を用いて評価しなければならない。設例1で示しているように、これは特定の資産(この設例では資産C)の公正価値測定が、財務目的の買手に関する価値の方が高い場合であっても当てはまる。

設例1では、IFRS第13号の公正価値フレームワークにおける主要概念間の相互関係についても説明している。市場参加者、出口市場、評価の前提、及び最有効使用の概念の間の相互関係を理解することは、非金融資産の公正価値を測定する上で重要である(「評価の前提」と「最有効使用」の概念については、下記セクション9で説明している)。

この設例において、グループとしての資産に示される価値は、評価の前提(すなわち、他の資産との組合せによる使用法)と、資産グループ全体としての価値を最大化する市場参加者の仮定(すなわち、戦略的な買手と同じ仮定)に基づいて算定される。資産A、B及びCに係る評価の前提は、これらの資産の最有効使用に沿って、相互に(あるいは市場参加者が保有している又は入手できる他の関連する資産及び負債と)組み合わせて使用することに基づいている。

この設例では、会計単位(すなわち、財務報告目的上、測定及び表示される単位)と、評価の目的で資産をグループ化する際の基礎となる評価の前提(すなわち、グループとしてか、単独を基礎としてか)との区別も明確にされている。会計単位は、個々の資産(すなわち、資産B及び資産Cとは区別された資産A)の場合

もあるが、評価の前提は、資産A、B、Cで構成される資産グループである。したがって、組み合わせた資産に関して示される価値（650千円）は、会計単位に基づき資産に配分しなければならない。当該配分を行うことにより、財務報告目的で使用される公正価値測定となる。

7 取 引

測定日時点で資産を売却又は負債を移転する取引は、その定義により、公正価値で測定される特定の資産又は負債に関する仮想取引である。なぜなら、測定日時点で資産が実際に売却又は負債が実際に移転されたら、報告企業にとって公正価値で測定する資産又は負債は存在しないことになるためである。

IFRS第13号では、このような仮想取引は主要な（又は最も有利な）市場で行われる以下のような取引であることを仮定している*[IFRS 13.15]*（上記セクション5を参照）。

- 秩序ある取引
- 互いに独立しており、資産又は負債について知識を有する市場参加者の間で行われる取引（市場参加者の詳細については、上記セクション6を参照）
- 現在の市場環境において行われる取引
- 測定日に行われる取引

これらの仮定は、仮想取引における見積出口価格が、公正価値測定の目的と整合するために重要である。たとえば、秩序ある取引の概念は、公正価値測定を強制された取引や投売りによる出口価格と区別するためのものである。投売りとは異なり、秩序ある取引では、測定日前に資産又は負債が情報の拡散とマーケティング活動を行う上で一般的かつ慣習的な期間において、市場に適度にさらされていることが前提とされる。すなわち、仮想取引では、市場参加者が資産又は負債に関して十分な知識及び認識を有することが前提とされるが、これには、通常の慣習的なデュー・デリジェンスを通じて入手されるものが含まれる（このデュー・デリジェンスが、実際にはまだ始まっていない場合や、あるいは、企業が資産を売却しない又は負債を移転しないときには行われない場合であっても同様である）。

市場参加者間の仮想取引では、経営者が実際に測定日時点で資産を売却又は負債を移転することを意図しているか否かは考慮しない。また、報告企業が測定日時点で取引を実行する能力を有しているか否かも考慮しない*[IFRS 13.20]*。この点について説明するために、制限が付されているために測定日時点で売却することができない証券を売却する仮想取引について考える。このような制限によって公正価値の測定が影響を受ける可能性があるが、証券を売却する仮想取引を想定する妨げとはならない（制限については、上記セクション4.2.2を参照）。

秩序ある取引では、市場に適度にさらされ、また市場参加者が資産又は負債に関する十分な知識を有することが前提とされる。これは、将来の一定日時点で仮想的な交換が生じるということではない。公正価値測定では、測定日時点で存在する市場の状況が考慮される。また、公正価値測定は、将来のある時点で生じうる潜在的な価値ではなく、資産又は負債の現在価値を表すことを意図したものである。そのため、取引は測定日に行われることを仮定し、市場調査やデュー・デリジェンス手続がすでに行われたと仮定する。たとえば、ある企業が報告日である2022年12月31日時点で資産を公正価値により再測定すると仮定する。当該資産を売却するために必要な慣習的な市場調査及びデュー・デリジェンス手続は、6ヵ月の期間を要すると考えられる。資産の公正価値は、企業が2023年6月に受け取ると予想する価格に基づいたものとすべきではない。その代わりに、資産はすでに市場に適度にさらされていたと仮定し、資産が2022年12月31日に売却されたとしたら受領する価格に基づいて算定する必要がある。

公正価値測定では仮想取引における価格を考慮するものの、同一又は類似資産及び負債の実際の取引からの価格情報は公正価値を測定するにあたって考慮される。IFRS第13号には、公正価値を測定するにあたり使用するインプットの優先順位を、それらのインプットの相対的な観察可能性に基づき定めるために、公正価値ヒエラルキーが示されている（下記セクション15を参照）。IFRS第13号は、評価技法において、観察可能なインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を最小限にとどめることを要求している。そのため、特定の資産に係る市場が（たとえば、流動性の問題によって）活発ではないとみなされる場合であっても、当該市場からの関連する価格又はインプットは公正価値の測定で考慮すべきである。レベル2の情報が入手できるにもかかわらず、観察可能でないインプットに基づくモデルによる価値（レベル3測定）のみを使用することは適切ではないと考えられる。特に下記セクション7.1で説明しているように、資産又は負債に係る市場活動に著しい低下がみられる場合、公正価値ヒエラルキーに基づくインプットの優先順位を決定するために、観察可能な市場データの目的適合性を評価する際には判断が必要である。

取引が秩序ある取引かどうかを評価するには相当な判断が必要となる可能性があるが、この判断は、資産又は負債に係る取引量又は取引水準が、通常の市場活動と比較して著しく減少している場合にはより困難になりうると両審議会は考えている。そのため、IFRS第13号には、市場における取引量又は取引水準が著しく減少しているか否かを評価する際に考慮するさまざまな要因（下記セクション7.1を参照）に加え、取引が秩序ある取引ではないことを示す状況（下記セクション7.2を参照）が示されている。企業は、入手可能なすべての証拠にウェイト付けをして、これらの判断を行う*[IFRS 13.B43]*。

7.1 資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく減少しているか否かの評価

特定の資産又は負債の取引量又は取引水準の著しい減少は、さまざまな理由によって生じる。たとえば、需要と供給の動向の変化、投資者のリスク選好度の変化、及び主要な市場参加者における流動性に係る制約はすべて、ある項目又はある項目種類の取引水準の著しい減少につながる可能性がある。活発な市場で取引されていない資産又は負債の公正価値の算定には判断が必要なことが多いが、IFRS第13号の適用指針は、市場において取引量又は取引水準の著しい減少が生じた資産及び負債に主に焦点をあてている。取引水準が著しく減少する前であれば、これらの項目の公正価値を見積るにあたり主に使用される評価アプローチは、観察可能なデータの入手可能性及び目的適合性に鑑み、マーケット・アプローチであることが多い。マーケット・アプローチにおいて、公正価値は、測定対象である項目と同一又は類似の資産と負債に係わる市場取引によって生み出される価格及び他の関連性のある情報に基づく。資産の取引量又は取引水準が著しく減少するにつれて、マーケット・アプローチの適用は難しくなり、追加的な評価技法の使用が必要な場合が生じてくる。

資産又は負債に関する取引量及び取引水準が著しく減少したとしても公正価値測定の目的は変わらない。IFRS第13号B37項には、資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく減少しているか否かを評価するにあたり考慮すべき数々の要因が示されている*[IFRS 13.B37]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
B37	資産又は負債の公正価値は、当該資産又は負債に係る活動の量又は水準が、当該資産又は負債（又は類似の資産もしくは負債）に係る通常の市場活動に比べて著しく低下した場合には、

影響を受けるかもしれない。利用可能な証拠に基づいて、当該資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下しているかどうかを判断するために、企業は、次のような要因の重大さと関連性を評価しなければならない。

(a) 最近の取引が少ない。

(b) 価格相場が現在の情報を用いて形成されていない。

(c) 価格相場が、時期によって又はマーケットメーカーごとに著しく異なっている(例えば、一部のブローカー市場)。

(d) これまで当該資産又は負債の公正価値と高い相関があった指数が、当該資産又は負債の公正価値の最近の指標と明らかに相関しなくなっている。

(e) 資産又は負債についての信用及びその他不履行リスクについての入手可能なすべての市場データを考慮した、企業の期待キャッシュ・フローの見積りと比較して、観察された取引又は相場価格についてのインプライド流動性リスク・プレミアム、イールド又は(延滞率や貸倒率などの)パフォーマンス指標が著しく上昇している。

(f) ビッド・アスク・スプレッドの幅が大きいか、又はビッド・アスク・スプレッドの幅が著しく拡大している。

(g) 当該資産又は負債あるいは類似の資産又は負債についての新規発行市場(すなわち、一次市場)の活動が著しく低下しているか、又はそのような市場がない。

(h) 公表されている情報がほとんどない(例えば、相対市場で行われる取引について)。

これらの要因は網羅的なものではなく、個々の事実及び状況に基づき関連性があると考えられるその他の要因とともに考慮されるべきものである。資産又は負債の取引水準が著しく減少しているか否かの判断は、入手可能な証拠の重要性に基づいて行われる。

IFRS第13号では、取引量又は取引水準が減少したとしても、そのこと自体で、取引価格又は相場価格が公正価値を表さないこと、あるいは当該市場における取引が秩序ある取引ではないことを必ずしも示唆するものではないと明確に述べられている。このような状況では、これらの市場で観察された取引又は相場価格の関連性を評価するため、追加の分析を行う必要がある。市場での取引量が減少している場合、観察可能な価格を調整しなければならないことがある(これは重要な調整になりうる)(下記セクション7.3を参照)。下記セクション15で説明しているように、公正価値測定全体に対して重要となる、観察可能でないインプットに基づく調整が行われる場合、レベル3測定に区分されることになる。秩序ある取引でない取引に関連して観察された価格は、公正価値を表すとはみなされないだろう。PIRのフィードバックの中で、これは追加的なガイダンスが求められる論点であると指摘するコメントもあったが、上記セクション1.3ですでに説明しているように、IASBはフォローアップ作業を行わないことを決定した。IASBは、規定は原則主義に基づくもので、常に判断を行使する必要があり、提起された論点は非常に細かい評価の判断に関するものであることから、会計基準設定主体は、この領域におけるガイダンスを提供する最適な立場にはないと考えている。最後に、これらの判断の一助となるガイダンスの実務の進展も見られており、それらは一部の人に利用され、整合性のある適用を促している。

7.1.1 取引量及び取引水準が著しく減少した市場であっても活発な市場であるとみなすことはできるか

取引量が著しく減少したからといって、市場がもはや活発ではないことを自動的に示すことにはならない。IFRS第13号において、市場は、資産又は負債の取引が継続的に価格付けの情報を提供するために十分な頻度と量で行われている場合に活発であるとされている。市場の取引水準が著しく減少しているかを評価する際と、市場が活発か活発でないかを決定する際には同じ要因が使用される場合があるものの、これらは別々の異なる決定である。

市場の取引量が著しく減少していると決定されたからといって、活発な市場からの関連する観察可能なデータの使用に関するIFRS第13号の規定は変わらない。すなわち、最近の（又はこれまでの）取引水準が減少したとしても、特定の市場における資産又は負債の取引は、価格情報が継続的に提供されるために十分な頻度及び取引量を以て行われることがあり、そのため活発な市場の要件を満たす。取引水準が著しく減少しているものの、市場が引き続き活発であるとみなされた場合、企業はこの市場で取引される同一の金融商品の公正価値を、個々の単価×数量（P×Q）を使って引き続き測定する（レベル1測定）。

この例として挙げられるのは、ギリシャ国債に係る2011年の取引水準である。2011年、ギリシャの経済状況が悪化し、ギリシャ国債が活発に取引されているかどうかという疑問が生じた。ESMAは、その声明において、「ギリシャ銀行から入手した取引データに基づき、2011年6月30日時点で一部のギリシャ国債に関しては市場が活発であるが、一部のギリシャ国債に関しては市場が活発ではないと判断される可能性がある」としていた。[12] ESMAは2011年12月31日時点の取引水準についていかなる予想も示していなかったものの、まだ活発な市場が存在する場合、2011年の期中及び年次財務諸表におけるギリシャ国債の公正価値測定は、レベル1測定であるべきとの期待を明確に述べていた。さらに、ESMAは、活発ではない市場で取引されているギリシャ国債の公正価値を測定するにあたり、観察可能な市場データを最大限使用するレベル2測定に使用することを求めていた。

同様に、証券取引へ課せられる制裁は、影響を受ける市場での取引が制限される結果を伴うことから、当該市場が引き続き活発であるかどうかについての疑問を生じさせる可能性がある。

ある市場について流動性が高いか低いか、又は活発であるかないかを決定するには相当の判断が求められ、さまざまな要因を考慮することになる（たとえば、ビッド・アスク・スプレッドが何を表しているのか、ビッド・アスク・スプレッド幅がどのような状態にあれば活発でない市場の兆候となるのか、活発な市場といえるのに十分な水準の取引高とはどの程度かなど）。この点は、新興市場では特に問題となる。

伝統的にそうした判断の焦点となってきたのは公開市場や上場証券であるが、活発な市場は規制市場と上場証券に限定されない。我々は、非上場証券の売買がいくつかの上場証券より活発な場合もあることも観察している。[13] IASB専門家諮問パネルは、2008年の報告書において次のとおり述べている。

「活発な市場と活発でない市場とは明確に区別できない。しかしながら、活発な市場で観察される価格と活発でない市場で観察される価格とで最も大きく異なる点は、通常、活発でない市場であるほど、取引価格が公正価値の証拠を提供することの保証を得るために、あるいは商品の公正価値測定に必要な取引価格の調整額を決定するために、評価プロセスに対して企業がより多くの作業を必要とするという点である。活発でない市場の特徴としては、取引活動の数量や水準の大幅な減少、入手可能な価格が時間の経過とともに又は取引参加者の間で大きく変動する、あるいは価格が現在のものではないなどが挙げられる。しかし、これらの要因だけで市場がもはや活発ではないと言い切ることは必ずしもできない。活発な市場は、独立第三

者間条件で取引が継続的に発生する市場をいう。「継続的に」というのは判断の問題であり、公正価値測定の対象となっている金融商品の市場における事実と状況により異なる。」[14]

取引高の少ない投資について市場が活発な市場であるかどうかを判断する際にも同様の問題が生じる。取引高が少ない場合であっても、価格情報が継続的に提供される場合には、市場が活発ではないと結論付けるのは困難であろう。たとえば、IAS第38号では、タクシーのライセンスや生産割当枠について活発な市場が存在するかもしれないと述べている*[IAS 38.78]*。これらは毎日取引されるわけではないため、活発な市場の閾値はかなり低いことが示唆されている。しかし、この判断は、一部の新興市場ではとりわけ困難となる。したがって、入手可能な証拠の重要性に基づいて、市場が活発であるかどうかを評価するには相当な判断が必要となる。

規制当局が企業の判断に疑問を呈するような場合、市場が活発かどうかの判断はさらに困難なものになる。たとえば、ESMAは、2015年7月の執行決定レポートにて下記のような報告を行った。企業は活発な市場が存在するかどうかを評価するために、多くの比率を計算した上で、そうした比率を以下の指標と照らして比較した。

- 時価総額に対する日々の平均売買高の割合が0.05%を下回る
- 日々の売買代金がCU50,000を下回る
- 日々のビッド・アスク・スプレッドが3%以上になる
- 株価が変動しない日が連続で3日を超える
- 取引日の割合が100%を下回る[15]

こうした分析を実施して取引高が限られていると判断したことから、発行企業が上場売却可能投資として保有している3銘柄の株式は、活発な市場で取引されていないと結論付けた。その結果、同社はレベル3インプットに基づき評価技法を用いて公正価値を測定した。執行者は、発行企業が市場が活発であるかどうかについて行った評価に同意せず、それらの投資の相場価格を用いて公正価値を測定すべきであったと考えた。この決定に至る際、執行者は特に次の点を指摘した。

「取引価格は公正価値を表していない又は取引の頻度と量は十分なものではないと結論付けるには、発行企業が用いた指標は不十分である。（中略）発行企業は、取引が秩序あるものであるかどうか、又は取引が価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われているかどうかを決定するのに十分な情報を収集していない。したがって、入手可能なデータに基づいて、対象となる投資が上場している市場が活発でないと結論付けることはできず、公正価値を測定するためにさらなる分析を実施すべきであった。」[16]

さらに、執行者はレベル3インプットに基づいた評価が、相場価格をかなり上回っていたことにも懸念を示していた。市場は活発でないと結論付けることには高いハードルが課されているため、注意が必要である。

IFRS第13号のPIRで多くのコメント提供者が、市場が活発であるかどうかの判断は困難であると述べ、追加的なガイダンスを求めていた。IASBは、規定は原則主義に基づくものであり、よってその適用には常に判断が求められるという点に留意して、追加的なガイダンスは提供しないことを決定した。[17]

7.2 秩序ある取引ではない取引の識別

IFRS第13号において、秩序ある取引は、「当該資産又は負債に係る取引に関する通常の慣習的な

マーケティング活動ができるように、測定日前の一定期間にわたる市場へのエクスポー ジャーを仮定する取引。すなわち、強制された取引（たとえば、強制清算又は投売り）ではない」と定義されている*[IFRS 13 Appendix A]*。この定義には、主要な要素として以下の2つが含まれる。

（i） 市場参加者が資産や負債を市場において交換するために必要な認識や知識を得ることができるように、対象物が市場に適度にさらされている必要があること

（ii） 市場参加者が資産や負債の取引を行うことを望んでおり、強制された取引ではないこと

IFRS第13号では以下のように定めている*[IFRS 13.B43, IFRS 13.B44]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

B43 資産又は負債に係る活動の量又は水準が、当該資産又は負債（あるいは類似の資産又は負債）に係る通常の市場活動に比べて著しく低下した場合には、取引が秩序あるものなのか（それともそうでないのか）の判断はさらに困難である。そのような状況で、当該市場におけるすべての取引が秩序ある取引ではない（すなわち、強制清算又は投売りである）と結論を下すのは適切ではない。取引が秩序ある取引ではないことを示す状況には、次のようなものが含まれる。

(a) 測定日前の期間において市場に十分に晒されておらず、現在の市場の状況下でそうした資産又は負債に関わる取引に関する通常の慣習的なマーケティング活動ができなかった場合

(b) 通常かつ慣習的なマーケティングの期間があったが、売手が当該資産又は負債を単一の市場参加者にしか売り込んでいなかった場合

(c) 売手が破産若しくは管財人の管理下の状態にあるか、又はその寸前である場合（すなわち、売手が投売りをしている）

(d) 売手が規制上又は法律上の要求を満たすために売却することを要求された場合（すなわち、売手が強制されている）

(e) 取引価格が、同一又は類似の資産又は負債の最近の他の取引と比べて異常値である場合企業は、入手可能な証拠にウェイトを置いて、取引が秩序ある取引かどうかを判断するために状況を評価しなければならない。

企業は、入手可能な証拠にウェイトを置いて、取引が秩序ある取引かどうかを判断するために状況を評価しなければならない。

B44 企業は、公正価値の測定又は市場リスク・プレミアムの見積りを行う際に、以下のすべてを考慮しなければならない。

(a) 証拠により、取引が秩序ある取引ではないことが示されている場合には、企業は、当該取引価格へのウェイトを低く（公正価値の他の指標に比べて）しなければならない。

(b) 証拠により、取引が秩序ある取引であることが示されている場合には、企業は、当該取引価格を考慮する。公正価値の他の指標との比較における当該取引価格へのウェイトの大きさは、次のような事実及び状況によって決まる。

(i) 当該取引の量

(ii) 当該取引が測定の対象となる資産又は負債と比較可能かどうか

(iii) 当該取引が測定日に近接しているかどうか

(c) 取引が秩序ある取引かどうかを判断するために十分な情報が企業にない場合には、当該取引価格を考慮に入れなければならない。しかし、当該取引価格は公正価値を表さないかもしれない(すなわち、当該取引価格は必ずしも、公正価値の測定又は市場リスク・プレミアムの見積りに関する唯一の又は主要な基礎ではない)。特定の取引が秩序ある取引であるかどうかを判断するために十分な情報が企業にない場合には、秩序ある取引だと判明している他の取引に比べて、当該取引へのウェイトを低くしなければならない。

企業は、取引が秩序ある取引かどうかを判断するために網羅的な努力を行う必要はないが、合理的に利用可能な情報を無視してはならない。企業が取引の当事者である場合には、当該取引が秩序ある取引かどうかを判断するのに十分な情報を有するものと推定される。

IFRS第13号では、取引量及び取引水準が著しく減少した場合には、取引が秩序あるものであるかどうかの判断がより難しくなる可能性があることを示している。しかし、IFRS第13号では、資産又は負債の取引量又は取引水準が著しく減少した場合であっても、当該市場におけるすべての取引が秩序ある取引でなくなる(すなわち、投売り又は強制された取引である)と結論付けることは適切ではないことが示されている*[IFRS 13.B43]*。代わりに、観察された取引が秩序ある取引ではないかどうかのさらなる評価を、通常は個々の取引ごとに行う必要がある。

IFRS第13号は、取引が秩序あるものであるかを評価するためにあらゆる手段を尽くすことは求めていない。しかし、費用や労力を過度に費やさずとも入手できる情報は無視してはならない。たとえば、企業が取引の当事者である場合には、取引が秩序あるものであるかどうかを判断するために必要な情報を有しているという推定が置かれる*[IFRS 13.B44]*。反対に、企業が当事者ではない場合、市場で行われる個々の取引の詳細に関して透明性がない場合には、取引が秩序ある取引であるかどうかの評価を行うことは多くの企業にとって実務上困難な可能性がある。IASBはこの難しさを認識し、IFRS第13号にガイダンスを追加した。ガイダンスでは、観察可能なデータを考慮しないことがあってはならないが、報告企業が、取引が秩序ある取引であるかどうかを結論付けるために十分な情報を有しない場合には、秩序ある取引であると報告企業が判断した他の取引と比較して、それらの取引へのウェイト付けを小さくすべきであると述べられている*[IFRS 13.B44(c)]*(詳細は下記セクション7.3を参照)。

よくある質問

質問 7-1: 規制上の要件を満たすために締結された取引又は破産手続中に開始した取引は、すべて秩序ある取引ではないと推定されるか

規制上の要件に従うために資産の売却を余儀なくされたとみなされる場合があるが、そのような移転は必ずしも秩序ある取引ではないことになるわけではない。潜在的な複数の買手に対し、通常かつ慣習的なマーケティング期間を確保できていた場合、取引価格は資産の公正価値を表している可能性がある。同様に、破産手続中に開始した取引であるからといって、直ちに秩序ある取引ではないと推定してはなら

ない。取引が秩序ある取引であるかどうかを判断するには、売出期間や潜在的な買手の数など、特定の事実及び状況を入念に評価することが求められる。

質問 7-2: 「投売り」市場において秩序ある取引が行われる可能性はあるか

弊法人のコメント

「投売り」市場において秩序ある取引が行われる可能性はある。市場での取引量が著しく減少した場合、取引が秩序ある取引でない事例が増加する可能性があるものの、混乱した期間に市場で行われる取引のすべてが投売り又は強制された取引であるとみなすことは適切ではない。この決定は個々の取引に関して行われ、特定の事実及び状況に基づく判断の行使が求められる。

需給の不均衡などの市場要因は、その市場で取引が行われる価格に影響を及ぼしうるが、そのような不均衡そのものは、取引の当事者が知識のある自発的な市場参加者ではなかったこと、あるいは取引が秩序ある取引でなかったことを示唆するものではない。たとえば、混乱した市場における取引は、複数の買手が当該資産に関して値を付けている場合には、「投売り」であるとみなされる可能性は低くなる。

また、公正価値測定には、売手及び買手が資産又は負債の価格付けを行うにあたり考慮するであろう仮定が織り込まれるが、現在市場で観察される価格で自らの資産を売却(又は自らの負債を移転)しないと企業が判断したからといって、これらの取引が投売りであると推定すべきであることにはならない。IFRS第13号では、公正価値は市場に基づく測定であり、企業に固有の測定ではないと明確に述べられており、資産又は負債を保有するという企業の意図は公正価値を見積る際に関係がないとされている。公正価値測定の目的は、現在の市場の状況において、測定日に自発的な市場参加者の間で行われる秩序ある取引における出口価格を見積ることである。この価格には、キャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するために市場参加者が求める対価の金額を反映したリスク・プレミアムを含めなければならず、この不確実性(及びそれを負担するために要求される対価)は現在の市場の状況に影響される可能性がある。公正価値測定の目的は、市場が活発でない場合、あるいは混乱した期間の場合であっても変わることはない。

新型コロナウイルスのパンデミック渦中での多くの公開市場における2020年の取引活動に、この原則が適用された例が挙げられる。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、世界中の金融市場及びコモディティ市場が低迷し、ボラティリティーも大幅に高まった。多くの公開市場で後退が見られたものの、それがそのまま市場における取引高の大幅な減少として表れたわけではなかった。したがって、たとえ金融商品の時価が下落したとしても、市場は引き続き活発であったことから、企業は取引が投売りであるとみなすことはできず、レベル1インプットでの測定値を引き続き使用しなければならなかった。金融市場のボラティリティーが、価格が逸脱した異常値であり公正価値を反映していないことを示唆しているとしても、企業が測定日の市場価格を無視するのは適切でない。IFRS第13号では、公正価値は市場に基づく測定であり、企業に固有の測定ではないと明確に述べられており、市場の後退局面で資産又は負債を保有し続けるかどうかの企業の意図は公正価値を見積る際に関連がないとされている*[IFRS 13.3]*。

7.3 取引量及び取引水準が著しく減少した場合の公正価値の見積り

資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく減少した場合には、市場参加者が取引を行う意思を持つ価格を見積るにあたっては、特定の事実及び状況に左右されるため判断が必要となる。しかしながら、公正価値フレームワークの基本概念は引き続き適用される。たとえば、資産を売却又は負債を決済するといった資産又は負債に関する企業の意図は、その企業に固有の測定となってしまうため公正価値を測定する際には考慮されない*[IFRS 13.B42]*。

資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく減少している場合には、使用する評価技法を再検討するか、たとえば、マーケット・アプローチと現在価値技法を併用するなど、複数の評価技法を用いることが適切となることがある*[IFRS 13.B40]*(詳細は下記セクション7.3.2を参照)。

第三者によって提供される相場価格が用いられる場合は、それらの相場価格が、秩序ある取引を反映した現在の情報、又はリスクに関する仮定といった市場参加者の仮定を反映した評価技法を用いて設定されているかどうかを評価する必要がある。この評価においては、たとえば、相場価格が気配値であるか、拘束力のあるオファー価格であるかなどの相場価格の性質を考慮することになる。公正価値測定のインプットとして相場価格をウェイト付けするにあたり、実際の取引の結果を反映した相場価格又は拘束力のあるオファー価格である相場価格により大きなウェイト付けを行う。一方で、拘束力のない相場価格、気配値を反映した相場価格又は取引の結果を反映していない相場価格へのウェイト付けは小さくする。

価格が古い場合や測定対象資産と比較可能にするために類似の資産の価格に重要な調整を加えなければならない場合など、取引又は相場価格に調整が必要であると企業が判断する場合がある*[IFRS 13.B38]*。これらの調整は、公正価値の測定値に重要な影響を及ぼすことがあり、その場合には公正価値ヒエラルキーの区分に影響を及ぼすことになる(公正価値ヒエラルキーにおける区分の詳細については、下記セクション15.2を参照)。

7.3.1 観察可能なデータの目的適合性の評価

活発でない市場における観察可能な価格は、すべての場合で公正価値を表すわけではないが、このデータを無視してはならない。IFRS第13号は、観察可能なデータの目的適合性を評価するために追加の分析を行う必要があると明確に述べている*[IFRS 13.B38, IFRS 13.B44]*。活発でない市場における相場価格の目的適合性は、取引が秩序ある取引であると判断されるかどうかに左右される。観察された価格が、強制された取引である、あるいは秩序ある取引ではないと判断された取引に基づく場合、その他の価値の指標と比べてほとんどウェイトを置かない。

相場価格が秩序ある取引であると判断された取引に基づく場合、このデータポイントは、公正価値を見積る際に考慮すべきである。しかし、秩序ある取引に関係する相場価格の目的適合性は、測定対象である資産又は負債に固有の要因や当該価格に関する事実及び状況に基づき変わる可能性がある。考慮すべき要因には次のようなものが含まれる。

- 資産又は負債の状態及び(又は)ロケーション
- 測定対象の資産又は負債に対する取引の類似性(たとえば、インプットが資産又は負債と比較可能な項目とどの程度関係しているか)

- 取引の規模
- 取引が観察された市場の取引量又は取引水準
- 取引日が測定日に近接しているか
- 取引に係わった市場参加者が、通常かつ慣習的な資産又は負債に関する情報へのアクセスを有していたか

観察可能な価格に対する調整が重要であり、観察可能でないデータに基づいていた場合、測定はレベル3測定となる。

図表7-1: 秩序ある取引:公正価値の測定及び市場リスク・プレミアムの見積り

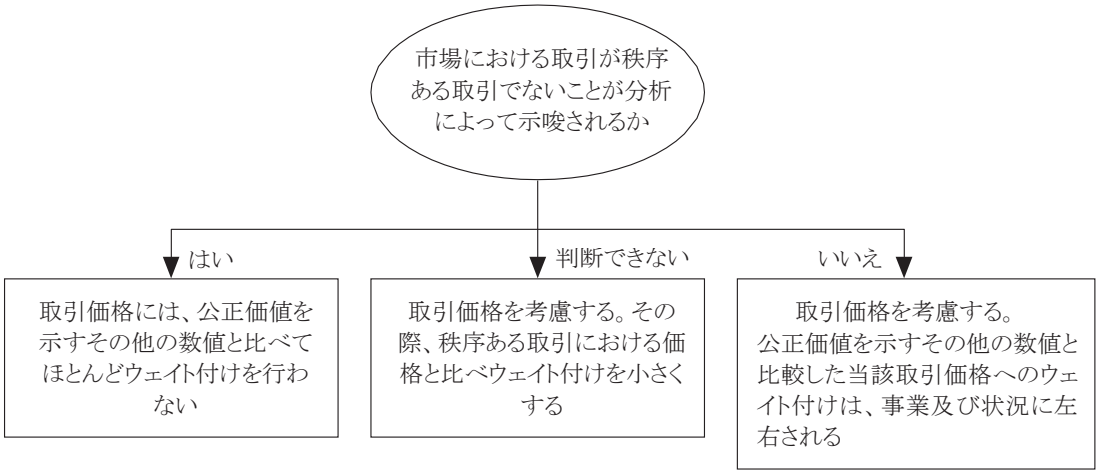

7.3.2 取引量又は取引水準が著しく減少した場合の評価技法の選択と使用

上記で説明したように、資産又は負債に関して取引水準が著しく減少した場合、観察可能な市場データの関連性の評価が必要となり、観察可能な市場データを調整しなければならない場合がある。取引量又は取引水準の著しい減少は、どの評価技法を使用するか、あるいは、それらの技法をどのように適用するかに影響を及ぼす可能性がある。

IFRS第13号から引用した下記の設例では、取引量及び取引水準が著しく減少した市場で取引される資産を評価するにあたり、検討すべき主な事項の一部を取り上げている*[IFRS 13.IE Example 14, IFRS 13.IE49-IE58]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例 14ー資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の市場利回りの見積り

企業Aは、20X8年1月1日(証券発行日)に、住宅ローン担保証券(RMBS)のAAA格のジュニア・トランシェに投資した。このジュニア・トランシェは、全部で7つのトランシェのうち返済順位が上から第3位である。RMBSの裏付けとなる担保は、20X6年後半に発行された無保証の担保不適格住宅ローン債権であ

る。

20X9年3月31日（測定日）現在、このジュニア・トランシェは格付けがA格である。当該RMBSのこのトランシェは、以前はブローカー市場で取引されていた。しかし、その市場での取引量は稀で、20X8年1月1日から20X8年6月30日までの間に行われた取引は月数回しかなく、20X9年3月31日までの9か月間は、取引活動がほとんどなかった。

企業Aは、本基準書のB37項の要因を考慮に入れて、投資したRMBSのジュニア・トランシェに係る市場の量又は水準の著しい低下があったかどうかを判断する。それらの要因の重大性及び関連性を評価した後に、企業Aは、当該RMBSのジュニア・トランシェの活動の量及び水準が著しく低下していると判断する。企業Aは、測定日前の長期間にわたり取引活動がほとんどなかったことを、その判断の主な根拠とした。

マーケット・アプローチを用いる評価技法の裏付けとなる取引活動がほとんどなかったため、企業Aは、本基準書のB18項からB22項に示した割引率調整技法を使用したインカム・アプローチを用いて、当該RMBSの測定日現在の公正価値を測定すると決定する。企業Aは、当該RMBSからの契約上のキャッシュ・フローを使用する（本基準書の第67項及び第68項も参照）。

企業Aは、その後に、その契約上のキャッシュ・フローを割り引く割引率（すなわち、市場利回り）を見積る。市場利回りは、以下の両方を用いて見積る。

(a) リスクフリー金利

(b) 利用可能な市場データと、企業Aが投資したRMBSのジュニア・トランシェとの間の差異についての調整の見積り。当該調整は、予想される不履行リスク及びその他のリスク（例えば、債務不履行リスク、担保価値リスク、流動性リスク）に関する利用可能な市場データを反映する。それらは、市場参加者が、現在の市場の状況下で測定日に秩序ある取引において当該資産の価格付けを行う際に考慮するであろうリスクである。

企業Aは、調整を見積る際に、次のような情報を考慮に入れた。

(a) 当該RMBSのジュニア・トランシェの発行時点の信用スプレッド（当初の取引価格に内在するスプレッド）

(b) 信用スプレッドの変化（比較可能なRMBSについての発行日から測定日までの間に観察された取引に内在するもの、又は関連性のある指数に基づくもの）

(c) 比較可能なRMBS又は指数との比較における、当該RMBSのジュニア・トランシェの特徴。以下のすべてが含まれる。

  (i) 裏付け資産の質、すなわち、裏付けとなる住宅ローン債権の履行状況に関する情報（不履行率及び担保権実行率、貸倒率及び期限前返済率など）

  (ii) 保有しているRMBSトランシェの優先度又は劣後度

  (iii) その他の関連性のある要因

(d) アナリスト及び格付機関が公表した関連性のあるレポート

(e) ブローカーや価格サービス業者などの第三者による相場価格

企業Aは、市場参加者が当該ジュニア・トランシェの価格付けを行う際に用いるであろう市場利回りの1つの指標が12%（1,200ベーシスポイント）だと見積る。この市場利回りは、次のように見積られた。

(a) まず、20X9年3月31日現在の関連するリスクフリー金利についての300ベーシスポイント

(b) 当該ジュニア・トランシェが20X8年1月に発行された時のリスクフリー金利に対する信用スプレッドについて、250ベーシスポイントを加算

(c) 20X8年1月1日から20X9年3月31日までの間の、当該ジュニア・トランシェのリスクフリー金利に対する信用スプレッドの変化の見積りについて、700ベーシスポイントを加算。この見積りは、この期間について入手できる最も比較可能性の高い指標の変化に基づいて作成された。

(d) 信用スプレッドの変化を見積るために用いた指数とジュニア・トランシェとの間の差異を調整するため、50ベーシス・ポイント（正味）を減算。参照した指数はサブプライム住宅ローンで構成されているのに対し、企業AのRMBSの方が信用プロファイルが良好な住宅ローンで構成されている（これにより、市場参加者にとって魅力が高くなっている）。しかし、この指数は、現在の市場の状況下での当該ジュニア・トランシェの適切な流動性リスク・プレミアムを反映していない。したがって、50ベーシスポイントの調整は、次の調整の正味差異である。

(i) 第1の調整は350ベーシスポイントの減算であり、当該RMBSに係る20X8年6月の直近取引からのインプライド利回りと、同日における指標価格のインプライド利回りとの比較により見積られた。企業Aの証券と指標との関係が変化したことを示す利用可能な情報はなかった。

(ii) 第2の調整は300ベーシスポイントの加算であり、指標（合成ポジション）との比較における、企業の証券（直物ポジション）に固有の追加的な流動性リスクに関する企業Aの最善の見積りである。この見積りは、一定範囲の類似証券に係る直近の現金取引に内在する流動性リスク・プレミアムを考慮に入れて算出された。

市場利回りの追加的な指標として、企業Aは、2つの直近の参考相場（すなわち、拘束力のない相場）を考慮に入れる。これは、信頼できるブローカーが当該ジュニア・トランシェについて提供しており、15%から17%の利回りを示唆している。企業Aは、その相場の算定に用いられた評価技法又はインプットを評価できない。しかし企業Aは、その相場が取引の結果を反映していないことを確認できる。

企業Aは、市場参加者が公正価値を測定する際に考慮するであろう市場利回りについての複数の指標があるので、それぞれの利回りの指標を、その結果が示す範囲の合理性を考慮しながら、評価してウェイト付けする。

企業Aは、13%が、指標の範囲の中で現在の市場の状況下での公正価値を最もよく表す一点だと判断する。企業Aは、次の理由により、12%の指標（すなわち、市場利回りに関する自己の見積り）の方に高いウェイトを置いた。

(a) 企業Aは、自己の見積りが、市場参加者が現在の市場の状況下での秩序ある取引において資産の価格付けを行う際に用いるリスク（例えば、債務不履行リスク、担保価値リスク、流動性リスク）を適切に織り込んだと判断した。

(b) ブローカーの相場は拘束力がなく、取引の結果を反映しておらず、企業Aはその相場の設定に用いられた評価技法又はインプットを評価できなかった。

IFRS第13号の設例14（上記の抜粋）において、A社は、RMBSの公正価値を見積るにあたりインカム・アプローチ（すなわち、割引率調整技法 ― 現在価値技法の詳細については下記セクション20を参照）を使用している。これは、限られた取引しか行われていなかったことにより、測定日時点でマーケット・アプローチが除外されたためである。

上記の設例14は、インカム・アプローチを使用したからといって、公正価値測定の目的（すなわち、現在の出口価格）は変わらないことを示している。評価モデルでは、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行うにあたり考慮するであろうすべての要因を考慮しなければならない。たとえば、A社が使用した割引率は、現在の市場の状況下で市場参加者がRMBSの価格付けを行うにあたり考慮するであろうすべてのリスク（たとえば、流動性リスク、不履行リスク）を織り込もうとしている。市場参加者が、資産又は負債の価格付けを行うにあたり考慮するであろう流動性、信用又はその他のリスク要因は、それらの要因がモデルにより十分反映されない場合、モデルから導出した価値の調整が必要となることがある。

A社は、インカム・アプローチの適用において、観察可能でないインプットよりも観察可能なインプットを（可能な限り）優先している。A社は、割引率を見積るにあたり、さまざまな情報源から得た市場に基づくデータを評価している。たとえば、A社は、取引が継続して行われている最も比較可能な指数から観察されたスプレッドの変化に基づいて、RMBSの発行以降に生じたRMBSの信用スプレッドの変化を見積っている。企業は、入手可能な最善の市場情報を使い、観察された指数とRMBSとの間の差異について会計処理するためにこのインプットを調整している。これらの調整には、当該指数と比較したRMBSに内在する追加の流動性リスクの評価が含まれる。

IFRS第13号によれば、企業は、関連する観察可能な市場データが存在しない場合、自らの内部的な仮定を使用することができる*[IFRS 13.89]*。しかし、合理的に入手可能なデータによって、市場参加者の仮定が異なることが示唆される場合、企業は、その情報を織り込むために仮定を調整しなければならない。関連する市場データは、測定対象と同一の資産又は負債に係る取引に限定されるものではない。

上記の設例14において、A社は、RMBSに係る取引がほとんど行われなかったために、マーケット・アプローチを使用することができない。そのため、A社は、RMBSに関して現在の市場において（ベンチマークのスプレッドと比較として）市場参加者が追加で要求するであろうプレミアムを見積るため、さまざまな類似証券の最近の取引におけるインプライド流動性リスク・プレミアムを考慮している。A社は、RMBSに係る適切な割引率を見積るために、ブローカーによる2つの参考相場を考慮している。これらの相場は、測定対象であるRMBSに固有のものであるが、拘束力がなく、実際の取引に基づいていないため、A社はこれらの相場のウェイト付けを小さくしている。また、A社はブローカーが使用した評価技法及び基礎データを評価できない。

留意すべきは、この設例が、ブローカーによる拘束力のない相場よりも、企業自身の仮定により重きを置くべきであることを示唆しているのではない点である。それよりも、この設例は、価値の指標が観察可能なインプットと観察可能でないインプットにどの程度依拠しているかに基づき、それぞれの指標を評価すべきであることを説明しているのである。

A社は、RMBSの取引が限定的であったためにマーケット・アプローチを使用できないが、割引率の設定に使用した仮定の多くを、関連する観察可能な市場データにより裏付けることができる。その結果、A社は、市場データによる裏付けのある自社の仮定のウェイトを大きくする（そしてブローカーの相場のウェイトを小さくする）という判断を下す。ブローカーの相場又は価格サービス業者のデータと、企業自身が算定した価値の間の差異が大きい場合、経営者は可能な場合にはこの差異が生じた理由を理解しようと努めなければならない。

8 価　格

IFRS第13号は以下のように定めている*[IFRS 13.24]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
24	公正価値は、現在の市場の状況下での測定日における主要な（又は最も有利な）市場での秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格（すなわち、出口価格）である。その価格が直接観察可能であるのか他の評価技法を用いて見積られるのかは関係がない。

IFRS第13号は、測定対象である資産を売却した場合に受領するであろう価格又は負債を移転した場合に支払うであろう価格（すなわち、出口価格）に基づいて公正価値を見積ることを要求している。この価格の算定は単純である場合（たとえば、同一の金融商品が活発な市場で取引されている場合）もあれば、相当な判断が求められる場合もある。しかし、IFRS第13号では、公正価値を測定する際に使用する価格は、取引コストに関して調整してはならないが、輸送コストは考慮することが明示されている*[IFRS 13.25, IFRS 13.26]*。

出口価格の算定に使用する評価技法及びこれらの技法のインプットに関するIFRS第13号のガイダンス（ブロック・ディスカウントの禁止を含む）については、下記セクション13及び14で説明している。

8.1 取引コスト

取引コストは、資産又は負債に関する主要な（又は最も有利な）市場で資産の売却又は負債の移転を行うためのコストのうち、資産の処分又は負債の移転に直接起因するコストであると定義されている。また、これらの費用は増分費用、すなわち資産を売却又は負債を移転するという決定を企業が行わなければ発生していなかった費用でなければならない*[IFRS 13 Appendix A]*。取引コストの例としては、手数料や一定のデュー・デリジェンス費用がある。上記で述べたように、取引コストには輸送コストは含まれない。

公正価値は、取引コストに関しては調整されない。これは、取引コストが資産又は負債の特性ではなく、取引の特性だからである。公正価値からは控除されないものの、企業は最も有利な市場を決定する際に取引コストを考慮する（主要な市場が存在しない場合 ― 上記セクション5.2を参照）。これは、この場合に、当該資産から受領する正味金額を最大にできる市場を企業は判断しようとしているからである。

よくある質問

質問 8-1: IFRS 第 13 号の取引コストと他の IFRS 会計基準書における「売却費用」の類似点

上記セクション2.1.3で説明したように、一部のIFRS会計基準書は、売却費用又は処分費用を公正価値から控除して測定する場合など、公正価値に基づく測定を容認又は要求していることがある。

IFRS第13号は、売却費用控除後の公正価値で会計処理される資産に関し、測定目的を変えていない。「売却費用控除後の公正価値」の測定目的は、(1)公正価値及び(2)売却費用である。公正価値部

分はIFRS第13号に従って測定される。

IAS第36号では、IFRS第13号における取引コストの定義と整合するように、処分費用とは「財務費用及び税金費用を除く、資産又は資金生成単位の処分に直接起因する増分費用」と定義されている*[IAS 36.6]*。また、IAS第41号及びIFRS第5号は、売却費用として同様の定義を定めている。

そのため、IFRS第13号に従い公正価値の算定から除外される取引コスト(輸送コストを除く)は、(上記セクション2.1.3で挙げた)他のIFRS会計基準書により算定された売却費用又は処分費用と一般的に整合している。

公正価値部分がIFRS第13号に従って測定されるため、売却費用控除後の公正価値での測定が当初認識後に要求される場合には、当該基準書の開示規定が適用される。ただし、開示規定の適用が明示的に免除されている場合は除かれる(下記セクション19を参照)。さらに、IFRS第13号では、公正価値に基づく測定値に至るための調整(たとえば、売却費用控除後の公正価値を見積る際の売却費用)は、当該測定を公正価値ヒエラルキーのどの区分に分類するかを決定する際に考慮してはならないと明確に述べられている(下記セクション15を参照)。

質問 8-2: IFRS 第 13 号の取引コストと他の IFRS 会計基準書における取得関連取引費用の比較

「取引コスト」という用語は多くのIFRSで使用されているものの、項目を取得する際に実際に発生した取引コストを指す場合もあれば、項目を売却する際に発生すると見込まれている取引コストを指す場合もある。同じ用語が使用されているかもしれないが、これらの種類の取引コストの区別が重要である。

IAS第36号、IAS第41号及びIFRS第5号では、項目の売却・処分費用について説明されている(上記質問8-1を参照)。一方、他の基準書では、資産の取得、負債の引受け又は企業自身の資本性金融商品の発行で発生した取引コストの資産化又は費用計上が(買手の観点から)言及されている。たとえば、IFRS第3号は、取得関連費用を発生した期に費用計上することを求めている*[IFRS 3.53]*。

IFRS第13号では、公正価値測定に取引コストを含めないと述べられている。そのため、資産を取得する際に発生した実際の取引コスト(たとえば、支払手数料)は、公正価値が測定目的の場合、当初認識時には含められない。同様に、仮想の売却取引で発生するであろう取引コストも公正価値測定には含められない。

一部の基準書では、取得関連取引費用を当初認識時に資産計上することが認められており、その後、それらの費用が関係する項目を公正価値で事後測定することが容認又は要求されている。そのような状況において、資産化された取得関連取引費用の一部又はすべては、公正価値の変動により生じる利得又は損失の一部として実質的に費用計上されることになる。これは現行の実務と整合している。たとえば、IAS第40号は、投資不動産の取得原価の一部として取引コストを当初認識時に資産化することを定めている*[IAS 40.20]*。しかし、公正価値モデルが投資不動産の事後測定に適用される場合、取引コストは公正価値測定から除外されることになる(第19章セクション6を参照)。

同様に、IFRS第9号の適用対象である金融資産又は負債は、当初認識時において、「純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産又は金融負債の場合には、金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接起因する取引コストを公正価値に加算又は減算した金額」で測定される*[IFRS 9.5.1.1]*。償却原価で事後測定される項目に関しては、これらの取引コストは、当該金融商品の実効金利の一部として反映される。

8.2 輸送コスト

輸送コストは、資産又は負債を主要な（又は最も有利な）市場に輸送する、又は主要な（又は最も有利な）市場から輸送する費用をいう。たとえば、商品のようにその所在地が資産の特徴となる場合には、主要な（又は最も有利な）市場の価格は、輸送コストについて調整する必要がある。下記の設例で、この概念を簡潔に説明している。

設例 8-1: 輸送コスト

A社は、公正価値で測定された現物商品を欧州の倉庫に保有している。この商品に関してはロンドン取引所の取引量及び取引水準が最大で企業が合理的にアクセスできることから、ロンドン取引所が商品の主要な市場であると判断された。

ロンドン取引所での当該商品の交換価格は25千円である。しかし、この商品に関して取引所で売買されている契約条件により、ロンドンで現物を引き渡すことが求められている。A社は、現物商品をロンドンに輸送するために5千円が必要であり、ロンドン取引所で取引するためのブローカーの手数料は3千円になると考えている。

資産の所在地が特徴とされ主要な市場への輸送が必要となることから、現物商品の公正価値は20千円（主要な市場における資産の価格25千円から輸送コスト5千円を控除）となる。ブローカーの手数料3千円は取引コストであるため、主要な市場における価格には調整されない。

9 非金融資産への適用

多くの非金融資産は、IFRSの当初又は事後測定、あるいはIAS第36号の減損テストに関する規定により回収可能価額が売却費用控除後の公正価値に基づく場合に公正価値で測定すること（又は公正価値に基づいて測定すること）が容認又は要求されている。たとえば、経営者は、企業結合に際してIFRS第3号に従ってパーチェス・プライス・アロケーションを行う際に、非金融資産及び負債の公正価値を測定することがある。IFRS初度適用企業は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」における「みなし原価としての公正価値」によるアプローチを用いている場合には、資産及び負債の公正価値を測定することになる。

また、これまでのセクションで説明した原則に加え、非金融資産の公正価値測定では、市場参加者の観点による資産の最有効使用を反映する必要がある。

資産の最有効使用にあたっては、資産の公正価値を測定するために使われる評価の前提が設定される。言い換えれば、市場参加者が最有効使用に基づいて、非金融資産のみを使用することによって価値を得るか、他の資産又は他の資産及び負債と組み合わせて価値を得るか、あるいはそのどちらを前提とするかということである。下記で説明しているように、これは現在の使用法である場合もあれば、それ以外の使用法である場合もある。

上記セクション3.2で述べたように、IFRS第13号における最有効使用と評価の前提の概念は、非金融資産にのみ関係するものである（金融資産及び負債には関係しない）。その理由は、以下のとおりである*[IFRS 13.BC63]*。

- 金融資産には特定の契約条件があり、代替的な用途はない。金融資産の特徴を変更した場合（すなわち、契約条件を変更した場合）、当該資産は異なる資産となり、公正価値測定の目的は測定日時点で存在している資産を測定することである。
- 負債から解放されるための方法の違いは、代替的な用途ではない。また、他の市場参加者よりも効率的又は非効率的に負債を履行できる企業固有の優位（又は劣位）性は、公正価値測定では考慮されない。
- 最有効使用及び評価の前提の概念は、土地などの非金融資産を評価する評価専門家の間で発達したものである。

9.1 最有効使用

最有効使用とは、「市場参加者による非金融資産の使用のうち、当該資産又は当該資産が使用される資産と負債のグループ（たとえば、事業）の価値を最大化するもの」をいう*[IFRS 13 Appendix A]*。IFRS第13号には、最有効使用に関して以下のガイダンスが定められている*[IFRS 13.27, IFRS 13.28]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
27	非金融資産の公正価値測定には、当該資産の最有効使用を行うこと又は当該資産を最有効使用するであろう他の市場参加者に売却することにより、市場参加者が経済的便益を生み出す能力を考慮に入れる。
28	非金融資産の最有効使用は、物理的に可能で、法的に許容され、財政的に実行可能な資産の使用を、次のようにして考慮に入れる。 (a) 物理的に可能な使用は、資産の物理的特性のうち、市場参加者が資産の価格付けを行う際に考慮するであろうものを考慮に入れる(例えば、不動産の所在地又は規模) (b) 法的に許容される使用は、市場参加者が資産の価格付けを行う際に考慮するであろう当該資産の使用に関する法的制限を考慮に入れる(例えば、不動産に適用される区域規制) (c) 財政的に実行可能な使用は、物理的に可能で法的に許容される資産の使用が、市場参加者がそうした使用に用いられる資産に対する投資に対して要求するであろう投資リターンをもたらすのに十分な利益又はキャッシュ・フロー(資産を当該用途に転換するコストを考慮する)を生み出すかどうかを考慮する。

最有効使用とは、市場参加者が便益又は価値を最大化するために非金融資産を使用するであろう方法を考慮する評価上の概念である。市場参加者にとっての非金融資産の最大価値は、(a)他の資産又は他の資産及び負債と組み合わせて使用することにより得られる場合もあれば、(b)単独で使用することにより得られる場合もある。

非金融資産の最有効使用を判断するにあたり、IFRS第13号第28項は、物理的に可能で、法的に許容され(詳細は下記セクション9.1.1を参照)、財務的に実行可能な使用法を考慮しなければならないとしている。そのため、代替的な使用法を評価するにあたり、企業は、資産の物理的特徴、その使用に対する法的制限、及び創出される価値が市場参加者にとって適正な投資利回りをもたらすものであるかどうかの検討が求められる。

これを裏付ける十分な証拠が存在する場合にのみ、市場参加者が価値を最大化することを可能にする代替的な使用法を考慮すべきである。ただし、代替的な使用法を網羅的に探す必要はない。また、非金融資産を変換するコスト(たとえば、新しい建築許可の取得や代替的使用法のための資産の転換)及び市場参加者の観点による利益予想も公正価値測定で考慮する。

資産を異なる方法で使用するさまざまな種類の市場参加者が存在する場合、資産の最有効使用を判断する前にそれらの代替的なシナリオを考慮しなければならない。多くの場合、公正価値フレームワークの適用は単純であるが、さまざまな要素を首尾一貫して適用するために反復的なプロセスが必要な場合もある。IFRS第13号に定められる公正価値フレームワークのいくつかの主要概念が相互に関係しているため、このような状況が生じる可能性がある(上記セクション3.2の図表3-1を参照)。たとえば、非金融資産の最有効使用によって評価の前提が決まり、適切な市場参加者の識別に影響を及ぼす。同様に、主要な(又は最も有利な)市場の決定が、非金融資産の最有効使用の決定において重要となる場合もある。

市場参加者にとっての最大価値が、資産を他の資産及び負債と組み合わせてグループとして使用した場合に得られるのか、資産を単独で使用した場合に得られるのかを決定するには、特定の事実及び状況の判

断と評価が必要である。

非金融資産の最有効使用が、1つ又は複数の非金融資産との組合せである場合、慎重な評価を行うことが特に重要になる。下記セクション9.2で説明しているように、資産グループ内の資産は同じ評価の前提を用いて評価すべきである。たとえば、製造ラインの1台の機械の公正価値が製造ラインの他の機器と一緒に使用することが最有効使用であるとの前提により測定される場合、資産グループにおけるそれらの非金融資産(すなわち、製造ラインの他の機器)も同じ前提を用いて評価されることになる。下記セクション9.2.2の設例9-2で明らかにしているように、1組の資産の価値が、グループとして考えた場合に最大化されると判断した場合は、グループにおけるすべての資産は、グループ内の個々の資産の価値が単独でより高くなるかどうかにかかわらず、同じ前提を用いて評価される。

PIRにおいて一部のコメント提供者は、本概念の実務への適用には課題が多いと指摘し、たとえば、「法的に許容される」が具体的に何を意味するのかに関する詳細なガイダンスを要請した。しかし、IASBは、当該規定の実務への適用にばらつきが生じている十分な証拠はなく、仮に最有効使用の概念の適用が難しい状況が存在するとしても、補足資料が役に立つかどうかは疑わしいと結論付けた。[18]

9.1.1 最有効使用:何が法的に許容されるかを判断する

IFRS第13号は、法的に許容されるためには、非金融資産の使用法が、測定日時点で適法である(又は法的に承認されている)必要はないが、その国や地域において法的に禁止されていてはならないとしている *[IFRS 13.BC69]*。

何が法的に許容されるかは法律の問題である。ところがIASBは、明確に禁止されている使用法と、その国や地域の特定の法的要求を満たせば許容される使用法とを区別しているように思われる。しかし、測定日時点で、ある使用法が容易に覆すことができない法的制限の対象である場合に、その使用法が法的に許容されうるかどうかを判断することは難しい場合がある。IFRS第13号では、土地開発の例が示されている。政府が、ある土地に建物を建設する、あるいはその土地を開発することを禁止している(すなわち、その土地は保護区である)と仮定する。企業がその土地を開発するには、法律の改正が必要である。このような土地の開発は違法であるため、開発が最有効使用になることはない。次に、その土地が商業地区に指定されていると仮定する。ただし、近隣地区は最近住宅用地として開発されているため、市場参加者はその土地が住宅開発される可能性があると考えている。住宅開発に向けた土地利用規制の見直しに必要なのは当局からの承認だけであり、通常、その承認は与えられることから、この代替的使用法は法的に許容されるとみなされる可能性がある。

市場参加者は、法的に許容される非金融資産の使用法が現在の使用法と異なる可能性があるかどうかを判断するにあたり、測定日時点で存在するすべての関連要因を考慮することが前提とされる。すなわち、市場参加者は、非金融資産の適法となる使用法の変更が実現するかどうかを評価するにあたり、必要となる可能性のあるさまざまな種類の承認の可能性、範囲及び時期を考慮する。

上記の保護区及び土地の利用規制変更のシナリオでは、それぞれ法的に許容されない可能性の高い例と、法的に許容される可能性の高い例を示している。ところが、上記の保護区の例において、政府が近い将来、住宅開発を許可するように法律を改正することが見込まれているが、これまで同様の改正が行われたことがないものと仮定すると、企業は、利用可能な証拠と市場参加者が同様の期待を抱いているかどうかについて、両者のウェイト付けを考慮する必要がある。同じような法律の改正が過去に行われていない場合、これ

はより困難となることがある。しかし、企業は、見込みが口頭での約束と書面での証拠のいずれに基づくものであるか、法律の改正プロセスが始まっているか、法律の改正が承認されないリスクといった要因を考慮することになろう。市場参加者がこの可能性に対して支払いを行うかどうかを考慮することも有用かもしれない。ただし、この事実だけでは、使用法が法的に許容されることを裏付けるには十分ではない可能性が高い。

弊法人のコメント

我々は、特に最有効使用が資産の現在の使用法であるとする推定がIFRS第13号に示されていることを考慮すると、代替的使用法の可能性についての仮定を裏付ける十分な証拠が必要であると考えている。

上記の住宅開発に向けた土地利用規制の見直しの例において、利用規制の見直しが起こりうる(又はその可能性が高い)という企業の見解のみでは、利用規制の見直しが法的に許容されるとする証拠としては十分ではない可能性が高い。しかし、最近、近隣地域の利用規制が住宅用地に見直されたという事実は、測定対象である土地の利用規制が同様に見直される可能性に関して、追加の証拠となる場合もあろう。利用規制変更の承認が単に形式的なものではない場合、市場参加者が土地の商業利用が「法的に許容される」と考えるであろうと企業が証明するのは、相当困難かもしれない。

9.1.2 最有効使用 vs 現在の使用

IFRS第13号には、企業の現在の資産の使用法が最有効使用であるという推定が置かれているが、市場又はその他の要因によって、市場参加者による他の使用法により資産の価値が最大化されることが示される場合がある*[IFRS 13.29]*。資産の最有効使用は、市場参加者の期待に基づいて決定されるため、報告企業は、公正価値の分析において資産(たとえば、土地)の代替的使用法について考慮しなければならないことがある。企業による非金融資産の現在の使用又は意図する使用法は、資産の最有効使用ではない可能性があるため、それによって価値に係る前提が決まることはない。その代わり、資産(又は資産グループ)の最有効使用は、市場参加者がどのように資産の価値を最大化するかに基づいて決定しなければならない。たとえば、市場参加者は、現在、製造設備として使用されている土地を住宅用地として使用することにより価値を最大化するかもしれない。

代替的使用法を考慮する際、それは網羅的なものである必要はない。すなわち、考えうるすべての代替的使用法を考慮することは求められない。その代わり、市場参加者が資産の価格を決定するにあたり考慮する代替的使用法を評価する際には判断が必要となる。上記で述べたように、何が物理的に可能で、法的に許容され、財務的に実行可能かを考慮することがこの評価の構成要素となる。以下のIFRS第13号の設例2に基づいた下記の設例9-1では、この点について説明している。IFRS第13号では、企業が資産の最有効使用が現在の使用法と異なると判断した場合、その旨、及び非金融資産が最有効使用ではない方法で使用されている理由を開示することが求められている*[IFRS 13.93(i)]*(開示については、下記セクション19で説明している)。

非金融資産の現在の使用法が最有効使用と同じであっても、資産を評価する際に用いる基礎となる仮定は企業固有のものであってはならず、市場参加者が当該資産を現在の状態で取引する際に用いるであろう

仮定に基づかなければならない点に留意することが重要である。企業固有のシナジー効果は、それが市場参加者のシナジー効果と異なるのであれば、資産の最有効使用を判断する際には考慮されない。この点については、以下の設例9-1で説明する*[IFRS 13.IE Example 2, IFRS 13.IE7, IFRS 13.IE8]*。

設例 9-1: 最有効使用 vs 現在の使用

X社は、企業結合により土地を取得したが、この土地は、現在は工場用地として工業用途で開発されている。この土地の現在の使用法は、市場又はその他の要因により異なる使用法が示唆されていない限り最有効使用と推定される。最近、近隣の用地が高層住宅用地として住宅用に開発されていることや、開発を促進する最近の建築規制等の変更に基づいて、市場参加者がこの土地の価格設定を行うにあたり住宅用地として開発する可能性を考慮に入れるであろうことから、企業は工場用地として現在使用している土地は(たとえば、高層住宅用の)住宅用地として開発できる可能性があると判断する。

この土地の最有効使用は、以下の両者を比較することにより決定される。

(a) 現在のように工業用地として開発した場合の土地の価値(すなわち、工場やその他の資産及び負債と組み合わせて土地が使用される場合)

(b) 工場の解体費用及び土地を更地にするために必要なその他の費用を考慮した(X社が資産を代替的使用法のために転換できるかどうかに関する不確実性を含む)住宅用途のための更地としての土地の価値(すなわち、市場参加者が土地を単独で使用する場合)

土地の最有効使用は、これらの価値のいずれか高い方に基づいて決定される。不動産鑑定を要する状況においては、最有効使用の決定には工場の資産及び負債を含む工場の操業に関係する要因が考慮される場合がある。

製造のために使用される場合の土地の公正価値は4,000百万円であり、住宅用途の更地としての土地の公正価値は5,000百万円であると仮定する。土地を工場用地から住宅用途の更地に転換するために、製造施設は除却しなければならず、解体費及びその他のコストとして500百万円の発生が見込まれる。(注) 土地の公正価値を算定するためには、住宅開発用地としての土地の価格(5,000百万円)は、土地を住宅用地に転換するために必要な転換費用(500百万円)について調整が必要となる。そのため、4,500百万円を土地の公正価値として用いることになる。

(注) たとえば、製造施設に関係する無形資産又はその他の資産による影響など、その他の種類のコストを住宅用地として土地の公正価値を算定する上で考慮すべきことが考えられるが、この例では単純化のためにこれらについては論じていない。

9.1.3 最有効使用 vs 意図した使用(防御価値を含む)

資産の取得時点で企業が意図した資産の使用法は、市場参加者が資産を使用するであろう方法と同じでないことがある。最有効使用と企業が意図した資産の使用法が同じでない場合、資産を取得する価格とIFRS第13号に従い測定される公正価値との間に差異が生じる可能性がある(下記セクション12を参照)。下記の設例9-2で例示しているように、IFRS第13号は、最有効使用が経営者の意図する使用法とは違って

いたとしても、資産の最有効使用を市場参加者の観点から決定することを求めている*[IFRS 13.29, IFRS 13.30]*。

資産の最有効使用は、場合によって、積極的に使用せずに保管（ロック・アップ）又は「凍結」することである場合がある（一般的に、防御的資産とよばれる）。すなわち、資産によってもたらされる最大価値は、その防御的価値である可能性がある。IFRS第13号では、防御的に使用される資産の公正価値は、ゼロ又は名目的な金額であると推定しないことが明記されている。その代わり、企業は、競合するブランドを取得し、凍結することによって、企業の既存のブランド名に追加の価値がもたらされる場合など、そのような使用法によって防御されている資産にもたらされる増分価値を考慮すべきである。一般的に、名目的な金額の公正価値が適切となるのは、資産が廃棄される場合のみである（すなわち、企業が自ら進んで対価なく資産を引き渡す場合）。

重要なのは、資産を防御的に使用するという企業の決定は、市場参加者が同様の方法で資産の価値を最大化することを必ずしも意味するものではない点である。同様に、資産を積極的に使用するという企業の決定は、市場参加者にとっての最有効使用が防御的使用であることを妨げるものではない。IFRS第13号から引用した下記の設例では、こうした点について説明している*[IFRS 13.IE Example 3, IFRS 13.IE9]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例3－研究開発プロジェクト

ある企業が、企業結合で研究開発（R&D）プロジェクトを取得する。企業は、当該プロジェクトの完成を意図していない。もし完成すれば、当該プロジェクトは、自社のプロジェクトの1つ（企業が商品化している技術の次世代を提供する）と競合することになる。そうしないで、企業は、競合他社がその技術にアクセスできないように、当該プロジェクトを自社で保有（すなわち、ロックアップ）するつもりである。こうすることにより、当該プロジェクトは、主に自社の競合技術の見通しの改善により、防御価値を提供すると期待される。当該プロジェクトの当初認識時の公正価値を測定するために、当該プロジェクトの最有効使用は市場参加者による用途に基づいて算定される。例えば、

(a) 市場参加者が当該R&Dプロジェクトの開発を継続し、その用途が、当該プロジェクトが使用される資産（又は資産と負債）のグループの価値を最大にするであろう場合には、当該R&Dプロジェクトの最有効使用は、開発を継続することである（すなわち、当該資産は他の資産又は他の資産と負債との組合せで使用される）。これに該当する可能性があるのは、市場参加者が類似した技術を開発中ではなく商品化もしていない場合である。当該プロジェクトの公正価値は、当該プロジェクトを売却する現時点の取引で受け取るであろう価格に基づいて測定されるが、当該R&Dが補完資産及び関連負債とともに使用され、それらの資産及び負債が市場参加者にとって利用可能であると仮定して測定される。

(b) 競争上の理由で、市場参加者が競争上の理由からプロジェクトをロックアップし、その用途が、当該プロジェクトが使用される資産（又は資産と負債）のグループの価値を最大にするであろう場合には、当該R&Dプロジェクトの最有効使用は、開発を中止することである。これに該当する可能性があるのは、市場参加者が、より進んだ段階にある技術（当該プロジェクトが完成すれば競合することとなる）を有していて、R&Dプロジェクトをロックアップすれば自身の競合する技術の見通しが改善すると期待される場合である。当該プロジ

ェクトの公正価値は、当該プロジェクトを売却する現時点の取引で受け取るであろう価格に基づいて測定されるが、当該R&Dが補完資産及び関連負債とともに使用（すなわち、ロックアップ）され、それらの資産及び負債が市場参加者にとって利用可能であると仮定して測定される。

(c) 市場参加者が開発を中止するであろう場合には、当該R&Dプロジェクトの最有効使用は、開発を中止することである。これに該当する可能性があるのは、プロジェクトが仮に完成しても市場の利回りをもたらさず、ロックアップしても防御価値をもたらさないと予想されるである。当該プロジェクトの公正価値は、当該プロジェクトを売却する現時点の取引で受け取るであろう価格（ゼロかもしれない）に基づいて測定される。

上記の設例3における仕掛中の研究開発プロジェクトの公正価値は、（設例の（a）、（b）及び（c）でそれぞれ説明しているように）市場参加者が当該資産を積極的に使用するか、防御的に使用するか、あるいは廃棄するかに左右される。この設例3（上記の抜粋）において、最有効使用が（a）である場合には、企業の意図する利用がプロジェクトのロック・アップであったとしても、（a）がこのR&Dプロジェクトに帰属させるべき価値となる。

上記セクション9.1で説明しているように、資産を異なる方法で使用するさまざまな種類の市場参加者が存在する場合、資産の最有効使用を判断する前にそれらの代替的なシナリオを考慮しなければならない。

9.2 非金融資産についての評価前提

非金融資産の公正価値は、その最有効使用に応じて、単独で使用した場合に得られる価値か、他の資産又は資産・負債との組合せで使用した場合に得られる価値のいずれか、すなわち、資産の評価の前提に基づいて測定される。

9.2.1 評価の前提― 単独での使用

資産の最有効使用がその資産を単独で使用することである場合には、当該資産の公正価値は個別に測定する。言い換えれば、資産を単独で使用する市場参加者に資産を売却することが前提とされる。公正価値は、このような状況で現在の取引において受け取るであろう価格である*[IFRS 13.31(b)]*。たとえば、IFRS第13号の設例3の（c）（上記セクション9.1.3で抜粋）では、研究開発プロジェクトの最有効使用は、開発を中止する場合があるとされている。その最有効使用は単独ベースであるため、当該プロジェクトの公正価値は、市場参加者がプロジェクトの開発を中止するであろうという仮定に基づいてプロジェクトを単独で売却する現在の取引において受け取る価格となる。また、資産は、現在の特徴のみに基づいて測定しなければならず、転換費用について調整が必要になる場合がある。たとえば、工場用地として使用されている土地が単独で評価される場合、転換費用（たとえば、工場の撤去費用）を公正価値測定上、考慮すべきである。

資産グループに含まれる1つの非金融資産に係る評価の前提を単独で評価した場合、当該グループに含まれるそれ以外のすべての資産を同じ評価の前提を使って評価しなければならない。たとえば、上記セクション9.1.2の設例9-1に基づくと、土地の最有効使用が単独での使用（すなわち、空閑地としての使用）であると判断された場合、工場内の設備の公正価値は、（a）単独（すなわち、単独で当該設備を売却した場合の

価値)、あるいは(b)他の工場にある操業ラインのその他設備との組合せ(土地は単独で評価されるため、土地との組合せではない)という2つの代替的な評価の前提に基づき算定することが可能である。当該設備を測定する際に用いる評価の前提に関係なく、公正価値測定では、当該設備の解体、輸送、再設置に係るコストなど、再配置コストに関する市場参加者の仮定を考慮すべきである。

9.2.2 評価の前提― 他の資産及び(又は)負債との組合せでの使用

非金融資産の最有効使用が、グループである他の資産との組合せ、又は他の資産・負債との組合せで使用することである場合には、当該資産の公正価値は、資産を売却する現在の取引において受け取る価格となり、以下が前提とされる*[IFRS 13.31(a)(i)]*。

(i) 市場参加者は、他の資産又は他の資産・負債とともに当該資産を使用する。

(ii) それらの資産及び負債(相互補完的な資産及び関連する負債)を市場参加者が入手できる。すなわち、資産の公正価値は、相互補完的な資産及び負債を保有していると推定される市場参加者の観点から測定される(関連する負債の詳細については、下記セクション9.2.3を参照)。

非金融資産に係る評価の前提が、1組の資産(又は資産及び負債)との組合せによる使用であると判断した場合、当該グループに含まれるすべての相互補完的な非金融資産は、グループ内の個々の資産の価値が他の前提に基づいた場合により高くなるかどうかにかかわらず、同じ評価の前提に基づいて(すなわち、同じ最有効使用を前提として)評価しなければならない*[IFRS 13.31(a)(iii)]*。

この点について、下記の設例9-2で解説する。

設例 9-2: 資産グループにおける最有効使用に関する首尾一貫した前提

あるワイン製造会社は、ブドウ園を所有及び管理しており、そこで自社のワインを製造している。ブドウの木で生育するブドウは、IAS第41号に従って報告期間の末日ごとに売却費用控除後の公正価値で測定される。ブドウは、IAS第41号に従って収穫時点で売却費用控除後の公正価値(IAS第2号に移行した時点でそのブドウの「取得原価」となる)で測定される。このワイン製造会社は、土地及びブドウの木をIAS第16号の再評価モデル(再評価日以降の償却累計額及び減損損失累計額を控除後の公正価値)を用いて測定することを選択している。それ以外の非金融資産は取得原価で測定されている。

報告期間の末日時点で、当該企業は市場参加者の観点からブドウの木、ブドウの木になっているブドウ及び土地の最有効使用を評価する。ブドウの木になっているブドウ及びブドウの木、土地は、ワインを製造及び販売するため、企業自身の資産及び負債との組合せで継続的に使用される(すなわち、現在の使用法である)一方で、土地を住宅用に転用することもできる。この転用にはブドウの木になっているブドウやブドウの木、設備を土地から取り除くことが含まれる。

シナリオA

企業は、これらの資産の最有効使用は組み合わせてブドウ園として使用することであると判断する(すなわち、現在の利用法)。企業は最有効使用に関連があるグループ内の資産(すなわち、非金融資産)について、首尾一貫した前提を用いる必要がある。したがって、土地単体でみれば、住宅用不動産に転用

した方がより高い価値を生むとしても、グループ内のすべての非金融資産の最有効使用はワインを製造及び販売することとなる。

シナリオB

企業は、これらの資産の最有効使用は、現在の利用法によってブドウの木になっているブドウ及び(又は)ブドウの木の価値がより高くなる可能性があったとしても、住宅用不動産に転用することであると判断する。企業は、土地を転用するために市場参加者が何をするかを考慮しなければならない。これには、土地の利用区分を変更するコスト、ブドウの挿し木の販売やブドウの木及びそこになっているブドウを取り除くコスト、及び単独又は資産グループとして建物及び設備を売却するコストが含まれる可能性がある。

このシナリオにおいて、これらの資産の最有効使用は現在の使用法ではないことから、企業はその旨、ならびにそれらの資産が最有効使用とは異なる方法で使用されている理由を開示する。

資産の最有効使用が他の項目との組合せで使用することである場合には、評価の前提が公正価値の測定に及ぼす影響は特定の状況に左右されることになる。次のIFRS第13号からの抜粋ではいくつかの例が示されている*[IFRS 13.B3]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

B3 非金融資産を、グループとしての他の資産との組合せ(使用のために据付けその他の組立てを行った状態)で使用するか、又は他の資産及び負債との組合せ(例えば、事業)で使用するものとして公正価値を測定する場合には、評価前提の影響は状況によって異なる。例えば、

(a) 資産の公正価値は、単独で使用する場合でも他の資産又は他の資産と負債との組合せで使用する場合でも同じかもしれない。これに当てはまるのは、当該資産が、市場参加者が営業を継続するであろう事業である場合かもしれない。その場合には、その取引は事業全体としての評価が必要となる。資産を継続的な事業におけるグループとして使用すると、市場参加者に利用可能なシナジーが生じる(すなわち、市場参加者シナジーであり、単独又は他の資産若しくは他の資産及び負債との組合せのいずれかでの当該資産の公正価値に影響を与える)。

(b) 資産を他の資産又は他の資産及び負債との組合せで使用することは、資産を単独で使用する場合の価値に対する調整を通じて公正価値測定に織り込まれるかもしれない。これに当てはまるのは、当該資産が機械であって、その公正価値測定が、類似の機械(使用のための据付けその他の組立てをしていない)についての観察された価格を、当該機械の現在の状態や場所(使用のために据付けと組立てがされている)を反映するように輸送コスト及び据付コストについて調整したものを用いて算定されている場合かもしれない。

(c) 資産を他の資産又は他の資産及び負債との組合せで使用することは、資産の公正価値の測定に用いられる市場参加者の仮定を通じて資産の公正価値に織り込まれるかもしれない。例えば、当該資産が独特の仕掛品で、市場参加者が当該棚卸資産を完成品に加工するであろう場合には、当該棚卸資産の公正価値は、市場参加者が当該棚卸資産を完成品にするために必要な特定の機械を取得しているか又は取得するであろうと仮定す

る。

(d) 資産を他の資産又は他の資産及び負債との組合せで使用することは、資産の公正価値を測定する際に用いられる評価技法に織り込まれるかもしれない。無形資産の公正価値の測定に複数期間超過収益法を用いる場合には、これに該当するかもしれない。この評価技法では、当該無形資産が使用されるグループの中の補完的な資産及び関連する負債の貢献を具体的に考慮に入れるからである。

(e) もっと限定的な状況で、企業が資産グループの中の資産を使用する場合には、企業は、当該資産グループの公正価値をグループの個別資産に配分する際に、公正価値に近似する金額で当該資産を測定するかもしれない。評価が不動産に関係していて、改良した不動産(すなわち、資産グループ)の公正価値が、内訳の資産(土地や土地改良など)に配分される場合には、これに該当するかもしれない。

評価の前提を公正価値測定に織り込むために使用するアプローチは、事実及び状況によって異なることがあるが、(最有効使用に基づく)非金融資産に係る評価の前提の決定と、公正価値の見積りで使用される評価技法で適用されるインプットは、どのような場合でも、報告企業ではなく市場参加者の観点から考慮しなければならない。

9.2.3 非金融資産の公正価値を測定するにあたり、関連する負債はどのように考慮すべきか

上記セクション9.2.2で説明したように、資産の最有効使用は、関連する負債と資産グループ内の相互補完的な資産との組合せによる使用である場合がある。たとえば、多くの無形資産は個別資産として独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、そうした無形資産がその一部を構成するCGUの別の資産と一緒に、IAS第36号に基づく減損テストを実施する可能性がある。商標権は、たとえば、第三者にライセンス供与された場合にはほぼ独立したキャッシュ・イン・フローを生み出すが、より一般的には、その最有効使用はCGUの他の資産及び負債と一緒に使用することである。無形資産に係る当初認識後の減損テストの詳細については、第20章セクション3.3を参照されたい。

IFRS第13号B3項(d)では、資産を他の資産及び負債との組合せで使用することは、企業結合で取得した無形資産の公正価値を測定する際に複数期間超過収益法を使う場合に織り込まれるかもしれないと述べられている*[IFRS 13.B3]*。複数期間超過収益法では、無形資産が使用されるグループの補完的な資産及び関連する負債の寄与度が考慮される。

このような「関連する負債」については定義されておらず、IFRS第13号では、非金融資産に関連するとみなされうる負債の種類についてガイダンスはほとんど示されていないものの、IFRS第13号にいくつかのガイダンスが示されており、関連する負債には、運転資本として使われる負債が含まれるが、資産グループに含まれるもの以外の資産の資金調達を行うために使われる負債は除外する必要があると述べられている*[IFRS 13.31(a)(ⅱ)]*。

企業は、どの負債がグループに含まれるか又はグループから除外されるかを決定するにあたり、特定の事実及び状況に基づいた判断を行使することが求められる。この評価にあたっては、市場参加者が非金融資産の最有効使用を決定する際に考慮する事項を反映しなければならない。特に自社のデータに基づく評価技法を使用する場合には、負債を評価する際に企業固有の仮定を慎重に除外する必要がある(評価技法

については、下記セクション13で詳しく説明している)。

非金融資産の公正価値を測定する際に、関連する負債を考慮することを求める要求事項が定められたのは、IFRS第13号のガイダンスを、一定の非金融資産(たとえば、無形資産)の公正価値測定に係る過去の実務に合わせることが目的であり、一般的に、ほとんどの非金融資産の評価について大きな変更は生じなかった。たとえば、不動産は通常、当該不動産の資金調達に用いられた債務とは別に評価すべきであると考えている。

9.2.4 会計単位 vs 評価の前提

非金融資産の公正価値測定において、資産は、評価の前提にかかわらず、他のIFRSに定められる会計単位と整合するように売却されることが前提とされる。この前提は、資産の最有効使用が他との組合せである場合であっても適用される。これは、公正価値測定において、相互補完的な資産及び負債を有している、又は入手することが可能である市場参加者への個別資産の売却が考慮されるからである*[IFRS 13.32]*。公正価値で測定される項目の会計単位が資産グループである場合にのみ(これは、CGUの一部として非金融資産の減損を測定する場合が該当しうる)、資産グループでの売却を考慮することができる。すなわち、非金融資産に関する評価の前提は、適用されるIFRSに定義される会計単位に優先しないということである。しかし、両者の概念は、資産及び負債を集約又は分解する際の適切な水準の判断を取り扱ったものであることから、実務では混乱が生じる可能性がある。

会計単位とは会計上の概念であり、これにより財務報告目的で測定される項目が識別される。IFRS第13号を適用する際には、会計単位によって、たとえば、財務諸表に表示及び開示される情報は個々の資産によるものか、資産グループによるものかなどの表示及び開示上の集約(又は分解)レベルが定められる。

これに対して評価の前提は、評価上の概念であり「評価単位」とよばれることがある。この評価の前提は、資産又は負債がどのように測定されるかを決定するものである(すなわち、単独で生じる価値か、あるいは他の資産及び負債との組合せで生じる価値に基づくか)。前述したように、他のIFRSにより決められた会計単位は個々の項目である場合がある。しかし、当該項目は、公正価値を測定するにあたって他の項目とグループ化しなければならないことがある(すなわち、評価の前提が会計単位と異なることがある)。

たとえば、企業は、土地に付随し、付帯設備など他の資産を含む投資不動産を保有する場合がある。当該投資不動産の会計単位は、IAS第40号に従うと単独資産である可能性が高い。しかし、当該投資不動産は物理的に土地に付随しており、建物内の付帯設備との組合せにより便益が得られることから、この資産単独の価値にはあまり意味がないことがある。このような場合、公正価値を算定するにあたり、評価の前提としては、他の資産との組合せで使用することが反映される可能性が高い。

非金融資産(あるいは資産及び対応する負債のグループ)の公正価値を測定する際の評価の前提が会計単位と異なる場合、IFRS第13号の公正価値ヒエラルキーにおける開示上の分類は、資産又は負債の会計単位と整合したレベルとする必要がある点が重要である(下記セクション15.2を参照)。

10 負債及び企業自身の資本性金融商品への適用

他のIFRSによって金融負債、非金融負債及び企業自身の資本性金融商品について公正価値測定が求められる場合には、IFRS第13号が適用される。たとえば、経営者は企業結合においてIFRS第3号に従って、パーチェス・プライス・アロケーションを行うために引き受けた負債の公正価値を、また、移転した対価を測定するにあたり企業自身の資本性金融商品の公正価値を算定することがある。

IAS第32号又はIFRS第9号の適用対象となる金融負債と企業自身の資本性金融商品に関しては、貸借対照表に認識されるすべての当初及び事後的な公正価値測定に対して、IFRS第13号が適用されることに留意することが重要である。また、それらの金融商品が、貸借対照表において事後的に公正価値で測定されない場合（たとえば、金融負債が償却原価で事後測定される場合）であっても、財務諸表の注記においてそれらの公正価値の開示を求められることがある。特に金融負債については最低限このような開示が求められている。このような状況においては、金融商品の開示目的で公正価値を測定する際にもIFRS第13号を適用しなければならない。

他のIFRS会計基準書に基づく負債又は資本性金融商品としての金融商品の分類は、取引の特徴や金融商品の特徴などの特定の事実及び状況に左右される。これらの金融商品の例としては、企業結合におけるIFRS第3号に従った条件付対価や、企業により発行されたIFRS第9号に従ったエクイティ・ワラントなどが挙げられる。両審議会は、負債及び企業自身の資本性金融商品の測定に関するIFRS第13号の規定を開発するにあたって、これらの金融商品に関する規定は通常、同じものでなければならないと結論付けた。すなわち、負債か企業自身の資本かという金融商品の会計上の分類は、対象となる金融商品の公正価値測定には影響を及ぼさない*[IFRS 13.BC106]*。

IFRS第13号の公表前には、IFRSでは、企業自身の資本性金融商品の公正価値の測定方法に関するガイダンスは定められていなかった。IFRS第13号の規定は、多くの企業にとってはIFRS第13号の適用開始前に自身の資本性金融商品を評価していた従来の実務と整合しているかもしれないが、自身の資本性金融商品の主要な市場（及びその市場における参加者の仮定）は、当該金融商品を資産として評価する場合と異なると判断していた企業にとっては実務を変更することになる。たとえば、企業がワラントの公正価値を測定する際に、市場参加者が資産としてワラントの価格を決定する際に使用するであろうボラティリティーに関する仮定とは異なるボラティリティーを用いていた場合が想定されるだろう。

10.1 一般原則

IFRS第13号には、負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値測定に関して以下の一般原則が定められている*[IFRS 13.34]*。

IFRS 第 13 号からの適用	
34	公正価値測定は、金融負債若しくは非金融負債又は企業自身の資本性金融商品（例えば、企業結合の対価として発行される資本持分）が、測定日に市場参加者に移転されると仮定する。負債又は企業自身の資本性金融商品の移転は、次のことを仮定する。 (a) 負債は未決済のままであり、市場参加者である譲受人が当該義務を履行する必要があ

る。測定日において相手先との決済その他の消滅は行われない。

(b) 企業自身の資本性金融商品は未決済のままであり、市場参加者である譲受人が金融商品に関する権利と責任を引き継ぐ。測定日において消却その他の消滅は行われない。

10.1.1 負債の公正価値

IFRS第13号は、負債の公正価値測定では、測定日時点での市場参加者への負債の移転が考慮されるとしている。負債は引き継がれる(すなわち、決済されたり消滅したりしない)ことが前提とされ、負債が移転された市場参加者は当該債務を履行する必要がある。

負債の公正価値には不履行リスクの影響も反映される。不履行リスクとは、債務が履行されないリスクである。このリスクには、企業自身の信用リスクが含まれるが、これに限られない場合がある(下記セクション10.3を参照)。移転の前後で不履行リスクが変動しないことを求める規定からは、仮定上、信用状態が同じ市場参加者に負債が移転されることが示唆される。

公正価値は、既存の相手方との間で負債を決済する価格ではなく、同じ信用状態の市場参加者に負債を移転する価格に基づくとIFRS第13号で明示されたことで、主要な(又は最も有利な)市場や当該負債に係る出口市場における市場参加者に関する仮定に影響が及ぶ(負債の決済とIFRS第13号における負債の移転の区別については、下記セクション10.1.3を参照)。

10.1.2 企業自身の資本性金融商品の公正価値

企業自身の資本性金融商品に関し、IFRS第13号は、公正価値測定では資本性金融商品の移転を考慮するとしている。資本性金融商品は流通している状態であり、市場参加者である譲受人が当該金融商品に関する権利と義務を引き継ぐ。当該金融商品は、測定日において消却されたり、消滅したりすることはない。

企業自身の資本性金融商品の公正価値測定に関する規定は、不履行リスクを織り込むことを求める規定を除き(当該規定は企業自身の資本性金融商品には直接適用されない)、通常、負債の測定に係る規定と整合している。

10.1.3 決済金額 vs 移転金額

IFRS第13号は公正価値を測定するにあたり出口価格の使用を求めているが、企業が負債を第三者に移転する意思がない(又は移転できない)場合がある。たとえば、負債を履行又は決済する方が企業に有利になる、あるいは負債を他の当事者に移転することを債権者が許可しない場合がある。資本性金融商品の発行者は、当該商品が存在しなくなる、又は企業が保有者から当該商品を買い戻す場合にのみ、当該商品を消滅させることができる場合がある。企業が負債を移転できない場合であっても、移転の概念は流動性、不確実性及び負債に関連するその他の要因に関する市場参加者の期待を反映しているものであるのに対し、決済の概念は企業固有の要因を織り込んでいるため、市場参加者の期待を反映していない場合があることから、公正価値を測定する際には移転の概念が必要になるとIASBは考えている*[IFRS 13.BC82]*。

移転の概念に基づくと、負債の公正価値は債務を引き受ける市場参加者に支払うであろう価格に基づく

ものとなる。負債を決済又は履行する、あるいは資本性金融商品を消滅させるという企業の意図は、公正価値の測定には関係がないとガイダンスで明確に述べられている。負債の公正価値は、企業自身ではなく市場参加者の観点から考慮されるため、公正価値では、負債を決済する際の報告企業の相対的な効率(又は非効率)は考慮されない。

移転の概念とは異なり、決済の概念では、債務の決済(又は履行)における報告企業固有の優位(又は劣位)が考慮される可能性がある。しかし、両審議会は、「負債を公正価値で測定する場合に、企業が自らの内部資源を使用して当該負債を決済する際の相対的な効率性は、決済前ではなく、決済の過程を通じて純損益に現れる」と結論付けた*[IFRS 13.BC81]*。

負債の決済金額と負債の移転金額を見積るには、どちらも同様の思考過程が必要であるが*[IFRS 13.BC82]*、IFRS第13号は、負債の公正価値を負債が市場参加者に移転されるとの前提に基づいて測定することを求めている。そのため、企業は、負債の公正価値が決済金額と同額であると推定することはできない。具体的には、企業の信用状態が変化した場合でも、相手方は債務の決済金額と異なる金額を受け入れる可能性は低いことから(すなわち、決済金額は必ずしも信用リスクを考慮しない)、不履行リスクを負債の公正価値測定に反映することを求める規定により、負債の公正価値と決済金額の間に差異が生じる可能性がある。IASBはこの論点について非金融負債に関するプロジェクト(『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第32章「引当金、偶発負債及び偶発資産」を参照)で取り組むことが期待されたが、当該リサーチ・プロジェクトは、「概念フレームワーク」プロジェクトの進展を待って中断していた。IASBは2018年3月に新たな概念フレームワークを公表し、それを受けて、IASBは2020年1月の会議で、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」のいくつかの側面について改訂を加えるプロジェクトをワーク・プランに加える決定を行った。当該プロジェクトの目的の1つが、企業が引当金の測定に適用する割引率に、自己の信用リスクを反映すべきかどうかを定める改訂である。[19] 本稿執筆時点では、IASBは当該プロジェクトの方向性を決定していない。[20] (訳者注:IASBは、2024年11月に公開草案「引当金—的を絞った改善 IAS第37号の修正案」を提案した。)

10.2 負債又は資本性金融商品の相場価格が入手できない場合の負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値の測定

多くの場合、特に負債は一般的に移転されないため、企業自身の資本性金融商品又は負債と同一又は類似の金融商品の移転に関して相場価格を利用することはできない。たとえば、移転することが法律上制限されている債務や、企業に移転する意図のない廃棄負債などがこれに該当することがある。このような状況においては、他の当事者が同一項目を資産として保有しているか否かを判断する必要がある。

- 同一項目が他者により資産として保有されている場合:負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値を、当該資産を保有する市場参加者の観点から測定しなければならない*[IFRS 13.35, IFRS 13.37]*(下記セクション10.2.1を参照)。
- 同一項目が他者により資産として保有されていない場合:負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値を、負債を引き受けている、あるいは持分に対する請求権を発行した市場参加者の観点から評

価技法を用いて測定する*[IFRS 13.40]*(下記セクション10.2.2を参照)。

公正価値測定の目的を達するために、企業が負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値をどのように測定するかに関係なく、観察可能な関連するインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を最小限にとどめる必要がある。すなわち、現在の市場環境において、負債又は企業自身の資本性金融商品を移転するような秩序ある取引が、市場参加者間で測定日時点で成立する価格を見積ることになる*[IFRS 13.36]*。

10.2.1 他の当事者が資産として保有する負債又は企業自身の資本性金融商品

負債又は企業自身の資本性金融商品の移転に関して、同一又は類似の相場価格を入手することはできないが、同一項目を他の当事者が資産として保有している場合には、対応する資産の公正価値を当該負債又は資本性金融商品の測定に利用する*[IFRS 13.37]*。この場合、資産の公正価値は、当該資産を保有する市場参加者の観点から測定日時点で測定されることになる。このアプローチは、資産として保有されている同一項目が取引されていない(すなわち、対応する資産の公正価値がレベル3測定である)場合であっても適用される。たとえば、IFRS第13号のガイダンスに基づくと、負債としての条件付対価の公正価値は、資産として保有されている場合の公正価値と等しくなるが、その資産はレベル3測定になると考えられる。

このような状況において、負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値は、以下により測定される*[IFRS 13.38]*。

(a) 他者が資産として保有する同一の項目に係る活発な市場での相場価格を用いる(当該価格が利用可能な場合)。この点については、IFRS第13号の設例12(下記の抜粋を参照)で説明されている。

(b) 当該価格が利用可能でない場合には、他の観察可能インプットを用いる(たとえば、他者が資産として保有する同一の項目に係る活発でない市場での相場価格)。

(c) 上記(a)及び(b)の観察可能な価格が入手できない場合には、以下のような他の評価技法を用いる(詳しくは、下記セクション13を参照)。

  (i) インカム・アプローチ(IFRS第13号の設例13で説明されている。下記の抜粋を参照)

  (ii) マーケット・アプローチ

すべての公正価値測定と同様、同一の金融商品を資産として保有する市場参加者の観点から負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値を算定する際に用いられるインプットは、公正価値ヒエラルキーに従って優先順位を付けなければならない。そのため、IFRS第13号では、他の当事者が資産として保有する負債又は資本性金融商品の公正価値は、利用可能な場合、対応する資産の活発な市場における相場価格に基づいて算定すべきであるとされている。この点については、下記の抜粋の設例12で説明する。そのような価格が利用可能でない場合、活発でない市場における相場価格など、同一資産に関する他の観察可能なインプットが使用される。資産として保有される同一の金融商品に関して相場価格が存在しない場合、負債又は資本の公正価値を算定するにあたり、インカム・アプローチ(下記の抜粋の設例13を参照)やマーケット・アプローチなど、その他の評価技法が使用される。そのような状況であっても、目的は、負債又は資

本の公正価値を、同一の金融商品を資産として保有する市場参加者の観点から算定することである。

場合によって、対応する資産の価格を、下記のように負債には当てはまらないが、資産として保有されている同一項目に固有の要因に関して調整しなければならないことがある*[IFRS 13.39]*。

- 資産の相場価格が、他者が資産として保有する類似の（しかし同一ではない）負債又は資本性金融商品に関するものである。IFRS第13号では、発行会社の信用度が資産として保有される類似の負債又は資本性金融商品の公正価値に反映されているものとは異なる負債又は資本性金融商品の例が挙げられている。
- 資産の会計単位が、負債又は資本性金融商品に関する会計単位と同じではない。たとえば、資産の価格は、発行会社から支払われる金額及び第三者の信用補完で構成されるパッケージの合成された価格を反映していると仮定する。一方、負債の会計単位がこの合成されたパッケージに対するものではなく、その負債でのみ構成される場合には、第三者の信用補完の影響を除外するように、資産について観察された価格を調整することになる。

また、IFRS第13号によれば、負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値を算定するにあたり対応する資産の価格を使用する場合、当該負債又は資本性金融商品の公正価値には、当該資産の売却を妨げる制約の影響を反映してはならない*[IFRS 13.39]*。相場価格に制約の影響が反映されている場合には、それについては調整する必要が生じる。すなわち、制約以外の点では同じである場合、負債又は資本の公正価値は、制約がない対応資産の公正価値と同じになる。

また、金融商品がビッド・アスク・スプレッド内で価格付けされている場合、負債の公正価値は対応する資産の価格と異なる場合がある。このような場合、当該負債は、ビッド・アスク・スプレッドの範囲内で、対応する資産ではなく負債の出口価格を最もよく表す価格に基づいて評価すべきである（ビッド・アスク・スプレッドの範囲の中での価格付けに関しては、下記セクション14.3を参照）。

両審議会は、同一の市場における資産と負債の両方のポジションの解消を想定しており、負債又は資本性金融商品の公正価値は、適切に定義された対応する資産（つまり、その特徴が負債の特徴を反映している資産）の公正価値と等しくなると考えている。この際、市場は効率的であり、裁定機会がないことが前提とされる。たとえば、負債の価格と対応する資産の価格が異なる場合には、負債を引き受ける市場参加者は、（負債の引受けに伴う受取額を資産の購入資金に充てることにより）利益を得ることができる。効率的市場では、負債の価格と資産の価格は、このような裁定機会がなくなるまで調整される。両審議会は、負債又は資本性金融商品と対応する資産の価格が異なるのは通常、企業が類似の（しかし同一ではない）金融商品と関連させて資産を測定した場合か、会計単位が異なる場合に限られると考えている。両審議会は、流動性が低いことの影響によって、差異が生じるか否かについては検討したが、流動性が低いことの影響は信用による影響と区別するのが難しい点に留意した*[IFRS 13.BC88, IFRS13.BC89]*。

IFRS第13号から引用した次の2つの例には、他の当事者が保有する対応する資産の公正価値を見積ることにより負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値を測定する際に考慮すべき要因が含まれている。最初の例では、対応する資産の相場価格に、負債には当てはまらない要因の影響が含まれているかどうかを評価する方法を取り上げている。ただし、単純化のため、この例においてビッド・アスク・スプレッドは考慮していない*[IFRS 13.IE Example 12, IFRS 13.IE40, IFRS 13.IE41, IFRS 13.IE42]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例12－社債債務：相場価格

20X1年1月1日に、企業Bは、額面CU2百万で、BBB格の取引所で取引される5年物の固定金利債券を表面金利10％で発行する。企業Bはこの金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。

20X1年12月31日に、当該債券は活発な市場において額面CU1,000当たりCU929（経過利息支払後）で資産として取引されている。企業Bは、活発な市場における当該資産の相場価格を、その負債の公正価値測定への当初のインプットとして使用する（CU929×[CU2百万÷CU1,000]＝CU1,858,000）。

活発な市場における当該資産の相場価格が当該負債の公正価値を表すかどうかを決定する際に、企業Bは、当該資産の相場価格が、負債の公正価値測定に適用されない要因の影響を含んでいるかどうかを評価する。例えば、当該資産の相場価格が第三者の信用補完の影響を含んでいるかどうかである（その信用補完が発行者の観点では別個に会計処理されるものである場合）。企業Bは、当該資産の相場価格への調整は必要ないと判断する。したがって、企業Bは、その債券の20X1年1月1日現在の公正価値はCU1,858,000であると結論を下す。企業Bは、その債券の公正価値測定を公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分して開示する。

2つ目の例では、金融負債の公正価値を見積る際に現在価値技法を使用する場合に織り込まれる要因（たとえば、当該負債に係る信用スプレッドの変化）と、除外される要因（たとえば、移転に係る制限や利益に関する調整）を挙げている*[IFRS 13.IE Example 13, IFRS 13.IE43-IE47]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例13－社債債務：現在価値技法

20X1年1月1日に、企業Cは、額面での私募で、CU2百万のBBB格の5年物固定金利債券を表面金利10％で発行する。企業Cはこの金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。

20X1年12月31日現在、企業Cの信用格付けは依然としてBBB格である。市場の状況は、利用可能な金利、BBB格に対する信用スプレッド及び流動性を含めて、当該債券の発行日から変わりがない。しかし、企業Cの信用スプレッドは、不履行リスクの変化により50ベーシスポイント悪化した。市場の状況をすべて考慮した後に、企業Cは、仮に測定日の時点で債券を発行するとした場合には、その債券の金利が10.5％となるか又は企業Cが当該債券の発行により受け取る金額が額面よりも少なくなるであろうと判断する。

この設例の目的上、企業Cの負債の公正価値は、現在価値技法を用いて計算される。市場参加者は、市場参加者が企業Cの義務を引き受けるために受け取ると期待するであろう価格を見積る際に、以下のインプットのすべてを使用する（本基準書のB12項からB30項と整合的に）であろうと企業Cは判断する。

(a) 当該債券の条件（次のものを含む）

(i) 10％の表面金利

(ii) CU2百万の元本金額

(iii) 4年の期間

(b) 10.5%の市場金利(発行日からの不履行リスクの50ベーシスポイントの変化を含んでいる)

現在価値技法に基づいて、企業Cは、20X1年12月31日現在の負債の公正価値はCU1,968,641であると結論を下す。

企業Cは、リスク又は市場参加者が当該負債の引受けへの報酬として要求するかもしれない利益に関して、現在価値への追加的なインプットを織り込まない。企業Cの義務は金融負債であるため、企業Cは、金利には、リスク又は市場参加者が当該負債の引受けへの報酬として要求するかもしれない利益が、すでに反映されていると判断する。さらに、企業Cは、当該負債の移転を妨げる制限の存在に関して、現在価値技法の調整を行わない。

上記の設例13では、社債債務の不履行リスクに関連する市場データが容易に入手できる前提であるが、適切な信用スプレッドの見積りは、負債性金融商品を評価する際に現在価値技法を使用する上で最も難しい側面であることが多い。同じ債務者によって発行されている同一又は類似の負債の信用スプレッドは、高品質な市場データである。しかし、同じ債務者によって発行されている場合であっても、特性又は特徴が大きく異なる負債の信用スプレッドは、測定対象である負債の信用リスクを捉えるには適切ではない可能性がある。同一の金融商品のスプレッドが存在せず、比較可能な負債性金融商品からのデータ(たとえば、オプション調整後スプレッド(OAS))を使用する場合、これらの比較可能な負債に固有の特徴(たとえば、期間、請求権の順位、担保、クーポン、元本償還、信用度)を慎重に分析すべきである。また、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の発行者が、債券発行者(すなわち、参照債務者)の債務不履行リスクを受け入れるにあたり要求する対価を表すCDSスプレッドも有用な市場データを提供することもある。

特定の債券発行者に関して観察可能なデータが入手できないものの、発行者の信用格付が公表されている場合がある。そのような状況では、測定対象である負債の信用リスクを評価するにあたり、同様の格付を有する企業又は負債性金融商品の信用スプレッドやCDSスプレッドを代わりに使用できるかもしれない。この際も、このような類似の負債性金融商品と測定対象である負債の固有の特徴を比較すべきである。

場合によって、無格付の企業により発行された、信用度に関する観察可能な測定値(たとえば、信用スプレッド)がない負債が関係することもある。そのような状況では、発行者の信用度を判断するために、回帰分析やその他定量分析などの技法を実施することもある。利益率、レバレッジ比率、資産規模といった財務指標を、測定対象である負債の無格付の発行者と格付を有する企業の間で比較することにより、信用格付を見積ることができる。信用格付が決定したら、他の比較可能な(すなわち、格付が類似の)負債性金融商品から適切な信用スプレッドを定量化することが可能である。

10.2.2 他の当事者が資産として保有していない負債又は企業自身の資本性金融商品

市場参加者により対応する資産として保有されている負債は多いが、そうではないものもある。

たとえば、資産除去債務に関しては、一般的に対応する資産の保有者は存在しない。観察可能な価格が負債に関して入手できず、対応する資産が存在しない場合、負債の公正価値は、適切な評価技法(たとえば、現在価値技法)を用いて、負債を引き受けている市場参加者の観点から測定される*[IFRS 13.40]*。

一般的に、企業自身の資本性金融商品に区分される金融商品には、対応する資産が存在する。しかし、

企業自身の資本性金融商品に関して対応する資産が存在せず、観察可能な価格が入手できない場合、公正価値は、持分に対する請求権を発行した市場参加者の観点から適切な評価技法を用いて測定する。

IFRS第13号では、このような状況で公正価値を測定するにあたって企業が考慮すべき事項の例として、以下の2つを挙げている*[IFRS 13.41]*。

(a) 債務を履行する際に生じると市場参加者が予想する将来キャッシュ・アウトフロー(すなわち、現在価値技法)。これには、市場参加者が債務を引き受けるにあたり求めるであろう対価が含まれる。このアプローチについては、下記セクション10.2.2.Aで詳しく説明している。

(b) 市場参加者が同一の負債を契約して又は資本性金融商品を発行して受け取るであろう金額。このアプローチについては、下記セクション10.2.2.Bで詳しく説明している。

10.2.2.A 他の者が資産として保有していない負債及び企業自身の資本性金融商品の公正価値を測定するための現在価値技法の使用

企業が他の者が資産として保有していない負債又は自身の資本性金融商品を測定するために現在価値技法を使用している場合、特に債務を履行する際に、市場参加者に生じるであろう将来キャッシュ・アウトフローを見積ることがIFRS第13号では求められている。見積キャッシュ・フローには、以下が含まれる*[IFRS 13.B31]*。

- 債務を履行する際の費用に関する市場参加者の予想
- 市場参加者が債務を引き受けるにあたり求めるであろう対価。この対価には、市場参加者が以下について求めるであろうリターンが含まれる。
  - (i) 活動の引受け(すなわち、当該債務の履行の価値)、たとえば、他の活動に利用できる資源を使用することによる
  - (ii) 債務に関するリスクの引受け(すなわち、実際のキャッシュ・アウトフローが予想キャッシュ・アウトフローと異なるかもしれないというリスクを反映するリスク・プレミアム)

場合によっては、市場参加者が求めるであろうリターンの構成要素は、互いに区別できないことがある。また、企業がそれらの構成要素を区分して見積らなければならない場合もある。たとえば、企業が、割引キャッシュ・フローの一部として、第三者の請負業者が請求するであろう価格を用いていると仮定する。当該契約の価格が固定料金により決められている場合には、活動を引き受けることに対するリターンとリスク・プレミアムは区別できないことになる。しかし、IFRS第13号の設例11(下記の抜粋を参照)で示しているように、請負業者が原価加算方式により請求する場合には、請負業者は将来原価が変動するリスクを負わないことから、企業は構成要素を区別して見積る必要がある*[IFRS 13.B32]*。

このような公正価値測定では、リスク・プレミアムを以下のいずれかにより含めることができる。

(a) キャッシュ・フローを調整する(キャッシュ・アウトフローの金額の増加)

(b) 将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く際に用いる割引率を調整する(割引率の引下げ)

ただし、リスクに関する調整を二重に計上したり、計上漏れがないようにしなければならない *[IFRS 13.B33]*。

IFRS第13号には、他の当事者が資産として保有しない負債の公正価値を、評価技法を用いて測定するにあたり、これらの検討事項がどのように反映されるかを説明した下記の設例が含められている *[IFRS 13. IE Example 11, IFRS 13.IE35-IE39]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例11－資産除去債務

20X1年1月1日に、企業Aは企業結合で資産除去債務を引き受ける。企業は、海上石油採掘プラットフォームを、耐用年数（10年と見積られている）の終了時に解体し除去することを法的に要求される。

本基準書のB23項からB30項に基づいて、企業Aは、この資産除去債務の公正価値を測定するために期待現在価値技法を用いる。

企業Aが資産除去債務を市場参加者に移転することが契約上認められていたとした場合には、市場参加者は、受け取ると期待する価格を見積る際に、以下のインプットのすべて（必要に応じて、確率で加重平均）を使用するであろうと企業Aは判断する。

(a) 労務費

(b) 間接費の配賦

(c) 市場参加者が、活動の実行及び資産の解体及び除去の義務に関するリスクの引受けの対価として要求するであろう報酬。こうした報酬には、次の両方が含まれる。

  (i) 労務費及び間接費に加算する利益

  (ii) 実際のキャッシュ・アウトフローが予想と異なるかもしれないリスク（一般物価水準の上昇を除く）

(d) コストと利益の見積りに対する一般物価水準の上昇の影響

(e) 貨幣の時間価値（リスクフリー金利で表される）

(f) 企業Aが義務を履行しないリスクに関連する不履行リスク（企業A自身の信用リスクを含む）

企業Aが用いる重大な仮定は次のとおりである。

(a) 労務費は、海上石油採掘プラットフォームを解体し除去する工事業者を雇うために必要となる現在の市場における賃金に基づいて、将来の賃金上昇の予測について調整して算出する。A社は、一定の範囲のキャッシュ・フローの見積りに以下のように確率予想を割り振る。

キャッシュ・フローの見積り（CU）	確率予想	期待キャッシュ・フロー（CU）
100,000	25%	25,000
125,000	50%	62,500
175,000	25%	43,750
		CU131,250

確率予想は、この種の義務の履行に関する企業の経験及び市場に関する知識に基づいて作成する。

(b) 企業Aは、配賦される間接費及び設備の操業コストを、労務費に適用する率を用いて見積る（予想労務費の80%）。これは市場参加者のコスト構造と整合的である。

(c) 企業Aは、市場参加者が活動の実行及び資産の解体及び除去の義務に関するリスクの引受けの対価として要求するであろう報酬を、次のように見積る。

(i) 第三者である工事業者は、通常、業務に対する利益マージンをもたらすように労務費及び配賦される社内コストへのマークアップを行う。使用する利益マージン（20%）は、この業界の工事業者が海上石油採掘プラットフォームの解体及び除去を行って一般的に得る営業利益についての企業の理解を表す。企業Aは、この率は、市場参加者がこの活動を引き受けるための報酬として要求するであろう率と整合的だと判断する。

(ii) 工事業者は、通常、実際のキャッシュ・アウトフローが予想と異なるかもしれないリスクに対する報酬を要求する。これは、10年間発生しないプロジェクトについて現在の価格で固定することに内在する不確実性によるものである。企業Aは、このプレミアムを、一般物価水準の上昇を含めて、期待キャッシュ・フローの5%と見積る。

(d) 企業Aは、利用可能な市場データに基づき、10年間にわたり4%の一般物価水準の上昇率を仮定する。

(e) 20X1年1月1日現在の10年満期のリスクフリー金利は5%である。企業Aは、自らの信用リスクを含む不履行のリスク（すなわち、義務を履行しないというリスク）を反映するために、その率を3.5%調整する。したがって、このキャッシュ・フローの現在価値の計算に用いる割引率は、8.5%である。

企業Aは、自らの仮定を市場参加者が使用すると判断する。さらに、企業Aは、公正価値測定について、当該負債の移転を妨げる制限の存在に関する調整を行わない。次の表に示すとおり、企業Aは、資産除去債務の公正価値をCU194,879と測定する。

	期待キャッシュ・フロー (CU) 20X1 年 1 月 1 日
予想される労務費	131,250
配賦される間接費及び設備費（0.80×CU131,250）	105,000
工事業者の利益マークアップ[0.20×（CU131,250+CU105,000）]	47,250
一般物価水準上昇調整前の期待キャッシュ・フロー	283,500
一般物価水準上昇係数（10 年間について 4%）	1.4802
一般物価水準上昇調整後の期待キャッシュ・フロー	419,637
市場リスク・プレミアム（0.05×CU419,637）	20,982
市場リスクについて調整後の期待キャッシュ・フロー	440,619
期待現在価値（10 年間について 8.5%の割引率を使用）	194,879

実務では、特に廃棄活動が今後長期間にわたり行われる場合、上記の設例11のような資産除去債務に

係るリスク・プレミアムの見積りには相当な判断が必要になる。IFRS第13号で考慮されているような方法で廃棄負債が個別の取引において移転されることはほとんどないため、廃棄負債を引き受けるにあたり市場参加者が要求するであろう報酬についての情報が限定的な可能性がある。

このようにデータが限られていることから、企業は、自らが行った企業結合取引を含め、廃棄負債の引受けが行われる企業結合で観察されたリスク・プレミアムを参照することがあるかもしれない。IFRS第13号は、市場情報が合理的に入手可能ではない場合、企業は、市場リスク・プレミアムに関連した仮定を設定するにあたり、自身のデータを考慮することができるとしている（観察可能でないインプットの算定における企業自身のデータの使用に関しては、下記セクション18を参照）。

あるいは上記で述べたように、市場リスク・プレミアムは、除去を完了し、敷地の監視を行うための第三者との固定価格契約と原価加算契約の間の差異を考慮することにより見積ることができるかもしれない。固定価格契約と原価加算契約の間の差異により、義務を履行するにあたり市場参加者が要求するであろうリスク・プレミアムに関する手掛かりが得られる場合がある。

弊法人のコメント

市場リスク・プレミアムに関する市場参加者の仮定に関して入手可能なすべての証拠を考慮しなければならないが、明示的な仮定を決定することができない状況もあり得る。そのような場合、明示的な仮定を廃棄負債の測定に織り込むことができないケースがあることを認めているIFRS第13号の特定のガイダンスに基づき、市場リスク・プレミアムは公正価値測定に既に黙示的に織り込まれている可能性があると我々は考えている。これは、市場参加者が既に市場リスク・プレミアムを仮定に織り込んでいる可能性があると想定されることを意味する。

10.2.2.B 資産として保有されない負債又は企業自身の資本性金融商品の測定における入口価格の考慮

公正価値は出口価格を表すものであるが、一定の状況では、負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値を見積るにあたり、入口価格を考慮する場合があるとIFRS第13号では説明されている。これに用いる仮定は、市場参加者が同じ契約条件の負債又は資本性金融商品を発行するために、主要な（又は最も有利な）市場において同一の項目（たとえば、信用特性が同じ）の価格付けを行う際に用いるであろう仮定である。

負債の入口価格と出口価格は多くの場合に同一であるとのIASBの考えに基づき、IFRS第13号では負債の公正価値を見積るにあたり入口価格を考慮することが認められている。その結果、市場参加者が測定日時点で同一の負債（たとえば、同一の信用特性を有する債務）を契約できるであろう価格が、公正価値を表すことがある。

しかし、入口価格と出口価格はさまざまな理由により異なる場合がある。たとえば、企業は債務が発生したのとは異なる市場において負債を移転することがある。入口価格と出口価格が異なる場合、IFRS第13号は測定目的は出口価格であると明確に示している。

10.3 不履行リスク

IFRS第13号は、負債の公正価値測定に不履行リスク（すなわち、債務が履行されないリスク）を織り込むことを要求している。概念上、不履行リスクには企業の信用リスクだけでなく、決済リスクなどその他のリスクも含まれる場合がある。コモディティ契約など非金融商品の場合、不履行リスクは、資産を物理的に採掘し、引渡地点に輸送することに伴うリスクを表しうる。企業は負債の公正価値を測定するにあたっては、以下を実施しなければならない。

- 債務が履行されるか否かの可能性に影響を及ぼしうる信用リスク（信用状態）やその他の要因による影響を考慮する*[IFRS 13.43]*。
- 不履行リスクが負債の移転の前後で同一であると仮定する*[IFRS 13.42]*。
- 不履行リスクが負債の公正価値に及ぼす影響は、財務報告における会計単位と整合していることを確認する*[IFRS 13.44]*。

  負債が、発行会社が当該負債とは区分して会計処理するような第三者信用補完と合わせて発行されている場合は、当該負債の公正価値には信用補完（たとえば、第三者による債務保証）の影響は含まれない。すなわち、発行会社は、負債の公正価値を測定するにあたり、第三者の保証人ではなく自身の信用状態を考慮することになる*[IFRS 13.44]*（下記セクション10.3.1を参照）。

企業の債務を資産として評価する市場参加者は、取引を行う価格を見積る際に当該企業の信用状態が及ぼす影響を考慮することから、企業は負債が公正価値で測定されるすべての期間において、当該負債の公正価値に信用リスク（信用状態）が及ぼす影響を考慮する*[IFRS 13.IE31]*。不履行リスクの検討については、評価技法が発展してきており、新しい概念も開発されている。そうした進展をIFRS第13号の公正価値測定に盛り込むべきかどうかは、市場参加者がそうした進展を考慮に入れていると考えられるかどうかに左右される。

不履行リスクを負債の事後的な公正価値測定に織り込むことは、信用リスクが負債の当初測定に影響を及ぼすとの考え方とも整合している。負債の条件は、発行時の企業の信用状態に基づき決定されるため（また、IFRS第13号では、同じ信用状態を有する別の当事者に測定日時点で負債を移転することが前提とされているため）、企業の信用状態が事後的に変化した場合、当該負債の条件は当初認識時の市場の要求と比較して有利又は不利になる。IFRS第13号は、発行会社の信用リスクによって、同じ金融商品であっても公正価値が異なる場合があることを以下の設例で説明している*[IFRS 13.IE32]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
IE32	例えば、企業Xと企業Yがそれぞれ、5年後に企業Zに現金（CU500）を支払う契約上の義務を締結すると仮定する。企業Xは信用格付けがAA格で、6%で借入れができるが、企業Yの信用格付けはBBB格で、借入れができるのは12%である。企業Xは、約束と交換に約CU374（5年後のCU500を6%で割り引いた現在価値）を受け取り、企業Yは約束と交換に約CU284（5年後のCU500を12%で割り引いた現在価値）を受け取る。それぞれの企業にとっての当該負債の公正価値（すなわち、受取額）には、企業の信用度が反映される。

不履行リスクが負債の公正価値に及ぼす影響は、関連する信用補完の条件や負債の性質（すなわち、負債が現金を引き渡す債務であるか（金融負債）、財貨又はサービスを引き渡す債務であるか（非金融負債））などの要因に左右される。基準書から引用した下記の設例では、不履行リスクの変動による公正価値測定値の変動について説明している。この設例で説明しているように、企業の不履行リスクの変更に信用状態の変更が伴う必要はない。その代わり、不履行リスクの変更は、信用スプレッドの変更に基づくことが多い *[IFRS 13.IE Example 10, IFRS 13.IE34]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例 10ー仕組債

20X7年1月1日に、企業A（信用格付けがAA格の投資銀行）は、企業Bに5年物の固定金利債券を発行する。企業Aが満期時に支払う契約上の元本金額は、株価指数に連動する。この契約と結合又はその他の形で関連した信用補完は発行されていない（すなわち、担保は設定されておらず、第三者の保証もない）。企業Aは、この債券を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。20X7年中の当該債券（すなわち、企業Aの債務）の公正価値は、期待現在価値技法を用いて測定される。公正価値の変動は、次のようになる。

(a) 20X7年1月1日時点の公正価値。期待現在価値技法に用いる期待キャッシュ・フローを、20X7年1月1日時点の国債のイールド・カーブを用いたリスクフリー金利を次のように調整した率で割り引く。その割引率は、不履行リスクがキャッシュ・フローにすでに反映されていない場合には、現在の市場の観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッドを加算し、企業Aの固有の信用リスクについて（上方又は下方いずれかの）調整を行う（すなわち、信用調整後のリスクフリー金利となる）。したがって、企業Aの債務の当初認識時の公正価値は不履行リスクを考慮に入れる。これには、企業の信用リスクが含まれるが、おそらくは受取額に反映されている。

(b) 20X7年3月31日時点の公正価値。20X7年3月中に、AA格社債の信用スプレッドが拡大したが、企業Aに固有の信用リスクには変化がない。期待現在価値技法に用いる期待キャッシュ・フローを、20X7年3月31日時点の国債のイールド・カーブを用いたリスクフリー金利を次のように調整した率で割り引く。その割引率は、不履行リスクがキャッシュ・フローにすでに反映されていない場合には、現在の市場の観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッドを加算し、企業Aの固有の信用リスクについて（上方又は下方いずれかの）調整を行う（すなわち、信用調整後のリスクフリー金利となる）。企業Aに固有の信用リスクは、当初認識時から変化がない。したがって、企業Aの債務の公正価値は信用スプレッドの全般的な変化の結果として変動する。信用スプレッドの変動は、次のものに関する現在の市場参加者の仮定を反映する。それは、不履行リスクの全般的な変化、流動性リスクの変化、及びそれらのリスクの引受けの対価として要求される報酬に関する仮定である。

(c) 20X7年6月30日時点の公正価値。20X7年6月30日現在、AA格社債の信用スプレッドには変化がなかった。しかし、他の定性的情報の裏付けのある仕組債発行に基づいて、企

業Aは、自社の固有の信用力がAA格信用スプレッドの中で強まっていると判断する。期待現在価値技法に用いる期待キャッシュ・フローを、20X7年6月30日時点の国債のイールド・カーブを用いたリスクフリー金利を次のように調整した率で割り引く。その割引率は、不履行リスクがキャッシュ・フローにすでに反映されていない場合には、現在の市場の観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッド(20X7年3月31日から変化していない)を加算し、企業Aの固有の信用リスクについて(上方又は下方いずれかの)調整を行う(すなわち、信用調整後のリスクフリー金利となる)。したがって、企業Aの債務の公正価値は、AA格社債スプレッドの中で自社固有の信用リスクが変化した結果として変動する。

負債に関係する不履行リスクが、負債の移転の前後で同じであるというIFRS第13号の仮定は、現実を反映することを意図したものではない。ほとんどの場合では、報告企業と市場参加者である譲受人の信用状態は異なる。しかし、IFRS第13号に基づいて公正価値を測定するにあたり、この仮定は以下の理由から重要である*[IFRS 13.BC94]*。

- 取引の結果として債務に関連する不履行リスクに変動が生じる場合には、債務を引き受ける市場参加者は、その変動を価格に反映させることなく取引を行うことはない。

  IFRS第13号では例として、債権者は債務者がその債務を信用状態がより低い別の者に移転することを通常は認めないであろうし、より高い信用状態の譲受人は、債務の条件が譲渡人のより低い信用状態を反映している場合には、譲渡人が交渉したものと同じ条件による債務を自発的に引き受けることはしないだろうと説明している。
- IFRS第13号において債務を引き受ける企業の信用状態が特定されていない場合、市場参加者である譲受人の特徴に関する企業の仮定によって、負債の公正価値は根本的に異なるものとなりうる。
- 企業の負債を資産として保有している者がいれば、企業の信用リスク及びその他のリスク要因による影響を当該資産の価格を決定するにあたり考慮するだろう(上記セクション10.2.1を参照)。

IFRS第13号の開発にあたり関係者の間では、当初認識後に不履行リスクを含めることの有用性について、直感に反する結果となる上、潜在的に混乱を招く財務報告(すなわち、信用悪化による利得及び信用改善による損失)につながる可能性があるとして議論が生じていた。しかしIASBは、これは公正価値の測定方法ではなく、当初認識後に公正価値測定を求めるべきかどうかに影響するものであり、IFRS第13号の範疇には含まれないと考えた。IFRS第13号では、企業の不履行リスクの影響を考慮しない測定は公正価値測定ではないことが明確にされている*[IFRS 13.BC95]*。IFRS第9号の適用開始により、これらの論点のうち一部は解消されている。すなわち、(公正価値オプションを用いて)純損益を通じて公正価値で測定するとして指定された金融負債について、IFRS第9号では、企業自身の信用リスクの変動から生じた公正価値の変動は、そうすることによって会計上のミスマッチが生じる場合を除き、その他の包括利益に表示することが求められている。ただし、会計上のミスマッチが生じる場合は、公正価値のすべての変動を純損益に表示する*[IFRS 9.5.7.7]*(詳細は『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第7章「金融商品:事後測定」を参照)。

10.3.1 第三者信用補完を付して発行された負債

上記セクション10.3で説明したように、IFRS第13号は、分離不能な第三者信用補完（負債とは区分して会計処理される）と合わせて発行されている負債を発行会社からの視点により公正価値で測定することを求めている（すなわち、信用補完を提供している第三者ではなく発行会社の信用状態を考慮する）*[IFRS 13.44]*。これは、発行会社が信用補完（又は保証）を購入し、負債と組み合わせた上で、投資者に複合証券として発行している場合に適用される。IFRS第13号の規定は、第三者の信用補完によって、発行会社が当該負債による最終的な義務から解放されることはないという事実に基づいている。一般的に、発行会社が投資者に対する支払義務を履行できなかった場合には、保証人が発行会社に代わって支払いを行う義務を負い、発行会社は保証人に対する支払義務を負うことになる。

信用補完と組み合わせた債券を発行することにより、発行会社は、その債券をより容易に市場で販売することができ、投資者に支払う利率を減らす、あるいは債券の発行時により多くの現金を得ることができる。

IFRS第13号は、財務報告における負債の会計単位に従って負債の公正価値を測定することを求めている。IFRS第13号は、信用補完の分離ができない場合であっても、財務報告においてこれを分離（すなわち、区分して認識）しなければならない場合があるとしている。しかし、この場合、(i)会計単位が他の基準書で明確にされている（必ずしもこれが当てはまるとは限らない）、又は(ii)IFRS第9号などの基準書が、信用補完が切り離せない場合であっても分離することを容認又は要求していることが前提とされる。

下記の図表10-1で示しているように、会計単位から信用補完が除外されている場合には、IFRS第13号に従って発行会社の観点から測定された負債の公正価値は、他の当事者が資産として保有する保証付きの負債の公正価値と等しくはならない。投資者が保有する資産の公正価値では、保証人の信用状態が考慮される。しかし、当該保証においては、保証人が支払いを行うことによって、発行会社の債務が投資者に対するものから保証人に対するものへ移転されることになる。すなわち、発行会社が負う債務金額に変更はないが、発行会社は投資者ではなく保証人に支払いを行うことが求められる。したがって、上記セクション10.2.1で説明しているように、第三者による保証付きの負債が対応する資産の公正価値に基づき測定される場合には調整が必要となる*[IFRS 13.BC96, IFRS 13.BC97, IFRS 13.BC98]*。

図表 10-1: 信用補完が付された負債

	発行会社の観点（すなわち、債務者）	対応する資産を保有する企業の観点
発行会社が提供する信用補完（たとえば、担保やマスター・ネッティング契約）		
別個の会計単位であるか	関連するIFRSの基準書（たとえば、IFRS第9号）によって決まる。 信用補完の性質に応じて、認識される場合（たとえば、発行会社の財務諸表において資産として認識される担保）と認識されない場合（たとえば、マスター・ネッティング契約）がある。	関連するIFRSの基準書（たとえば、IFRS第9号）及び信用補完の性質によって決まる。
公正価値測定で考慮されるか	一般的には考慮される。負債の公正価値測定では、発行会社の信用状態が考慮される。関連する信用補完の条件によってそ	その可能性がある。信用補完が個別に会計処理されない場合、対応する資産の公正価値では、関連する信用補完の影響を

	の影響は異なる。	勘案する。
第三者が提供する信用補完（たとえば、金融保証）		
別個の会計単位であるか	関連するIFRSの基準書（たとえば、IFRS第9号）によって決まる。別個の会計単位であり、引き続き認識されない可能性が高い。ただし、発行会社が負債による債務を履行できない場合を除く。	関連するIFRSの基準書（たとえば、IFRS第9号）及び信用補完の性質によって決まる。
公正価値測定で考慮されるか	一般的には考慮されない。信用補完が負債とは区別して会計処理されている場合には、発行会社は、負債の公正価値を測定するにあたり、第三者の保証人ではなく自身の信用状態を考慮することになる。	その可能性がある。信用補完が個別に会計処理されない場合、対応する資産の公正価値では、関連する第三者信用補完の影響を勘案する。

よくある質問

質問 10-1: 公正価値測定における第三者信用補完に関する IFRS 第 13 号の規定は、債券以外の負債に適用されるか

第三者信用補完付きで発行された負債に関するIFRS第13号の規定は、経常的に公正価値で測定又は開示されるすべての負債に適用される。当該規定は、IFRS第9号に従い当初認識後に償却原価で測定される金融負債には影響しないが、IFRS第7号によって要求されるそれらの負債の公正価値の開示には適用される。

保証債に係る発行会社の会計処理は、このガイダンスが適用される最も一般的な例であるが、一定の種類の信用補完に係る会計単位が明確にされたことで、IFRS第9号に従って公正価値で測定されるデリバティブ金融商品を含むその他の負債に影響が及ぶ可能性がある。多くのOTCデリバティブ契約では、デリバティブのカウンターパーティー間で交わされる国際スワップ・デリバティブ協会[21]（ISDA）マスター契約に基づき、信用補完が求められる。OTCデリバティブに対するこのガイダンスの適用は、提供される信用補完の性質によって異なる。たとえば、信用補完は一般的に担保の差入れによって提供されるが、一部の業界ではデリバティブの相手方のために信用状（LOC）を発行することがよく行われている。

LOCの発行がデリバティブの相手方のために行われる状況では、LOCを発行する第三者ではなく、発行会社の信用リスクを考慮することを求めるIFRS第13号第44項の規定が一般的には適用されると我々は考えている*[IFRS 13.44]*。企業がデリバティブ契約を履行できなかった場合、LOCを発行する銀行は相手方に対して支払いを行い、企業が負う債務は単に当初の相手方から発行銀行に移転する。すなわち、デリバティブを履行できなかった場合であっても企業は引き続き債務を負うことになる。そのため、デリバティブ負債の公正価値を算定する際は、（LOCの発行銀行ではなく）企業の不履行リスクを考慮する。

弊法人のコメント

上記はLOCがデリバティブ契約から分離可能であるとみなされる場合であっても、通常は適用されるものと我々は考えている。分離可能な信用補完の影響を含める一方で、分離できない信用補完の影響

を除外することはIFRS第13号の原則に反するものと考えられる。

質問 10-2: IFRS 第 13 号は、相手方の信用リスクと自身の信用リスクの両方の影響をデリバティブ取引の評価で考慮することを求めているか

IFRS第13号では、信用リスクの論点が明示的、黙示的に取り上げられている。上記セクション10.3で説明したように、負債の評価における企業自身の信用リスクに関しては、負債の公正価値には企業自身の信用リスクを含む不履行リスクの影響を反映しなければならないと明示的なガイダンスが示されている。

相手方の信用リスクに関して、IFRS第13号の規定はそれほど明示的でない。IFRS第13号は、資産又は負債の公正価値を市場参加者の仮定に基づいて測定することを要求している。市場参加者はデリバティブ契約の価格付けを行うにあたり相手方の信用リスクを考慮することから、企業の評価手法では、公正価値の測定に相手方のリスクを織り込むべきである。

10.3.2 デリバティブ契約の評価に信用リスクをどのように織り込むべきか

上記セクション10.3で説明したとおり、IFRS第13号は、公正価値測定を算定する際に信用リスクの影響を考慮することを求めている。これは、たとえばデリバティブに対してDVA（debit valuation adjustment：負債評価調整）又はCVA（credit valuation adjustment：信用評価調整）を計算することによって考慮する。

IFRS第13号には具体的な方法が定められていないため、実務ではOTCデリバティブの公正価値に対する信用リスクの影響を見積るために、デリバティブのディーラーとエンドユーザーによってさまざまな方法が用いられている。

報告企業が用いる信用調整の評価方法の精緻度がどれだけ高いかは、下記に挙げる定性的要因によって左右される。こうした見積りは複雑であり、相当な判断を行使する必要がある。こうした判断は、以下のようなさまざまな定性的要因に影響されることが多い。

- 自社のデリバティブの帳簿価額が自社の財務諸表に占める重要性
- 自社のポートフォリオにおけるデリバティブ契約の数及び種類
- デリバティブ金融商品が、どの程度ディープ・イン・ザ・マネーの状態又はディープ・アウト・オブ・ザ・マネーの状態にあるか
- 信用リスクを軽減する契約が存在しているか（たとえば、担保契約がある）及びその条件
- 複雑な信用エクスポージャーをモデル化するテクノロジーのコスト及び利用可能性
- 正確な信用調整を計算するための適切なインプット・データのコスト及び継続的な利用可能性
- 自社及び相手方の信用力

精緻度及び複雑さは、企業ごと、又はデリバティブ・ポートフォリオの規模や性質によって異なる可能性があるが、すべての手法で使われるすべてのインプットは、市場参加者が用いるであろう仮定と整合していなければならない。CVA測定値は調整の必要がある場合があり、たとえば、相手先が著しく気候関連リスクにさらされており、当該調整が市場参加者が行うであろう調整と整合する場合などである。手法を選択し、それ

を継続的に適用していく際には必然的に複雑性や判断を伴うため、企業は財務諸表の利用者のために追加の開示を提供する必要があるかもしれない（下記セクション19を参照）。下記セクション10.3.3.Aから10.3.3.Bでは、活発な市場での相場価格が利用できるデリバティブ以外に公正価値で測定するデリバティブ（すなわち、OTCデリバティブ）に対する信用リスクの評価調整を算定する際の考慮事項について、もう少し詳しく検討している。

企業が相手方とのマスター・ネッティング契約やクレジット・サポート・アネックス[22]（CSA）を有する場合、上記セクション2.5.2で説明した測定に係る例外規定の適用要件を満たすのであれば、企業はその相手方とのデリバティブ金融商品の信用リスクを純額ベースで考慮することができる（相殺し合う信用リスクを有する金融商品に係る測定の例外規定の適用に関しては、下記セクション11を参照）

10.3.2.A 信用調整はどのように機能するか

簡単に言えば、公正価値測定の構成要素として信用調整を求める規定は、売掛金に対する引当金、又は有形固定資産項目に対する減損損失の必要性と類似している。こうした類似性に着目すれば当該規定のイメージはつかめるかもしれないが、デリバティブの特性を考慮すると、その計算は償却原価で測定される資産よりも著しく複雑になりうる。

信用リスクは、デリバティブ資産又は負債の当初測定に影響を及ぼすことと整合するように、IFRS第13号では、相手方の信用リスク又は企業自身の信用状態の変動を事後的な公正価値測定において考慮することを求めている。デリバティブ契約の現在の当事者が履行することを仮定してはならない。

資産又は負債の条件は、契約締結時における相手方又は企業自身の信用状態に基づいて決定される。また、IFRS第13号では、負債は同じ信用状態を有する別の当事者に測定日時点で移転されると仮定している。その結果、相手先又は企業の信用状態が事後的に変化した場合、デリバティブの条件は当初認識時の市況と比較して有利又は不利になる。

原則的には期間にわたり一定である「単純な」債権の信用エクスポージャー（通常は債権の元本金額）とは異なり、多くのデリバティブでは信用エクスポージャーの双方的な性質により、デリバティブ契約の両当事者は将来における潜在的なエクスポージャーにさらされている。そのため、多くの金融商品は、契約の基礎変数の変動に応じて、存続期間の異なる時点でプラスの価値（デリバティブ資産）であったり、マイナスの価値（デリバティブ負債）であったりする可能性がある。

下記の図表10-2では、単一のデリバティブ資産又は負債に係る公正価値測定の構成要素としてのCVA及びDVAが、損益計算書及び貸借対照表に及ぼす影響を説明している。

図表10-2: CVA及びDVAの会計処理

	デリバティブ資産の例-CVA	円		デリバティブ負債の例- DVA	円
リスクフリー・カーブを用いて評価したデリバティブのポジション 注1)	リスクフリー・デリバティブ資産	100,000		リスクフリー・デリバティブ負債	(100,000)
必要な信用調整 注2)	相手方の信用リスクに関する評価調整	(10,000)		企業自身の信用リスクに関する評価調整	5,000
信用調整後のデリバティブのポジション	デリバティブ資産	90,000		デリバティブ負債	(95,000)

事後的な信用リスクの変動

相手方の信用リスクが改善	損益計算書に利得が計上され，貸借対照表におけるデリバティブ資産が増額になる。	企業自身の信用リスクが改善	損益計算書に損失が計上され，貸借対照表におけるデリバティブ負債が増額になる
相手方の信用リスクが悪化	さらなる CVA が損益計算書に借方計上され，貸借対照表におけるデリバティブ資産が減額になる。	企業自身の信用リスクが悪化	さらなる DVA が損益計算書に貸方計上され，貸借対照表におけるデリバティブ負債が減額になる。

注1) この表は，デリバティブ資産又は負債の存続期間におけるある一時点を表したものである。

注2) ここでは説明上，相手方の信用リスクに関する評価調整を 10,000 円、企業自身の信用リスクに関する評価調整を 5,000 円と仮定している。これらの信用調整は現実を反映することを意図したものではない。

10.3.2.B 評価技法

信用調整の算定は複雑となる可能性がある。こうした複雑性の一部は、多くのOTCデリバティブ契約に内在する信用リスクの特定の性質から生じている。デリバティブ契約に関連する信用リスクは、経済的損失の発生原因が債務者の契約上の債務不履行であるという点では他の形態の信用リスクと類似している。しかし、多くのデリバティブ商品については、次の2つの特性によって、債券などのような金融商品に内在する伝統的な形態の信用リスクとは異なるOTCデリバティブにおける信用リスクが生じる。

- 金融商品に関連する将来のエクスポージャーが不確実である – これはデリバティブの将来的な価値変動が不確実なことに起因する。なぜなら、金融商品に基づき要求されるキャッシュ・フローは、(a)契約の価値を増減させる基礎変数の変動、及び(b)契約の満期日までの時間の経過から発生するからである。
- 多くのデリバティブでは信用エクスポージャーの双方的な性質により、デリバティブ契約の両当事者は将来における潜在的なエクスポージャーにさらされている – これは、スワップや先物などのデリバティブが、基礎変数(たとえば、金利又は外国為替レート)の変動に応じて資産から負債(又はその逆)に「振り替わる」可能性があることから生じうる。

上記セクション10.3.2で説明したとおり、IFRSは不履行リスクがデリバティブの公正価値にもたらす影響を定量化するための評価技法を具体的に定めてはいない。IFRS第13号は、公正価値測定のための一般的フレームワークを定めることを目的とした原則主義の基準書であり、各種の資産及び負債の公正価値を算定するための詳細な適用指針を定めることを目的としたものではない。同様にIFRS第9号も、デリバティブに関する具体的な評価に関するガイダンスを設けていない。そのため、広範な判断を行使する必要があるため、信用リスク、特にデリバティブに関する信用リスクを定量化するために用いる技法及びアプローチには潜在的にばらつきが生じる可能性がある。上記セクション10.3.2で説明したとおり、さまざまな要因が信用調整を見積るために企業が選択する技法に影響を及ぼす場合がある。さらに、複雑な信用エクスポージャーをモデル化するためのテクノロジー及びインプット・データに関するコストと利用可能性も、技法を決定する上での要因である。

一部のデリバティブ・ディーラーは、下記の開示例10-1のING Groep N.V.の財務諸表の抜粋からも分かるように、無担保デリバティブのポジションの評価に、FVA(funding valuation adjustment:資金調達に関する評価調整)を考慮している。FVAは、こうした無担保取引に関連する市場リスクを経済的にヘッジするために用いられる銀行間取引での担保の差入れ(又は受入れ)から生じる資金調達コスト(又は利益)を捉えるために考慮される。FVAの算定方法はさまざまである。そのため、そうした方法がIFRS第13号に準拠しているかどうかを見極めるには、具体的な事実及び状況に基づく判断が必要となる。

CVA、DVA及びFVAに加え、いくつかの評価調整が出現している。たとえば、LVA(セルフ・デフォルト・ポテンシャル・ヘッジに関する評価調整)、CollVA(担保に関する評価調整)、HVA(市場ヘッジ・ポジションに関する評価調整)、KVA(キャピタルバリューに関する評価調整)などがある。こうした評価調整を総称してXVAという。これらの評価調整は、内部報告用には有用かもしれないものの、IFRS第13号に従った公正価値測定に使用するのは適切ではない可能性があることに留意する必要がある。上記で説明したとおり、公正価値を測定する際に使用するインプットは、市場参加者が測定日に主要な市場(又は最も有利な市場)で資産又は負債を取引するとの仮定を反映したものでなければならず、またこうした評価調整の多くは企業に固有のもの(たとえば、規制上のポジション)である。

開示例 10-1: ING Groep N.V. (2020 年)　　オランダ

アニュアル・レポート2020(抜粋)

連結財務諸表の注記(抜粋)

1　作成の基礎及び重要な会計方針(抜粋)

1.7　金融商品(抜粋)

1.7.3　金融資産及び負債の公正価値

当初認識時は、すべての金融資産及び金融負債は公正価値で測定しています。当初認識時の金融商品の公正価値は、通常、取引価格(すなわち、支払対価又は受取対価の公正価値)です。しかし、重要な観察可能でないインプットを用いた評価技法に基づき公正価値を測定している金融商品について、その取引価格と公正価値の間に差額が生じている場合は、初日差額(「初日利得又は損失」)の全体を繰り延べ、当該取引が満期を迎えるまで又は観察可能性が変更になるまで、当該取引の期間にわたり損益計算書において認識します。それ以外のケースでは、INGは当該差額を開始時点で利得又は損失として認識

します。

当初認識後は、償却原価で測定される金融資産と金融負債を除き、公正価値で測定することになります。

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することにより受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義されており、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に、当該資産又は負債の特性を考慮に入れると仮定しています。金融資産及び負債の公正価値は、入手可能な場合、無調整の相場価格に基づいています。そのような相場価格は、上場金融商品の交換価格から主に取得しています。交換価格が入手不可能な場合、独立のマーケット・ベンダー、ブローカー又はマーケット・メーカーから活発な市場の相場価格が入手可能な場合があります。一般的に、ロング・ポジションについてはビッド価格、ショート・ポジションについてはオファー価格を用いてポジションを評価するか、ビッド・オファー・スプレッドの範囲内でその状況において公正価値を最もよく表す価格を用いてポジションを評価しています。ポジションが市場価格の仲値で評価される場合には、公正価値の調整が計算されることがあります。

一定の金融資産及び負債については、相場価格が入手不可能です。そうした金融商品については、評価技法を用いて公正価値を算定します。評価技法は、キャッシュ・フローの割引からさまざまな評価モデルまで多岐にわたり、関連する価格決定要因として、参照商品の市場価格、市場パラメーター（ボラティリティー、相関関係及び信用格付）及び顧客の行動パターンなどを考慮します。INGは、公正価値の決定において、関連する観察可能なインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用は最小限としています。全体の評価に対する観察可能でないインプットの重要性によっては主観的になりうる場合があります。使用するすべての評価技法は、社内の検証と承認を受けています。それらの評価技法で使用した大半のデータは、可能な場合、日次ベースで妥当性を検証しています。

金融資産及び負債のグループが正味リスク・エクスポージャーに基づいて管理されている場合には、金融資産及び負債のグループの公正価値は正味ポートフォリオ・レベルで測定されます。

公正価値の評価に信用リスクを考慮するため、INGでは信用評価調整及び負債評価調整（CVA及びDVA、双方向評価調整（BVA）としても知られる）の両方を適用しています。FVPLで測定として指定される自社発行の社債及び仕組債は、DVAを用いてING自身の信用リスクについて調整しています。さらに、公正価値で評価されるデリバティブは、BVAを用いて信用リスクについて調整しています。BVAは、相手方に係る信用リスク（CVA）のみならずINGに係る信用リスク（DVA）も調整に考慮するため、双方的な性質を有しています。BVAの算定に使用したすべてのインプットデータは、マーケット・インプライド・データに基づいています。さらに、誤方向リスク（相手方に対するエクスポージャーの増大と当該相手方の信用度の悪化が同時に生じる場合）及び正方向リスク（相手方に対するエクスポージャーの増大と当該相手方の信用度の改善が同時に生じる場合）が、信用調整として考慮されます。

ファンディング・リスクを考慮するため、INGは、無担保のデリバティブ取引に対して、その手元流動性の調達に係る市場価格に基づいて「ファンディング評価調整（FVA）」を追加的に計上しています。

さらにINGは、公正価値を算定するにあたり、一定のポジションに対し、ビッドオファー調整、モデルリスク調整及び担保に関する評価調整（CollVA）など、その他の評価調整を適用しています。

重要な判断、会計上の見積り及び仮定

市場価格が入手できるとしても、市場が流動性に欠ける場合、同じ有価証券について異なる価格情報源により価格に一定の幅が存在する場合があります。最も適切な価格を決定するには判断が求められ、公正価値について異なる見積りとなる可能性があります。

評価技法による評価は主観的なものとなるため、特定の金融資産及び負債の公正価値を算定するには相当な判断を必要とします。評価技法では、価格決定要因に関するさまざまな仮定が設定されます。異なる評価技法及び仮定を使用することによって、大幅に異なる公正価値の見積りが算定される可能性があります。

評価プロセスによって、ポジションの適切な公正価値が算定され、そうした評価が損益計算書に適切に反映されているかどうかを判断するため、価格テストを実施しています。価格テストは、不適切なモデル又は誤用されたモデルによって経済的損失が生じる潜在的なリスクを最小限にとどめるため実施しています。

2020年の世界金融市場は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより影響を受けました。2020年の初頭、市場のボラティリティーが大きかったため、一部の市場でスプレッドの拡大、市場の歪み、非流動性が観測され、その結果、INGの評価プロセス及び公正価値レベルの分類変動に困難が生じました。市場のボラティリティーは2020年に入って安定し、パンデミック前の水準にほぼ戻っています。INGは、レベル3を含む金融資産及び負債を、引き続き、合意した手法を用いて評価するとともに、最も適切な公正市場価値を算定するために、引き続き、観察可能でないインプットの使用を最小限に抑えています。

金融商品の公正価値の算定基礎及び関連する感応度分析については、アニュアル・レポートの注記38「資産及び負債の公正価値」及び「リスク管理」のセクションに記載しています。

10.3.2.C データに関する課題

信用調整を算定するための技法だけでなく、そうしたさまざまな技法に用いるインプットに関しても相当な判断が必要な場合が多い。どのような技法を用いるかに関係なく、デフォルト確率、デフォルト時損失率（すなわち、相手方当事者がデフォルトした場合に回収できないと見込む金額）、又はクレジット・スプレッドの仮定は重要なインプットである。情報源はさまざまであろうが目的に変更はない。つまり、現状の市場での市場参加者の仮定を反映したインプットを織り込むことである。

IFRS第13号では、可能な限り、市場で観察可能な信用情報を最大限使用することを求めている。たとえば、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）のスプレッドは特定の報告企業又は相手方の信用力を現時点において市場がどう捉えているかの良い指標となる場合がある。しかし、CDSのスプレッドは、小規模の公開企業又は非公開企業については利用できない可能性が高い。そうした状況では、報告企業は公開市場で取引された債券又は貸付金など、信用力について他に入手可能な指標を考慮する必要があるだろう。

信用力について観察可能な指標がない場合、報告企業は適切な信用評価調整を算定するために多くの要因を組み合わせることが必要な場合がある。たとえば、自身の発行信用スプレッドのデータ、競合他社の債券価格について公表されている情報、業界固有のCDSスプレッドや関連する指標、又は会社や業界固有のデフォルト確率の実績値を組み合わせて、適切な信用スプレッドを算定することが必要な場合がある。

いずれの場合でも、代替値、ベンチマーク、又はインプットを選択した際の根拠は、実施した分析や設定した仮定などに関する説明も含めて文書化すべきである。そのような分析には、報告企業の財政状態を同

業他社及びそれらの信用スプレッドと比較して評価するために財務比率を計算することが含まれる場合がある。そうした財務比率により、流動性、レバレッジ及び一般的な財務体力、ならびに比較可能な属性（たとえば、信用格付、事業構成の類似性、規制水準、事業進出地域）が考慮される。

過去のデフォルト率を使用することは、特に現在の環境における信用スプレッドのレベルが過去の平均値と著しく異なる場合、IFRS第13号が採用する出口価格の概念と整合しないように思われる。したがって、現在の観察可能な情報が入手不可能な場合、経営者は、市場参加者が現在の市場における秩序ある取引で金融商品の価格付けをするために用いるであろう仮定の最善の見積りとなるように、過去データを調整すべきである。

下記の図表10-3は、信用情報の一般的な入手先、及び信用調整の計算に各インプットを使用した場合の長所と短所をまとめたものである。

図表 10-3: 信用データの要件

データの要件	長所	短所
CDSカーブ（企業自身又は相手方）	• 市場で観察可能 • 現在の情報（適切なCDS取引高のある相手方の場合） • 第三者のデータ提供者から容易に入手可能 • 大半の銀行業相手方についてエクスポージャー固有のデータが入手可能	• 多くの企業について利用可能ではない • 企業のすべての資産を表すものではない可能性がある • 取引高が低いため流動性の問題があるかもしれず、そのため、予想スプレッドより高くなり、追加のボラティリティーが計算において生じる • CDSの相場価格は気配値の可能性があり、実際の取引を必ずしも反映していない
現在の債券信用スプレッド	• 市場で観察可能 • 一部の公開市場で取引された負債性金融商品について入手可能 • 第三者のデータ提供者から容易に入手可能	• 非流動性について調整が必要な場合がある • 債券発行と評価対象のデリバティブとの満期日が不一致及びそれらの担保金額のために判断を伴う調整が必要な場合がある
業界固有のCDSインデックス又は同業他社のCDSカーブ	• 市場で観察可能 • 現在の情報 • 第三者のデータ提供者から容易に入手可能 • 代替 CDS カーブ・マッピングはほぼすべての企業について可能	• エクスポージャー固有のものではない。指標と企業の間の差異（たとえば、規模、信用格付など）を反映するため判断を伴う調整が必要な場合がある • インデックスCDSカーブはマクロ経済要因によって影響を受ける可能性がある。マクロ経済要因は企業に影響を及ぼさないか、多少とも影響を及ぼす
債券発行信用スプレッド	• 市場で観察可能 • 最近の発行が参照できる場合（又	• 情報が古い場合や流動性が低い場合、調整が必要な場合がある

	は価格設定条件が債券発行前に入手可能な場合)、現在の情報 ・第三者のデータ提供者から容易に入手可能、及び(又は)銀行とのやりとりを通じて財務担当者から容易に入手可能	・最近の発行を参照することが常に可能とは限らないため、債券発行日とデリバティブ評価日(すなわち、財務報告日)とのギャップを埋めるため判断を伴う調整が必要な場合がある ・債券発行と評価対象のデリバティブの満期日が一致しないため、判断を伴う調整が必要な場合がある
信用格付/過去のデフォルト情報(たとえば、過去のデフォルト確率に関するムーディーズの公表物)	・大半の企業について格付機関データは入手可能 ・第三者のデータ提供者から容易に入手可能	・情報は古い場合がある ・デフォルト確率への変換は、過去情報に基づいている場合がある ・長期平均値から一時点での値にするために調整が必要な場合がある ・特定の満期日に関連していない。信用格付は信用力の比較的長期間の平均見積値であるが、それは短期デリバティブには適切ではない可能性がある
内部信用リスク分析	・大半の企業が適用することができる ・内部モデルをカスタマイズできる	・観察できない情報に基づいている ・情報は古い場合がある ・他の市場参加者が使用するであろう仮定と整合しない場合がある

10.3.3 マスター・ネッティング契約及び(又は)CSA が存在する場合、デリバティブ負債の公正価値を測定するにあたり企業自身の信用リスクを考慮する必要性は排除されるか

IFRS第13号では、不履行リスクを負債による義務を負う企業ではなく、測定対象である負債の観点から考慮しなければならないと明示されている。そのため、不履行リスクは同じ企業であっても負債ごとに異なる可能性がある。この違いは、負債の特定の条件(たとえば、清算時の順位)又は当該負債に関係する特定の信用補完(たとえば、担保)から生じうる。

担保双務契約、マスター・ネッティング契約及びその他信用補完、あるいはリスク緩和ツールは、負債(又は資産)に関連する信用エクスポージャーを低減するものであり、負債の公正価値を算定するにあたり考慮すべきものである。これらの契約によって信用エクスポージャーは低減するが、一般的にエクスポージャーが完全になくなることはない。たとえば、ほとんどのCSAでは一定の閾値に達するまで担保の差入れは要求されず、閾値に達した時点でその閾値を超過した部分に関してのみ担保が要求される。したがって、マスター・ネッティング契約やCSAが存在することにより自身の信用リスクが負債の公正価値に与える影響は低減するものの、それらが存在するというだけで自身の信用リスクを無視することはできない。企業は、自身の信用リスクが公正価値にどのような影響を及ぼすかを判断するにあたり、特定の負債に対する信用エクスポージャーを評価すべきである。

10.3.3.A ポートフォリオ・アプローチ及び信用リスク軽減契約

デリバティブの信用調整を算定する場合、報告企業は既存のネッティング契約や担保契約によって、相手方の信用リスクを軽減できる自身の能力を考慮する必要がある。IFRS第13号の測定に関する例外規定（下記セクション11を参照）に基づき、報告企業は、デフォルト発生時の信用リスクを軽減する法的強制力のある契約（たとえば、マスター・ネッティング契約）がある場合、単一の相手方に対するデリバティブ・ポートフォリオの正味信用リスクを測定することができる*[IFRS 13.48]*。

- ネッティング契約

  マスター・ネッティング契約とは、二当事者間の複数の取決めや契約に基づき発生するエクスポージャーをネッティングする当該二当事者間での法的拘束力のある契約（たとえば、関連するISDAの取決め、CSA及びその他の信用補完又はリスク軽減の取決め）である。そうしたネッティングは、定期的な支払いで行われる場合（ペイメント・ネッティング）、デフォルト発生後の取引関係の清算で行われる場合（クローズアウト・ネッティング）、又はその両方で行われる場合がある。デフォルトが生じた場合、当該契約があれば、相手方当事者に対する総額ベースの債権ポジションを満額で回収することはできなくても、同じ当事者に対して有する債務ポジションを総額ベースで支払わずに済む。

  IFRS第7号では、実際に行われた相殺と関連するネッティング契約が貸借対照表に及ぼす影響を開示することを求めている（詳細は『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第11章「金融商品：表示及び開示」を参照）。

  IFRS第13号の測定に関する例外規定を適用するための要件を満たす場合（下記セクション11を参照）であっても、企業は相手方の正味エクスポージャーを反映した信用評価技法を適用できる実際の能力を自社が備えているかどうかを評価する必要がある。特に債務者及び（又は）相手方の正味ポジションを把握するシステムが整備されていない企業にとっては、この評価を満たすことは難しい。加えて、下記セクション10.3.3.Bで説明するとおり、ポートフォリオ・レベルでの調整を配分することも必要である。

  正味エクスポージャーが異なる種類のデリバティブ（たとえば、金利スワップ及び外国為替予約）にまたがるポジションを表す場合には、さらに複雑性が増す。基本的な評価技法では、正味リスクを表す適切な「モデル化した正味ポジション」を作成することによって正味ポジションの近似値を求めようとする。

- 担保契約

  多くの場合、デリバティブ取引の相手方の信用エクスポージャーは、担保要求によってさらに低減させることができる。そうした担保契約には、アウト・オブ・ザ・マネーの状態にある当事者にイン・ザ・マネーの状態にある当事者に対する担保差入れ（たとえば、現金又は流動性の高い有価証券）を要求することによって、ある当事者からもう一方の当事者への潜在的なエクスポージャーを限定する働きがある。そのような信用低減契約は信用エクスポージャーを低減させる効果を有することが多いものの、通常はエクスポージャーを完全に相殺することはない。

  たとえば、ほとんどの担保契約では、一定の閾値に達するまで担保の差入れは要求されず、閾値に達した時点でその閾値を超過した部分に関してのみ担保が要求される。さらに、相手方との取引が担保契約の対象であっても、企業は引き続き「ギャップ・リスク」と一般的に称されるもの（すなわち、担保が要求される前、及び担保が要求されてから実際に差し出される間に生じるデリバティブ価値の変動から生じるエクスポージャー）にさらされ続ける。

  最後に、担保契約は片務契約の場合も双務契約の場合もある。片務契約の場合は、契約の一方の当

事者のみが担保を差し入れる。双務契約の場合は、両当事者が担保を要求される。ただし、閾値は当事者ごとに異なる水準に設定されていることがある。

ネッティング契約及び担保契約は信用エクスポージャーを低減させることができるため、それらはデリバティブのポートフォリオに係るCVAの計算で通常考慮される。その結果、計算が複雑になる場合がある。というのは、期待信用エクスポージャー合計は、単に単一のデリバティブ契約（価値は一定期間にわたり変動）に関して算定されるのではなく、デリバティブ契約のポートフォリオ（デリバティブ資産とデリバティブ負債の両方が含まれうる）に関して算定すべきだからである。単純に個々の取引のCVAの合計を使用することは、ポートフォリオ内の相殺し合うエクスポージャーを持つポジションを考慮しないため、潜在的な信用エクスポージャーを大幅に過大表示してしまう可能性がある。そのため、ネッティング契約及び担保契約が締結されており、かつ企業がIFRS第13号に定められる測定に関する例外規定を用いて相殺し合う信用リスクを有するデリバティブのポジションを測定する場合、期待エクスポージャーは通常、ポートフォリオ・レベル（すなわち、正味ベース）で分析される。

10.3.3.B ポートフォリオ・レベルでの信用調整

測定に関する例外規定（ポートフォリオ・アプローチ）により、同じ相手方とのデリバティブ取引に係る不履行リスクをポートフォリオ・レベルで測定することができるため（下記セクション11を参照）、CSA及びマスター・ネッティング契約のリスク軽減効果は財務諸表に全体として反映することができる。測定に関する例外規定を用いても、会計単位は個々のデリバティブ契約であるという事実は変わらない。この事実は、特に単一のデリバティブがヘッジ関係においてヘッジ手段として指定される場合は重要である。

ポートフォリオ・レベルの信用調整を個々のデリバティブにどのように配分するかに関して、IFRSには具体的な規定はない。実務ではさまざまな定量的な配分方法が用いられているようだが、報告企業が次の2点を証明できる限り、いずれの方法も認められると考えられる。（a）当該方法が状況に照らして合理的であり、（b）一貫性を以て適用されている*[IFRS 13.50]*。信用調整に引き続き脚光が当たっており、銀行規制が変更されていることを踏まえると、精緻化された評価技法がより広まり、標準化される可能性が高いといえる。

10.4 負債又は企業自身の資本性金融商品の移転に対する制限

負債又は企業自身の資本性金融商品は、これらの移転を妨げるような制限を受ける場合がある。負債又は資本性金融商品の公正価値を測定するにあたり、IFRS第13号はこのような制限について個別のインプットを含めること（又は他のインプットを調整すること）を認めていない。これは制限による影響が、公正価値測定の他のインプットに明示的又は黙示的に含まれているためである。IFRS第13号では、債務の移転を妨げる制限が存在することが明確に分かっていながら、債権者と債務者の両方が負債に関する取引価格を受け入れている例が挙げられている。この場合には、当該制限は価格に黙示的に織り込まれていると考えられるため、さらに調整を行うことは適切ではない*[IFRS 13.45, IFRS 13.46]*。IFRS第13号の設例11（上記セクション10.2.2.Aで抜粋）では、公正価値測定で用いられる評価技法のインプットを設定する際にすでに制限が考慮されているという理由から、資産除去債務の公正価値に対して、存在する制限に関する調整はされていない。

IFRS第13号では、負債の公正価値の当初測定又は事後測定のいずれにおいても、移転が制約されていることに関して個別に調整を行う必要はないとされている。これは、資産に係る制約の処理とは異なっている*[IFRS 13.46]*。IFRS第13号は、下記の理由から負債に係る制約と資産に係る制約について異なる考え方をしている。

- 負債の移転に対する制限は、債務の履行に関係しており（すなわち、企業は債務を履行することを法的に義務付けられており、その債務から開放されるためには何かを行う必要がある）、一方で資産の移転に対する制限は資産の市場性に関係している。
- 資産とは異なり、ほぼすべての負債には、負債の移転を妨げる制限が含まれている。したがって、負債の移転を妨げる制限の影響は、理論上はすべての負債について同じになる。

さらに、IFRS第13号では、制限が負債の公正価値に与える影響が負債の存続期間にわたり一定であることが前提とされているように思われる。したがって、負債を当初評価するにあたり制限の影響がすでに反映されているのであれば、事後測定においてさらなる調整を行う必要はない。一般的には期限があり、公正価値への影響が時とともに変化する資産に係る制限とは異なり、負債に係る制限は通常、債務の存続期間にわたり継続する。

弊法人のコメント

IFRS第13号の結論の根拠には、移転に関する制限が価格（又は測定に使用されるその他のインプット）に反映されていないと企業が認識している場合には、その制限の存在を反映するために価格又はインプットを調整すると説明されている。しかし、ほぼすべての負債には制限が課されており、公正価値を測定するにあたって移転される負債について市場参加者は十分な知識を有することがIFRS第13号では前提とされているため、そのような状況が生じるのは稀であると我々は考えている。

10.5　要求払の特徴を有する金融負債

IFRS第13号は以下のように定めている*[IFRS 13.47]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
47	要求払の特徴を有する金融負債（例えば、要求払預金）の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額を下回らない。

この要求事項は、IFRS第9号における要求と整合的である。多くの場合、これらの金融負債について観察された市場価格は、要求払金額（つまり、顧客と預金受入金融機関との間で組成された価格）になる。そのような金融負債を要求払金額を下回る金額で認識すると、当該預金の組成時に即時認識される利得が生じる可能性があるが、IASBはこれを不適切であると考えている*[IFRS 13.BCZ102, IFRS 13.BCZ103]*。

11　相殺ポジションを有する金融資産と金融負債

IFRS第13号は、「最有効使用」と「評価の前提」の概念は、金融商品の公正価値の測定においては関連がないとしている。したがって、金融資産及び金融負債の公正価値は、公正価値測定を要求する（又は許容する）IFRSに定められる会計単位（通常、これは個々の金融商品である）に基づくことになる。しかし、IFRS第13号には、相殺し合うリスクを有する金融資産と金融負債のグループの公正価値を、一定の要件が満たされる場合には、特定のリスクに対するネット・エクスポージャーの売却又は移転に基づいて測定することを認める例外規定が定められている*[IFRS 13.48]*。この測定アプローチは、企業に固有となる測定値を表しているため（すなわち、リスクに対する企業のネット・エクスポージャーは、当該企業が保有する他の金融商品と企業に特有のリスク選好によるものである）、金融商品の公正価値測定の原則に対する例外となる。

企業は、複数のリスク（たとえば、市場リスクと信用リスクの両方）を同じポートフォリオ内で相殺することができる場合がある。また、リスクの相殺が焦点となるため、企業は、金融商品グループから生じる信用リスクと市場リスクを、異なる集約レベルで相殺できる。たとえば、IFRS第13号に基づいて、下記セクション11.1のすべての要件が満たされる場合には、（たとえば、特定の相手方との金利スワップのポートフォリオに基づいて）個々の相手方レベルで信用リスクを相殺するという現行の実務を継続する一方で、市場リスクをより集約したポートフォリオに基づいて（たとえば、すべての相手方との金利スワップのポートフォリオに基づいて）相殺することができる。このガイダンスは、ビッド・アスク・スプレッド及び信用リスクに関係するデリバティブ金融商品についての評価調整額を算定する際における、IFRS第13号適用前のIFRSに基づく実務とおおむね整合している。

11.1　相殺ポジションに関しポートフォリオ・アプローチを用いる際の要件

金融資産と金融負債のグループを保有する企業は通常、市場リスク（たとえば、金利リスク、為替リスクやその他価格リスク）と各相手方についての信用リスクにさらされている。IFRS第13号に基づくと、金融資産と金融負債のグループの公正価値を、特定のリスク・エクスポージャーに対するネット・ロング・ポジションを売却して受け取る価格、あるいは特定のリスク・エクスポージャーに対するネット・ショート・ポジションを移転するために支払う価格に基づき測定するという会計方針の選択（下記セクション11.1.1を参照）を行うことができる（すなわち、ポートフォリオ・アプローチ）。ポートフォリオ・アプローチを使用するには、企業は、以下の要件すべてを最初に、かつ継続的に満たさなければならない*[IFRS 13.49]*。

- 金融資産及び金融負債のグループの管理を、特定の市場リスク又は信用リスクに対する企業のネット・エクスポージャーに基づき、企業が文書化したリスク管理又は投資戦略に従って行っている。
- 企業の経営幹部（IAS第24号に定義される、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第39章を参照）に、金融資産と金融負債のグループに関する情報を提供している。
- 各報告期間末の貸借対照表において、要求又は選択により、金融資産及び金融負債を公正価値で測定している。

相殺ポジションの測定に関する例外規定は、IFRS第9号の適用対象となる金融資産及び金融負債にのみ適用される*[IFRS 13.52]*。また、これらの要件で示されているように、ポートフォリオ・アプローチは相殺し

合うリスクを有する金融商品にのみ適用される。そのため、金融資産のみで構成される金融商品グループ（たとえば、貸付金ポートフォリオ）は、当該例外規定を適用するための要件を満たさず、適切な会計単位と整合した方法で評価しなければならない。しかし、企業は、この測定に係る例外規定を用いるために、ポートフォリオの構成を維持することは求められない（すなわち、ポートフォリオ内に売買される資産及び負債が含まれていることもある）。

IFRS第13号が公表されたとき、IFRS第13号第52項では、測定に関するこの例外規定は、IFRS第9号の適用対象となる金融資産及び金融負債にのみ適用されると述べられていた。しかし、IFRS第9号の適用範囲に含まれる非金融商品の売買契約（たとえば、現物決済型商品デリバティブ契約）を、当該例外規定の適用対象外とすることは両審議会の意図ではなかった*[IFRS 13.BC119A, IFRS 13.BC119B]*。非金融商品の売買契約がIFRS第9号の適用範囲に含まれる場合、それらの基準書は当該契約を金融商品であるかのように取り扱う。したがって、IASBはIFRS第13号第52項を改訂して、IFRS第9号の適用範囲に含まれるすべての契約は、IAS第32号の金融資産又は金融負債の定義を満たしているかどうかに関係なく、測定に関する例外規定を適用できることを明確化した*[IFRS 13.52]*。

よくある質問

質問 11-1: ポートフォリオ・アプローチを用いるために最低限満たすべき相殺レベルはあるか

ポートフォリオ・アプローチを使用するために企業が満たすべき要件は明示的に定められているものの、IFRS第13号には、金融商品グループにおける最低限の相殺レベルは定められていない。

弊法人のコメント

たとえば、特定の相手方の信用リスクを相殺するポジションを有する場合、相殺の程度が最小限であってもポートフォリオ・アプローチの利用は適切であると我々は考えている（ただし、下記セクション11.2.2で述べているように、企業が、債務不履行時の相殺を定めた法的に強制力のある 契約を有し、その他の要件をすべて満たしている条件とする）。たとえば、信用に係るグロス・エクスポージャーが100,000千円（ロング）及び5,000千円（ショート）であったとしても、相手方の債務不履行時に企業はマスター・ネッティング契約に基づき95,000千円の信用損失しかさらされない場合である。

市場リスクに関しては、相殺の程度を考慮するにあたり、さらなる判断が必要となる可能性がある。企業は、ポートフォリオ・アプローチの利用の適切性を、管理しているポートフォリオの性質（たとえば、デリバティブか非デリバティブ商品か）と、文書化されているリスク管理方針（又は投資戦略）に基づいて評価すべきである。企業は、IFRS第13号の他の原則を回避するような方法ではなく、測定に係る例外規定を定めたIASBの根拠と整合する方法で、ポートフォリオ・アプローチを使用することが求められる。

質問 11-2: 特定の市場リスクに対するネット・エクスポージャーを計算するにあたり、レベル 1 金融商品を相殺し合うリスクを有する金融商品のポートフォリオに含めることはできるか

我々は、相殺し合うリスクを有する金融商品の評価に係る例外規定を用いるにあたり、レベル1金

融商品を含めることができると理解している。企業は、金利リスクなどの特定の市場リスクに対するネット・エクスポージャーを評価するにあたり、先物契約を保有する影響を考慮することができる。IFRS第13号第54項では、例として「企業は金融資産に関する金利リスクを金融負債に関する商品価格リスクと合算することはしない。そのようにしても金利リスクと商品価格リスクに対する企業のエクスポージャーは軽減されないからである」と述べられている*[IFRS 13.54]*。

ネット・エクスポージャーは活発な市場で取引されないため、活発な市場で取引されている金融商品を個々の単価×数量（P×Q）に基づき測定することを求めるIFRS第13号の規定は、ポートフォリオに係る例外規定を用いる場合のネット・エクスポージャーの測定には適用されないと考える関係者がいることを我々は理解している。そのため、これらの関係者は、ネット・エクスポージャーの測定とグループを構成する金融商品へのこの価値の配分は、個々の金融商品が活発な市場で取引される価格の制約を受けないと主張している。

一方で、先物契約などのレベル1金融商品は、特定の市場リスクに対する企業のネット・エクスポージャーを計算する際に考慮される可能性があるが、レベル1金融商品を個々の単価×数量（P×Q）で測定することを求めるIFRS第13号の規定に従うため、表示及び開示の目的で個々の会計単位に公正価値を配分する際には、これらのレベル1金融商品の（無調整の）相場価格を使用すべきであると考える関係者もいる。しかし、レベル1金融商品がグループのどの程度を占めるかによっては、ネット・エクスポージャーに関して算定された公正価値を、これらの各金融商品が個々の単価×数量（P×Q）で計上されるような方法で個々の金融商品に配分することは必ずしも可能ではない場合がある。そのため、ポートフォリオに係る例外規定を使用した結果、レベル1金融商品を個々の単価×数量（P×Q）以外の金額で測定することがあってはならないと考える関係者がいる。すなわち、ネット・エクスポージャーの公正価値の算定は、グループに含まれるすべてのレベル1金融商品を個々の単価×数量（P×Q）に基づく価値により計上することを求める規定の制約を受けるということである。

上記セクション4.1.2で説明したように、我々は、ポートフォリオに係る例外規定によって、IFRSに基づく現行の実務が変わること、あるいは当該例外規定をレベル1金融商品を個々の単価×数量（P×Q）で測定することやブロック・ディスカウントの禁止に関するIFRS第13号の規定に優先させることが、IASBの意図ではなかったと理解している。しかしながら、この点不明瞭であることは否めず、これらの規定を実務でどのように適用するかに関して一部で疑問が生じている。2013年に、IFRS解釈指針委員会は、レベル1インプットの使用とポートフォリオに係る例外規定との相互関係に関し、要請をIASBに付託した。IASBは本論点を2013年12月に取り上げたが、市場リスクが実質的に同じであるレベル1の金融商品だけで構成されるポートフォリオに関してのみ審議した。IASBはそうしたポートフォリオの測定は、ネット・ポジションにレベル1の価格を乗じたものになるべきだと暫定的に決定した。したがって、2014年9月にIASBは、そのような特定の状況におけるポートフォリオに係る例外規定の適用を説明するために、強制力のない設例（下記セクションを11.2を参照）を加えることを提案した。

上記セクション 4.1.2 及び下記セクション 11.2 で説明するとおり、2015 年 4 月、当該提案に対して受け取ったコメントを検討した結果、IASB は、設例案を IFRS 第 13 号に加える必要はないとの結論を出した。

11.1.1 会計方針に関する検討事項

上記で述べたように、ポートフォリオ・アプローチの使用は、IAS第8号(『IFRS国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第3章「財務諸表の開示及び会計方針」を参照)に従って行う会計方針に係る決定であり、これには測定上の仮定(すなわち、ビッド・アスク調整及び信用リスク調整の配分)に関する企業の方針を含めることが求められる(下記セクション11.2を参照)。

企業は、ポートフォリオごとにポートフォリオ・アプローチを使用するかどうかを選択することができる。また、特定のポートフォリオに関してこの方針を選択した場合、特定のグループを構成する金融資産及び金融負債のすべてのリスクにポートフォリオ・アプローチを適用する必要はない。たとえば、企業は、金融商品グループに関係する信用リスクのみを純額ベースで測定し、当該グループの市場リスクに対するエクスポージャーは純額ベースで測定しないことを選択することができる。

さらに企業は、当該グループに関係する一定の市場リスクにのみポートフォリオ・アプローチの適用を決定することが可能である。たとえば、金融資産と金融負債のポートフォリオにおいて金利リスクと為替リスクの両方にさらされている企業は、金利リスクに対するエクスポージャーのみを純額ベースで測定することを選択できる。

会計方針は、たとえば、企業が相殺ポジションを減らすように戦略を変更した場合など、企業のリスク選好が変更された場合に変更することが可能である。そのような場合には、企業は例外規定を適用しない代わりに、金融商品の公正価値を個々の金融商品ごとに測定するという決定を行うことができる。通常、リスク管理方針の変更は一般的ではないため、企業によるポートフォリオ・アプローチの使用は、それぞれの期間で一貫したものになると我々は見込んでいる*[IFRS 13.51, IFRS 13.BC121]*。

11.1.2 表示に関する検討事項

IFRS第13号では、測定目的でのポートフォリオ・アプローチの適用は、財務諸表の表示に影響しないと明確に述べられている。たとえば、企業が金融資産及び金融負債のグループを内部リスク管理又は投資戦略において、ネット・エクスポージャーに基づき管理しているが、IAS第32号で求められるようにそれらの金融商品を純額ベースで決済する積極的な意図や能力を有していないため、それらの金融商品を貸借対照表において純額ベースで表示できないことがある*[IAS 32.42]*。

貸借対照表における金融商品の表示に関する要件が測定における基礎と異なる場合には、ポートフォリオを構成する個々の資産又は負債に対し、ポートフォリオ・ベースの調整(下記セクション11.2を参照)を配分しなければならない場合がある。また、企業は、グループ内の項目が公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに区分される場合には、開示のため、ポートフォリオ・レベルの調整額の配分が必要な場合がある(公正価値ヒエラルキーに係る開示に関連した、ポートフォリオ・レベルの調整額の配分の詳細については、下記セクション15を参照)。

IFRS第13号は、ポートフォリオ・レベルの調整額の配分に関し、いかなる手法も定めておらず、その代わりに、その状況に適切となる合理的かつ首尾一貫した方法で配分を行わなければならないとしている*[IFRS 13.50]*。

11.2 相殺ポジションの公正価値の測定

特定の市場リスクに対する企業のネット・エクスポージャーを測定する際にポートフォリオ・アプローチを使用する場合、ネット・リスク・エクスポージャーが測定単位となる。すなわち、特定の市場リスクに対する企業のネット・エクスポージャー（たとえば、特定の満期バケットにおけるユーロ金利ネット・ロング・エクスポージャー又はネット・ショート・エクスポージャー）は、測定対象である資産又は負債を表す。

ポートフォリオ・アプローチを適用するにあたり、企業は、現在の市場の状況において、市場参加者間で測定日時点で行われるネット・リスク・エクスポージャーを売却又は移転する秩序ある取引を前提としなければならない。ポートフォリオの公正価値は、特定のリスク・エクスポージャーに対するネット・ロング・ポジション（すなわち、資産）を売却して受け取る価格、又は特定のリスク・エクスポージャーに対するネット・ショート・ポジション（すなわち、負債）を移転するために支払う価格に基づいて測定される*[IFRS 13.48]*。すなわち、評価の目的は、市場参加者がネット・リスク・エクスポージャー全体に係る単一の取引で支払う（又は受け取る）であろう価格を算定することである。

そのため、ネット・エクスポージャーの大きさに基づく調整を、市場参加者がネット・エクスポージャーの取引を行う際に織り込むのであれば、そうした調整を評価で考慮することができると主張する者もいる。測定単位はネット・エクスポージャーであるため、その大きさは企業固有の持分の特徴ではなく、測定対象である資産（ネット・ロング・ポジション）又は負債（ネット・ショート・ポジション）の特徴であるとみなされる。多くの者が、これに相当する米国会計基準の規定も同様に解釈している。

一方、ポートフォリオに係る例外規定は、IFRS第9号に定められる会計単位に関するガイダンスに優先するものではなく、よって会計単位（すなわち、ポートフォリオに含まれる個々の金融商品）と整合しないプレミアム又はディスカウントは除外すべきであるという意見もある。これには、ポートフォリオの規模に関連するプレミアム又はディスカウントが含まれる。上記セクション4.1.2で説明したように、我々は、ポートフォリオに係る例外規定を、レベル1金融商品を個々の単価×数量（P×Q）で測定すること、あるいはブロック・ディスカウントの禁止に関するIFRS第13号の規定に優先させることは、IASBの意図ではなかったと理解している。そのため、ポートフォリオに係る例外規定をレベル1の金融商品にどのように適用するかに関して疑問が生じる。

2013年に、IFRS解釈指針委員会は、レベル1インプットの使用とポートフォリオに係る例外規定との相互関係に関し、要請をIASBに付託した。IASBは本論点を2013年12月に取り上げたが、市場リスクが実質的に同じであるレベル1の金融商品だけで構成されるポートフォリオに関してのみ審議した。IASBはそうしたポートフォリオの測定は、ネット・ポジションにレベル1の価格を乗じたものになるべきだと暫定的に決定した。2014年9月にIASBは、そのような特定の状況におけるポートフォリオに係る例外規定の適用を説明するために、次のような強制力のない設例を加えることを提案した。[23]

公開草案からの抜粋： ED/2014/4 *子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定*

設例 13A－市場リスクが実質的に同じであり、公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループに対して、IFRS 第 13 号第 48 項の例外を適用するケース

A社は金融資産と金融負債からなるグループを保有しており、当該グループは10,000の金融資産のロング・ポジションと9,500の金融負債のショート・ポジションで構成され、両者の市場リスクは実質的に同じである。A社は当該金融資産と金融負債からなるグループを、市場リスクに対するネット・エクスポージャーに基づき管理する。当該グループ内のすべての金融商品の公正価値測定は、公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分される。

仲値ならびに最も代表的な買呼値及び売呼値は、次のとおりである。

(CU)	買呼値	仲値	売呼値
最も代表的な出口価格	99	100	101

A社はIFRS第13号第48項に定められる例外規定を適用する。当該例外規定によれば、A社は金融資産と金融負債からなるグループの公正価値を、測定日に現在の市場の状況で市場参加者間の秩序ある取引において、(この具体的なケースでは)ネット・ロング・ポジション(すなわち、資産)を売却して受け取るであろう価格に基づき測定することが認められる。

したがって、A社はネット・ロング・ポジション(500の金融資産)に対応するレベル1の価格に従って測定する。それらの金融商品から生じる市場リスクは実質的に同じであるため、当該ネット・ポジションの測定値は、金融資産及び金融負債からなるグループから生じるエクスポージャーの測定値と一致する。よって、A社は金融資産と金融負債からなるグループを、未決済のエクスポージャーのポジションを解消又は決済するとした場合に受け取るであろう価格に基づき、次のように測定する。

	保有数量 (Q)	レベル 1 の価格(CU) (P)	(CU) P×Q
ネット・ロング・ポジション	500	99	49,500

A社は、同じCU49,500の測定値を、ネット・ロング・ポジションを仲値で測定(すなわち、CU100×500＝CU50,000)し、ビッド・アスク・リザーブ(bid-offer reserve)(CU1×500＝CU500)で調整することによっても達成できる。

A社は算出した測定値(すなわち、CU49,500)を、それぞれ10,000の金融資産と9,500の金融負債に配分する。IFRS第13号第50項に従い、A社はこの配分を、状況に適した方法を用いて、同様の性質の過去の配分と整合的かつ合理的な基礎に基づき実施する。

この設例案に対して、一部のコメント提出者は、この単純な設例から原則を導き出す関係者もいるかもし

れず、そのことが意図せぬ結果をもたらす可能性があるとの懸念を示した。コメント提出者は、当該設例では次のことを取り扱っていないと指摘した。

- ポートフォリオ・アプローチが適用される他のシナリオ及び状況。たとえば、ポートフォリオ内の金融商品が公正価値ヒエラルキーのレベル2又はレベル3に区分される状況、あるいは複数のレベル1の価格が入手できる状況
- 開示を行うために、算出した測定値をポートフォリオ内の各金融商品に配分すること

さらに設例案によって、ポートフォリオに係る例外規定と、IFRS第13号第71項に基づく実務上の便法としての仲値による価格付けの使用との関係についても疑問が生じることとなり、設例において使用されている「ビッド・アスク・リザーブ調整（bid-offer reserve adjustment）」という表現は明確化される必要があったかもしれない。こうした指摘はあったものの、大半のコメント提出者は、当該設例案はポートフォリオ・アプローチの適用を適切に説明していることに合意した。[24]

上記セクション4.1.2で説明したとおり、2015年4月、当該提案に対して受け取ったコメントを検討した結果、IASBは、設例案をIFRS第13号に加える必要はないとの結論を出した。しかし、この結論に至る過程で、IASBは、当該設例案はポートフォリオ・アプローチの適用を適切に説明していることに留意した。「すなわち、企業がIFRS第13号第48項の例外規定の適用を選択する場合、市場リスクが実質的に同じであり、公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分される金融資産と金融負債のグループから生じるネット・リスク・エクスポージャーについて、その適切な公正価値測定は、当該グループのネット・ポジションに含まれる金融商品に、対応する未調整のレベル1の価格を乗じて算定することになる。」[25] *[IFRS 13.48]*。

弊法人のコメント

この強制力のない設例案では、1つのアプローチしか検討していないが、上記の議論に照らすと、ポートフォリオ・アプローチを適用する際には最も適切なアプローチを用いるように決定するため判断を行使する必要がある。

ポートフォリオ・アプローチを使って公正価値を測定する場合に関し、IFRS第13号はまた、市場リスクが実質的に同じであることを要求しており（下記セクション11.2.1を参照）、公正価値測定では特定の相手方の信用リスクに対するエクスポージャーを考慮する必要がある（下記セクション11.2.2を参照）としている。

また、ポートフォリオ・アプローチを適用するにあたり、信用リスクと市場リスクを異なる集約レベルで相殺できる点にも留意することが重要である。このアプローチは、多くの企業が採用しているリスク管理実務と整合している。このアプローチが必要になるのは、特定の市場リスクに対するネット・エクスポージャーを生じさせる金融資産と金融負債のすべてが、相手方と同じである可能性が低いためである。下記の設例でこの概念を説明している。

設例 11-1: ネット・エクスポージャーの計算

XYZ社は、以下のようなさまざまな相手方とのデリバティブのロング・ポジションとショート・ポジション（米ドル金利スワップと米ドル/日本円為替先物予約）で構成されるポートフォリオを保有している。

- 相手方A、B及びC: 金利スワップのみ
- 相手方D: 金利スワップと為替先物予約
- 相手方E、F及びG: 為替先物予約のみ

XYZ社は、相手方Gを除く各相手方との間で信用リスクに関してマスター・ネッティング契約を履行している。また、相手方Dとの間の契約は、すべての商品について適用することができる。

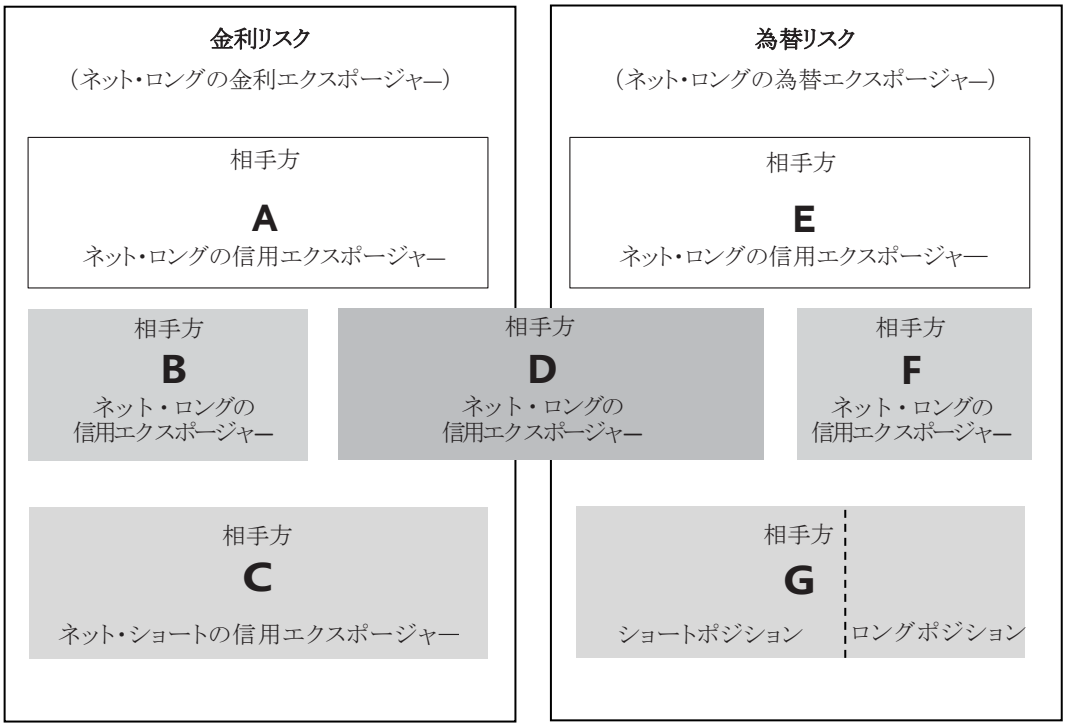

測定に係る例外規定を使い、XYZ社は、相手方Gを除く個々の相手方に対する信用リスク・エクスポージャーを純額ベース（すなわち、相手方Aに対してはネット・ロングの信用エクスポージャー、相手方Cに関してはネット・ショートの信用エクスポージャー等）で考慮することができる。

同時に、企業は、相手方A、B、C及びDとのデリバティブのポートフォリオから生じる、米ドルの金利リスクに対するネット・ロング・エクスポージャーを考慮することができる。さらに企業は、相手方D、E、F及びGとのデリバティブのポートフォリオから生じる、為替リスク（日本円リスク）に対するネット・ロング・エクスポージャーも考慮することができる。

11.2.1 市場リスクに対するエクスポージャー

企業は相殺ポジションの測定に関する例外規定を用いて公正価値を測定する際に、市場リスクに関連して以下を確認する必要がある。

- 企業がポートフォリオでさらされている市場リスクは実質的に同じである。たとえば、金融資産に伴う金利リスクと、金融負債に伴う商品価格リスクを組み合わせても、金利リスク又は商品価格リスクに対する企業のエクスポージャーは軽減されないことから適切ではない。

  IFRS第13号は、グループ内の金融資産及び金融負債の公正価値測定において、同一ではない市場リスク・パラメーターから生じるベーシス・リスクを考慮することを求めている*[IFRS 13.54]*。
- 特定の市場リスクに対する企業のエクスポージャーのデュレーションは、実質的に同じでなければならない*[IFRS 13.55]*。

IFRS第13号では、5年物金融商品の12ヵ月分の金利リスク・エクスポージャーに相当するキャッシュ・フローに対して、12ヵ月の先物契約を用いている例が挙げられている。当該先物契約及び5年物金融商品は、それらの金融資産及び金融負債のみで構成されるグループとなる。企業は、12ヵ月間の金利リスクへのエクスポージャーの公正価値を純額ベースで測定し、残り(すなわち、2年度から5年度)の金利リスクへのエクスポージャーは総額ベースで測定する。

経営者は、ビッド・アスク・スプレッドの範囲の中で、特定の市場リスクに対する企業のネット・エクスポージャーの状況において公正価値を最もよく表す価格を選択する*[IFRS 13.53]*(ビッド・アスク・スプレッドの範囲の中の価格付けに関しては、下記セクション14.3で詳しく説明する)。

11.2.2 特定の相手先の信用リスクに対するエクスポージャー

一定のケースでは、企業は、不履行時の信用リスクに対するエクスポージャーを軽減するため、たとえば、相手方とのマスター・ネッティング契約や相手方の信用リスクに対する各当事者のネット・エクスポージャーに基づく担保の交換といった契約を締結することがある。

企業は、測定に係る例外規定を使用するにあたり、そのような契約が、すべての国及び地域で「法的に強制力がある」ものであると証明する必要はない。その代わり、企業は、信用リスクに対するネット・エクスポージャーを評価するにあたり、その契約が債務不履行発生時に法的に強制可能となる可能性に関して、市場参加者の予想を反映しなければならない*[IFRS 13.56]*。

市場参加者がこれらの既存の契約を考慮する場合には、(相殺ポジションに対する測定に関する例外を用いた)公正価値測定には、相手方の信用リスクに対する企業のネット・エクスポージャー、及び(又は)企業の信用リスクに対する相手方のネット・エクスポージャーの影響を含める必要がある。

12 当初認識時における公正価値

12.1 出口価格 vs 入口価格

IFRS第13号において、公正価値は資産を売却する際に受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義されている。これは、出口価格の概念である。企業が資産を取得する又は負債を引き受ける際に支払われる価格（すなわち、取引価格）は入口価格である。概念上は、入口価格と出口価格は異なり、企業は必ずしも、ある資産を取得する際に支払う価格でその資産を売却するわけではない。同様に、企業は必ずしもある負債を引き受ける際に受領する価格でその負債を移転するわけではない。この区別は重要であり、公正価値による資産及び負債の当初認識に重要な影響を及ぼす可能性がある。しかしIFRS第13号では、多くの場合には（たとえば、取引が企業の主要な市場で行われる場合）、入口価格は出口価格と等しくなると述べられており、これは、ある当事者が資産を売却する場合には、その取引は出口取引でもあることによる*[IFRS 13.57, IFRS 13.58]*。

12.1.1 取引価格が当初認識時の公正価値と等しいかどうかを評価する

IFRS第13号の公表前、資産又は負債の当初認識時の公正価値として、取引価格を使うことが一般的であった。IFRS第13号は、多くの場合、企業の入口価格と出口価格が等しくなる可能性があることを認めているが、これらの価格が等しいとの推定は置かれていない。そのため、企業は、取引価格が資産又は負債の当初認識時の公正価値を表すかどうかを判断しなければならない*[IFRS 13.59]*。

IFRS第13号B4項には、この判断を行うにあたり考慮すべき一定の要因が示されている。たとえば、取引価格が表す会計単位が、公正価値で測定される資産又は負債の会計単位と異なる場合、取引価格は公正価値を表さない可能性がある*[IFRS 13.B4(c)]*。これは、取引価格に取引の組成に係る手数料が含まれる複雑な金融商品の場合や、企業が大量取得を行い、取引価格にブロック・ディスカウントが含まれる場合が該当する可能性がある。

考慮すべき別の要因は、企業が資産を取得した（又は負債を引き受けた）市場が、企業が資産を売却（又は負債を移転）する主要な（又は最も有利な）市場と異なるか否かである*[IFRS 13.B4(d)]*。たとえば、証券ディーラーは、リテール市場で資産を取得し、ディーラー間市場で売却する場合がある。しかし、ディーラー間価格（すなわち、仮想取引における出口価格）はリテール価格（すなわち、取引価格）とは異なる場合があるものの、公正価値測定では別のディーラーも取引に関して利益を上げることを期待するであろうという事実を考慮すべきである。そのため、金融商品の当初認識時の公正価値を見積るにあたり、価格決定モデルによる価値では市場参加者（すなわち、他のディーラー）が要求するであろう適切な利益率に関する仮定を織り込むべきである。

取引価格が公正価値と等しいかどうかを評価する際に、IFRS第13号B4項で取り上げられているその他の例は以下のとおりである*[IFRS 13.B4(a), (b)]*。

- 取引が関連当事者間のものであること。ただし、企業が関連当事者取引の価格が当該取引の市場の条件で行われたという証拠を有している場合には、公正価値測定へのインプットとして使用することができる。

- 取引が強制的に行われる又は売手が取引の価格を受け入れることを強いられていること。たとえば、売手が財務的に困難な状態にある場合には、これに該当する可能性がある。

また、IFRS第13号に基づく公正価値測定では、リスクに関する市場参加者の仮定を考慮すべきである。公正価値を測定するにあたり使用する評価技法や一定のインプットに関連する不確実性に係る調整は、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行うにあたりそのようなリスク調整を織り込むのであれば行うことが求められる。このような市場参加者によるリスク調整を考慮しない測定(たとえば、モデルによる測定(mark-to-model measurement))は公正価値を表さない。

IFRS第13号で挙げられている例は、取引価格が公正価値と等しいかどうかを評価する際に考慮すべき要因を識別する上で有用であるが、すべてを網羅することを意図したものではない。

12.2 初日利得及び損失

IFRS第13号の測定フレームワークは、他のIFRSにより容認又は求められている場合、当初認識時の公正価値測定に適用される。当初認識時にIFRS第13号に基づく公正価値の測定値と取引価格が異なる場合は、関連する基準書(すなわち、公正価値での当初測定を容認又は要求している基準書)にそれ以外の方法が定められている場合を除き、それによって生じる利得又は損失を純損益に認識する*[IFRS 13.60]*。

IFRS第13号の設例7(下記のセクション12.2.1の抜粋を参照)で述べているように、IFRS第9号には、当該基準書が適用される金融商品(その公正価値が観察可能でないインプットを用いて算定されている場合)に係る当初認識時(すなわち、初日)利得及び損失の認識に関して特別の規定が定められている(『IFRS国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第6章「金融商品:認識及び当初測定」を参照)*[IFRS 9.B5.1.2A]*。IASBは、IFRS第13号を開発するにあたり、それらの基準書における初日利得又は損失に関する認識の基準を変更することはなかった。しかし、IFRS第9号は以下を明確化するために改訂された。(i)金融商品の当初認識時の公正価値をIFRS第13号に従って測定し、その後(ii)その結果生じる当初認識時の公正価値と取引価格の差異が生じる場合にはその差異を認識するかどうか(及びいつ認識するか)を判断するにあたりIFRS第9号の規定を考慮する*[IFRS 13.BC138]*。

米国財務会計基準審議会(FASB)との相違

米国会計基準では、公正価値インプットの観察可能性に関して特定の基準は定められていない。そのため、米国会計基準は、公正価値測定が重要な観察可能でないインプットに基づいていたとしても、初日利得又は損失の認識を特別に禁止していない。

12.2.1 店頭デリバティブ取引に係る初日損失

公正価値が出口価格と定義されていることによって、金融機関(すなわち、ディーラー)のみならずリテール顧客の会計処理にも影響が及ぶ。たとえば、リテール顧客が、公正価値で測定される金融資産(又は金融負債)を入口市場と出口市場でホールセラー(たとえば、ディーラー)と取引する場合、ホールセラーが金融資産をリテール顧客に売却する価格が、ホールセラーが金融資産をリテール顧客から取得するために支

払う価格を上回ることが一般的であるため（この価格の差は、多くの金融市場でビッド・アスク・スプレッドと一般的によばれている）、初日損失が生じる可能性がある。

IFRS第13号から抜粋した下記の設例では、金利スワップが当初認識時に、リテール顧客である相手方（すなわち、エンドユーザー）とディーラーでどのように異なって測定される可能性があるかを説明している *[IFRS 13.IE Example 7, IFRS 13.IE24, IFRS 13.IE25, IFRS 13.IE26]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例 7－当初認識時の金利スワップ

企業A（小口顧客である相手方）は、リテール市場で企業B（証券ディーラー）と当初の対価なし（すなわち、取引価格がゼロ）で金利スワップを行う。企業Aがアクセスできるのはリテール市場だけで、企業Bは、リテール市場（すなわち、小口顧客である相手方と）とディーラー市場（すなわち、証券ディーラーである相手方と）の両方にアクセスできる。

企業Aの観点からは、企業Aが当初にスワップを実行したリテール市場が当該スワップの主要な市場である。仮に企業Aがスワップに基づく権利と義務を移転するとした場合、そのリテール市場で、ディーラーである相手方とそれを行うことになるであろう。その場合、取引価格（ゼロ）は、企業Aにとっての当該スワップの当初認識時の公正価値、すなわち、企業Aがリテール市場でディーラーである相手方との取引で当該スワップを移転するために受け取るか又は支払うであろう価格（出口価格）を表す。この価格は、ディーラーである相手方から請求されるであろう増分（取引）コストについての調整はしない。

企業Bの観点からは、ディーラー市場（リテール市場ではなく）が当該スワップの主要な市場である。仮に企業Bがスワップに基づく権利及び義務を移転するとした場合、そのディーラー市場でディーラーとそれを行うことになるであろう。企業Bが当初にスワップを行った市場が当該スワップの主要な市場と異なるため、取引価格（ゼロ）は、企業Bにとっての当該スワップの当初認識時の公正価値を必ずしも表さない。公正価値が取引価格（ゼロ）と異なる場合には、企業Bは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」又はIFRS第9号「金融商品」を適用して、その差額を当初認識時に利得又は損失として認識するかどうかを決定する。

リテール顧客である相手方は、当初取引締結時及び処分時（すなわち、仮想の出口）に同じ主要な市場（すなわち、証券ディーラーとのリテール市場）で取引を締結すると推測される可能性が高いことから、この設例では、リテール顧客である相手方には、当初認識時にいかなる利得又は損失も生じないことが示されているように思われる。しかし、この設例では、ビッド・アスク・スプレッドは取り上げられていない。

ビッド・アスク・スプレッドは、予想されるディーラーが金融商品について支払う用意がある価格（すなわち、買呼値）と、ディーラーが同商品を売る価格（すなわち、売呼値）との差額であり、ディーラーが店頭市場における「マーケット・メーカー」として利益を稼得するためのものである。ビッド・アスク・スプレッドは、ディーラー、市場及び取引される金融商品の種類によって異なる場合がある。

IFRS第13号は、ビッド・アスク・スプレッドがある市場（たとえば、ディーラー市場）で取引されている金融商品を、その状況での公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド内の価格で測定することを求めている（ビッド・アスク・スプレッド内の価格付けに関しては、下記セクション14.3を参照）。したがって、リテール顧客である相手方が、当該金融商品を仮定において売却できるビッド・アスク・スプレッド内の価格と、実際に

取引するビッド・アスク・スプレッド内の価格との差額により、リテール顧客である相手方には契約締結時に損失が生じる可能性がある。

IASBは、金融商品の公正価値は、当該金融商品の入口市場と出口市場が同じであっても、ビッド・アスク・スプレッドが原因で取引価格とは異なる可能性があることを認識している*[IFRS 13.BC165]*。ビッド・アスク・スプレッドに加え、リテール顧客である相手方は、デリバティブ契約の締結時に追加の損失又は費用を認識する場合がある。たとえば、複雑なデリバティブの取引価格に組成手数料が含まれる場合、リテール顧客である相手方は、当該デリバティブの公正価値を測定するにあたり損失を認識する可能性が高い。取引価格にはデリバティブ金融商品の価格とリテール顧客である相手方がディーラーに支払った組成手数料が含まれるため、IFRS第13号に示されるように、取引価格が表す会計単位は、測定対象である金融商品に係る会計単位と異なるものとなる*[IFRS 13.B4(c)]*。

12.2.2 取引の入口市場と出口市場が同じであるとみなされた場合の初日利得及び損失

IFRS第13号には、入口市場と出口市場が同じであったとしても、初日利得又は損失の認識を明示的に禁止する規定は含まれていない。たとえば、一定の状況において、入口市場と出口市場が同じであるとみなされた場合（たとえば、ディーラー間市場）、ディーラーが取引に係る初日利得又は損失を認識することは容認される可能性がある。初日利得又は損失を計上する理由の1つとして挙げられるのは、ディーラーが売却を行う際のビッド・アスク・スプレッド内の価格と、取得を行う際のビッド・アスク・スプレッド内の価格が異なる場合である。IFRS第13号は、インプットが公正価値ヒエラルキーのどの区分に分類されるかに関係なく、その状況での公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド内の出口価格を使って公正価値を測定しなければならないと明確に述べている（ビッド・アスク・スプレッド内の価格付けに関しては、下記セクション14.3を参照）。

IFRS第13号のこのガイダンスにもかかわらず、IFRS第9号では、初日利得又は損失の認識に関連して特別な規定が定められている。たとえば、公正価値が活発な市場における（調整なしの）相場価格を使って測定されていない場合には、初日利得又は損失の認識は通常、禁止される（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第6章を参照）。

12.3 関連当事者間取引

上記セクション6で述べたように、市場参加者の定義により、測定対象である項目の買手及び売手は（IAS第24号に定義される。『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第39章を参照）関連当事者ではないことが明確である。すなわち、IFRS第13号に示される公正価値を算定する際に使用する仮想取引は、互いに独立した市場参加者間で行われることを前提としている。しかし、IFRS第13号では、関連当事者取引の価格は、その取引が市場の条件で行われたという証拠がある場合には、公正価値測定のインプットとして使用できると述べられている。両審議会は、そのようなアプローチはIAS第24号の規定と整合すると考えている。IAS第24号に従って行われる開示と同様、独立の当事者間で行われた取引の市場データがない場合、関連当事者取引が市場条件で行われたことを裏付ける証拠を得ることは難しいことがある。

13 評価技法

従前のIFRSが評価技法として挙げていた方法と、IFRS第13号によるアプローチの間には2つの主要な違いが存在する。これらの違い自体は、IFRS第13号の適用時に実務の変更をもたらすものではなかったかもしれないが、これらにより、経営者は公正価値を測定する方法の再検討が求められた可能性がある。

1つ目の相違は、IFRS第13号の評価技法に関する規定は、公正価値を測定するすべての方法に適用されるということである。これまでの評価技法に関するIFRSの記述によると、資産又は負債を評価するにあたって市場に基づいた情報が欠如していることが示唆されていた。一方で、IFRS第13号で説明されている評価技法はより幅が広く、さらに重要なことは市場に基づいたアプローチが含まれているということである。

2つ目の相違は、IFRS第13号は従前の公正価値規定と異なり、ある評価技法の使用を優先させたり(活発な市場において取引される価格に数量を乗じて(P×Q)、同一の金融商品を測定するような例外規定はある)、1つの技法のみを使用することを求めていないことである。その代わりに、IFRS第13号はこれらの評価技法で使われるインプットに関してヒエラルキーを定めており、観察可能なインプットを最大限利用し、観察可能でないインプットの利用を最小限に抑えることを求めている(公正価値ヒエラルキーの詳細は、下記セクション15を参照)*[IFRS 13.74]*。IFRS第13号のアプローチは、場合によってIFRSの従前の規定と整合する場合もある。たとえば、公正価値の最善の指標は、IFRS第13号においても活発な市場における相場価格である。しかし、IFRS第13号は、適切かつ十分なデータが入手可能な場合は、複数の技法の使用が求められているため、その状況に適切となる技法を選択するには判断が必要となる*[IFRS 13.61]*。

13.1 適切な評価技法の選択

IFRS第13号は、公正価値を測定する評価アプローチとして以下の3つを挙げている。

- マーケット・アプローチ:同一又は類似の資産又は負債に係わる市場取引に基づいたアプローチ
- インカム・アプローチ:将来の金額(たとえば、キャッシュ・フロー又は収益及び費用)を単一の現在の(すなわち、割引後の)金額に変換するアプローチ
- コスト・アプローチ:資産の用役能力を再調達するために必要となる金額(現在再調達原価とよばれることが多い)に基づいたアプローチ

IFRS第13号は、上記の評価アプローチのうちの1つ又は複数に整合した評価技法を用いることを求めている(これらの評価アプローチの詳細は、下記セクション13.2から13.4で説明している)*[IFRS 13.62]*。これらのアプローチは、財務報告以外で使われている、一般に認められた評価手法と整合するものである。必ずしもすべてのアプローチがすべての種類の資産又は負債に適用できるわけではない。しかし、資産又は負債の公正価値を測定するにあたり、IFRS第13号は、それぞれの状況において適切であり、かつ十分なデータが入手可能となる評価技法を用いることを求めている。そのため、複数の評価技法を用いることが必要になることがある*[IFRS 13.61、IFRS 13.62]*。

適切な評価技法を決定するには、相当な判断、資産又は負債に関する十分な知識、及び評価技法に関し適正な水準の専門知識が必要となる。あるアプローチを適用するにあたっては、使用できる評価技法がいくつか存在する場合がある。たとえば、インカム・アプローチにより無形資産を評価する際には、その資産の

性質に応じてさまざまな手法が使われる(たとえば、複数期間超過収益法やロイヤリティ免除法。『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第9章「企業結合」セクション5.5.2.Fを参照)。

上述したように、公正価値ヒエラルキーでは、使用する評価技法の優先順位は定められておらず、これらの評価技法の適用において使用するインプットの優先順位が示されている。そのため、適用する評価技法を選択する際には、資産又は負債の出口市場、すなわち、主要な(又は最も有利な)市場を考慮し、評価対象である項目の性質と整合したインプットを使用しなければならない。どの手法を使用するかに関係なく、公正価値測定の目的(すなわち、市場参加者の観点から見た、現在の市場の状況下での出口価格)は同じである*[IFRS 13.2]*。

評価技法の選択、適用及び評価は複雑なことがあるため、評価の専門家の支援が必要となる場合がある。

13.1.1 単一の評価技法と複数の評価技法

特定の評価技法が、ある状況において他の評価技法よりも適切となる可能性があることから、IFRS第13号には評価技法のヒエラルキーは定められていない。

たとえば、金融資産又は金融負債を活発な市場における相場価格を用いて測定する場合など、一定の状況では単一の評価技法を選択することが適切となることがある。しかし、場合によって、複数の評価技法が適切であるとみなされ、複数のアプローチを適用すべき場合がある。たとえば、減損テストのために、資金生成単位の処分費用控除後の公正価値を測定する際には、複数の評価技法の使用が適切なことがある*[IFRS 13.63]*。

測定対象となる資産又は負債の特徴と、観察可能な市場価格の入手可能性は、公正価値分析において使用される評価技法の数に影響を及ぼす場合がある。たとえば、事業の公正価値は、当該事業に固有の予想将来キャッシュ・フローの現在価値から価値を算出するインカム・アプローチや、比較可能な資産について観察された取引に基づき市場データ(EBITDA又は収益倍率など)から価値を算出するマーケット・アプローチなど、複数の評価アプローチを検討して見積られることがよく行われる。一方、活発な市場で頻繁に取引されている金融資産は、観察可能なデータの入手可能性及び目的適合性に鑑み、マーケット・アプローチのみを用いて評価されることが多い。

企業は、単一のアプローチを用いることが適切であると考えたとしても、複数のアプローチを用いる方が適切であることを示すような状況の変化の有無を把握すべきである。たとえば、通常の市場活動と比べ、資産又は負債に関する取引量及び取引水準が著しく減少する場合がこれに該当しうる。公正価値の見積りの基礎となっていた観察可能な取引が存在しなくなる、あるいは公正価値の決定要因とならず、これにより公正価値測定に調整が必要となる場合がある(詳細は上記セクション7.3を参照)。したがって、このような場合には、複数の評価技法を用いることがより適切となることがある。

13.1.2 公正価値測定における複数の評価技法の使用

複数の評価技法の使用が適切とみなされる場合には、それらの適用によって生じうる価値に幅が生じる可能性が高い。IFRS第13号は、経営者に対してそれらの測定値の範囲の合理性を評価し、その範囲の中でその状況での公正価値を最もよく表す一点を選択することを求めている*[IFRS 13.63]*。

評価技法の選択と同様に、複数の技法による結果の評価には相当な判断が求められる。この際には、適

用される各評価技法の利点と、それぞれの評価技法に組み込まれている仮定を考慮しなければならない。当該範囲の評価では、必ずしもアプローチを相互に比較して検証する必要はない（すなわち、異なるアプローチによる結果が同じであることは求められない）。目的は、当該範囲の中で市場参加者間で資産が売却又は負債が移転される価格を最もよく反映する一点を見つけることである。

異なる評価技法から得られた結果が類似している場合、複数の価値の指標にウェイト付けをするという問題の重要性は低くなる。これは、どのようにウェイト付けをしても、公正価値の見積りが大きく変わることがないからである。しかし、価値の指標が大きく異なる場合、企業は、重要な差異が存在する理由とどの仮定が差異の原因になっている可能性があるかを理解しようと努めるべきである。IFRS第13号では、複数の評価アプローチの結果を評価するにあたり、公正価値測定値に幅がある場合にはさらなる分析が必要となることを示唆している可能性があるとしている*[IFRS 13.B40]*。たとえば、マーケット・アプローチの結果とインカム・アプローチの結果にばらつきがある場合、一方あるいは両方の技法の適用が適切でなかったことが示唆されることがあり、追加の分析が必要となる可能性が高い。

IFRS第13号には、複数の評価技法の使用が適切となる状況と、使用した場合に価値の異なる指標を評価する方法を説明した例が2つ挙げられている。

1つ目の例は、評価技法において市場参加者の仮定と整合していない仮定が用いられていることにより、公正価値を表さないと企業が判断する場合である。これについては、市場参加者が資産自体を制作できないと判断したことにより、企業がコスト・アプローチの使用を除外した例を、IFRS第13号の設例5（下記の抜粋を参照）で説明している*[IFRS 13.IE Example 5, IFRS 13.IE15, IFRS 13.IE16, IFRS 13.IE17]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例 5－ソフトウェアの資産

ある企業が、資産のグループを取得する。その資産グループには、顧客へのライセンス供与のために内部で開発された、収益を生み出すソフトウェア資産並びにその補完資産（当該ソフトウェア資産とともに使用される関連データベースを含む）及び関連負債が含まれている。当該グループの原価を、取得した個々の資産に配分するために、企業は当該ソフトウェア資産の公正価値を測定する。企業は、当該ソフトウェア資産が、他の資産又は他の資産と負債（すなわち、補完資産と関連負債）との組合せでの使用を通じて、市場参加者に最大の価値をもたらすであろうと判断した。当該ソフトウェア資産の現在の用途が最有効使用ではないと示唆する証拠はない。したがって、当該ソフトウェア資産の最有効使用は、現在の用途である。（この場合、当該ソフトウェア資産のライセンス供与は、それ自体及びそれ単独では、当該資産の公正価値が市場参加者による単独での使用を通じて最大化されることを示すものではない）。

企業は、インカム・アプローチに加えて、コスト・アプローチを適用するのに十分なデータが利用可能であるが、マーケット・アプローチについてはないと判断する。比較可能なソフトウェア資産に係る市場取引に関する情報は利用可能でない。インカム・アプローチ及びコスト・アプローチは、次のように適用される。

(a) インカム・アプローチは、現在価値技法を用いて適用される。この技法で使用するキャッシュ・フローは、当該ソフトウェア資産からその経済的耐用年数にわたって生じると期待される収益の流列（顧客からのライセンス料）を反映する。このアプローチが示す公正価値は、CU15百万である。

(b) コスト・アプローチは、同等の効用を有する代替ソフトウェア資産（機能的及び経済的な陳腐化を考

慮後）の制作に現時点で必要となる金額を見積ることにより適用される。このアプローチが示す公正価値は、CU10百万である。

コスト・アプローチの適用を通じて、企業は、市場参加者は同等の効用を有する代替ソフトウェア資産を制作できないであろうと判断する。当該ソフトウェア資産のいくつかの特徴は、独占的な情報を用いて開発されている独自のものであり、容易に複製できない。企業は、インカム・アプローチが示すとおり、当該ソフトウェア資産の公正価値をCU15百万と算定する。

2つ目の例は、IFRS第13号の設例4（下記の抜粋を参照）で説明しているように、企業が公正価値測定値の考えうる範囲を考慮し、以下を勘案することでどれが公正価値を最もよく表すかを考慮する場合である *[IFRS 13.IE Example 4, IFRS 13.IE11, IFRS 13.IE12, IFRS 13.IE13, IFRS 13.IE14]*。

- ある評価技法が他の評価技法よりも公正価値をよりよく表しているか。
- ある評価技法で用いられるインプットが市場でより容易に観察可能であるか、あるいは調整が少なくてすむか（インプットについては、下記セクション14を参照）。
- ある評価技法を使って生じた見積りの範囲が、他の評価技法から生じた範囲よりも狭いか。
- マーケット・アプローチ及びインカム・アプローチの適用による結果にばらつきが生じている場合には、一方の技法が適切に適用されていない、あるいは一方の技法で使われたインプットの質の信頼性が劣っていることが示唆されるため追加の分析が必要である。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例 4－保有され使用される機械

ある企業が、企業結合で機械を取得する。当該機械は、営業活動において保有され使用される。当該機械は、元来は被取得企業が外部の業者から購入したものであるが、企業結合の前に、被取得企業が営業活動で使用するためにカスタマイズした。しかし、当該機械のカスタマイズは大規模ではなかった。取得企業は、当該資産が、他の資産（又は他の資産と負債）との組合せでの使用（使用のための導入又は設置された状態で）を通じて、市場参加者に最大の価値を提供するであろうと判断する。当該資産の現在の用途が最有効使用ではないと示唆する証拠はない。したがって、当該機械の最有効使用は、他の資産（又は他の資産と負債）との組合せによる現在の用途である。

企業は、コスト・アプローチ及びマーケット・アプローチ（機械のカスタマイズが大規模ではなかったため）を適用するのに十分なデータが利用可能だと判断する。インカム・アプローチは使用されない。当該機械には、将来キャッシュ・フローの信頼性のある見積りを作成する基礎となる個別に識別可能な収益の流列がないためである。さらに、他の状況ならば収益の流列の予測に利用できる類似の中古機械の短期及び中期のリース料（すなわち、残りの利用期間にわたってのリース料）に関する情報が利用可能ではない。マーケット・アプローチ及びコスト・アプローチは、次のように適用される。

(a) マーケット・アプローチは、類似の機械の相場価格を、当該機械（カスタマイズ後）と類似の機械との間の差異について調整したものを用いて適用される。この測定は、現在の状態（中古）及び場所（使用のために導入及び設置されている）における機械について受け取るであろう価格を反映する。この

アプローチが示す公正価値は、CU40,000からCU48,000の範囲である。

(b) コスト・アプローチは、同等の効用を有する代替機械（カスタマイズ後）を建造するために現時点で必要となるであろう金額の見積りにより適用される。この見積りには、当該機械の状態及びそれが稼働する環境を考慮に入れる。これには、物理的な磨耗や破損（すなわち、物理的劣化）、技術の向上（すなわち、機能的陳腐化）、類似の機械に対する市場の需要の減少などの、当該機械の状態と関係のない状況（すなわち、経済的陳腐化）、設置費用などが含まれる。このアプローチが示す公正価値は、CU40,000からCU52,000の範囲である。

企業は、マーケット・アプローチが示す範囲の上端が公正価値を最もよく表すと判断し、したがって、マーケット・アプローチの結果の方に高いウェイトを置く。この判断は、インプットの相対的主観性に基づいて、当該機械と類似の機械との間の比較可能性の程度を考慮に入れて行われる。特に、

(a) マーケット・アプローチで使用されるインプット（類似の機械の相場価格）は、コスト・アプローチで使用されるインプットよりも、必要となる調整が少なく調整の主観性も低い。

(b) マーケット・アプローチが示す範囲が、コスト・アプローチで示される範囲と重なっているが、それよりも狭い。

(c) 当該範囲内に、既知の説明されていない差異（当該機械と類似の機械との間の）はない。

したがって、企業は当該機械の公正価値をCU48,000と算定する。

機械のカスタマイズが大規模であった場合、又はマーケット・アプローチを適用するのに十分なデータが利用可能でなかった場合（例えば、市場データが反映しているのが、単独で使用される機械についての取引（特殊化した資産のスクラップ価格など）であり、他の資産（又は他の資産と負債）との組合せで使用される資産の取引ではないため）には、企業はコスト・アプローチを適用することになる。資産が他の資産（又は他の資産と負債）との組合せで使用される場合には、コスト・アプローチは、補完資産及び関連負債を有する市場参加者への当該機械の売却を仮定する。機械の売却について受け取る価格（すなわち、出口価格）は、次のいずれよりも高くはならない。

(a) 同等の効用を有する代替機械の取得又は建造のために市場参加者である買手に生じるであろうコスト

(b) 市場参加者である買手が当該機械の使用から得るであろう経済的便益

設例4と設例5のどちらも、公正価値を見積るにあたり複数の評価アプローチを使用することが適切となる状況を説明している。コスト・アプローチから示される価値は、いずれの例においてもあまりウェイトを置かれていないが、この評価技法を実施することは見積プロセスの重要な要素であった。特定の評価技法に置かれるウェイトが小さい場合であっても、その適用により測定対象である項目の特定の特徴が浮き彫りになる可能性があり、他の技法から示される価値を評価する上で有用になることがある。

弊法人のコメント

一定範囲の価値の中から「公正価値を最もよく表す」一点を決定することは主観的な場合があり、経営者の判断が必要となる。また、IFRS第13号の設例4（上記の抜粋を参照）は使用される評価技法の結果の「ウェイト付け」に言及しているが、これは、公正価値を算定する各技法の結果に、明示的なパーセントでウェイト付けをしなければならないことを意味しているものではないと我々は考えている。しかし、ウェイト付けが一定の状況では適切なことがある。

IFRS第13号には、特定のウェイト付けの手法（たとえば、明示的なパーセンテージを割り当てるか、価値の指標を定性的に評価するか）が規定されていないため、分析で適用される技法を評価するには各手法の利点とそれぞれの仮定に基づく判断が求められる。

一定範囲の中から一点を特定することは、その範囲の中から公正価値を最もよく表す点を見つけることと同じではない。そのため、異なる価値の指標に単純に恣意的なウェイト付けを行うことは適切ではない。複数の価値の指標へのウェイト付けは、相当な判断及び異なる評価技法やインプットに関する実務的な知識が要求されるプロセスである。そのような知識は、それらの手法や測定対象の資産又は負債に対するインプットの関連性を適切に評価する上で必要とされる。たとえば、場合によって、観察可能なインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を最小限にとどめる技法により示される公正価値に主に依拠することがより適切となることがある。どのような場合であっても、企業は、定性的及び定量的要因をどのように評価したかをはじめ、公正価値を算定するにあたりさまざまな価値の指標をどのように考慮したかを文書化すべきである。

13.1.3 評価調整

IFRS第13号に従って公正価値を適切に算定するためには、評価技法によるアウトプットに対して調整を行わなければならない場合がある。企業は、市場参加者が（測定日時点の市場環境における）資産又は負債の価格付けの際に評価調整を行っているのであれば、当該調整を行う必要がある。これには、測定上の不確実性（たとえば、リスク・プレミアム）に関する調整が含まれる。

評価調整には、以下が含まれる*[IFRS 13.BC145]*。

(a) 評価技法で反映していない資産又は負債の特徴を考慮に入れるための評価技法の調整
（このような調整の必要性は通常、評価技法を用いて算出した価値を観察可能な市場情報で補正する際に識別される ― 下記セクション13.1.3.Aを参照）

(b) ビッド・アスク・スプレッドの中の、その状況において公正価値を最もよく表す点を適用（下記セクション14.3を参照）

(c) 信用リスク（たとえば、企業自身の不履行リスク又は取引相手方の信用リスク）を考慮に入れるための調整（上記セクション10.3を参照）

(d) 測定の不確実性を考慮に入れるための調整（たとえば、通常の市場活動と比較して資産又は負債（あるいは類似の資産又は負債）の取引量及び取引水準が著しく減少しており、取引価格又は相場価格が公正価値を表さないと企業が判断した場合）

13.1.3.A 観察可能でないインプットを用いた評価技法に対する調整

どの評価手法を使用するかに関係なく、公正価値測定の目的（すなわち、市場参加者の観点からみた現在の市場の状況下での出口価格）は同じである*[IFRS 13.2]*。そのため、取引価格が当初認識時の公正価値を表すと判断され（上記セクション12を参照）、観察可能でないインプットを用いる評価技法が、ある項目の公正価値の事後測定で使用される場合には、現在の市場環境を反映していることを確認するために当該評価技法を補正する必要がある*[IFRS 13.64]*。言い換えれば、当初認識時に評価技法によるアウトプットは取引価格に等しくなるように調整する必要がある。

補正により、評価技法に現在の市場の状況が織り込まれることになる。このような補正は、評価モデルの潜在的な欠陥を特定することにより、評価技法の調整が必要かどうかを企業が判断する上でも役立ち、これには、たとえば、評価技法で反映されない資産又は負債の特徴が存在する場合が挙げられる。

企業は、当初認識後に観察可能でないインプットを使用する評価技法を用いて公正価値を測定する場合には、当該評価技法において測定日時点の観察可能な市場データ（たとえば、類似の資産又は負債の価格）が反映されるようにする必要がある*[IFRS 13.64]*。すなわち、利用可能な場合には、観察可能な市場データに照らして補正を行わなければならない。

13.1.4 評価技法の変更

IFRS第13号は、公正価値を測定するために用いる評価技法を、類似の資産又は負債に対して、また、報告期間にわたり首尾一貫して適用することを求めている*[IFRS 13.65]*。しかし、このことは複数の評価技法が使われている場合のウェイト付けの変更や、評価技法に適用される調整の変更などの事後的な変更を行うことを排除するものではない。

企業は評価技法の変更により、その状況における公正価値を同じくらい適切に表す（又はより適切に表す）測定につながるのであれば、評価技法又は技法の適用に関して（あるいは、他の技法に対するある技法の相対的な重要性に関して）変更を行うことができる。

IFRS第13号では、評価技法又は評価技法の相対的なウェイトの変更につながる可能性のある状況に関して、下記の例が示されている*[IFRS 13.65]*。

(a) 新しい市場が出現する。
(b) 新しい情報が利用可能となる。
(c) これまで使用していた情報が利用できなくなる。
(d) 評価技法が向上する。
(e) 市場の状況が変化する。

また、出口市場、資産又は負債を取引するであろう市場参加者の特徴、あるいは市場参加者による資産の最有効使用の変更も、一定の状況において評価技法の変更につながる場合がある。

評価技法又はその適用の変更から生じる公正価値の変動は、IAS第8号に従って会計上の見積りの変更として会計処理する。しかし、会計上の見積りの変更に関するIAS第8号の開示は、そのような変更について

は要求されないとIFRS第13号では説明されている[IFRS 13.66]。その代わり、IFRS第13号に従って情報を開示する(詳細は下記セクション19.3.5を参照)。評価技法を誤って適用した場合、評価技法の訂正はIAS第8号に従って誤謬の訂正として会計処理される。

13.2 マーケット・アプローチ

IFRS第13号は、マーケット・アプローチを広く用いられている評価技法として説明している[IFRS 13.B5]。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
B5	マーケット・アプローチは、同一の又は比較可能な(すなわち、類似の)資産、負債又は資産と負債のグループ(事業など)に関わる市場取引で生み出される価格その他の関連性のある情報を用いる。

したがって、マーケット・アプローチでは、市場参加者が取引について支払う又は受け取るであろう価格(たとえば、公表市場価格)が用いられる。市場価格は、現在の状態及びロケーションなど測定対象項目の特徴を反映するために調整される場合があり、公正価値測定値に幅が生じることがある。

マーケット・アプローチに整合する評価技法では、同一又は類似の資産について観察された取引から算出された価格及びその他市場データ(たとえば、収益又はEBITDA倍率)が使用される。類似の資産又は負債ごとに倍率が異なり、倍率は範囲で表されることがある。その範囲における適切な倍率を選択するためには、当該測定に固有の定性的及び定量的要因を考慮した上での判断が必要となる[IFRS 13.B6]。

マーケット・アプローチの他の例としては、マトリックス・プライシングが挙げられる。マトリックス・プライシングとは、特定の金融商品(たとえば、CUSIP)が頻繁に取引されていない場合に、主として負債性証券など一定の金融商品の評価を行うために用いられる数学的技法である。マトリックス・プライシングでは、金融商品の見積価格を取引価格及び類似の特性を有するベンチマーク金融商品に関するその他の関連する市場情報(たとえば、クーポン、満期又は信用格付)を使って算定する[IFRS 13.B7]。

13.3 コスト・アプローチ

コスト・アプローチ(又は現在再調達原価)は一般的に、設備などの有形固定資産の公正価値を測定する際に使われる。IFRS第13号では以下のように定めている[IFRS 13.B8]。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
B8	コスト・アプローチは、資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額(現在再調達原価と呼ばれることが多い)を反映する。

市場参加者である売手の観点からすると、資産について受け取る金額は、類似の用役を有する代替資産を取得又は制作するために市場参加者である買手に生じるコストを陳腐化に関して調整した金額に基づくことになる。

陳腐化は、財務報告目的又は税務目的の減価償却よりも範囲が広く、IFRS第13号によれば陳腐化には以下が含まれる*[IFRS 13.B9]*。

- 物理的劣化
- 機能的(技術的)陳腐化
- 経済的(外部的)陳腐化

物理的劣化及び機能的陳腐化は、資産に固有の要因である。物理的劣化とは減耗や誤用のことであり、たとえば、工場の機械は過剰な操業やメンテナンスの不備により物理的に劣化する場合がある。機能的陳腐化は当初意図したように機能しない場合(物理的劣化を除く)に生じていることになり、たとえば、工場における機械のレイアウトによって、組合せによる使用がより労働集約的になり、それらの機械のコストが企業にとって増える結果になる場合がある。機能的な陳腐化には、技術変化の影響も含まれる。たとえば、より新しく、より効率的で人手のかからない新しいモデルが利用可能になる場合、市場における既存の機械の価格とともに既存の機械に対する需要が減ることがある。

経済的陳腐化は、資産そのもの以外の要因によって生じる。資産は、規制の変更、供給過剰又は気候変動に起因する需要減少などの要因により不利な状況になる、又は経済的耐用年数が短くなることがある。例として、工場における機械を考える。企業が機械を購入した後に、供給業者が同じ機械を市場に大量に供給したとする。供給業者が予想したほどに需要が高くなかった場合、供給過剰が生じ、供給業者は過剰在庫を処分するために価格を引き下げる可能性が高い。

13.3.1 公正価値測定における償却後再調達原価の利用

償却後再調達原価法では、現在の使用法、ロケーション及び状態を鑑みて、減価償却を陳腐化の指標として使用し、測定日時点における資産の再調達原価を測定する。公正価値を測定するためにこの方法を使用する場合、必然的に以下を前提とする。

- 出口市場と入口市場が同じである(出口価格と入口価格が等しくあるため)
- 当該資産の最有効使用が現在の使用法である
- 減価償却費は、物理的劣化、機能的(技術的)陳腐化、及び経済的(外部)陳腐化を適切に反映する
- 使用するインプットは、当該資産に関する市場参加者の仮定と整合的である

港湾貨物輸送及び物流サービスを提供する企業のケースを考えてみる。そのプラント又は設備は高度に専門化された資産で構成されており、企業はそれらを用いて停泊料とトン数料金を稼いでいる。企業は、IAS第16号に従いこれらの資産を再評価モデルを使用して会計処理する。報告期間の末日時点で、当該資産についてはIAS第36号に基づいて減損テストが実施される。当該資産の回収可能価額を算定する一環として、企業は処分費用控除後の公正価値を算定する必要がある場合がある。しかし、当該資産の高度に専門的な性質と、企業結合の一部以外でそのような資産が売却された実績がないため、公正価値の測定に使用できる容易に入手可能な観察可能な取引及び(又は)インプットはない。

上記セクション13.3で説明したように、IFRS第13号は、公正価値測定でコスト・アプローチを使用することを許容している。しかし、償却後再調達原価を用いる際は、結果として行われる測定が、公正価値測定に係

るIFRS第13号の規定と整合したものになるように留意する必要がある。

弊法人のコメント

公正価値を測定する方法として償却後再調達原価を用いる前に、企業は以下の両方が満たされていることを確認しなければならない。

- 最有効使用が現在の使用法である(上記セクション9を参照)
- 当該資産の出口市場(すなわち、主要な市場、あるいは主要な市場が存在しない場合には最も有利な市場 ― 上記セクション5を参照)が、入口市場(すなわち、資産を購入した又は購入する予定の市場)と同じである。

加えて、以下の両方を満たしていることも確認すべきである。

- 再調達原価を算定するために使用するインプットは、市場参加者である買手が、類似の用役を有する代替資産を取得又は制作するために支払う金額と整合しているか。
- 再調達原価が、IAS第16号に従った減価償却よりも範囲が広い、市場参加者が考慮するであろう陳腐化について調整されている、すなわち、減価償却費の調整には、あらゆる形態の陳腐化(すなわち、物理的劣化、技術的(機能的)及び経済的陳腐化)が反映されている。

これらの要因を考慮した後も、市場参加者が現在の状態及びロケーションで、またその価格で実際に取引することを確認するため、算定された償却後再調達原価を評価しなければならない。IFRS第13号の設例4(上記セクション13.1.2の抜粋及び説明を参照)では、この点を反映して、「機械の売却について受け取る価格(すなわち、出口価格)は、以下のいずれよりも高くはならない」と述べられている*[IFRS 13.IE14]*。

(a) 同等の効用を有する代替機械の取得又は製造のために市場参加者である買手に生じるであろうコスト
(b) 市場参加者である買手が、機械の使用から得るであろう経済的便益

これを踏まえると、上記の例における港湾運送及び物流サービスの企業は、公正価値を測定するために償却後再調達原価を使用すると結論付ける可能性があるが、それは償却後再調達原価が資産の原価ではなく現在の出口価格を表す場合に限られる。

13.4 インカム・アプローチ

IFRS 第13号では、インカム・アプローチを以下のように定めている*[IFRS 13.B10, IFRS 13.B11]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
B10	インカム・アプローチは、将来の金額(例えば、キャッシュ・フロー又は収益及び費用)を単一の現在の(すなわち、割引後の)金額に変換する。インカム・アプローチを用いる際には、公正価値測定はそれらの将来の金額に関する現在の市場の予想を反映する。

B11　そうした評価技法には、例えば、次のものがある。

(a)　現在価値技法（B12項からB30項参照）

(b)　オプション価格算定モデル（ブラック＝ショールズ＝マートン算式又は二項モデル（すなわち、格子モデル）など）。これらは現在価値技法を織り込み、オプションの時間的価値と本源的価値の両方を反映する。

(c)　多期間超過収益法（一部の無形資産の公正価値の測定に使用される）

IFRS第13号B11項は、インカム・アプローチと整合する評価技法の例をいくつか挙げているが、インカム・アプローチと整合する評価技法をこれらの例に限定していない。よって、企業は他の評価技法も考慮することができる。

IFRS第13号はいくつかの適用ガイダンスを提供しているが、これは現在価値技法に関してのみを提示している（この適用ガイダンスについては、下記セクション20を参照）。

14 評価技法へのインプット

14.1 一般原則

評価技法で使うインプットの選択に関し、IFRS第13号は以下のすべてを求めている*[IFRS 13.69]*。

- インプットが、市場参加者が考慮するであろう資産又は負債の特徴に整合していること（上記セクション4.2を参照）
- 測定対象項目の特徴ではなく、企業の保有状況の特徴として、規模が反映されているプレミアム又はディスカウントを除外すること（たとえば、大量保有要因）
- 会計単位と一致していない場合には、その他のプレミアム又はディスカウントを除外すること（会計単位の説明は上記セクション4.1を参照）

プレミアム、ディスカウント及び大量保有要因については、下記セクション14.2で説明する。

いずれにしても、同一の資産又は負債について活発な市場における相場価格（すなわち、レベル1インプット）が存在する場合には、公正価値を測定するにあたり、その価格を調整せずに使わなければならない。この場合の価格の調整は、一定の状況においてのみ容認される（下記セクション16.1を参照）。

公正価値の見積りでどの評価技法を用いるかに関係なく、IFRS第13号は、これらの技法において、関連する観察可能なインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を最小限にとどめることを要求している*[IFRS 13.67]*。この規定は、公正価値が市場に基づく測定であり、よって市場に基づく観察可能なデータを利用可能な範囲で、また関連性がある範囲で使用して算定するという考え方と整合している。

IFRS第13号は、インプットが観察可能な場合に関して、いくつかの例を挙げている*[IFRS 13.68, IFRS 13.B34]*。

(a) 取引所市場：終値が容易に入手可能であり、一般的に公正価値を表す市場（たとえば、香港証券取引所）

(b) ディーラー市場：ディーラーが、自己勘定で売買する市場（たとえば、価格が公表される店頭市場など）。一般的に、これらの市場では、買呼値と売呼値（下記セクション14.3を参照）の方が終値よりも容易に利用可能である。

(c) ブローカー市場：ブローカーが、自己勘定で取引するのではなく、買手と売手をマッチングさせる市場（たとえば、買い注文と売り注文の仲介が行われる電子証券取引ネットワークや、商業用及び住宅用の不動産市場など）。ブローカーは、それぞれの当事者の買呼値と売呼値を知っているが、各当事者は通常、他の当事者の価格要求を知らない。ただし、成立した取引については価格が入手可能なことがある。

(d) 相対市場：新規及び再販売両方の取引が、仲介人なしに独立に交渉される市場。これらの市場における取引に関する情報は、ほとんど公開されない場合がある。

IFRS第13号では、公正価値ヒエラルキーにおけるインプットの優先順位を評価するにあたり、市場データの目的適合性を考慮しなければならないと明確に述べられている。市場データの目的適合性を評価する

にあたり、データ点の数及び範囲だけでなく、このデータの方向性が価格傾向やより一般的な他の市場情報により示される指標と整合しているかを考慮することが必要である。

目的適合性のある市場データは、市場参加者が測定対象である資産又は負債の価格付けの際に利用するであろう仮定を反映する。参照資産又は負債（あるいは類似の資産及び負債）の最近の取引価格は、一般的に目的適合性のある市場データを表すとみなされる。ただし、取引が秩序ある取引ではないと判断される場合を除く（秩序ある取引であるかどうかを判断する際に考慮する要因については、上記セクション7を参照）。しかし、取引が秩序ある取引であるとみなされる状況にあっても、活発でない市場における観察可能な取引価格は、取引日と測定日の時期の違いや、測定対象である資産と取引が行われた類似資産との違いなどの要因を反映するため、調整が必要な場合がある。観察可能なデータの調整が重要であり、観察可能でないデータを使用したと判断される場合、その結果生じる測定はレベル3測定とみなされると考えられる。

観察可能か観察可能でないかにかかわらず、公正価値の算定に使用されるすべてのインプットは、市場に基づく測定と整合すべきである。そのため、観察可能でないインプットの使用は、公正価値測定において、企業固有の仮定を含めることを許容することを意図したものではない。IFRS第13号では、企業自身のデータを使って観察可能でないインプットが作成される場合があることが認識されているが、ガイダンスでは、これらのインプットに市場参加者の仮定を反映しなければならないと明確に示されている。たとえば、観察可能でないインプットを使って無形資産を評価するにあたり、企業は、それが企業の意図する資産の使用法とは異なる場合であっても、市場参加者が意図する資産の使用法を考慮すべきである。企業は、市場参加者の仮定が自らの仮定と整合していると判断した場合、自身のデータを調整することなく使用することができる（公正価値測定における企業自身の仮定の適用方法の詳細については、下記セクション18.1を参照）。

IFRS第13号は、「インプット」という用語を、価格決定モデルにおける入力データではなく、市場参加者が資産又は負債の価格付けの際に利用するであろう仮定を幅広く表す用語として用いている。この重要な区別からは、価格決定モデルから導出した価値の調整（たとえば、測定対象である金融商品が複雑であるために価格決定モデルで市場価格が再現されないリスクに係る調整）が、当該測定が分類される公正価値ヒエラルキーの区分を決定する際に評価すべきインプットを表すことが示唆される。たとえば、金融商品を測定するにあたり、モデルリスクに係る調整が重要であると考えられる場合には（インプットの重要性の評価については、下記セクション15.2.1を参照）、公正価値の見積り全体がレベル3測定に区分されうるインプット（おそらくレベル3インプット）とみなされることになる。

さらに、インプットは特性とは異なることにも留意すべきである。IFRS第13号は、資産又は負債の特性を考慮に入れることを求めている（市場参加者が測定日において当該資産又は負債の価格付けを行う場合にそれらの特性を考慮に入れるであろう場合）*[IFRS 13.11]*。上記セクション4.2で説明したとおり、そうした特性には、たとえば以下のようなものがある。

- 資産の状態やロケーション
- 資産の売却又は使用、あるいは負債の移転に関して課された制限（該当する場合）

インプットと特性の区別を明らかにするために、市場参加者が考慮するであろう以下のような特性を備える、制限付証券を例として考える。

- 発行企業は上場企業である。

- 当該証券は制限が課されている事実がある。

企業は、資産又は負債の価格付けを行うにあたり、その特性と整合的なインプットを選択する必要がある。そうした特性を考慮する結果、プレミアム又はディスカウントなどの調整が適用になる場合もある。今回の例では、インプットとして以下の両者が考えられる。

- 制限付きではない証券の相場価格
- （制限を反映するための）割引に関する調整

制限付きではない証券の相場価格は、観察可能、つまりレベル1インプットと考えられる。しかし、制限が課されていること及びIFRS第13号では測定対象である資産又は負債の特性と整合的なインプットが要求されていることを考慮すると、公正価値を測定する際の2番目のインプットは、制限を反映するための相場価格に対する調整となる。当該インプットが観察可能でない場合、当該インプットはレベル3インプットとなる。さらに、当該インプットが公正価値測定全体にとって重要であると考えられる場合には、資産の公正価値測定も公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されることになる。

14.2 プレミアム及びディスカウント

IFRS第13号は、公正価値を測定するにあたり、(i)測定対象である資産又は負債の特徴と整合的であり、かつ(ii)市場参加者が資産又は負債の価格付けを行うにあたり考慮するであろうインプットを選択すべきであるとしている。場合によって、これらの特徴から公正価値測定にプレミアム又はディスカウントが織り込まれることがある。

特定の公正価値測定にプレミアム又はディスカウントが適用されるかどうかを決定するには判断が必要であり、特定の事実及び状況に左右される。

IFRS第13号では、企業の保有状況の特徴として規模が反映されているプレミアム又はディスカウント（たとえば、大量保有要因）と、測定対象の資産又は負債の特徴に関係する、支配プレミアム、非支配持分ディスカウント及び市場性がないことに対するディスカウントは区別されている。支配プレミアム、非支配持分ディスカウント及び市場性がないことに対するディスカウントは、公正価値で測定される資産又は負債の特徴を反映したものである。これらの調整が、測定対象の資産又は負債の会計単位と整合している場合（上記セクション4.1を参照）には、公正価値を測定する際に考慮することになる*[IFRS 13.69]*。

ブロック・ディスカウントを除き（下記セクション14.2.1を参照）、IFRS第13号には、考慮される可能性のあるプレミアム又はディスカウントの種類、あるいはどのような場合にそれらを公正価値測定で適用すべきかに関し、明示的なガイダンスは示されていない。その代わり、ガイダンスでは、以下のすべての条件を満たす場合に、プレミアム及びディスカウント（たとえば、支配プレミアムや市場性がないことに対するディスカウント）をレベル1ではない公正価値測定に織り込むべきであるとされている。

- プレミアム又はディスカウントの適用が、測定対象である資産又は負債の特徴を反映するものである。
- 自らの経済的利益が最大になるように行動する市場参加者が（上記セクション6.2を参照）、当該資産又は負債の価格付けを行うにあたりこれらのプレミアム又はディスカウントを考慮する。

- プレミアム又はディスカウントを含めることが、公正価値測定を要求している（又は許容している）IFRSにおける会計単位と整合している（上記セクション4.1を参照）。

IFRS第13号は、活発な市場で取引される金融商品の価格（すなわち、レベル1測定）は通常、調整してはならず、個々の金融商品の相場価格に保有する数量を乗じた金額（P×Q）に基づき測定しなければならないことを強調している。

図表 14-1: 大量保有要因とその他のプレミアム及びディスカウントの区別

プレミアム及びディスカウントの例	大量保有要因（又はブロック・ディスカウント）	支配プレミアム	市場性がないことに対するディスカウント
公正価値はプレミアム又はディスカウントについて調整するか	調整しない。	一定の状況では調整する。	一定の状況では調整する。
プレミアム又はディスカウントはどのような状況で生じるか	企業が大量に保有する金融商品をまとめて売却し、市場における1日の通常の取引高が全数量を吸収するには十分ではない場合（すなわち、供給過剰の場合）。 IFRS第13号は、公正価値測定において、ブロック・ディスカウントの考慮を許容していない。	企業が他の企業の支配持分に関して取引を行う場合（また、その会計単位が、個々の株式ではなく支配持分であるとみなされる場合）	資産又は負債の市場性がない場合（たとえば、買手及び売手の市場が確立していない、又は制約が存在する場合）
例	企業は上場企業に対する20%持分を保有している。取引所におけるこれらの株式の1日の通常の取引高は、1%から2%である。企業がすべての持株を売却する場合、1株当たり価格は30％下落すると予想される。	企業は非公開企業の支配持分に関して取引を行うが、当該企業の公正価値は、取得企業を支配できるという理由により個々の株式の価値の総額よりも大きいと判断する。	流動性の高い市場が存在しない非公開企業の株式
プレミアム又はディスカウントは何を表しているか	以下を売却する価格の差額 ・ 個々の資産又は負債 ・ 企業の持分すべて IFRS第13号は、このような差額を公正価値測定に含めることを認めていない。	以下を売却する価格の差額 ・ 被支配企業に対する個々の株式 ・ 支配持分すべて	以下を売却する価格の差額 ・ 流動性のある市場で取引されていない資産又は負債 ・ 流動性のある市場が存在する同一の資産又は負債

14.2.1 大量保有要因（又はブロック・ディスカウント）

IFRS第13号は、大量保有要因（又はブロック・ディスカウント）を公正価値測定で考慮することを明示的に禁止している*[IFRS 13.69, IFRS 13.80]*。「大量保有要因」という用語は異なって解釈される可能性があるが、両審議会は審議において、大量保有要因とは、通常の取引高が報告企業が保有する数量を吸収するために十分ではないことによる、資産又は負債の相場価格の調整であるとの見方を示した。

調整は、企業の持分の規模と、大量売買を行う企業の決定に固有のものであるため、企業の測定がヒエラルキーのどのレベルに区分されるかに関係なく、大量保有要因は公正価値測定から除外される。すなわち、両審議会は、そのような調整が企業固有のものであると考えている*[IFRS 13.BC157]*。ただし、IFRS第13号では、資産又は負債の特徴である測定される規模（会計単位に基づく）と、報告企業の持分の特徴である規模には違いがあることが明確に示されている。後者に係る調整は認められていない一方で、前者はそれが市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う方法と整合している場合には考慮しなければならない*[IFRS 13.69]*。

下記の設例では、測定対象である項目の特徴としての規模と、企業の持分の特徴としての規模をIFRS第13号がどのように区別しているかについて説明している。

設例 14-1: 大量保有要因

X銀行は、ディーラーAとOTCデリバティブ契約を有する。

この契約の想定元本は100億円であり、これはこうした種類の契約に関する市場の想定元本よりも非常に大きい。

Y銀行はさまざまなディーラーとの間に同一のOTCデリバティブ契約を100個有している（すべての契約は資産であり、測定に係る例外規定を使って測定されないため、これらの契約のリスクは相殺し合うものではない）。

100個の契約のそれぞれの想定元本は1億円であり、これは、こうした種類の契約に係る市場の想定元本と同じである。

X銀行とY銀行は、実質的に同じ市場エクスポージャーを有しているが（ここでは、単純化のために信用リスクは考慮しない）、IFRS第13号に基づくと、X銀行は市場性がないことに対するディスカウントを考慮できるものの、Y銀行は同様のディスカウントを適用することができない。

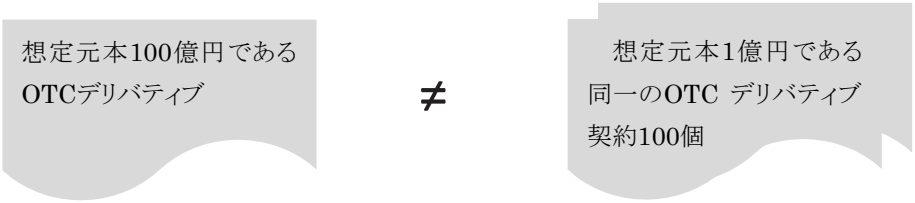

X銀行に関しては、想定元本が多額であることが測定対象である金融商品の特徴であり、市場参加者は、会計単位（すなわち、デリバティブ契約）に基づき当該デリバティブを取引する際にそれを考慮する可

能性が高い。そのため、個々のデリバティブの公正価値には、それを市場参加者が金融商品の価格付けを行うにあたり考慮するのであれば、規模に係る調整を織り込むべきである。

これとは対照的に、Y銀行が保有する100個のデリバティブ契約の会計単位は、100個の契約（すなわち、すべての契約）から生じるグロス・エクスポージャーではなく、個々のOTC契約である。各契約の想定元本は市場における想定元本と同じであるため、個々の契約の価格付けを行うにあたり、市場参加者は、契約の規模に係るディスカウントを考慮しない可能性が高い。IFRS第13号に基づくと、Y銀行は、すべての持分（すなわち、100個の契約）の規模に基づくディスカウントを適用することは禁じられる。というのも、これは公正価値測定で考慮することができないブロック・ディスカウントに該当するからである。

上記セクション4.1で説明しているように、会計単位は、IFRS第13号に特段の定めがある場合を除いて、資産又は負債を公正価値で測定することを許容又は要求している関連する基準書により決定される。いくつかのケースでは会計単位は明確である。たとえば、IFRS第9号の適用対象の金融商品の会計単位は通常、個々の金融商品である。しかし、たとえば、IAS第36号に従って非金融資産の減損テストを行う場合の資金生成単位に関する会計単位など、他の基準書では会計単位が明確ではない場合がある。IASBは2018年12月に、IFRS第13号のPIRを完了した。当該PIRにおいてIASBは、レベル1インプットか会計単位かいずれを優先すべきかに関する論点についても検討している。これについては、上記セクション4.1.1で詳しく説明している。

14.3 ビッド・アスク・スプレッド（買呼値と売呼値のスプレッド）における価格決定

「買呼値」とは、ディーラー又はマーケット・メーカーが資産を購入する（又は負債を処分する）意思がある価格である。「売呼値」（又はオファー価格）とは、ディーラー又はマーケット・メーカーが資産を売却する（又は負債を引き受ける）意思がある価格である。これらの2つの価格の間のスプレッドは、ディーラーが特定の証券についてマーケットメイクする（すなわち、双方向の流動性を提供する）際に要求する利益を表す。

資産を測定するために買呼値を使うこと、また、負債を測定するために売呼値を使うことは容認されているが、要求はされていない。その代わり、ビッド・アスク・スプレッドを使って価格が決まる市場（たとえば、店頭市場）で売買される資産及び負債に関しては、その状況における公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド内の価格を公正価値測定において使用しなければならない。この評価を行うにあたって、企業はビッド・アスク・スプレッド内のどの価格でポジションを売却できるかを証拠付けるため、直近の取引実績を評価すべきである。企業によっては、資産を買呼値で、負債を売呼値で評価することにつながる可能性があるが、それ以外の場合、公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド内の一点を決定するには判断が必要となる。公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド内の価格の使用は、インプット（すなわち、買呼値又は売呼値）が観察可能かどうかに関係なく（すなわち、公正価値ヒエラルキーの区分に関係なく）適用される。詳しくは、下記セクション15を参照されたい*[IFRS 13.70]*。

企業はこの概念を首尾一貫して適用しなければならない。資産の出口価格がビッド・アスク・スプレッド内の異なる価格であることを示す証拠がない限り、類似の資産をビッド・アスク・スプレッド内の異なる価格で測定することは適切ではない。

14.3.1 仲値による価格決定

IFRS第13号は、実務上の便法としてビッド・アスク・スプレッド内の公正価値を測定するにあたり、仲値による価格決定又は市場参加者が使用しているその他の価格決定慣行を使用することを認めている*[IFRS 13.71]*。仲値による価格決定慣行を使用すると、資産又は負債はビッド・アスク・スプレッドの中間点で評価される。上記セクション10.3.2.Bの開示例10-1では、仲値による価格決定の使用を説明している。

IFRS第13号は、仲値による価格決定の使用を特定の種類の金融商品や企業に限定又は制限していない。しかし、上記セクション13で説明したとおり、公正価値を測定するために用いる評価技法は、首尾一貫して適用しなければならない*[IFRS 13.65]*。

よくある質問

質問 14-1: ビッド・アスク・スプレッドには何が含まれるか

IFRS第13号の結論の根拠では、IAS第39号AG70項の従前の実務において、ビッド・アスク・スプレッドには取引コストしか含まれていないことが示されている。両審議会は、ビッド・アスク・スプレッドに何が含まれるかについて、取引コスト以外は明示しないこととした。ただし、両審議会は、ビッド・アスク・スプレッドには、相手先の信用リスクに関する調整は含まれないと考えていることを明確にした*[IFRS 13.BC164]*。

IASBは、取引コストに関するIFRS第13号のガイダンス(すなわち、取引コストは資産又は負債の属性とはみなされず公正価値測定から除外される)とビッド・アスク・スプレッド内の価格の使用に関するガイダンスの関係について明確にしていない。取引コストがビッド・アスク・スプレッドに含まれるのであれば、資産を買呼値で測定すると、当該資産の公正価値測定に将来の取引コストの一部が含まれることになる。

この点に関して具体的なガイダンスは存在しないため、取引コストがどのように考慮されるかに関して、実務において企業間でばらつきが生じる可能性がある。しかしながら、企業は自社のすべての公正価値測定において首尾一貫したアプローチを適用する必要があると考えられる。

14.4 リスク・プレミアム

IFRS第13号において、リスク・プレミアムは、「リスク回避型の市場参加者が、資産又は負債のキャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するために求める対価」と定義されている*[IFRS 13 Appendix A]*。どの評価技法を使うかに関係なく、公正価値測定は、出口価格を表すものであるため、資産又は負債のキャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するために市場参加者が求める対価を反映したリスク・プレミアムを含めなければならない*[IFRS 13.B16, IFRS 13.B39]*。リスク・プレミアムは、秩序ある取引(すなわち、強制取引又は投売りではない取引)において要求される対価を反映しなければならないが、現在の市場の状況下でのリスクに関する市場参加者の仮定も反映するものでなければならない。IFRS第13号の設例14(上記セクション7.3.2の抜粋及び説明を参照)では、このリスク調整に、関連する市場データに基づく流動性及び不確実性についての仮定が含まれる場合があることを説明している。

IFRS第13号では、次のように明確に説明されている*[IFRS 13.B16]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
B16	市場参加者は一般的に、資産又は負債のキャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するための対価(リスク・プレミアム)を求める。公正価値測定には、市場参加者がキャッシュ・フローに固有の不確実性に対する対価として要求するであろう金額を反映するリスク・プレミアムを含めるべきである。そうしないと、その測定は公正価値を忠実に表さない。場合によっては、適切なリスク・プレミアムの決定は困難かもしれない。しかし、困難さの度合いだけでは、リスク・プレミアムを除外する十分な根拠とはならない。

リスク・プレミアムの目的は誤解されることが多く、確率加重平均キャッシュ・フローを使って公正価値が算定される場合、リスク・プレミアムは必要ないと誤って解釈している者が多くいる。すなわち、彼らは、キャッシュ・フローを確率加重平均することにより、すべての不確実性が反映されるとの前提に基づき、リスクフリー金利を使って確率加重平均キャッシュ・フローを割り引くことが適切であると考えている。期待キャッシュ・フロー(すなわち、起こりうる将来キャッシュ・フローの確率加重平均)には、金融商品のキャッシュ・フローにおける不確実性は織り込まれるが、市場参加者がこの不確実性を負うために求めるであろう対価は織り込まれない *[IFRS 13.B25-B29]*。この要求される対価を測定に織り込むには、市場リスク・プレミアムを(割引率又は期待キャッシュ・フローの調整として)含めなければならない。IFRS第13号の適用指針は、システマティック及び非システマティック・リスク、ならびに確実性等価キャッシュ・フローについての説明でこの点に触れている(現在価値技法におけるリスク・プレミアムの適用方法については、下記セクション20を参照)。

なお、資産に関連するリスクが増加すると当該資産の公正価値は一般的に減少し、負債に関連するリスクが増加すると負債の公正価値は一般的に増加する点に留意することが重要である(ただし、不履行リスクは除く)。資産に関連する不確実性は、市場参加者が資産に対して支払うであろう金額を減少させる。一方で、負債に関連する不確実性に対する対価により、その他の条件が同じであるとすれば、市場参加者が債務の引受けに対して受領することを期待する金額が増加することになる。これらの不確実性に対する対価を、キャッシュ・フローではなく割引率において反映した場合には、資産の公正価値を測定する際に用いられる割引率が高くなることになる。しかし、負債の公正価値測定で用いられる割引率については低くなることになる(すなわち、測定される負債の公正価値が高くなるように割引率は低くなる) *[IFRS 13.BC91]*。この概念は、対応する資産を有しない負債の公正価値をインカム・アプローチを用いて測定する場合にのみ適用される。上記セクション10.2.1で述べているように、同一又は類似の負債又は企業自身の資本性金融商品の移転に関して相場価格を入手することができないが、同一項目を他の当事者が資産として保有する場合、同一の項目を資産として保有する市場参加者の観点から、この負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値を算定しなければならない。

14.5 ブローカーによる相場及び価格サービス

ブローカーや価格サービス業者からの相場価格を公正価値測定に使用する場合、この情報の目的適合性を正確に評価するために、企業は、この情報の情報源及び性質を理解する責任を有する。資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく減少している場合、経営者は、ブローカー又は価格サービス業者から受領した価格が、秩序ある取引の現在の情報、ならびにリスクに関する市場参加者の仮定を適切に反映した評価技法に基づいているかを評価しなければならない。IFRS第13号は、市場取引に基づく他の価値の指標

と比べて、取引に基づかない第三者からの相場のウェイトを低くすべきであるとしている*[IFRS 13.B46]*。

ブローカー及び価格サービス業者からの情報が取引データに基づいている場合、企業は、他の価値の指標と比較してこれらのデータ点に置くウェイトを決定するにあたり、観察された価格が秩序ある取引の結果であるかどうかを評価するとともに秩序ある取引の結果である範囲を評価しなければならない（取引が秩序ある取引であるかどうかを評価する際に考慮する要因についての追加情報は、上記セクション7.2を参照）。以下をはじめとする事実及び状況によって、企業が取引価格に置くウェイトが決定される。

- 公正価値で測定される資産又は負債に対する取引の比較可能性
- 取引日が測定日に近接しているか
- 取引の規模
- 相場の性質（たとえば、拘束力があるか気配値か）及び受領した相場の数

ブローカー及び価格サービス業者からの相場価格を使う場合の公正価値ヒエラルキーの検討については、下記セクション15.2.3を参照されたい。

よくある質問

質問 14-2: 中央清算されるデリバティブの公正価値を財務報告目的で算定する場合に、中央清算機関により証拠金のために提供される価値はどのように評価すべきか

中央清算されるOTCデリバティブについて、取引当事者はデリバティブ価値の変動に基づく担保の差入れ(「変動証拠金」と称されることがある)を継続的に要求されることが一般的である。そのため、中央清算されるOTCデリバティブを保有する企業は、差し入れる又は返戻される変動証拠金の金額が記載された「価値評価(value mark)」を清算機関から定期的に受け取る。

弊法人のコメント

この「価値評価」がIFRS第13号に基づく公正価値(出口価格)を表していると推定することはできない。清算機関が異なれば、変動証拠金要件を計算するために異なる方法が用いられる可能性があり、実務は発展し続けているとはいえ、我々の理解では、提供される「価値評価」は通常、実際の取引価格(すなわち、報告企業が契約の売買取引を実行できる可能性がある価格)を表していない。むしろ、当該価値は、清算参加者により提供された情報を清算機関が分析したもの及び清算機関自体の特定の仮定に基づいている可能性がある。

当該価値は、一定の状況では公正価値の適切な見積りであるかもしれないが、報告企業は、当該価値がどのように算定されたのかを理解し、当該価値にはデリバティブを売却又は移転するための秩序ある取引において、市場参加者が考慮するであろう要因だけが含まれているかどうかを評価すべきである。たとえば、一部の清算機関では、追加の保護対策として変動証拠金要件にデリバティブ価値の「本来」の変動を超過した追加金額を加えている場合がある。

ブローカー又は第三者の価格サービス業者から価格情報を受け取る場合と同様に、報告企業は中央清算機関から提供される情報の情報源及び性質を理解する責任を有する。企業は、当該価値の指標がIFRS第13号に従う公正価値を表しているのかどうか又は調整が必要かどうかを評価すべきである。中央清算されるOTCデリバティブの公正価値ヒエラルキーにおける区分については、下記セクション15.2.4を参照されたい。

15　公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーは、公正価値測定と関連する開示の首尾一貫性と比較可能性を向上させるためのものである*[IFRS 13.72]*。公正価値測定でのヒエラルキーの適用にあたり、観察可能でないインプットよりも観察可能なインプットを優先しなければならない。また、報告企業による公正価値測定における（相対的な）主観性を開示によって財務諸表利用者が検討できるようなフレームワームが提供されている。

15.1　公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーでは、公正価値を測定する際に用いたインプットが3つのレベルに区分される（図表15-1を参照）。

図表 15-1:　公正価値ヒエラルキー

	レベル1	レベル2	レベル3
定義 *[IFRS 13 Appendix A]*	企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格	レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なもの	資産又は負債に関する観察可能でないインプット
例	同一の資産に関する金融資産又は金融負債が、活発な市場（たとえば、東京証券取引所）で取引されている価格	一般に公表される間隔で観察された金利やイールド・カーブ、インプライド・ボラティリティー及びクレジット・スプレッド	割引キャッシュ・フローの計算で用いられる予測キャッシュ・フロー

公正価値を測定する評価技法では、観察可能なインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を最小限にとどめなければならない。公正価値を最もよく示すのは、活発な市場（すなわち、「資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場」）における相場価格である*[IFRS 13 Appendix A]*。

公正価値ヒエラルキーでは、評価技法自体ではなく評価技法で使われるインプットの優先順位付けに焦点が置かれる*[IFRS 13.74]*。IFRS第13号は、上記セクション13で説明したように、インプットの入手可能性によって、公正価値を測定する際の評価技法の選択に影響が及ぶ場合があるものの、優先して使用すべき評価技法を定めていない（この例外としては、活発な市場において取引される同一の金融商品をP×Qで測定する規定がある）。使用される評価技法の決定には相当な判断が求められ、測定対象の資産又は負債に固有の特徴、及び市場参加者が当該資産又は負債を取引する主要な（又は最も有利な）市場に左右される。

評価技法自体は公正価値ヒエラルキーの対象とはならないものの、市場参加者が特定の評価技法に固有のリスクに対して求める対価であるリスク調整（たとえば、モデル調整）は、公正価値ヒエラルキーの中で評

価すべきインプットであるとみなされる。下記セクション15.2で説明しているように、この種のリスク調整が行われる場合には、公正価値測定を公正価値ヒエラルキーの中で区分する際に当該リスク調整を考慮しなければならない。

15.2 公正価値ヒエラルキーにおける区分

IFRS第13号は、公正価値ヒエラルキーにおいて、評価技法の個々のインプットの区分と、開示目的の測定全体の区分とを区別している。

評価技法で使用されるインプットは、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに区分される場合がある。しかし、公正価値測定は開示においてその全体(すなわち、資産又は負債、あるいは資産及び(又は)負債グループの会計単位に応じた公正価値測定値)をヒエラルキーごとに区分しなければならない。測定全体を区分すること(及び当該情報について要求されている開示、下記セクション19.3.3を参照)によって、財務諸表利用者に公正価値測定全体の観察可能性や主観性の指標が提供される。

したがって、ヒエラルキーにおける公正価値測定全体の区分は、何が「観察可能な」インプット及び「重要な」インプットとされるのかに左右される。観察可能性は、ヒエラルキーのいずれのレベルにも影響し、それぞれのインプットを分類する上で重要である(下記セクション16から18で論じている)。観察可能でないインプットの重要性の程度によりヒエラルキーにおいて測定全体の区分がレベル2になるかレベル3になるかに影響を与える(下記セクション15.2.1を参照)。

公正価値ヒエラルキーにおける公正価値測定の区分は資産の質に関する情報を提供するものではないことに留意することが重要である。ヒエラルキーの区分はあくまで、公正価値測定に用いられる重要なインプットの観察可能性に関する情報を提供するものである。

たとえば、活発な市場における相場価格を調整することなく使用して公正価値を測定している場合など、単一のインプットしか使用されていない場合には、適切な区分は明確であるかもしれない。しかし、相場価格のある活発な市場で取引されていない資産又は負債に関しては、その公正価値を測定するにあたって複数のインプットが必要なことが多い。たとえば、オプション価格決定モデルを用いて公正価値で測定されるような、資本性証券に対する店頭オプションに関しては、(i)予想ボラティリティー、(ii)予想配当利回り、(iii)リスクフリー金利といった市場ベースのインプットが必要となる。

IFRS第13号では、全体としての公正価値測定のヒエラルキーにおける区分は、測定全体にとって重要となるインプットのうち最も低いレベルに区分されるインプットに基づいて決定されることが明確にされている。また、IFRS第13号では、公正価値に基づく測定値に至るための調整(たとえば、売却費用控除後の公正価値を算出する際の売却費用)は、この決定において考慮しないと明示されている*[IFRS 13.73]*。店頭株式オプションの例において、リスクフリー金利と配当利回りがレベル2インプットであり、予想ボラティリティーがレベル3インプットであると判断されると仮定する。予想ボラティリティーがオプションの価値全体にとって重要であると判断されれば、全体としての測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される。

観察可能なインプットに対して、観察可能でないインプットを用いた調整を行う必要があり、その調整により公正価値測定値が著しく高く又は低くなる場合について、IFRS第13号はその公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されると明確に定めている*[IFRS 13.75]*。上記セクション14.1で説明した制限付証券の例を検討する。制限のない証券に関しては相場価格が観察可能であるかもしれないが、制限が金融商品の公正価値に及ぼす影響を評価するためにレベル3インプットが必要な場合、そして、この影響が

測定にとって重要となる場合、当該資産は公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される。また、上記セクション7で述べているように、一定の状況において、活発でない市場における取引価格を調整することが必要な場合がある。これらの調整が観察可能でないインプットに基づいて行われ、測定にとって重要となる場合、当該項目は公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されることになる。

公正価値の測定値が区分される(よって、その開示が行われる ― 下記セクション19.3.3を参照)ヒエラルキーのレベルの決定は、測定対象となる特定項目に関する公正価値測定に基づいて行われ、これは当該資産又は負債の会計単位次第となることの理解が重要である。これにより、非金融資産、ならびに上記セクション11で説明した測定に係る例外規定を使って測定される相殺し合うリスクを有する金融資産及び金融負債の公正価値測定に関して、実務において課題が生じる可能性がある。たとえば、非金融資産の会計単位が個々の項目であるが、他の資産(又は他の資産及び負債)との組合せで使用することが評価の前提とされている場合は、資産グループの価値を、個々の資産又は負債、あるいは公正価値ヒエラルキーの各レベルにおけるさまざまな要素に配分することになる。たとえば、上記セクション9.2.2の設例9-2について考える。ブドウの木で生育するブドウの会計単位はIAS第41号に規定されるが、ブドウの木と土地の会計単位を規定するのはIAS第16号である。しかし、最有効使用は、他の資産と組み合わせて使用することである。これらの個々の資産の公正価値を公正価値ヒエラルキーにおいて区分しなければならないため、当該資産グループの価値は、ブドウの木に生育するブドウ、ブドウの木及び土地を含む各資産に配分が求められる。

IASBは、IFRS第13号のPIRに関する最終報告で、「一部のコメント提供者は、公正価値ヒエラルキー開示は、レベル1又はレベル2の項目に関する情報の方が、レベル3の項目に関する情報よりも常に利用者にとって適切であることを示唆しているように見えるとフィードバックしている。彼らは、公正価値ヒエラルキーがそのように認識されることが、ヒエラルキー区分についてのプレッシャーになっていると指摘している。また、彼らは、学術研究で裏付けられているように、そういった認識は誤りである可能性があるとも述べていた。」と報告している。さらにコメント提供者には、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されることで生じる(たとえば、求められる開示の量も含め)マイナスのイメージが、区分決定にも影響を与えかねないと指摘する者もいた。[26] レベル2とレベル3の公正価値測定には、ともに観察可能でないインプットが含まれる可能性があることから、測定上の不確実性が存在する。したがって、ある資産又は負債を公正価値ヒエラルキーのレベル2に区分すべきか、レベル3に区分すべきかを決定するには相当の判断が必要になる。企業がレベル2の区分を裏付けるのに必要な水準の証拠を決定するのは非常に困難な場合があり、測定が第三者からの情報に依存して決定される場合はとりわけ難しくなる(下記セクション15.2.3を参照)。

15.2.1 インプットの重要性の評価

測定全体に対する特定のインプットの重要性を評価するにあたっては判断が求められ、測定対象の資産又は負債(あるいは資産及び(又は)負債のグループ)に固有の要因を考慮することが必要である *[IFRS 13.73]*。

IFRS第13号は、個々のインプットの重要性をどのように評価すべきかに関し、特定のガイダンスは示していない。これを決定するには判断が求められ、測定対象である資産又は負債(あるいは資産及び負債グループ)に固有の要因を考慮しなければならない。重要性を決定するための「明確な基準」が存在しない以上、同じインプットを使用している公正価値測定について企業間の比較可能性が欠如している可能性もある。

弊法人のコメント

IFRS第13号は、「測定全体」に関連した重要性を考慮していることを明確にしている。このことから、その変動が純損益又はその他の包括利益に認識されるかどうかに関係なく、結果的に生じる公正価値変動よりも、公正価値測定自体を重要性の評価に考慮することが必要であると我々は考えている。

たとえば、ある投資不動産が各報告期間の末日時点で公正価値で測定されると仮定する。当報告期間において、投資不動産の公正価値が200,000千円減少して500,000千円になる。200,000千円が純損益に認識される金額であったとしても、公正価値測定のインプットの重要性は、500,000千円に照らして評価されることになる。しかし、報告企業は、インプットの公正価値測定全体に関連した重要性を考慮することに加え、過去の期間からの公正価値変動に関連した重要性も考慮することが適切と考える可能性がある。そのようなアプローチは、公正価値に基づく帳簿価額が元本又は額面に非常に影響を受ける現金ベースの金融商品（たとえば、デリバティブを組み込んだローン又は仕組債）に関して有用な場合がある。

上記セクション15.2で説明したとおり、観察可能なインプットに対して、観察可能でないインプットを用いた調整を行う必要があり、その調整により公正価値測定値が著しく高く又は低くなる場合について、IFRS第13号はその公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されることになると明確に定めている*[IFRS 13.75]*。しかし、明確ではないのが、観察可能なインプットに対して、観察可能でないインプットを用いた調整を行う必要がある場合で、かつ（a）当該調整により、実際のところは当期の公正価値測定値が著しく高く又は低くはならないが、（b）異なる観察可能でないインプットを使った調整を行った場合には公正価値測定値が著しく高く又は低くなる可能性がある場合における適切な区分についてである。上記セクション15.2で説明したとおり、公正価値測定の区分は、公正価値測定全体の観察可能性や主観性を示すものである。そのため、一定の場合には、観察可能でないインプットが公正価値測定値に及ぼす影響を評価するために、感応度分析又はストレス・テスト（すなわち、測定日時点において合理的に考えうる一定範囲の代替的なインプット価値を使用すること）の使用が適切となることがある。複数の観察可能でないインプットが公正価値測定で用いられている場合には、重要性の評価はすべての観察可能でないインプットを合わせた影響に基づくべきである。

IFRS第13号のPIRにおいて多くのコメント提供者が、観察可能でないインプットが測定全体にとって重要かどうかの評価は困難であると述べ、追加的なガイダンスを求めた。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されることで生じる（たとえば、求められる開示の量も含め）マイナスのイメージがこの評価に影響している場合もあると指摘するコメント提供者もいた。IASBは、規定は原則主義に基づくものであり、よってその適用には常に判断が求められるという点に留意して、追加的なガイダンスは提供しないことを決定した。[27]

企業は、公正価値測定に対する観察可能でないインプットの重要性を判断するアプローチについて文書化した方針を保持し、当該方針を首尾一貫して適用すべきである。これは、IFRS第13号の開示規定、特に公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分された公正価値測定に関する開示規定に鑑みると重要である（下記セクション19.3を参照）。

15.2.2 公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替え

各報告期間の末日時点で公正価値で測定される資産又は負債の公正価値ヒエラルキーにおける区分は、

期間によって変わる場合がある。特定の資産又は負債に関する市場が、以前は活発であると考えられていた(レベル1)が、期末において活発でなくなった(レベル2又はレベル3)場合、あるいは、評価技法で使われる重要なインプットが以前は観察可能でない(レベル3)であったが、測定日近くに観察された取引により観察可能になった場合(レベル2)などがこれに該当する。このようなヒエラルキーにおける区分の変更は、IFRS第13号では公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えとよばれている。

企業は、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えがいつ生じたとみなすか(すなわち、振替えの認識時期)を判断するための方針を選択し、首尾一貫して適用することが求められる。この方針は、あるレベルへの振替え、あるいは当該レベルからの振替えについて同じでなければならない。振替えの時期を判断する際の方針の例には以下がある*[IFRS 13.95]*。

- 振替えを生じさせた事象又は状況の変更の日
- 報告期間の期首
- 報告期間の末日

IFRS第13号は、この方針を開示することを求めている(下記セクション19.2を参照)。また、選択された時期(すなわち、振替えが発生したとみなされる時点)は、レベル1とレベル2の間の振替え、レベル3へ及びレベル3からの振替えに関するIFRS 第13号の開示規定(特にIFRS第13号第93項(c)及びIFRS第13号第93項(e)(iv))を満たすために企業が分析しなければならない情報に直接影響を及ぼす(これらの開示規定については、下記セクション19.3.2で説明する)*[IFRS 13.93(c), IFRS 13.93(e) (iv)]*。

15.2.3 第三者である価格サービス業者又はブローカーから提供された情報

IFRS第13号は、価格サービス業者やブローカーなど第三者により提供された相場価格がIFRS第13号に従って算定された場合には、その使用を禁止していない。多くの企業にとって、第三者により提供された相場価格は、公正価値を見積るにあたり重要な情報源となる。これらの相場価格の使用は禁止されていないが、IFRS第13号では、ブローカーによる建値、第三者である価格サービス業者、第三者である評価の専門家を使用することによって、財務諸表に含まれる公正価値測定(及び関連する開示)に関する経営者の責任が軽減されることはないと明確にしている*[IFRS 13.B45]*。

経営者は相場価格の目的適合性を評価しなければならないため、特に資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく減少した場合は、ブローカーや価格サービス業者から受け取る情報源を理解することが重要である。これについては、上記セクション7.3で詳しく説明している。

上記セクション14.5で述べたように、企業は、ブローカー及び価格サービス業者からの相場価格が、秩序ある取引を反映した現在の情報に基づくものであるか、あるいはリスクに関する市場参加者の仮定を適切に反映した評価技法を使って算定されているかを評価しなければならない。市場取引に基づく他の公正価値の指標と比べて、取引に基づかない第三者からの相場価格のウェイトは低くすべきである。

弊法人のコメント

開示上、資産及び負債が公正価値ヒエラルキーのどのレベルに区分されるかを決定する際は、判断が必要となることが多い。第三者の価格サービス業者又はブローカーから提供された情報は、情報源及び測定対象の商品の種類に応じて、レベル1、レベル2又はレベル3インプットになる可能性がある。たとえば、価格サービス業者は、活発な市場で取引される金融商品について公表市場価格(たとえば、終値)を提供することがある。これらの価格は、レベル1測定である。

あるいは、価格サービス業者は、コンセンサス価格の情報(たとえば、特定の種類の資産の中間値を得るため、ディーラーへの聞き取り調査により入手された情報)を企業に提供する場合もある。コンセンサス価格には拘束力がないことから、追加的な裏付け証拠がないとしたら、一般的にはレベル3情報に区分されると考えられる。

価格サービス業者は、一定の金融商品に係る価値を見積るにあたり、評価モデルを使用することもある。たとえば、価格サービス業者は、多くの固定利付証券の価値を算定するにあたり、マトリックス・プライシングを使用する場合がある。これらの金融商品が区分されるヒエラルキーのレベルは、評価モデルのインプットが観察可能かどうかに応じて決まる。そのため、価格サービス業者を使う企業は、それらの第三者による相場価格を導出するために使用された情報源及び評価方法を理解すべきである。この情報によって、企業の金融商品が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルが決定される。

同様に、ブローカーの相場価格が区分されるヒエラルキーのレベルは、その相場価格の性質に応じて変わる*[IFRS 13.B47]*。一定のブローカー市場では確約された価格が示されており、企業は取引をその価格で行うことができる。当該相場価格はこれらの市場の活動水準に応じて、レベル1かレベル2のいずれかに区分される可能性がある。しかし、企業がブローカーに相場の提示を要請しなければならない場合、それらの相場価格は拘束力がないことが多く、実際の取引においてブローカーはその価格に拘束されないとの免責条項が含まれることがある。拘束力のない相場価格は、それだけでは通常はレベル3インプットを表すものであると考えられる。また、そうした相場価格に説明文言や免責条項が含まれる場合、企業は、その価格が公正価値(出口価格)を表すか、調整が必要かを評価しなければならない。

企業が、公正価値を測定する際に狭い範囲内の複数の相場価格に基づいている場合、1つの相場価格又は広く分散した相場価格に基づいている場合よりは公正価値の強い証拠となる可能性が高い。しかし、相場価格の数は、それ自体が公正価値ヒエラルキー内での区分に影響を及ぼすものではなく、企業はそれらの相場価格の性質を引き続き考慮する必要がある。たとえば、合理的な範囲内にある複数のレベル3インプットであっても、観察可能な追加的裏付け証拠がないのであれば、レベル2に区分される測定値となることはないと考えられる。

IFRS解釈指針委員会は、2014年8月、第三者から提供された価格(たとえば、コンセンサス価格)を用いる公正価値測定について、その測定全体が公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分される可能性がある状況を、特に活発な市場で取引されている負債性証券との関係で明確化するよう要請を受けた。要請提出者は、負債性証券を公正価値ヒエラルキーのどのレベルに分類するかは単純ではなく、公正価値測定を区分すべき適切なレベルに関して見解の不一致が生じていると主張していた。

解釈指針委員会は、スタッフが実施した分析及びアウトリーチ活動を考慮した後、次の理由を述べて、当該論点をアジェンダに加えないことを決定した。[28]

- 公正価値ヒエラルキーにおける区分に関するIFRS第13号のガイダンスは、本論点に関する適切な結論を導き出すのに十分である。
- 公正価値ヒエラルキーでは、公正価値を測定するために使用した評価技法ではなく、評価技法に使用したインプットが優先される。資産又は負債の公正価値が第三者から提供された価格に基づいて測定される場合、そうした測定値の公正価値ヒエラルキーにおける区分は、第三者が使用した価格算定方法ではなく、第三者が当該価格を算定するために使用したインプットの評価に応じて決まる。

企業が測定日においてアクセス可能な活発な市場における同一の資産又は負債に関する無調整の相場価格だけが、レベル1の測定値としての要件を満たす。したがって、第三者から提供された価格に基づく公正価値測定は、当該測定値が、測定日において企業がアクセス可能な活発な市場における同一の金融商品に関する無調整の相場価格（すなわち、調整なしのP×Q）だけに依拠している場合に限り、公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分することができる。

15.2.4 店頭デリバティブ商品の分類

中央清算されない店頭デリバティブの公正価値測定は、使用されているインプットが観察可能かどうかに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル2かレベル3に区分される可能性が高い。これらの店頭デリバティブ金融商品は当初は活発な市場で取引が実行される場合があるものの、事後的な公正価値測定にあたり、同一の資産又は負債の相場価格は入手できないことが多い。例として、2021年1月1日に締結したプレーンバニラの10年物金利スワップで、中央清算されないものを考える。10年物スワップに関しては相場価格が存在する場合もあるが、2021年3月31日にスワップの公正価値を測定するにあたり、測定対象の金融商品は9.75年物のスワップということになるため、それらのスワップの相場価格は一般的には入手可能ではない。その結果、ほとんどの中央清算されない店頭デリバティブ契約は、価格算定モデルに使用したインプットを基に評価される。

さらに、中央清算されるデリバティブは、その公正価値が同一の金融商品に関する活発な市場での無調整の相場価格に基づいて算定される場合を除き、レベル1に区分されることはない。公正価値を算定する際における中央清算機関から提供される価値の検討についての詳細は、上記セクション14.5を参照されたい。

16 レベル 1 インプット

レベル1インプットとは、測定日において、企業がアクセス可能な活発な市場における同一の資産又は負債に関する(無調整の)相場価格をいう*[IFRS 13.76]*。IFRS第13号によれば、この価格は公正価値の最も信頼のおける証拠となる。公正価値を測定するにあたって、活発な市場における相場価格が入手可能な場合には、調整を行うことなく当該価格を使用する必要がある。ただし、限られた状況においては調整が許容されている*[IFRS 13.77]*(下記セクション16.3を参照)。

16.1 レベル 1 インプットの使用

一般原則として、IFRS第13号は、利用可能な場合には、必ず活発な市場における同一の資産及び負債の相場価格を使用することを求めている。限られた例外を除き、同一の資産及び負債の公正価値を算定する際に、活発な市場における相場価格を調整してはならない。これは、これらの価格が公正価値の最も信頼のおける証拠であるとIASBが考えているからである。

以下の状況においてのみ、活発な市場の相場価格(レベル1インプット)を調整することができる*[IFRS 13.79]*。

(a) 企業が公正価値で測定される大量の類似する(しかし同一ではない)資産又は負債(たとえば、負債性証券)を保有しており、活発な市場における相場価格が入手可能であるが、個別の資産又は負債のそれぞれに対しては容易にアクセスできない場合。資産又は負債は同一ではなく、企業が類似の資産又は負債を大量に保有していることを考慮すると、測定日時点で、個別の資産又は負債のそれぞれについて価格付けの情報を入手することが困難な場合。

この状況に関し、IFRS第13号では便法が定められており、企業は相場価格だけに依拠しない代替的な価格算定法(たとえば、マトリックス・プライシング、上記セクション13.2を参照)を用いて公正価値を測定することができる。

(b) 活発な市場における相場価格が測定日時点の公正価値を表さない場合、重要な事象(たとえば、相対市場での取引、ブローカー市場での売買や発表など)が、市場の終了後であるが測定日の前に生じた場合がこれに該当する。企業は、公正価値測定に影響を与えるかもしれないそれらの事象を識別するための方針を設定し、首尾一貫して適用しなければならない。

(c) 負債又は企業自身の資本性金融商品の公正価値の測定を、活発な市場で資産として取引されている同一の項目について相場価格を用いて行う場合で、かつその価格が当該項目又は当該資産に固有の要因について調整を要する場合。

こうした例外については、下記セクション16.1.1、16.2及び16.3で詳述している。たとえば、証券取引所で活発に取引される株式など、レベル1インプットは金融商品に関係するものが最も一般的である。2ヵ所以上の証券取引所に上場している株式など、資産又は負債が複数の活発な市場で取引されている場合もある。IFRS第13号では、これを考慮してレベル1において、主要な(又は最も有利な)市場(上記セクション5を参照)を決定することと、企業が資産又は負債に関する取引を当該市場における価格で測定日時点で実行できるかどうか、という両方を決定する必要があると強調されている*[IFRS 13.78]*(上記セクション7を参照)。

上記セクション15.2で説明したように、レベル1インプットに調整が行われない場合には、公正価値測定全体が公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分されることになる。しかし、レベル1インプットに調整が行われる場合や、あるいは上記(a)の便法が使われる場合には、公正価値ヒエラルキーのより低いレベルに区分されることになる。この調整において重要な観察可能でないインプットが使われている場合には、公正価値測定はレベル3に区分されることになる*[IFRS 13.75]*。

16.1.1 レベル 1 の負債及び企業の資本に分類された金融商品

同一の負債及び企業の資本に分類された金融商品に係る活発な市場における相場価格は、レベル1測定である。これらの金融商品は、同様に、活発な市場において資産として取引される同一の金融商品に関して相場価格が存在し、当該相場価格に調整が必要ない場合にはレベル1に区分される。

たとえば、報告企業が発行する社債の公正価値は、発行会社の負債に対応する資産(すなわち、社債)が活発な市場で取引されており、その相場価格に調整が必要ない場合には、レベル1測定となる。負債自体は活発な市場で移転されないものの、同一の金融商品が、活発な市場で資産として取引される場合には、レベル1に区分することが適切であるとIASBは判断した。

資産と負債又は資本性金融商品の間の差異について、対応する資産の価格に調整が必要な場合*[IFRS 13.79(c)]*(上記セクション10を参照)、調整後の価格はレベル1測定にはならない。たとえば、第三者による信用補完の影響が含まれる資産の相場価格は、負債の公正価値を測定するにあたり調整しなければならない。この場合、対応する資産と負債は異なる会計単位を有するものと考えられる(上記セクション10.3.1を参照)。

16.2 代替的な価格算定法

企業が、相場価格が存在するものの、容易にアクセスできない類似の資産及び負債を大量に保有する場合に関し、IFRS第13号は、実務上の便法として、代替的な価格算定法(たとえば、マトリックス・プライシング)を使用することを認めている*[IFRS 13.79(a)]*。IASBがこの実務上の便法を認めたのは、個々の金融商品に関して相場価格を入手する場合の管理上の負担を減らすためであった。しかし、この実務上の便法を使用する場合、結果として生じる公正価値測定は、レベル1測定とはみなされない。

16.3 公正価値を表さない活発な市場における相場価格

IFRS第13号は、取引の終了後、測定日又はそれ以前に重要な事象が生じた場合など、活発な市場における相場価格が資産又は負債の公正価値を表さない場合があるとしている。このような状況において、企業は、この新しい情報を公正価値測定に織り込むため、相場価格を調整する*[IFRS 13.79(b)]*。観察可能なデータ(たとえば、測定日後に発生した取引で、測定日時点の公正価値を見積る際に使用する仮定に対して貴重な手掛かりを与えてくれる直近の取引価格)の目的適合性は、公正価値を見積るにあたりこうしたデータにどれだけ比重を置くかを評価する際に考慮しなければならない。しかし、相場価格を調整した場合、結果として生じる公正価値測定は、もはやレベル1測定とはみなされない。

企業の評価の方針及び手続では、このような「時間外」の事象をどのように識別し、評価するかを取り扱う

べきである。相場価格の調整がIFRS第13号に基づき適切であり、首尾一貫して適用されるようにするための統制の整備が必要となる。

16.4 会計単位

通常、会計単位は他のIFRSに従って決定されるが、IFRS第13号は、レベル1に区分される資産及び負債に係る会計単位を取り扱っている。IFRS第13号では、「企業が単一の資産又は負債のポジション（金融商品の保有のように、大量の同一資産又は負債で構成されるポジションを含む）を保有していて、当該資産又は負債が活発な市場で取引されている場合には、当該資産又は負債の公正価値は、個々の資産又は負債の相場価格と企業が保有している数量の積として、レベル1の中で測定しなければならない」と述べられている*[IFRS 13.80]*。公正価値を個々の単価×数量（P×Q）に基づき算定するように指示することにより、IFRS第13号は、実質的に、そうした状況における会計単位が個々の資産又は負債であると定めている。

この規定は、測定対象である資産又は負債がIFRS第9号の適用対象である金融商品の場合には一般的に受け入れられる。しかし、企業が上場子会社、ジョイント・ベンチャー又は関連会社に対する投資を有する場合、投資全体に対して投資者が有する支配、共同支配又は重要な影響力の価値を反映するために、公正価値に調整（たとえば、支配プレミアム）を含めるべきとする意見もある。IASBは2014年9月、公正価値を測定する際に個々の単価×数量（P×Q）を調整なく使用することを求めるIFRS第13号の規定が、会計単位が投資全体である場合にも適用されることを明確化する公開草案を公表した。IASBは、関係者からのコメントを検討した上で、さらに審議を進める前に追加のリサーチを実施するようスタッフに指示し、当該リサーチはIFRS第13号のPIRに組み込まれた。2018年12月にIASBはPIRを完了し、この論点について追加的な作業を行わない決定を行った。これについては、上記セクション4.1.1で詳しく説明している。

17 レベル 2 インプット

17.1 レベル 2 インプットの使用

レベル2インプットには、(活発でない市場又は活発な市場における類似の資産又は負債の)相場価格、相場価格以外の観察可能なインプット、直接観察可能ではないが、観察可能な市場データによる裏付けのあるインプットが含まれる*[IFRS 13.82]*。

資産又は負債に関して直接観察可能なインプット以外もレベル2インプットに含まれるため、市場の裏付けのあるインプットが含まれることによる影響は大きい。相関又は回帰など、数学的又は統計的手法によって算定されたインプットは、これらの手法のインプット及び(又は)これらの手法による結果を観察可能な市場データによって裏付けることができる場合には、レベル2に区分されうる。

IFRS第13号は、レベル2インプットが測定対象である資産又は負債の実質的に契約期間全体について、(直接又は市場データによる裏付けによって間接的に)観察可能であることを求めている*[IFRS 13.81]*。そのため、短期間に係る観察可能な市場データから外挿した長期間に係るインプット(たとえば、イールド・カーブ上の5年、10年及び15年物の利回りから補外法で推定された30年物の利回り)は通常、レベル2インプットとはみなされない。

17.2 レベル 2 インプットの例

IFRS第13号の適用ガイダンスは、特定の資産又は負債について、レベル2インプットの例をいくつか挙げている。これらの例について、IFRS第13号を基に下記の図表17-1にて取り上げている*[IFRS 13.B35]*。

図表 17-1: レベル 2 インプットの例

資産又は負債	レベル2インプットの例
銀行間調達指標金利(IBOR)スワップ・レートに基づく固定受け・変動払いの金利スワップ	IBORスワップ・レートが、スワップのほぼ全期間にわたって一般に公表される間隔で観察可能な場合、そのスワップ・レート
外貨建イールド・カーブに基づく固定受・変動払の金利スワップ	スワップのほぼ全期間にわたって一般に公表される間隔で観察可能な外貨建イールド・カーブに基づくスワップ・レート。スワップの期間が10年で、そのレートが9年までは一般に公表される間隔で観察可能な場合には、レベル2インプットとなる。ただし、10年目のイールド・カーブの合理的な補外法がスワップ全体の公正価値測定にとって重要でない場合に限る。
特定の銀行のプライム・レートに基づく固定受・変動払の金利スワップ	補外法で推定された値に観察可能な市場データの裏付け(たとえば、スワップのほぼ全期間にわたり観察可能な金利と相関している)がある場合には、補外法を通じて算出される銀行のプライム・レート

3年物の上場株式のオプション	以下の両方の条件が満たされる場合には、3年目までの補外法を通じて算出された株式のインプライド・ボラティリティー (i) 当該株式に係る1年物と2年物の株式オプションの価格が観察可能である。 (ii) 3年物オプションの補外法によるインプライド・ボラティリティーが、オプションのほぼ全期間について観察可能な市場データの裏付けがあること。 この場合には、インプライド・ボラティリティーは、1年物及び2年物の株式オプションの インプライド・ボラティリティーからの補外法によって算出でき、比較可能な企業の株式の3年物オプションのインプライド・ボラティリティーによって裏付けられる。ただし、1年物と2年物のインプライド・ボラティリティーとの相関が成り立っていることが条件となる。
ライセンス契約	企業結合で取得され、被取得企業が非関連当事者と最近交渉したライセンス契約については、レベル2のインプットは、契約開始時の非関連当事者との契約のロイヤリティ料率である。
資金生成単位	観察可能な市場データから算出される評価倍率(たとえば、利益もしくは収益倍率又は類似の業績指標)である。たとえば、比較可能な(類似の)事業が関係する観察された取引における価格から算出される倍率であり、営業、市場、財務及び財務以外の要因を考慮に入れたものである。
小売店の商品在庫	企業結合で取得される商品在庫について、レベル2インプットは、小売市場における顧客への価格か、卸売市場における小売店への価格のいずれかである。当該在庫品目と比較可能な(すなわち、類似の)在庫品目との間での状態及びロケーションの差異を調整して、公正価値測定が、必要な販売努力を完了する他の小売業者に当該商品在庫を販売する取引で受け取るであろう価格を反映するようにする。 概念上、公正価値測定は、小売価格に(下方の)調整を行う場合でも、卸売価格に(上方の)調整を行う場合でも同じになる。一般的に、必要となる主観的な調整の金額が最も少ない価格を公正価値測定に用いるべきである。
所有し使用している建物	観察可能な市場データから算出した当該建物の1平方メートル当たりの価格(評価倍率)である。たとえば、ロケーションが類似する比較可能な(すなわち、類似の)建物が関係する観察された取引における価格から算出される倍数である。

17.3 市場の裏付けがあるインプット

上記セクション17.1で説明したように、レベル2インプットには、市場の裏付けがあるインプットが含まれる。すなわち、資産又は負債について直接観察可能ではないが、相関又はその他の統計的手法により裏付けられたインプットのことである。

IFRS第13号は、インプットを観察可能な市場データ(レベル2)のインプットに裏付ける際の回帰や相関などの統計的手法の適用について詳しいガイダンスは示していない。しかし、IASBが統計的推測の妥当性評価に関する具体的なガイダンスや「明確な線引き」を定めていないからといって、(線形回帰などの)統計分析を単に使用すればレベル2に区分する(あるいは、公正価値測定する)上で妥当かつ適切であるとみなして良いことにはならない。財務報告のために用いた統計分析は、その予測の妥当性の評価が求められる。すなわち、統計的手法は、観察可能なインプットには、観察可能でないインプットに関する予測的価値があるという仮定を裏付けるものでなければならない。

上場株式に係る3年物オプションに関する上記セクション17.2の図表17-1では、補外法により算出されたインプライド・ボラティリティーは、観察可能な類似企業のオプション価格に基づくインプライド・ボラティリティーに(相関を通じて)裏付けられることから、レベル2インプットに区分されている。この例では、測定される実際のオプションのボラティリティーが市場の裏付けがあるインプットであることを証明するにあたり、適切な代替(すなわち、類似の企業)を決定することが非常に重要となる。

実務では、適切なベンチマーク又は代替指標を識別するには、定性的要因と定量的要因の両方を適切に織り込んだ判断が必要となる。たとえば、株式ベースの金融商品(たとえば、株式オプション)を評価するにあたり、企業は、ベンチマークが対象企業と十分に比較可能であるとの期待を定性的に裏付けるため、業界、事業の性質、規模、レバレッジ及びその他の要因を考慮しなければならない。たとえば、再生可能エネルギー製品の開発に多額の投資を行っている石油会社への投資に関する株式評価は、再生可能エネルギー製品開発への移行計画がない同様の石油会社とは異なる影響を気候関連のリスク要因から受ける可能性が高い。定性的検討事項は、分析の対象となるインプットの種類や測定対象の金融商品の種類(たとえば、為替オプションか株式オプションか)によって異なることがある。上記で述べた定性的検討事項に加えて、統計分析の妥当性を検証するにあたり定量的な測定も用いられる。たとえば、観察可能でない市場データを裏付ける際に回帰分析が用いられる場合、分析の結果は、統計的測定に基づき評価することができる。

17.4 レベル 2 インプットの調整

IFRS第13号では、レベル2インプットに対する調整は、レベル1インプットに対する調整とは違ってより一般的である可能性があるが、資産又は負債に固有の要因によって異なると説明されている*[IFRS 13.83]*。

企業がレベル2インプットの調整を行う必要があるのにはさまざまな理由がある。たとえば、活発でない市場の観察可能なデータは、取引日と測定日の時期の違いや、測定対象である資産と取引が行われた類似資産との違いに関して調整が必要になることがある(上記セクション7を参照)。また、レベル2インプットの調整が必要かどうかを決定する際は、資産の状態やロケーションといった要因も考慮すべきである。

レベル2インプットが、測定対象の資産又は負債に類似しているが同一ではない資産又は負債に関係するものである場合には、企業は、測定対象項目と参照資産又は負債の違いを反映するためにどのような調整が必要かを考慮しなければならない。たとえば、債券の場合は発行会社の信用度など、異なる特徴を有し

ている場合、両者の差異について調整が必要な場合がある[IFRS 13.83]。

レベル2インプットへの調整が、公正価値測定全体にとって重要な場合には、公正価値測定の公正価値ヒエラルキーにおける開示上の区分に影響が及ぶことがある。この調整において重要な観察可能でないインプットが使われている場合には、その公正価値測定はレベル3に区分される[IFRS 13.84]。

17.5 活発でない市場で最近観察された価格

公正価値を測定する評価技法では、観察可能なインプットを最大限使用し、観察可能でないインプットの使用を最小限にとどめなければならない。同一（又は類似）項目について観察された最近の取引は、公正価値測定にとって有用な情報となることが多いが、活発ではない市場における取引又は相場価格は必ずしも公正価値を示すものではない。資産又は負債に関する取引量及び取引水準の著しい減少が生じている場合には、このようになる可能性は高くなる。しかし、取引が秩序あるものではないと判断される場合を除いて（上記セクション7を参照）、取引データは除外すべきではない。

直近の取引価格など観察可能なデータの目的適合性は、公正価値測定における当該情報のウェイト、及び調整が必要かどうか（上記セクション17.4を参照）を評価する際に考慮しなければならない。観察された取引価格の調整は、特に観察された取引が、類似であるが同一ではない測定対象に関係するものである場合など一部の状況においては正当化される。そのため、ベンチマークとして使われる項目と比較した測定対象項目の特徴を理解することが重要である。

資産又は負債に関して観察される取引があったとしてもごくわずかである際に、ある指数の基礎的なリスクが測定対象項目と類似している場合には、その指数が目的適合的な価格付けの情報となることがある。指数価格は、資産又は負債の一定のリスク特性に関する市場参加者の仮定について一般的な情報を提供することがあるが、測定対象項目又は当該商品が取引される市場に固有の特徴（たとえば、流動性に係る検討事項）を織り込むために調整が必要となることが多い。このような情報は、特定の測定対象に対する決定要因とはならないかもしれないが、活発ではない市場における観察可能なデータの目的適合性に関する企業の決定を裏付ける又は反証するものとなりうる。

IFRS第13号は、公正価値を見積る際の観察可能な取引又は相場価格に調整を適用する方法を定めていない。観察可能な市場データの目的適合性を評価し、（調整が必要な場合に）この情報にどのような調整が必要かどうかを決定する際には判断が必要である。しかし、この判断は、IFRS第13号のフレームワークにおける公正価値測定の目的の範囲内で行わなければならない。公正価値は、現在の市場の状況での市場参加者間の取引における出口価格を表すことを意図するものであるため、現在の市場の状況に鑑み資産を保有するという企業の意図、あるいは企業固有のニーズは、公正価値測定に関連するものではなく、観察可能な市場データを調整する正当な理由にはならない。

18 レベル 3 インプット

資産又は負債に関するすべての観察可能でないインプットは、レベル3インプットである。IFRS第13号は、公正価値測定にあたり、レベル3インプットの使用を最小限にすることを求めている。そのため、レベル3インプットは、たとえば、資産又は負債に関する市場取引が限られている場合など、目的適合性のある観察可能なインプットが入手可能でない場合にのみ使用される*[IFRS 13.86, IFRS 13.87]*。

18.1 レベル 3 インプットの使用

測定日時点における資産又は負債に係る市場活動の水準に関係なく、多くのIFRS会計基準書は公正価値測定の使用を容認又は要求している(たとえば、企業結合で取得した無形資産の当初測定)。そのため、IFRS第13号では、観察可能なインプットが入手可能でない場合に公正価値を測定するにあたり、観察可能でないインプットの使用が許容されている。そのような状況では、観察可能でないインプットを決定する際に用いる入手可能な最善の情報が企業自身のデータである場合があることをIASBは認識している。しかし、企業自身のデータを開始点とできるものの、以下のいずれかに当てはまる場合、このデータを調整しなければならないとIFRS第13号は明確に述べている*[IFRS 13.89]*。

- 他の市場参加者が異なるデータを用いることが合理的に入手可能な情報により示されている。
- 他の市場参加者が利用できない企業に固有のものが存在する(たとえば、企業に固有のシナジー効果)。

たとえば、投資不動産の公正価値を測定するにあたり、その企業に固有の税務上のポジションを有する報告企業は、その分析において典型的な市場参加者の税率を考慮することが考えられる。この例は単純であり、概念を説明するためだけのものであるが、実務では観察可能でないインプット又は市場データについて、どのような情報が合理的に入手可能かを評価するにあたり、相当な判断が求められる。

企業は、資産又は負債の価格付けを行う際の市場参加者の仮定に関する情報を入手するために、あらゆる手段を尽くす必要はないことに留意されたい。また、反証となるデータが存在しないことを証明する必要もない。その結果、市場参加者の仮定に関する情報が存在しない又は合理的に入手可能ではない場合、公正価値測定は主に、報告企業自身のデータに基づくものになるだろう*[IFRS 13.89]*。

企業自身のデータを用いた場合であっても、公正価値測定の目的は同じである。すなわち、資産を保有する又は負債を負う市場参加者の観点による出口価格を測定することである*[IFRS 13.2]*。そのため、観察可能でないインプットは、市場参加者が使用するであろう仮定(価格決定モデルなど特定の評価技法に固有のリスクとインプットに固有のリスクを含む)を反映したものでなければならない。上記セクション6.2で説明したように、市場参加者がこれらのリスクを資産又は負債の価格付けの際に考慮する場合には、企業は当該リスク調整を含めることが求められ、そうでなければ、その結果は公正価値測定とはならない。公正価値測定全体を公正価値ヒエラルキーの各レベルに区分するにあたり、モデル調整の重要性と、当該調整の裏付けデータの観察可能性を考慮する必要がある*[IFRS 13.87, IFRS 13.88]*。

18.2 レベル 3 インプットの例

IFRS第13号の適用指針は、下記の図表18-1で示しているように、特定の資産又は負債について、レベル3インプットの例をいくつか挙げている*[IFRS 13.B36]*。

図表 18-1: レベル 3 インプットの例

資産又は負債	レベル3インプットの例
長期の通貨スワップ	所定の通貨の金利のうち、観察可能でなく、当該通貨スワップのほぼ全期間について一般に公表される間隔で観察可能な市場データ等で裏付けられないもの。通貨スワップの金利は、それぞれの国のイールド・カーブから計算されるスワップ金利である。
3年物の上場株式のオプション	ヒストリカル・ボラティリティー、すなわち、当該株式の過去の価格から算出された当該株式のボラティリティー。通常、ヒストリカル・ボラティリティーは、将来のボラティリティーに対する市場参加者の現在の期待を表さない。たとえ、オプションの価格付けに利用できる唯一の情報だとしても同様である。
金利スワップ	当該スワップに係る仲値の合意による(拘束力がない)価格に対する調整で、直接観察可能ではなく、観察可能な市場データによる裏付けのないデータを用いて設定されるもの
企業結合で引き受けた資産除去債務	市場参加者が異なる仮定を用いることを示す合理的に入手可能な情報がない場合には、当該企業が債務を履行するために支払うべき将来のキャッシュ・アウトフローについての企業自身のデータを用いた現在の見積り(当該債務を履行するコストと、資産を除去する義務の負担に対して市場参加者が要求するであろう対価に関する市場参加者の予想を含む)。 このレベル3インプットは、他のインプットとともに現在価値技法に用いられる。他のインプットとは、たとえば、現在のリスクフリー金利又は信用調整後のリスクフリー金利(企業の信用度が当該負債の公正価値に与える影響を、将来キャッシュ・アウトフローの見積りではなく割引率に反映する場合)である。
資金生成単位	企業自身のデータを用いて作成した財務予測(たとえば、キャッシュ・フロー又は純損益の予測)。これは、市場参加者が異なる仮定を用いるであろうことを示す合理的に利用可能な情報がない場合に用いる。

19 開　示

IFRS第13号の開示規定は、当初認識後に貸借対照表に公正価値で認識される項目と、公正価値の開示のみが行われる項目（すなわち、貸借対照表において公正価値で測定されていないが、公正価値の開示が求められる項目）に適用される。しかし、上記セクション2.2.4で説明したように、IFRS第13号には以下の開示に関して適用除外が定められている。

- IAS第19号に従って公正価値で測定される制度資産
- IAS第26号に従って公正価値で測定される退職後給付制度の投資
- IAS第36号に従って回収可能価額が処分費用控除後の公正価値となる資産

IASBは、これらの適用除外に加えて、当初認識時にしか公正価値で認識されない項目に関してIFRS第13号の開示を求めないことを決定した。当初認識時の公正価値測定に関する開示規定は、その資産又は負債に適用される基準書により取り扱われる。たとえば、IFRS第3号は、企業結合で取得した資産及び引き受けた負債の測定の開示を求めている*[IFRS 13.BC184]*。

しかし、IAS第19号、IAS第26号及びIAS第36号とは異なり、当初認識時に公正価値測定（又は公正価値に基づく測定）を要求するIFRS第3号やその他の基準書に関して適用除外は存在しない点に留意すべきである。そのため、それらの基準書が当初認識後に公正価値測定（又は公正価値に基づく測定）を要求している場合、IFRS第13号の開示規定が適用される。

PIRにおけるコメント提供者の意見を議論し、IASBは、開示の有用性に関してPIRで確認された発見事項を、財務報告におけるコミュニケーションの改善に関する作業、特に基本財務諸表プロジェクト及び的を絞った基準レベルの開示レビューに関する作業に組み込むことを決めた。[29] 基本財務諸表プロジェクトでは、PIRで識別された適切な分解レベルを決定する際の課題が検討された（上記セクション4.1.3及び9.2.4、下記セクション19.1.2を参照）。その結果、公開草案2019/7「全般的な表示及び開示」が2019年12月に公表された（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第3章を参照）。IASBは、公開草案での提案の再議論を完了し、2024年上半期にIAS第1号「財務諸表の表示」に代わる新しい基準書を公表する予定である（訳者注：IASBは、2024年4月にIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した）。また、「開示に関する取組み―的を絞った基準レベルの開示レビュー」プロジェクトでは、IFRS第13号の開示規定が見直された。その結果、公開草案2021/3「IFRS基準における開示規定－試験的なアプローチ（IFRS第13号及びIAS第19号の改訂の提案）」が2021年3月に公表された（詳細は下記セクション19.6を参照）。

19.1 開示目的

IFRS第13号は、以下に関して財務諸表の利用者にさらなる透明性をもたらすことを目的とした数々の開示を要求している。

- 資産及び負債の測定に公正価値が使用されている範囲

- 公正価値を測定する際に使用した評価技法、インプット及び仮定
- レベル3の公正価値測定が純損益（又はその他の包括利益）に与える影響

IFRS第13号では、広範な1組の開示目的が定められており、企業が最低限開示しなければならない項目が示されている（IFRS第13号の最低限の開示規定については、下記セクション19.2から19.5を参照）。

IFRS第13号の開示規定の目的は、以下のとおりである*[IFRS 13.91]*。

(a) 公正価値測定に用いた評価技法及びインプットを財務諸表の利用者が理解できるようにする。

(b) 公正価値が観察可能でないインプット（レベル3インプット）を用いた期間について、公正価値測定が純損益及びその他の包括利益に与える影響を利用者が理解できるようにする。

IFRS第13号、IAS第1号又はIAS第34号「期中財務報告」をはじめとする他の基準書により求められる最低限の開示を行った後、企業はそれらの開示がIFRS第13号の開示目的を満たすのに十分であるかどうかを評価する必要がある。十分でない場合には、当該目的を満たすのに必要な追加情報を開示しなければならない*[IFRS 13.92]*。この評価にあたっては判断が求められ、これは企業に固有の事実及び状況や企業の財務諸表の利用者のニーズに左右される。

企業は、以下のすべてを考慮することになる*[IFRS 13.92]*。

- 開示規定を満たすために必要な詳細さのレベル
- さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
- どの程度の集約又は分解を行うべきか（下記セクション19.1.2を参照）
- 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか

たとえば、関連するインプットを決定する際に考慮された測定対象項目の特徴など公正価値で測定される項目の性質を開示する場合がある。たとえば、気候リスク要因が公正価値測定に重要な影響を与えている場合、企業は気候関連要因が評価技法及びインプットに織り込まれているかどうか、及びどのように織り込まれているかを開示する場合がある。また、企業はレベル2及びレベル3に区分された公正価値測定に使用した評価技法及びインプットを説明するにあたり、第三者からの情報（ブローカーの建値、価格サービス、純資産価値及び関連する市場データなど）が、公正価値測定でどのように考慮されたかを開示することがある*[IFRS 13.IE6(4a)]*。たとえば、住宅ローン担保証券について、企業は以下の内容を開示することが考えられる。

- 裏付けとなるローンの種類（たとえば、プライム・ローン又はサブプライム・ローン）
- 担保
- 保証又はその他の信用補完
- 証券の当該トランシェの順位
- 発行年度
- 裏付けとなるローン及び証券の表面金利の加重平均
- 裏付けとなるローン及び証券の満期期間の加重平均

- 裏付けとなるローンの地理的集中
- 証券の信用格付に関する情報

IFRS第13号には、IFRS第13号第92項で挙げられている検討事項に基づき、企業が開示する場合のある追加情報の種類を説明するために上記の例が含められている。これらの追加開示は、財務諸表の利用者が、企業が提供した定量的情報（たとえば、企業が保有する住宅ローン担保証券の評価について、企業が開示した定量的情報）をより良く理解し、評価できるようにするためのものである。

19.1.1 開示形式

開示の形式に関するIFRS第13号の規定は、定量的情報の開示に限られている。企業は、IFRS第13号により求められる定量的開示を、他の形式がより適切となる場合を除いて、表形式により開示する必要がある*[IFRS 13.99]*。

19.1.2 分解レベル

IFRS第13号は、資産又は負債の種類ごとに開示することを求めている（資産又は負債の種類の定義については、下記セクション19.1.2.Aで説明している）。IFRS第13号は、他の一部のIFRSとは異なり、この規定以外に開示規定に準拠する際に用いるべき集約又は分解のレベルを定めていない。その代わり、下記で説明しているように、この判断を行う際の基礎を示している。そのため、資産及び負債の適切な種類は、企業に固有の事実及び状況や財務諸表の利用者のニーズに左右される可能性がある。

IFRS第13号によれば、資産及び負債の種類は、貸借対照表に表示される表示科目よりもさらに分解しなければならないことが多い。したがって、企業は、貸借対照表への調整ができるように十分詳細に情報を開示しなければならない*[IFRS 13.94]*。このような調整は、貸借対照表で開示される表示科目に対応する小計を使用することによって表示することができるが、他のアプローチも許容される。

IFRS第13号のPIRで、コメント提供者は集約又は分解のレベルは課題であると述べていた。特に、集約し過ぎれば情報の有用性が少なくなると述べ、より多くのガイダンスや設例を提供することで適切な集約のレベルを明確にすることを提案していた。この点は、IASBの基本財務諸表プロジェクトの中で検討された（上記セクション19を参照）（訳者注：IASBは、2024年4月にIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した）。

19.1.2.A 開示のための資産及び負債の適切な種類の決定

開示のための資産及び負債の適切な種類の決定には判断が必要である。企業は、資産又は負債の性質、特徴及びリスク、及び公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（詳細は上記セクション15.2を参照）に基づきこの判断を行う*[IFRS 13.94]*。さらにIFRS第13号は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分された公正価値測定に関しては、不確実性と主観性がより大きいことから、種類の数を多くする必要があるかもしれないと説明している。

他のIFRS会計基準書により、資産又は負債の種類が特定される場合がある。たとえば、IAS第16号は有

形固定資産、IAS第38号は無形資産のクラスごとの開示を求めている。他の基準書により資産又は負債の種類が特定されており、その種類がIFRS第13号に従って種類を決定する際の要件を満たしている場合には、IFRS第13号により求められる開示を提供するにあたってその種類を用いることができる*[IFRS 13.94]*。

レベル3測定に関し上記で述べたように、この種類の決定には、公正価値ヒエラルキーにおける公正価値測定の区分を考慮することが含まれる。IFRS第13号は、この区分について資産又は負債の種類ごとに開示することを求めている（下記セクション19.3から19.4を参照）。種類を決定するにあたり、企業は公正価値の区分を考慮するが、これは、単一の種類である資産又は負債をヒエラルキーの別のレベルに区分できないことを意味するものではない。たとえば、保有する建物すべてをIAS第16号に従って1つのクラスにグループ化し、それらの建物すべてをIAS第16号の再評価アプローチを使って測定したと仮定する。また、公正価値測定で用いる観察可能なインプットの入手可能性に基づき、公正価値測定がレベル2に区分された建物と、レベル3に区分された建物があると仮定する。資産がヒエラルキーの2つのレベルに区分されているからといって、それ自体は、IAS第16号の建物のクラスをIFRS第13号に従った開示のためにさらに細分化する必要があることを必ずしも意味しない。しかし、異なるクラスに分類をすることで、レベル2に区分された建物の性質、特徴又はリスクが、レベル3に区分された建物の性質、特徴又はリスクと異なることが示される場合には、さらに細分化することが適切な場合がある。

下記の開示例は、こうした開示を行うために、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された資産について、金融商品の種類を説明したものである。

開示例 19-1: Barclays PLC (2021)　　英国

アニュアル・レポート2021年（抜粋）
連結財務諸表（抜粋）
連結貸借対照表（抜粋）

12 月 31 日現在	注記	2021 年 百万£	2020 年 百万£
資産			
現金及び中央銀行への預け金		**238,574**	191,127
現金担保及び決済残高		**92,542**	101,367
償却原価で測定される貸出金及び前渡金	19	**361,451**	342,632
リバース・レポ契約及び他の類似する担保付融資		**3,227**	9,031
トレーディング目的ポートフォリオ資産	12	**147,035**	127,950
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	13	**191,972**	175,151
デリバティブ金融商品	14	**262,572**	302,446
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	15	**61,753**	78,688
関連会社及び共同支配企業に対する投資	36	**999**	781
のれん及び無形資産	22	**8,061**	7,948
有形固定資産	20	**3,555**	4,036
当期税金資産		**261**	477
繰延税金資産	9	**4,619**	3,444
退職給付に係る資産	33	**3,879**	1,814
その他の資産		**3,785**	2,622
資産合計		**1,384,285**	1,349,514

財務諸表の注記（抜粋）

17 金融商品の公正価値（抜粋）

評価（抜粋）

公正価値で測定される資産及び負債								
	2021 年				2020 年			
	使用した評価技法				使用した評価技法			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
12 月 31 日現在	百万 £	百万 £	百万 £	百万 £	百万 £	百万 £	百万 £	百万 £
トレーディング目的ポートフォリオ資産	80,926	63,828	2,281	147,035	60,671	65,416	1,863	127,950
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	5,093	177,167	9,712	191,972	4,503	162,142	8,506	175,151
デリバティブ金融資産	6,150	252,412	4,010	262,572	9,155	288,822	4,469	302,446
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	22,009	39,706	38	61,753	19,792	58,743	153	78,688
投資不動産	-	-	7	7	-	-	10	10
資産合計	114,178	533,113	16,048	663,339	94,121	575,123	15,001	684,245
トレーディング目的ポートフォリオ負債	(27,529)	(26,613)	(27)	(54,169)	(24,391)	(22,986)	(28)	(47,405)
公正価値で測定に指定される金融負債	(174)	(250,376)	(410)	(250,960)	(159)	(249,251)	(355)	(249,765)
デリバティブ金融負債	(6,571)	(244,253)	(6,059)	(256,883)	(8,762)	(285,774)	(6,239)	(300,775)
負債合計	(34,274)	(521,242)	(6,496)	(562,012)	(33,312)	(558,011)	(6,622)	(597,945)

以下の表は、公正価値で測定される当グループのレベル 3 資産及び負債を商品タイプごとに分類したものである。

公正価値で測定されるレベル 3 資産及び負債（商品タイプ別）				
	2021 年		2020 年	
	資産	負債	資産	負債
	百万 £	百万 £	百万 £	百万 £
金利デリバティブ	1,091	(1,351)	1,613	(1,615)
外国為替デリバティブ	376	(374)	144	(143)
クレジット・デリバティブ	323	(709)	196	(351)
株式デリバティブ	2,220	(3,625)	2,498	(4,112)
社債	1,205	(21)	698	(3)
リバース・レポ契約及びレポ契約	13	(172)	-	(174)
無資産担保ローン	6,405	-	6,394	-
資産担保証券	558	-	767	(24)
エクイティ・キャッシュ	393	-	542	-
プライベート・エクイティ投資	1,095	(6)	873	(14)
その他 [a]	2,369	(238)	1,276	(186)
合計	16,048	(6,496)	15,001	(6,622)

19.1.3 「経常的」と「非経常的」の区別

IFRS第13号には、公正価値で測定され認識された項目（公正価値が開示されるだけの項目を除く）に関して、性質上それらの測定が経常的か非経常的かに基づき、異なる開示規定が定められている（下記セクション19.3を参照）。したがって、その区別を理解しておくことは重要である。

- 経常的な公正価値測定とは、他の IFRS により各報告期間の末日時点で貸借対照表に認識することが要求又は許容されている公正価値測定をいう*[IFRS 13.93(a)]*。たとえば、IFRS 第 9 号に従い、純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類される金融資産の公正価値は、各報告期間の末日時点で測定する必要がある。その他の例としては、IFRIC 第 17 号「所有者に対する非現金資産の分配」に従って公正価値で測定される、非現金資産を株主に分配する負債が挙げられる。

弊法人のコメント

我々は、IAS第16号に基づく有形固定資産の再評価は、経常的な公正価値測定であると考えている。IAS第16号の再評価モデルは、「帳簿価額と報告期間の末日における公正価値との間に重要な差異が生じないように、十分な頻度をもって」再評価を行うことを求めている。さらに、「再評価の頻度は、再評価される有形固定資産項目の公正価値の変動に左右される。再評価された資産の公正価値がその帳簿価額と大きく異なる場合には、さらなる再評価が要求される」。そのため、企業は毎年資産を再評価しないかもしれないが、その目的は帳簿価額が公正価値とほぼ同じにすることである。

- 非経常的な公正価値測定とは、他のIFRSが特定の状況において貸借対照表で認識することが要求又は許容されている公正価値測定をいう。たとえば、IFRS第5号は、売却目的保有資産を帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定することを求めている。資産の売却費用控除後の公正価値は、帳簿価額より低い場合にのみ貸借対照表に認識されるため、公正価値測定は非経常的となる*[IFRS 13.93(a)]*。しかし、処分グループにおいて、必ずしもすべての資産及び負債がIFRS第5号の測定規定の対象となるわけではない。IFRS第9号に従い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産に分類された金融資産が処分グループに含まれていた場合、企業は、これらの資産を引き続きIFRS第9号に従って公正価値で測定する。これらの公正価値測定は、引き続き「経常的」となる。

19.2 会計方針の開示

一般的に、企業の会計方針を開示する規定は項目を公正価値で測定することを要求する又は許容する基準書により取り扱われている。IAS第8号の開示規定において、企業の会計方針のあらゆる変更が取り扱われている（『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第3章を参照）。これらに加え、IFRS第13号では、以下の2つの方針の開示が求められている。

- まず、相殺ポジションを有する金融資産と金融負債の公正価値測定に関する例外規定を用いるという会計方針の決定を行った場合、その旨を開示しなければならない*[IFRS 13.96]*（測定の例外及びこの

会計方針の選択を行う際の要件については、上記セクション11を参照)。

- 次に、企業は公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えがいつ生じたとみなすかの決定に関する方針を開示しなければならない*[IFRS 13.95]*(この方針の選択に関しては、上記セクション15.2.2を参照)。

上記セクション13.1.4で説明しているように、評価技法又はその適用の変更から生じる公正価値の変動は、IAS第8号に従って会計上の見積りの変更として会計処理する(ただし、評価技法を誤って適用した場合は、IAS第8号に従って誤謬の訂正として会計処理される)。しかし、これらの情報はIAS第8号ではなくIFRS第13号に従って開示される*[IFRS 13.93(d)]*(特に、評価技法の変更やその理由に関する情報 ― 詳細は下記セクション19.3.5参照)。この開示は、ING Groep N.V.社の財務諸表の下記開示例における抜粋で説明されている。

開示例 19-2: ING Groep N.V. (2014)	オランダ

アニュアル・レポート2014年(抜粋)

連結年次財務諸表の注記(抜粋)

1 会計方針(抜粋)

重要な会計方針(抜粋)

不動産の公正価値

不動産投資は公正価値で計上しています。不動産投資の公正価値は、独立の専門鑑定人による定期的な評価に基づいています。当該公正価値は、類似市場取引比較法、収益資産化法又は割引キャッシュ・フロー計算などの評価技法を用いて算定しています。当該評価技法では、不動産は実際の賃貸状況に基づいて第三者に賃貸又は売却するとの基礎的仮定を設定しています。割引キャッシュ・フロー分析及び収益還元法は、既存賃貸の契約条件、ならびに賃貸期間満了時の新規賃貸及び賃料無料期間などのインセンティブに関する賃貸価値の見積りに従って計算した将来の賃料収益に基づいています。キャッシュ・フローは、不動産のリスク特性を適切に反映した市場ベースの金利を用いて割り引いています。

近年の市況では、不動産取引の水準は低下しています。取引価値は、実際取引量の低迷によって非常に大きな影響を受けました。そのため、類似取引比較法は、独立の専門鑑定人によるINGの不動産投資の評価において、あまり使用されていません。割引キャッシュ・フロー分析及び収益還元法により重点が置かれています。不動産投資の公正価値に関するさらなる開示については、注記43「資産及び負債の公正価値」に記載しております。

不動産の評価には、さまざまな仮定及び技法を用いる必要があります。異なる仮定及び技法を用いることで、非常に大きく異なる評価が算出される可能性があります。したがって、表示している公正価値は、正味実現可能価額を表すものではない可能性があります。さらに、見積られた公正価値は、ある一時点での市況に基づいて計算されており、将来の公正価値を表すものではない可能性があります。当社の不動産投資の評価に関する不確実性を説明するため、不動産の公正価値変動に関する感応度分析を「リスク管理」セクションに記載しています。

19.3 認識された公正価値測定に関する開示

IFRS第13号第93項は、当初認識後に貸借対照表に認識された公正価値測定（及び公正価値に基づく測定）に関し、最低限必要な開示を定めている。適用される規定は、公正価値測定が経常的か非経常的か、また、公正価値ヒエラルキーにおける区分（すなわち、レベル1、2又は3－公正価値ヒエラルキーの詳細は上記セクション15を参照）によって異なる。

公正価値が測定される頻度に関係なく、IFRS第13号に基づく開示は、さまざまな公正価値測定の相対的な主観性についてさらなる洞察を財務諸表の利用者に与え、企業の利益の質を広範に評価する利用者の能力を高めることを意図したものである。

開示目的を満たすためには、最低限、以下の情報をすべての公正価値測定について開示しなければならない。経常的か非経常的かにかかわらず、当初認識後に貸借対照表に認識された資産及び負債の種類ごとに以下の開示が要求される*[IFRS 13.93]*。

(a) 報告期間の末日時点の公正価値測定（下記セクション19.3.3で説明されているIFRS第13号の設例15を参照）

(b) 非金融資産に関して最有効使用と現在の使用が異なる場合には、その旨及び非金融資産が最有効使用とは異なる方法で使用されている理由を開示する。

(c) 公正価値ヒエラルキーにおける公正価値測定の区分（レベル1、2又は3 ― 下記セクション19.3.3で説明されているIFRS第13号の設例15を参照）

(d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2又はレベル3に区分されている場合

(i) 公正価値測定で用いられた評価技法の説明

(ii) 公正価値測定で用いられたインプット

(iii) 評価技法が変更された場合（たとえば、マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更や追加的な評価技法の使用）

- 変更の旨
- 変更の理由

(e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分された公正価値測定で使用された、重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報（IFRS第13号の設例17及び下記セクション19.3.5.Aを参照）

(f) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されている場合には、企業が使用した評価プロセスの説明（企業が評価方針及び手続をどのように決定し、公正価値測定の期間ごとの変動をどのように分析しているかなど）

この規定は、上記（d）の規定で対象となっている特定の評価技法ではなく、評価プロセスに焦点を置いている。

企業はこれらの規定に加えて、測定が経常的か非経常的かによって、下記セクション19.3.1及び19.3.2で説明している開示を行う必要がある。

19.3.1　認識された経常的な公正価値測定に関する開示

IFRS第13号第93項の開示規定（上記セクション19.3、下記セクション19.3.1.A及び19.3.1.Bを参照）は、財務諸表で経常的に認識されるすべての公正価値測定に適用される。主観性が増すことから、IFRS第13号は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分された公正価値測定に関し、レベル1又はレベル2に区分された公正価値測定よりも多くの開示を要求している（下記セクション19.3.1.Bを参照）。

IASBは、重要性がある公正価値測定について限られた情報しか提供されないことが多いとの財務諸表利用者の指摘を受け、公開草案2021/3の一環として、レベル2の公正価値測定のうち測定の不確実性に関して公正価値ヒエラルキーのレベル3に近いものについての追加の開示を提案した（下記セクション19.6を参照）。しかし、公開草案に対する一部の回答者は、レベル2の公正価値測定のうち公正価値ヒエラルキーのレベル3に近いものを識別するさらなるガイダンスを要望したものの、他の回答者は、公正価値ヒエラルキーのレベル3以外の測定について情報収集するための追加のコストが発生することに懸念を示した。[30]

19.3.1.A　レベル 1 又はレベル 2 に区分された経常的な公正価値測定

公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に区分された経常的な公正価値測定については、以下の両方を開示する必要がある*[IFRS 13.93]*。

- 上記セクション19.3で説明した開示規定に準拠するために必要な情報
- 公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替えに関して以下の内容の
  - (i)　公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替金額
  - (ii)　それらの振替えの理由
  - (iii)　レベル間の振替えがいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（詳細は上記セクション15.2.2及び19.2を参照）

IFRS第13号は、各レベルへの振替えを各レベルからの振替えとは区分して開示し、説明することを求めている*[IFRS 13.93]*。

19.3.1.B　レベル 3 に区分された経常的な公正価値測定

上記セクション19.3で挙げた開示規定に加えて公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分された経常的な公正価値測定には、追加的な開示規定が適用される*[IFRS 13.93]*。

(a)　期首残高から期末残高への調整表、期中の変動を区別して開示（レベル3の調整表ともよばれる）

(b)　観察可能でないインプットの変動に対するレベル3公正価値測定の感応度の説明的記述

(c)　金融資産及び金融負債に関してのみ、レベル3公正価値測定に係る定量的な感応度分析

レベル3公正価値測定に係るこれらの追加的な開示規定については、下記セクション20.3.5から20.3.8で

詳しく説明している。

19.3.2 認識された非経常的な公正価値測定に関する開示

IFRS第13号の一部の開示規定は、非経常的な公正価値測定には適用されない（たとえば、IFRS第5号に従って売却費用控除後の公正価値で測定される売却目的で保有する非流動資産（又は処分グループ）で、売却費用控除後の公正価値が帳簿価額を下回る場合）。特に、認識された非経常的な公正価値測定に関し、下記の開示は要求されない*[IFRS 13.93]*。

- 公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替えに関する情報
- レベル3測定に係る期首残高から期末残高への調整表（レベル3の調整表ともよばれる）
- 観察可能でないインプットの変動に対するレベル3公正価値測定の感応度の説明的記述
- 金融資産及び金融負債に関する、レベル3公正価値測定に係る定量的な感応度分析

ヒエラルキーのレベル間の振替えに関する情報やレベル3に係る調整表は、非経常的な測定に関係するものではないため、その開示は要求されない。観察可能でないインプットに対するレベル3測定の感応度の説明は、財務諸表の利用者に対し、これらのインプットの選択が非経常的な評価にどのような影響を及ぼすかについて何らかの情報を提供するかもしれないものの、両審議会は、この情報が最も適切となるのは経常的な測定であると最終的に判断した。

しかし、企業は、資産又は負債の当初認識後に非経常的な公正価値測定が行われた理由を開示する必要がある*[IFRS 13.93]*。たとえば、企業が資産を売却又は処分するつもりであり、そのためにIFRS第5号の規定に基づいて売却費用控除後の公正価値を測定しなければならない場合である（売却費用控除後の公正価値が資産の帳簿価額を下回る場合）。

経常的な測定に関しては明らかであるものの、非経常的な測定に関しては公正価値の開示を行うべき期間の決定はそれほど明確ではない。たとえば、上場企業がIFRS第5号に従い、第2四半期の末日時点で建物を売却目的保有に区分し、資産の帳簿価額を売却費用控除後の公正価値に適切に減額したと仮定する。企業は、期中財務諸表において、IFRS第13号により非経常的な公正価値測定に関して要求されるすべての開示を行うことになる。下半期、売却は失敗に終わり、資産は売却目的保有ではなくなる。IFRS第5号に従い、当該資産（又は処分グループ）は回収可能価額よりも低くなることから、売却目的保有として分類される前の帳簿価額を、減価償却費について調整した金額で測定される。企業は、当該資産を引き続きIAS第16号に従って会計処理する。事業年度の末日時点の資産の帳簿価額はもはや売却費用控除後の公正価値ではないが、当該資産は当年度中に売却費用控除後の公正価値に調整されていた。そのため、企業は年次財務諸表においても、IFRS第13号により非経常的な公正価値測定に関して要求される情報を再度開示することになると考えられる。

弊法人のコメント

IFRS第13号には明示されていないが、このアプローチは、IAS第34号及びIFRS第5号の再評価モデルに基づき事後測定される資産に関する期中及び年次の開示要求と整合していると我々は考えている。

このような状況では、開示において、表示されている公正価値情報が現在のものではなく、公正価値が測定された日時点のものであることを明記することが奨励される。また、企業は、資産の帳簿価額が公正価値ともはや等しくないかどうかを説明すべきである。

19.3.3 公正価値ヒエラルキーの区分

IFRS第13号は、各公正価値測定が区分された公正価値ヒエラルキーのレベルを開示することを企業に対して求めている。上記セクション15.2で述べたように、公正価値ヒエラルキーにおける資産又は負債の公正価値測定の区分は、公正価値測定全体に対して重要なインプットのうち、最も低いレベルに属するものに基づく。ヒエラルキーの開示は資産又は負債の種類ごとに表示されるが、公正価値測定が区分される(よって、その開示が行われる)ヒエラルキーのレベルの決定は、測定対象となる特定項目に関する公正価値測定に基づいて行われ、よって資産又は負債の会計単位によって決まることを理解しておくことが重要である。

たとえば、金融商品の会計単位が個々の項目であるが、金融商品に係る測定の例外規定が用いられている場合(上記セクション11を参照)、企業はヒエラルキーの区分のために、ポートフォリオ・レベルの調整額をネット・エクスポージャーを構成するさまざまな金融商品に配分しなければならない場合がある。

金融商品に係る測定の例外規定を用いる場合に、ネット・リスク・エクスポージャーの特徴として規模を考慮することに関する上記セクション11の説明に鑑みると、一部の関係者にとって、これは矛盾しているように見えるかもしれない。しかし、IASB及びFASBのスタッフは、測定単位としてネット・リスク・エクスポージャーを決定することは、測定について検討する場合にのみ当てはまるものであり、開示に関する現行の実務を変更することを意図したものではなかったと説明している。そのため、ネット・エクスポージャーを構成する個々の項目すべてが1つのレベルに分類される場合を除き、ネット・エクスポージャー全体が公正価値ヒエラルキーの1つのレベル(たとえば、レベル2)に区分されることはない。

これを説明するため、(法的に強制力のあるネッティング契約が存在することから)相殺し合う信用リスクを有するデリバティブ商品のグループの一部として、測定の例外規定を用いて評価される個別デリバティブを考える。ポートフォリオには、それ単体では公正価値ヒエラルキーの異なるレベル(すなわち、レベル2とレベル3)に区分すべき金融商品が含まれていたと仮定すると、開示上、(マスター・ネッティング契約の影響を考慮した)信用リスクに係るポートフォリオ・レベルの調整を、ポートフォリオに含まれる個々のデリバティブ契約又はヒエラルキーの各レベルに属する取引グループに配分しなければならない場合がある。この例では、信用リスクに係るポートフォリオ・レベルの調整が、観察可能な市場データに基づいていることを前提としている。ポートフォリオ・レベルの調整が、観察可能でないインプットを使用して算定されていた場合、レベル2又はレベル3への区分が適切かどうかを判断するため、個々のデリバティブ金融商品の測定にとっての当該調整の重要性について考慮することが必要であろう。

IFRS第13号は、報告期間の末日時点で公正価値で測定される資産及び負債の各種類に関する公正価値ヒエラルキーの区分を、企業がどのように表形式で開示できるかを説明している設例を提供している*[IFRS 13.IE Example 15, IFRS 13.IE60]*。当該設例において、非経常的に公正価値で測定される資産

及び負債に関して当期中に認識された利得又は損失は、個別に開示され、財務諸表の注記で説明されている。

19.3.4 経常的な公正価値測定に係るヒエラルキーの区分間の振替え

IFRS第13号は、公正価値ヒエラルキーのレベル間のすべての振替えに関する情報を開示することを企業に対して求めている(すなわち、前報告期間において、資産又は負債が公正価値ヒエラルキーの別のレベルに区分されていた場合) *[IFRS 13.93(c), IFRS 13.93(e)(iv)]*。しかし、この開示規定は、報告期間の末日時点で保有する、経常的に公正価値で測定される資産及び負債にのみ適用されるものである。レベル3への又はレベル3からの振替えに関する情報は、レベル3の調整表(下記セクション19.3.6を参照)で反映される。これは、これらの金額が開示されているレベル3の期首残高から期末残高への調整に必要なためである。公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替金額も開示しなければならない。ヒエラルキーのレベルに関係なく、ヒエラルキーの各レベルへの振替えは、各レベルからの振替えとは別に開示される。すなわち、すべての振替えは、それがレベル3の調整表に含まれる場合も個別に開示される場合も、ヒエラルキーのレベルごとに総額で開示しなければならない。

開示されるすべての振替金額に関し、企業は、公正価値ヒエラルキーにおける区分が変更になった(すなわち、ヒエラルキーのレベル間で振替えが行われた)理由を説明しなければならない *[IFRS 13.93(c), IFRS 13.93(e)(iv)]*。理由としては、特定の資産又は負債に関する市場が、以前は活発であると考えられていた(レベル1)が活発でなくなった(レベル2又はレベル3)場合、あるいは、評価技法で使われる重要なインプットが以前は観察可能でなかった(レベル3)が測定日近くに観察された取引により観察可能になった場合(レベル2)などが考えられる。

上記セクション15.2.2及び19.2で説明しているように、IFRS第13号は、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えがいつ生じたとみなすかの決定に関する方針を開示し、その方針に首尾一貫して従うことも要求している。すなわち、ヒエラルキーのレベルへの振替えの認識時期に関する企業の方針は、ヒエラルキーのレベルからの振替えの認識時期に関する方針と同じでなければならず、この方針はそれぞれの期間で首尾一貫して使用することが必要である。IFRS第13号第95項には、考えられる方針の例として、振替えの原因となった事象又は状況の変化が実際に発生した日、報告期間の期首、あるいは報告期間の末日が挙げられている。実務では、これらのアプローチのバリエーションも使用される場合がある。たとえば、企業によっては、振替えが生じた月の実際の発生日ではなく、月末時点の公正価値に基づく振替金額を使う、期間内アプローチを使用することがある *[IFRS 13.95]*。下記の設例では、上記3つの方法の違いを説明している。

設例 19-1: 振替えの認識に関する方針の比較

企業が、20X0年12月31日に1,000千円で資産を取得し、20X0年末から20X1年第1四半期まで公正価値ヒエラルキーのレベル2に区分されていたと仮定する。20X1年第1四半期の末日時点で、観察可能な市場情報に基づく資産の公正価値は950千円であり、資産はレベル3の調整表から除外されていた。20X1年第2四半期中、観察可能な市場情報が利用できなくなり、企業は、当該資産を20X1年第2四半期の末日時点でレベル3に区分した。20X2年第2四半期中、資産の公正価値は950千円から750千円に減少し、公正価値の変動のうち、観察可能な市場情報が利用できなくなった時以後に生じた変動は50千

円であった。

上記3つのアプローチに基づくと、20X1年第2四半期に係るレベル3の調整表は下記のとおりになる。

	レベル 3 への振替時期		
	期首	実際の発生日	期末
期首公正価値	-	-	-
購入、発行及び決済	-	-	-
レベル 3 への振替え	950 千円	800 千円	750 千円
損失合計	(200 千円)	(50 千円)	-
期末公正価値	**750** 千円	**750** 千円	**750** 千円

弊法人のコメント

すでに述べたように、IFRS第13号の開示の目的は、より主観的な公正価値測定が報告利益に与える影響を利用者が特定できるようにするための情報を提供し、それによって利益の質に関して自ら評価を行う利用者の能力を高めることである。この目的を最も達成できるのは、報告期間の末日時点における公正価値測定に関連する観察可能性のレベル(すなわち、期間の最後の日時点で公正価値を算定する際に使用するインプットの観察可能性)を考慮することであると我々は考えている。したがって、IFRSでは特定のアプローチは要求されていないものの、IFRSで言及されているアプローチについては以下の点を指摘したい。

我々は、振替えを認識する際には期首アプローチを使用することで、観察可能でないインプットが公正価値測定や報告利益に及ぼす影響についての透明性が向上するものと考えられる。この考え方に基づくと、振替えが生じた報告期間中に生じる公正価値のすべての変動は、レベル3の調整表の要素として開示される。しかし、報告期間中にレベル3からレベル2へ振替えられた項目に関する未実現利益は反映されない。

「実際の発生日」アプローチは、インプットの観察可能性の変更が生じた日をより正確に捉えるものであるが、その適用は運用上より複雑になる可能性がある。また、当該アプローチによって、必ずしも期首アプローチよりも意思決定において有用な情報につながるわけではないと我々は考えている。これは、一定期間に関し、期間内アプローチでは、報告期間の末日時点における項目の実際の区分とは異なるヒエラルキーのレベルに、公正価値の変動額が配分されるからである。そのため、期間内アプローチでは、期間中の一時点で金融商品の価値に関する観察可能な情報が存在したという理由だけで、当期中に認識された利益の一部の質がより高い(又は低い)と示唆されることになる。

この点をさらに説明する。企業が、非公開企業に対する投資を第1四半期に1,000千円で取得したと仮定する。第2四半期の半ばに、その非公開企業は新規株式公開を完了し、当該投資は1,500千円であると評価される。第2四半期の末日時点で、当該投資の公正価値は、公表市場価格に基づき2,200千円となる。第2四半期の末時点で終了する6ヵ月間に関し期間内アプローチを適用すると、6ヵ月の間に認識された1,200千円の未実現利益全額(すなわち、相場価格から支払った現金を控除した金額)が、観察可能な市場情報によって裏付けられているにもかかわらず、未実現利益として500千円がレベル3の調整表に含められること

になる。

3つのアプローチのうち、IFRS第13号の開示目的を達成する上で最も効果的でないアプローチは、期末アプローチであると我々は考えている。このアプローチに基づいた場合、レベル3の調整表には、報告期間中にレベル2 からレベル3に振り替えられた項目に関する未実現損益が反映されない。

19.3.5 評価技法及びインプットの開示

企業は、公正価値ヒエラルキーのレベル2又はレベル3に区分された項目の公正価値を測定するにあたり使用した評価技法及びインプットを説明しなければならない。また、企業は、使用する評価技法が期間中に変更された場合、その旨及び変更の理由の開示が必要である。下記セクション19.3.5.Aで説明しているように、IFRS第13号はレベル3に区分された公正価値測定に関して重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報を開示することも求めている*[IFRS 13.93(d)]*。

重要なことに、評価技法及びインプットに関係する開示（観察可能でないインプットについて定量的情報の開示を求める規定を含む）は、経常的な公正価値測定と非経常的な公正価値測定の両方に適用される*[IFRS 13.93(d)]*。

19.3.5.A レベル 3 公正価値測定にとって重要な観察可能でないインプット

レベル3測定に関しIFRS第13号は、公正価値測定で使用された重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報を提供することを企業に対して求めている*[IFRS 13.93(d)]*。たとえば、レベル3に区分される資産担保証券を保有する企業は、期限前償還率、デフォルト確率、デフォルト時損失、及び割引率に関連する、評価モデルで使用したインプットを定量的に開示することを要求される（これらのインプットがすべて観察可能ではなく、評価にとって重要であるとみなされると仮定した場合）。

IFRS第13号のすべての開示と同様、企業は、レベル3測定の性質、特徴及びリスクに基づき、資産又は負債の種類ごとにこの情報を表示しなければならない*[IFRS 13.93]*。そのため、企業は、レベル3資産又は負債の特定の種類について使用された一連の観察可能でないインプットの範囲、及びその確率加重平均の両方を開示する可能性が高いと思われる。加えて企業は、情報を提供する分解レベルが、IFRS第13号の目的に従い、利用者にとって有用な情報を提供するものかどうかを評価することが求められる。

企業が第三者の価格決定情報を調整することなく使用する場合など、重要な観察可能でないインプットを作成したのが報告企業自身ではない場合がある。そのような場合、企業は開示規定に従うために定量的情報を作成する必要はないとIFRS第13号では述べられている。しかし、これらの開示を行うにあたり、企業は、重要な観察可能でないインプットに関する情報のうち、「合理的に入手可能」なものを無視してはならない。

情報が「合理的に入手可能」かどうかを決定するには判断が求められるとともに、情報へのアクセス、及びベンダーが自発的に提供する又は提供することができる情報かによる違いに よって実務でばらつきが生じる可能性がある。当該評価が、企業又は企業の指示により外部の評価専門家によって作成されている場合には、重要な観察可能でないインプットに関する定量的情報は合理的に入手可能であると見込まれるため、開示しなければならない。したがって、企業は求められた開示を行うために十分な情報を評価専門家が提供するように確保する必要がある。

これとは対照的に、企業が第三者の価格サービス業者又はブローカーから相場価格やその他評価情報を受け取る場合、企業は、この情報の基礎となる特定の観察可能でないインプットを必ずしも合理的に入手

できるとは限らない。このような状況で情報が合理的に入手可能かどうかを決定するには判断が必要であるものの、企業は、IFRS第13号の開示規定を満たすために必要な情報を入手するため、誠実に努力することが期待される。また、情報へのアクセスや、さまざまなベンダーが自発的に提供するあるいは提供できる情報の性質は、実務でばらつきが生じる可能性がある。しかし、すべての場合において、第三者から受け取った価格データに対して企業が行う調整は、その調整が観察可能な市場データに基づくものでなく、測定全体にとって重要であるとみなされる場合には開示しなければならない。

IFRS第13号は、レベル3公正価値測定についての定量的情報の開示を求める規定に従うために、企業が提供する情報の例を説明している設例を定めている*[IFRS 13.IE Example 17, IFRS 13.IE63]*。下記セクション19.3.8.AにあるStandard Chartered社から抜粋した開示例19-4及びRio Tinto社から抜粋した開示例19-5も、レベル3に区分されるデリバティブについての定量的情報の開示を示したものである。

19.3.6 レベル 3 の調整表

IFRS第13号は、重要な観察可能でないインプット(すなわち、レベル3インプット)を利用する経常的な公正価値測定に関し、期首残高と期末残高の調整表(レベル3の調整表ともよばれる)を要求している。したがって、報告期間の期首又は期末時点でレベル3測定であると判断された(経常的に公正価値で測定される)資産又は負債を、レベル3の調整表で考慮しなければならない。

レベル3の残高を表示されている期間に関して調整するにあたり、企業は資産及び負債の種類ごとに下記の情報を表示する必要がある。

- レベル3資産又は負債の(期首時点の)残高
- 利得又は損失合計
- 購入、売却、発行及び決済額(区別して開示)
- レベル3への振替え、及び(又は)レベル3からの振替え(区別して開示)
- レベル3資産又は負債の(期末時点の)残高

加えて、企業はその他の包括利益に認識された利得又は損失とは区別して、当期純利益に含められた利得又は損失を表示し、純損益又はその他の包括利益のどの表示科目にそれらの利得又は損失を計上しているかを説明しなければならない。財務諸表の利用者が企業の利益の質を評価する能力を高めるため、IFRS第13号は、レベル3に区分され、報告期間の末日時点で引き続き保有する資産及び負債の未実現損益の変動に起因する、(当該期間の)純損益に計上された利得及び損失の合計金額を個別に開示することを求めている。この規定は、実質的に、レベル3測定に関して未実現損益と実現損益を区別することを求めるものである。

IFRS第13号は、レベル3の調整表に係る規定にどのように従うことができるかを説明している設例を定めている*[IFRS 13.IE Example 16, IFRS 13.IE61]*。IFRS第13号は、レベル3に区分され、報告期間の末日時点で引き続き保有する資産及び負債の未実現損益の変動に起因する、純損益に計上された利得及び損失の合計金額を個別に開示することを求める規定にどのように従うことができるかを説明している設例も定めている*[IFRS 13.IE Example 16, IFRS 13.IE62]*。

下記セクション19.3.8.Aで掲げているStandard Chartered社から抜粋した開示例19-4及びRio Tinto社

から抜粋した開示例19-5も、レベル3に区分されるデリバティブについてこうした開示規定への準拠を示したものである。

19.3.7 レベル 3 測定に係る評価プロセスの開示

企業は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分された経常的又は非経常的な公正価値測定に関し、その評価プロセスを説明しなければならない。この開示は、UBS Group社の財務諸表の下記抜粋で説明されている。両審議会は、この情報が、他のレベル3開示と共に、これらの測定の相対的な主観性を利用者が評価する上で有用になると考え、レベル3測定に関してこれらの開示を要求することを決定した。

開示例 19-3: UBS Group AG (2020)	スイス

アニュアル・レポート 2020 年（抜粋）

UBS Group AGの連結財務諸表注記（抜粋）

注記21 公正価値測定（抜粋）

b）評価に関するガバナンス（抜粋）

UBSの公正価値測定及びモデルに関するガバナンスの枠組みには、財務諸表で報告する公正価値測定の質を最大限高めることを目的とした多数の統制及びその他の手続上の安全策が含まれています。新しい商品及び評価技能は、リスク及びファイナンス管理部門の主要な関係者によって検討及び承認される必要があります。金融及び非金融商品を公正価値で継続的に測定する責任は、各事業部門に属します。

公正価値の見積りは、各事業部門から独立した存在であるリスク及びファイナンス管理部門によって検証されます。各事業部門の公正価値の見積りを、観察可能な市場価格及びその他の独立した情報と比較することにより、ファイナンス部門によって独立した価格検証が実施されます。第三者から提供される価格情報源を使用する場合には、その質を担保するためのガバナンス・フレームワーク及び関連する統制が整備されています。評価モデルを使用して公正価値を算定する商品については、ファイナンス及びリスク管理部門内の独立した評価及びモデル統制グループがUBSのモデル（評価及びモデルへのインプット・パラメーターならびに価格決定を含む）を定期的に評価しています。このような評価統制が実施された結果、各事業部門による公正価値の見積りに対し、独立した市場データ及び関連する会計基準に整合させるための評価調整が行われる場合があります。

詳細については注記21dを参照してください。

IFRS第13号は、レベル3の公正価値測定に係る評価プロセスの開示を求める規定にどのように従うことができるかについて例を示し、この開示には以下が含まれる場合があると説明している*[IFRS 13.IE65]*。

（ｉ） 企業の評価の方針と手続を決定する企業内のグループについて、

- その説明
- 当該グループは誰に対して報告するか
- 実施されている社内報告手続（たとえば、価格付け、リスク管理担当の経営者又は監査委員会が、

公正価値測定の議論と評価を行っているか、その場合どのように行っているか）

（ⅱ） 価格決定モデルのキャリブレーション、バックテスト、その他の検証手続の頻度及び方法

（ⅲ） 毎期の公正価値測定の変動の分析プロセス

（ⅳ） 公正価値測定に用いたブローカーの相場価格や価格サービス業者などの第三者の情報が、IFRS第13号に従って作成されているかどうかを企業がどのように判断したのか

（ⅴ） 公正価値測定に用いた観察可能でないインプットを作成し実証するために用いた方法

19.3.8 重要な観察可能でないインプットの変動に対するレベル 3 測定の感応度

IFRS第13号は、使用されている観察可能でないインプットの変動が経常的なレベル3公正価値測定に重要な影響を及ぼす場合、それらのインプットの変動に対する公正価値測定の感応度について説明的記述を示すことを企業に対して要求している。IASBは公開草案2021/3（下記セクション19.6を参照）の一環として、この開示を、合理的に考えうる代替的な公正価値測定に関する情報（報告日時点で合理的に可能性のあったインプットを使用した代替的な公正価値測定の範囲など）に置き換えることを提案した。一部の回答者は、感応度分析は非常に重要であるため必須の情報であるとコメントし、他の回答者は、新しい開示は作成するのが困難でコストがかかるとコメントした。これを受け、IASBは当該提案を続行しないこととした。[31]

金融商品に関係する場合を除き（下記セクション19.3.8.Aを参照）、観察可能でないインプットの変動の程度、又はこの変動が測定に及ぼす影響を定量化することを求める規定は存在しない（すなわち、方向性の変動しか説明されていない）。

説明的記述では、上記セクション19.3.5で述べた規定に基づき定量的な開示が行われる観察可能でないインプットについて最低限触れなければならない。また、企業は、観察可能でないインプット間の相互関係を説明し、それらがどのように公正価値測定の変動の影響を増幅又は軽減させる可能性があるかを説明することが求められる。

この開示は、重要な観察可能でないインプットの定量的開示と併せて、財務諸表利用者が一定のインプットが項目の公正価値に及ぼす影響の方向性を理解し、個々の観察可能でないインプットについての企業の見方が財務諸表利用者自身の見方と異なっているかどうかを評価できるようにするためのものである。両審議会は、これらの開示によって、特定の種類の資産又は負債（たとえば、複雑な仕組商品）を測定する際に使用される価格決定モデルや評価技法に精通していない利用者に、有用な情報をもたらすことができると考えている。

IFRS第13号から抜粋した下記の設例では、重要な観察可能でないインプットの変動に対するレベル3測定の感応度に関する開示規定にどのように従うことができるかを説明している*[IFRS 13.IE Example 19, IFRS 13.IE66]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

設例 19－重要な観察可能でないインプットの変化への感応度に関する情報

公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、本基準書は、重大な観察可能でないインプットの変化に対する公正価値測定の感応度の記述的な説明、及びそれらの観察可能でないインプット間の相関の説明を提供することを企業に要求している。企業は、本基準書の第93項(h)(i)に従うために、住宅ローン担保証券に関する下記の内容を開示するかもしれない。

企業の住宅ローン担保証券の公正価値測定で用いている重大な観察可能でないインプットは、早期返済率、貸倒確率、及び債務不履行時における損失強度である。これらのインプットの著しい増加（減少）は、それら単独では、公正価値測定の著しい低下（上昇）を生じることとなる。一般に、貸倒確率に関して用いている仮定の変化は、損失強度に関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、早期返済率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴う。

観察可能でないインプットがどのように変動する可能性があるか、あるいはそのような変動が公正価値にどのような影響を及ぼすかに関し、数値を開示することは要求されていないため、上記の例のように記述は比較的一般的なものになると我々は考えている。しかし、企業は、この開示を行うにあたり、すべてのケースに有効でないような行き過ぎた一般化を避けることが奨励される。

19.3.8.A 重要な観察可能でないインプットの変動に対する金融商品のレベル 3 測定の定量的な感応度

定性的な感応度分析に加え、IFRS第13号は、金融資産及び金融負債のレベル3公正価値測定（上記セクション19.3.1.Bで述べているように、経常的な公正価値測定のみ）に関し、定量的な感応度分析を行うことを求めている。これは、IFRS第7号の現行の開示規定とおおむね整合している（『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第11章を参照）。観察可能でないインプットを合理的に考えうる代替的な仮定を反映するために1つ又は複数変更すると公正価値が著しく変動する場合、企業はその旨とそれらの変更の影響を開示しなければならない。

企業はまた、合理的に考えうる代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示する。この開示規定の目的において、重要性は、純損益、資産合計又は負債合計に関して、あるいは公正価値の変動がその他の包括利益に認識されている場合には、資本合計に関して判断される *[IFRS 13.93(h)(ii)]*。

下記のStandard Chartered社の開示例及びRio Tinto社の開示例は、レベル3の測定値について要求される開示を示したものである。

開示例 19-4: Standard Chartered PLC　英国

アニュアル・レポート2021年[抜粋]
財務諸表 [抜粋]
財務諸表の注記 [抜粋]
13.金融商品 [抜粋]

レベル 3 資産及び負債の公正価値に関する感応度

重要な観察可能でないインプットを使用する商品には感応度分析を実施しています。当グループは、合理的に考えうる代替的な評価の範囲を算定するために、当該観察可能でないインプットの金額に10%の増加又は減少を適用しています。変動%は、測定日における当グループのレベル 3 に分類される棚卸資産の構成に基づき、一連の参照価格に対して実施した統計分析により決定しています。有利な変動及び不利な変動(インプットの変動に対して調整された残高を示す)は、観察可能でないパラメータの水準をさまざまに変化させた結果としての金融商品の価値の変動に基づいて算定されます。レベル 3 に係る感応度分析では、一方向の市場変動を想定しており、ヘッジに係るオフセットは考慮しません。

	純損益を通じて公正価値で測定			その他の包括利益を通じて公正価値で測定		
	エクスポージャー純額	有利な変動	不利な変動	エクスポージャー純額	有利な変動	不利な変動
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
公正価値で測定される金融商品						
貸出金及び前渡金	1,366	1,398	1,328	-	-	-
リバース・レポ契約及び他の類似する担保付融資	1,566	1,579	1,550	-	-	-
資産担保証券	-	-	-	-	-	-
負債性証券、オルタナティブ Tier1 及びその他の適格手形	349	366	332	40	41	38
株式	186	205	168	493	541	442
その他の資産	26	29	24	-	-	-
デリバティブ金融商品	(4)	10	(16)	-	-	-
顧客預金	(454)	(447)	(461)	-	-	-
銀行預り金	(283)	(278)	(287)	-	-	-
発行済み債券	(821)	(764)	(879)	-	-	-
その他負債	(1)	(1)	(1)	-	-	-
2021 年 12 月 31 日現在	1,930	2,097	1,758	533	582	480
公正価値で測定される金融商品					-	
貸出金及び前渡金	918	947	867	-	-	-
リバース・レポ契約及び他の類似する担保付融資	1,064	1,089	1,040	-	-	-
資産担保証券	87	94	80	-	-	-
負債性証券、オルタナティブ Tier1 及びその他の適格手形	171	183	159	40	40	39
株式	279	307	251	381	418	345
その他の資産	-	-	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	(111)	(98)	(126)	-	-	-
顧客預金	(21)	(18)	(24)	-	-	-
銀行預り金	(146)	(146)	(146)	-	-	-
発行済み債券	(160)	(154)	(167)	-	-	-
その他負債	-	-	-	-	-	-
2020 年 12 月 31 日現在	2,081	2,204	1,934	421	458	384

合理的に考えうる代替的な仮定を採用した場合には、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定に分類される金融商品について、それらの公正価値を下記に開示する金額の分だけ増加又は減少させた可能性があります。

金融商品	公正価値の変動	2021 年 12 月 31 日 百万ドル	2020 年 12 月 31 日 百万ドル
純損益を通じて公正価値で測定	増加の可能性	167	123
	減少の可能性	(172)	(147)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定	増加の可能性	49	37
	減少の可能性	(53)	(37)

開示例 19-5: Rio Tinto plc (2020) 英国

アニュアル・レポート2020年（抜粋）

2020年財務諸表の注記（抜粋）

29 金融商品及びリスク管理（抜粋）

C 公正価値（抜粋）

C（b）レベル3金融資産及び金融負債

下記の表は、当グループのレベル3金融資産及び金融負債の公正価値変動の要約になります。

	2020年レベル3金融資産及び金融負債 百万米ドル	2019年レベル3金融資産及び金融負債 百万米ドル
期首残高	383	637
為替換算調整	16	(1)
以下に含まれる実現（損失）/ 利得合計		
連結売上高	11	-
純営業費用	(39)	(7)
以下に含まれる未実現（損失）/ 利得合計		
純営業費用	24	(254)
キャッシュ・フロー・ヘッジによりその他の包括利益に振り替えられた未実現利得合計	26	28
追加	1	1
金融商品の処分 / 満期償還	(27)	(21)
期末残高	395	383
年度末時点で保有している資産及び負債について損益計算書に計上した当期損失[a]	-	(263)

[a] 2020年において、損益計算書に含まれた利得及び損失は、純損益が100万米ドル未満である限りにおいて相殺されています。

レベル3デリバティブに関する感応度分析

公正価値を観察可能でないインプットを用いて算定している先物契約とオプションは、適切な割引キャッシュ・フローとオプション・モデル評価技法を用いて計算しています。

アルミニウム価格を参照する長期の組込デリバティブを評価するにあたり、当社はデリバティブの期間が

市場価格が観察可能な期間を超える場合に、観察可能でないインプットを使用することになります。2020年及び2019年において、契約の予想残存期間を考慮に入れ、レベル3インプットを合理的に考えうる代替的な仮定に変更することにより、公正価値が大幅に変動することはありません。アルミニウム価格を参照する長期の組込デリバティブの公正価値は、2020年12月31日時点で126百万米ドル（2019年：120百万米ドル）です。

当社には、過年度の石炭資産の売却から生じた帳簿価額113百万米ドル（2019年：124百万米ドル）のロイヤリティ債権が存在します。これらは、「その他の金融資産」項目の中で、「貸付金を含むその他の投資」に分類されます。公正価値は、レベル3の観察可能でないインプットを用いて算定しています。

主要な観察可能でないインプットは、ロイヤリティ債権が生じる将来期間において使用される長期の石炭価格です。石炭の現物価格が15％上昇すると、帳簿価額は198百万米ドル増加します（2019年：214百万米ドルの増加）。石炭の現物価格が15％下落すると、帳簿価額は46百万米ドル減少します（2018年：57百万米ドルの減少）。当社は上記のエクスポージャーを算出するにあたり、長期的な目線で合理的に可能性が高いと思われる年間ベースの石炭価格の値動きを表すものとして15％の仮定を用いています。

19.3.9 最有効使用

上記セクション9で説明したように、非金融資産の最有効使用が現在の使用法と異なる場合、企業はその旨及び非金融資産が最有効使用とは異なる方法で使用されている理由を開示しなければならない*[IFRS 13.93(i)]*。両審議会は、資産が実際に使用されている方法に基づき期待キャッシュ・フローを予測する財務諸表の利用者にとってこの情報が有用であると考えている。

19.4 認識されない公正価値測定に関する開示

貸借対照表において公正価値で測定されないが、公正価値が開示される資産及び負債の種類ごとに（たとえば、IFRS第7号に従い、償却原価で計上されるものの公正価値の開示が要求される金融資産）、企業は以下を開示することが求められる*[IFRS 13.97]*。

(a) 公正価値測定全体が区分された公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2又は3）

(b) 公正価値ヒエラルキーのレベル2又はレベル3に区分されている場合

  (i) 公正価値測定で用いられた評価技法の説明

  (ii) 公正価値測定で用いたインプットの説明

  (iii) 評価技法が変更された場合（たとえば、マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更や追加的な評価技法の使用）

    - 変更の旨
    - 変更の理由

(c) 非金融資産に関して最有効使用と現在の使用が異なる場合には、その旨及び非金融資産が最有効使用とは異なる方法で使用されている理由を開示する。

IFRS第13号の他の開示は、公正価値の開示のみが行われる資産及び負債に関しては要求されない。たとえば、ある公正価値開示がレベル3に区分されるとしても、その評価に使用された観察可能でないインプットについての定量的情報を提供することは求められない。これは、それらの項目が貸借対照表において公正価値で測定されていないからである。

19.5 分離不能な第三者の信用補完付き負債に関する開示

IFRS第13号には、分離不能な第三者の信用補完とともに発行されている公正価値で測定された負債に関する追加の開示規定が含まれている(これらの金融商品の詳細は上記セクション10.3.1を参照)。IFRS第13号は、第三者信用補完の存在と、それが当該負債の公正価値測定に反映されているかどうかを開示することを発行者に求めている*[IFRS 13.98]*。

19.6 「開示に関する取組み-的を絞った基準レベルの開示レビュー」プロジェクトにおける改訂案

IASBは、2021年3月25日、公開草案2021/3「IFRS基準における開示規定－試験的なアプローチ(IFRS第13号及びIAS第19号の改訂の提案)」(以下、本ED)を公表した。IASBは本EDで、IFRS基準における開示要求を開発し、その草案を作成する際に、IASB自体が使用するガイダンスを提案した。また当該ガイダンスの試験的な適用を行うにあたり、IFRS第13号及びIAS第19号の改訂が提案された。IASBは、財務諸表における現行の開示を巡る懸念に対応することを目指している。それらの懸念は「開示の過多」、「開示の非有効性」、又は本EDのように「開示の問題」と称されることがある。この試験的な試みが成功した場合には、他のIFRS基準書に対しても同様の提案が行われる予定であった。

IFRS第13号の改訂案は、「企業は、財務諸表の利用者が、当初認識後に財政状態計算書上、公正価値で測定されるクラスの資産及び負債の公正価値測定に関連して生じる不確実性に対する企業のエクスポージャーを評価できるようにする情報を開示しなければならない」[32] とする全体的な開示目的を提案している。この情報の意図は、利用者が、当該クラスの資産及び負債の重要性が企業の財政状態及び財務業績に及ぼす影響、公正価値測定値がどのように算定されているか、及びその変動が企業の財政状態にどのように影響を及ぼすかを理解できるようにすることにある。

全体的な開示目的は、以下の情報の開示を要求することをはじめとして、当該全体的な開示目的との整合性を担保することを意図した具体的な開示目的及び情報項目によって補強されている。[33]

- 当初認識後に公正価値で測定される資産及び負債の金額、性質及びその他の特性、ならびにそれらの特性が公正価値ヒエラルキーにおける資産及び負債の区分にどのように関係しているか
- 利用者が、当初認識後に公正価値で測定される各クラスの資産及び負債の公正価値測定値を算定するのに用いられた重要な技法及びインプットを理解することができるようになる情報
- 経常的に行われる公正価値測定については、利用者が、報告期間末時点で合理的に可能となるインプットを用いる、代替的な公正価値測定値を理解できるようになる情報

- 公正価値測定値変動の理由

公正価値で測定されることはないが、その公正価値が注記に開示される資産及び負債について、IASBは「各クラスの資産及び負債の金額、性質及びその他の特性ならびに当該特性が公正価値ヒエラルキーにおけるそれらのクラスの資産及び負債の区分にどのように関係しているか」を開示することを提案している。[34]

本EDのコメント募集期限は2022年1月12日であった。[35] 当該コメント募集期間中に、50社がフィールドワークに参加し、開示要求案をIFRS第13号又はIAS第19号（あるいはその両方）に適用した。IASBは、2022年2月にフィールドワークに参加した財務諸表作成企業と財務諸表利用者からのフィードバックを審議した。

- さまざまな業界からの参加者の一部は、IFRS第13号の改訂案を支持し、利用者のニーズを説明するとともに作成者の開示をより有用にするという点で、開示目的は有用なものであると述べた。他の参加者は、当該改訂案に基づくことで、注記を再構成、合理化又は簡素化して利用者のニーズにより良く対応できるようになったと述べた。
- 一部の利用者は、規範的な開示要求ではなく、開示目的を定めるというアプローチを支持したが、他の多くの利用者は現在入手できている情報が失われることや、比較可能性への影響について懸念を示した。開示目的と最低限の規範的な開示要求の両方を組み合わせて使用することを提案する者もいた。高度に専門的な定量的情報については、規範的な開示要求を定めることを好む少数の利用者もいた。

IASBは2022年5月、コメントレターで寄せられたフィードバックを審議した。財政状態計算書において公正価値で測定される資産及び負債については、多くの回答者が提案されている全体的な開示目的に同意していた。しかし、一部の回答者は、当該目的は一般的過ぎ、かつIFRS第13号の現行の開示目的と類似していると考えていた。

そうした資産及び負債に関する具体的な開示目的と情報項目については、まちまちの反応が寄せられた。少数の回答者が、当該提案により、公正価値測定の変動や不確実性に関して、財務諸表利用者により目的適合性がある情報が提供されることになると述べた一方で、多くの回答者が目的適合性に欠ける開示が行われることを避けるために開示範囲を限定すべきであると考えていた。一部の回答者は、公正価値ヒエラルキーの各レベルに含まれる資産及び負債に関する具体的な開示目的の明確性について懸念を示していた。

一部の回答者は、コスト、有用性及び企業の公正価値測定の信用性を損なう結果となるという理由から、合理的に考えうる代替的な公正価値測定を開示するという提案に反対していた。

公正価値が注記にのみ開示される資産及び負債については、多くの回答者が具体的な開示目的と情報項目に関する提案に同意していたが、一方で、当該開示がどの程度有用であるかを疑問視する回答者もいた。

IASBは、2022年10月、以下の理由からIFRS第13号の開示要求に関して今後の作業を進めないことを決定した。

- IFRS第13号は、主に開示要求を開発し、その草案を作成する際のガイダンス案をテストするために選択された。
- IFRS第13号のPIRでは、公正価値測定に関する開示は利用者にとり有用であることが明らかにされて

いる。

- 企業のレベル2公正価値測定に係る測定の不確実性に関する情報が財務諸表利用者にとり重要性がある場合、IAS第1号第31項の要求事項が適用されるならば、企業は当該情報を開示することになる。
- IASBの第3回アジェンダ協議では、開示の改訂は優先事項とはされなかった。[36]

20 適用ガイダンス－現在価値技法

このセクションでは、公正価値を見積る際の現在価値技法の利用に関するIFRS第13号の適用ガイダンスに焦点を絞る。

20.1 現在価値技法の利用に係る一般原則

現在価値技法とは、IFRS第13号に定められる3つの評価アプローチのうちの1つであるインカム・アプローチの適用である。現在価値技法やオプション価格算定モデルなど、インカム・アプローチの評価技法では、予想される複数の将来の金額が単一の現在の金額に変換される。すなわち、現在価値技法では、資産又は負債の予想将来キャッシュ・フローを用い、それらのキャッシュ・フローを、それらのキャッシュ・フローに関係するリスクに見合った利回りで割り引く。割引キャッシュ・フロー分析などの現在価値技法は、事業体、非金融資産及び非金融負債の公正価値を見積る際に用いられることが多いが、活発な市場で取引されていない金融商品を評価する際も有用である。

IFRS第13号は単一の特定の現在価値技法の使用を定めているわけではなく、現在価値技法の使用を説明されているものに限定することもない。現在価値技法の選択は、公正価値で測定される資産又は負債に固有の事実及び状況と、十分なデータが入手できるかどうかに左右される*[IFRS 13.B12]*。

現在価値技法の利用に関するIFRS第13号の適用指針は特に3つの技法、すなわち、割引率調整技法と期待キャッシュ・フロー（期待現在価値）技法の2つの方法に焦点を絞っている。これらのアプローチについて下記の図表でまとめている。

図表 20-1: IFRS 第 13 号に説明される現在価値技法の比較

	割引率調整技法	期待現在価値技法	
		第1法	第2法
	（下記セクション 20.3 を参照）	（下記セクション 20.4 を参照）	（下記セクション 20.4 を参照）
キャッシュ・フローの性質	条件付キャッシュ・フロー（契約上の、キャッシュ・フロー、約束されたキャッシュ・フロー又は最も可能性の高いキャッシュ・フロー）	期待キャッシュ・フロー	期待キャッシュ・フロー
キャッシュ・フローは確率加重に基づいているか	調整しない	はい	はい
キャッシュ・フローは確実性について調整されているか	いいえ	はい キャッシュ・リスク・プレミアムを控除。キャッシュ・フローが確実性等価キャッシュ・フローを表す。	いいえ

キャッシュ・フローは他の市場リスクについて調整されているか	いいえ	はい	はい（割引率に反映されていない場合）
割引率は、キャッシュ・フローに固有の不確実性について調整されて	はい 観察された又は見積られた市場利回りが使われる。これには起こりうるキャッシュ・フローについての調整が含まれる。	いいえ キャッシュ・フローですでに勘案されている。	いいえ キャッシュ・フローですでに勘案されている。
割引率は、市場参加者が不確実性を引き受ける際に求めるであろうプレミアムについて調整されているか	はい	いいえ 貨幣の時間的価値のみを表している（すなわち、リスクフリー金利が使われている）。	はい 期待収益率を表している（すなわち、リスク・プレミアムを含めるために、リスクフリー金利が調整されている）。

他の当事者が資産として保有していない負債及び企業自身の資本性金融商品の公正価値を測定するにあたり現在価値技法を適用する際にさらに考慮すべき事項については、上記セクション10で説明している。IASBは、IFRS基準において使用される割引率に関するリサーチ・プロジェクトを実施し、その調査結果を2019年2月に公表した。その要旨の中でIASBは、リサーチからのアウトプットは、IFRS第13号を含む現在価値測定に関する「的を絞った基準レベルの開示レビュー」プロジェクトへのインプットとして利用されるであろうと述べている（上記セクション19.6を参照）。[37]

20.2 現在価値測定の構成要素

現在価値測定では、現在の金額を見積るために割引率を用いた将来キャッシュ・フロー又は価値が使われる。現在価値技法は、測定対象項目の事実及び状況に応じてその複雑性が異なる可能性がある。いずれにせよ、IFRS第13号は、IFRS第13号に従って公正価値を測定する上で、市場参加者からの観点により、測定日時点の以下のすべての要素を現在価値技法で反映することを求めている*[IFRS 13.B13]*。

- 測定対象となる資産又は負債の将来キャッシュ・フローの見積り
- 将来キャッシュ・フローに固有の不確実性に関する予想（すなわち、キャッシュ・フローの金額及び時期の変動の可能性）
- リスクフリー金利で表される貨幣の時間価値。すなわち、キャッシュ・フローが対象としている期間と一致する満期日（又は期間）を有し、保有者に対し時期に関する不確実性又はデフォルト・リスクのいずれも生じさせることのないリスクフリーの貨幣性資産の利率である。
- リスク・プレミアム（すなわち、キャッシュ・フローに固有の不確実性を負担することに対する価格）
- その状況において市場参加者が考慮に入れるであろうその他の要因
- 負債については、当該負債に係る不履行リスク（企業自身、すなわち、債務者自身の信用リスクを含む）

たとえば、投資不動産からの将来キャッシュ・フローを見積る際には、当該見積りに気候変動の影響を織り込むことになるが、気候変動は、光熱費、当該不動産から得られる賃料収入、空室率、維持管理費などの仮定に影響を与える可能性がある。

個々の現在価値評価技法は、これらの要素をどのように捕捉するかという点で異なることから、IFRS第13号では、公正価値を測定する際に用いられる現在価値技法の適用に関して、以下の一般原則が定められている*[IFRS 13.B14]*。

(a) キャッシュ・フロー及び割引率には、以下を考慮する。

- 市場参加者が、資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を反映する。
- 測定の対象となっている資産又は負債に起因する要因のみを考慮に入れる。
- 計算の要素を整合させる。

たとえば、キャッシュ・フローに物価上昇の影響が含まれる場合(すなわち、名目キャッシュ・フロー)には、それらのキャッシュ・フローは物価上昇の影響を含む割引率(たとえば、名目リスクフリー金利から導出したレート)で割り引く必要がある。キャッシュ・フローから物価上昇の影響が除外されている場合(すなわち、実際のキャッシュ・フロー)には、物価上昇の影響を除いた割引率で割り引かなければならない。同様に、税引後及び税引前のキャッシュ・フローは、それらのキャッシュ・フローと整合した割引率で割り引く必要がある。

(b) 割引率は、以下も考慮する。

- キャッシュ・フローが表示されている通貨の経済的要因と整合させる。
- キャッシュ・フローに固有の仮定と整合した仮定を反映する。

この原則は、リスク要因による影響が二重計算されたり除外されたりしないようにすることを意図している。たとえば、ローンの契約上のキャッシュ・フローを用いる場合には、不履行(信用)リスクを反映した割引率が適切である(すなわち、割引率調整技法。下記セクション20.3を参照)。確率で加重平均したキャッシュ・フローを用いる場合には、期待キャッシュ・フローには将来のデフォルトに関する不確実性に関する仮定はすでに反映されているため、割引率調整技法と同じ割引率は適切ではない(すなわち、期待現在価値技法(下記セクション20.4を参照))。同様に、市場参加者が気候関連リスクについて調整を行うことを想定する場合、気候関連リスクがキャッシュ・フローに反映されていない場合には当該リスクについて割引率を調整することになる。

20.2.1 貨幣の時間的価値

現在価値技法の目的は、将来キャッシュ・フローを現在の金額(すなわち、測定日時点の価値)に変換することである。そのため、貨幣の時間価値が現在価値技法の基本要素になる*[IFRS 13.B13(c)]*。金融理論の基本原則において、貨幣の時間価値とは、「今日の1ドルより明日の1ドルの価値が高い」ことを意味する。これは、今日の1ドルを投資し、直ちに利息を得ることができるからである。したがって、現在価値技法における割引率では、少なくとも貨幣の時間価値を反映しなければならない。たとえば、リスクフリー金利と等しい割引率には、現在価値技法の貨幣の時間価値の要素しか反映されていない。割引率としてリスクフリー金利を使う場合、測定対象項目に関係する不確実性と、市場参加者がこの不確実性について要求するであろう対

価を反映するため、期待キャッシュ・フローを確実性等価キャッシュ・フローに調整することが求められる。

20.2.2 現在価値技法におけるリスク及び不確実性

根本的に、価値の概念は、経済価値の実現に係るリスクに照らして予想経済価値を測定するものである。現在価値技法は、一般的に、既知の金額ではなく見積りに関するものであるため、現在価値技法には不確実性が黙示的に含まれる。多くの場合、キャッシュ・フローの金額及び時期は不確実である。IFRS第13号では、契約上は金額が固定されていてもデフォルト・リスクが存在する場合には、金額が不確実になると説明されている*[IFRS 13.B15]*。

市場参加者は、一般的に、資産又は負債のキャッシュ・フローに固有の不確実性を引き受けるにあたって対価を求めるが、この対価はリスク・プレミアムとよばれる。IFRS第13号は、公正価値を忠実に表すには、現在価値技法にリスク・プレミアムを含めるべきであると述べている。IFRS第13号は、適切なリスク・プレミアムの決定が困難な場合があることを認めているが、市場参加者がそれを要求するのであれば、その決定が困難であるというだけでリスク・プレミアムを除外する十分な理由にはならない*[IFRS 13.B16]*。

使用する現在価値技法に応じて、リスクはキャッシュ・フローか割引率に織り込まれる。しかし、同じ評価分析において、同一のリスクをキャッシュ・フローと割引率の両方に織り込むことがあってはならない。たとえば、負債に係るデフォルト確率やデフォルト時損失率が割引率にすでに織り込まれている場合（すなわち、リスクについて調整した割引率）、予想キャッシュ・フローを予想損失に関してさらに調整してはならない。

IFRS第13号の適用指針で説明されている現在価値技法は、リスクの調整方法及び使用するキャッシュ・フローの種類という点で異なっている*[IFRS 13.B17]*。

- 割引率調整技法では、リスク調整後の割引率と、契約上のキャッシュ・フロー、約束されたキャッシュ・フロー又は最も可能性の高いキャッシュ・フローが用いられる（下記セクション20.3を参照）。
- 期待現在価値技法の第1法では、確実性等価キャッシュ・フローとリスクフリー金利を用いる（下記セクション20.4を参照）。
- 期待現在価値技法の第2法では、リスク調整をしない期待キャッシュ・フローと、市場参加者が求めるリスク・プレミアムを含めるように調整した割引率を用いる。この割引率は、割引率調整技法で用いる割引率とは異なる（下記セクション20.4を参照）。

リスクを完全にかつ適切に会計処理した場合、リスクをキャッシュ・フローと割引率のどちらに織り込むかにかかわらず、上記3つの現在価値技法によって生じる公正価値測定はすべて同一になるはずである（この点を説明した数値例は、下記セクション20.4.1の設例20-1を参照）。

20.3 割引率調整技法

割引率調整技法は、測定対象項目に関連するすべてのリスクを割引率に織り込むことを意図したものであり、負債性金融商品など、契約上の支払いを伴う資産及び負債を評価する際に最も一般的に使用される。この技法では、可能性のある見積額の一定範囲から、1組のキャッシュ・フローを用い、キャッシュ・フローに関係するすべてのリスクを反映した割引率によりそれらのキャッシュ・フローを割り引く。

IFRS第13号によれば、キャッシュ・フローは契約上のもの、約束されたもの又は最も可能性の高いキャッシュ・フローの場合がある。いかなる場合にも、これらのキャッシュ・フローは特定の事象の発生を条件としている。たとえば、債券に関する契約上の又は約束されたキャッシュ・フローは、債務者によるデフォルトが発生しないことが条件となる*[IFRS 13.B18]*。

割引率は、市場で取引されている比較可能な資産及び負債について観察可能な利回りから算出され、以下のすべてが織り込まれる。

- リスクフリー金利
- 将来キャッシュ・フローの金額又は時期について、起こりうる変動についての市場参加者の期待
- これらのキャッシュ・フローに固有の不確実性を負担することに対する金額（すなわち、リスク・プレミアム）
- 資産又は負債に固有のその他要因

そのため、この技法の下では、キャッシュ・フローは、そのような条件付きのキャッシュ・フローにとって適切となる、観察される又は見積られる市場レート（すなわち、市場利回り）により割り引かれる。

割引率調整技法では、比較可能な資産又は負債に関する市場データの分析が必要になる。比較可能性は、以下を考慮することにより成立する*[IFRS 13.B19]*。

- キャッシュ・フローの性質（たとえば、キャッシュ・フローが契約上のものか契約外のものか、キャッシュ・フローが経済状況の変化と同様に反応する可能性が高いか）
- その他の要因（たとえば、信用状態、担保、デュレーション、制限条項及び流動性）

単一の比較可能な資産又は負債が、測定対象となる資産又は負債のキャッシュ・フローに固有のリスクを適正に反映していない場合には、代わりにビルドアップ・アプローチを用いて割引率を算出できるかもしれない。この方法では、企業は、リスクフリー・イールド・カーブを算定するためのいくつかの比較可能な資産又は負債に関するデータを使用する。この点については、下記セクション20.3.1の抜粋で解説している。

割引率調整技法を固定額の受取り又は支払いに適用する場合に、測定対象となる資産又は負債のキャッシュ・フローに固有のリスクに関する調整は割引率に含められる。割引率調整技法を、固定額の受取り又は支払い以外のキャッシュ・フローに適用する場合には、割引率を算出した観察された資産又は負債との比較可能性を得るために、キャッシュ・フローの調整が必要となることがある*[IFRS 13.B22]*。

IFRS第13号は、特定の現在価値技法をどのような場合に用いるべきかに関しては定めていないが、特定の種類の資産又は負債について入手可能な市場データの範囲によって、割引率調整技法を用いることが適切かどうかに影響が生じることになる。IFRS第13号によれば、「割引率調整技法では、比較可能な資産又は負債に関する市場データの分析が必要になる」*[IFRS 13.B19]*。そのため、一定の資産及び負債に関しては、いくつかの比較可能項目からの市場データを用いて割引率を算出することが可能であったとしても、観察可能な利回りのいずれも測定対象項目に固有のリスクを反映していない場合には、割引率調整技法の使用が有用でない場合がある。

割引率調整技法の適用で最も困難なのは、測定対象の資産又は負債に固有のリスクを適切に捕捉した市場で観察可能な利回りの特定である。特定の種類の資産及び負債に関係するさまざまなリスク要因を理

解することは必ずしも容易ではなく、これらの要因による影響を定量化することはさらに難しい。しかし、どのリスクが考慮されているかを理解するため、割引率を構成要素に分解することが有用と考えられる。この際、はじめに貨幣の時間価値を表すリスクフリー金利を考慮する。リスクフリー金利に加え、対象資産又は負債が将来の履行(現金の支払いを含むがこれに限られない)が必要なものである場合、信用リスク又は不履行リスクを考慮しなければならない。たとえば、金融資産の場合、割引率には、相手方が義務を履行できないリスクを引き受けるために市場参加者が要求する対価が織り込まれる。すべての割引率に関して、信用(又は不履行)リスクに係る明示的な調整を求められるわけではない。たとえば、資本持分は将来の契約上の支払いではなく、事業活動からもたらされる永久残余キャッシュ・フローの場合がある。この場合、リスクの追加要素は、信用リスクに係る調整ではなく、株式リスク・プレミアムにより反映される。資本持分に関し、リスクフリー金利を超過する長期利回りは、通常、リスクの識別可能な一要素を表す。

割引率調整技法を適用するにあたり、(リスクフリー金利を上回る)クレジット・スプレッドには、デフォルト確率やデフォルト時損失率に関する仮定が暗黙のうちに含まれ、分析で使用する予想キャッシュ・フローの調整は必要ない。しかし、信用について調整したリスクフリー金利は、対象資産又は負債に関連するすべてのリスクを十分に反映していない場合がある。測定対象項目の事実及び状況に応じて、観察可能利回りでは、キャッシュ・フローの時期及び金額に係るその他の潜在的な変動性(たとえば、モーゲージ担保証券などの金融商品の期限前償還リスクによる潜在的な変動性)と、そのような不確実性を負うための価格(リスク・プレミアム)も捕捉する必要がある。

また、割引率を評価する際は、IFRS第13号に定められる出口価格という公正価値測定の目的に留意しなければならない。割引率は市場参加者が現在の市場で要求する利回りを表すため、非流動性や市場参加者の現在のリスク選好度などの要因も織り込む必要がある。

20.3.1 割引率調整技法の設例

IFRS第13号から抜粋した下記の設例では、割引率調整技法を用いる際のビルドアップ・アプローチの適用方法について説明している*[IFRS 13.B20, IFRS 13.B21]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋	
B20	ビルドアップ・アプローチの例示のため、資産 A が 1 年後に CU800 を受け取る契約上の権利だと仮定する(すなわち、時期の不確実性はない)。比較可能な資産について確立された市場があり、価格情報などの当該資産に関する情報が利用可能である。そうした比較可能な資産のうち、 (a) 資産 B は 1 年後に CU1,200 を受け取る契約上の権利であり、市場価格は CU1,083 である。したがって、計算上の年利回り(1 年の市場利回り)は 10.8% [(CU1,200/CU1,083)－1]である。 (b) 資産 C は 2 年後に CU700 を受け取る契約上の権利であり、市場価格は CU566 である。したがって、計算上の年利回り(2 年の市場利回り)は 11.2% [(CU700/CU566)^0.5－1]である。

(c) 3 つの資産すべては、リスク(すなわち、可能性のあるペイオフの分散及び信用)に関してはすべて比較可能である。

B21 資産 A について受け取る契約上の支払の時期と、資産 B 及び資産 C の時期(資産 B は 1 年、資産 C は 2 年)との比較に基づき、資産 B の方が資産 A との比較可能性が高いとみなされる。資産 A について受け取る契約上の支払(CU800)と、資産 B から算出した 1 年の市場利回り(10.8%)を使用すると、資産 A の公正価値は CU722(CU800/1.108)となる。これに代えて、資産 B について利用可能な市場情報がない場合には、1 年の市場利回りを資産 C からビルドアップ・アプローチを用いて算出することができる。その場合には、資産 C が示す 2 年の市場利回り(11.2%)を、無リスクのイールド・カーブの期間構造を用いて 1 年の市場利回りに調整する。1 年物の資産と 2 年物の資産のリスク・プレミアムが同じかどうかを判断するために、追加的な情報及び分析が必要となるかもしれない。1 年物の資産と 2 年物の資産のリスク・プレミアムが同じではないと判断される場合には、2 年の市場利回りをその影響についてさらに調整しなければならない。

上記の抜粋から分かるように、ビルドアップ・アプローチを使うには、比較可能資産に関する市場データが入手できなければならない。また、ビルドアップ・アプローチを適用する際は、測定対象である項目と利用可能なベンチマークとの間の比較可能性を評価するにあたり、また、測定対象である項目と適切なベンチマークとの間にある差異(たとえば、信用リスク、キャッシュ・フローの性質及び時期の差異)を会計処理するために必要となる適切な調整を定量化するにあたり、相当な判断が必要になることがある。

20.4 期待現在価値技法

期待現在価値技法は、一般的に、事業会社、偶発的又は条件付支払が行われる資産及び負債、ならびに観察可能な取引から割引率を容易に算定できない項目の評価に用いられる。

期待現在価値技法では、起こりうるすべての将来キャッシュ・フロー(すなわち、期待キャッシュ・フロー)の確率加重平均を表す1組のキャッシュ・フローを出発点として用いる。割引率調整技法で使われるキャッシュ・フロー(すなわち、契約上の金額、約束された金額又は最も可能性の高い金額)とは異なり、キャッシュ・フローの金額及び(又は)時期について起こりうる変動に関する期待は、割引率だけでなく期待キャッシュ・フロー自体の予想に明示的に織り込まれる*[IFRS 13.B23]*。

IFRS第13号の適用指針では、ポートフォリオ理論に基づき以下の2種類のリスクが区別されている*[IFRS 13.B24]*。

(a) 非システマティック(分散可能)・リスク:特定の資産又は負債に固有のリスク

(b) システマティック(分散不能)・リスク:資産又は負債が分散投資されたポートフォリオの他の項目と共有している共通リスク(すなわち、市場リスク)

ポートフォリオ理論によれば、均衡市場では、市場参加者はキャッシュ・フローに固有のシステマティック・リスクの負担についてのみ対価を受ける。非効率又は不均衡な市場においては、他の形のリターン又は対価が入手可能な場合もある。

理論上は、起こりうるすべての将来キャッシュ・フローを考慮しなければならないが、実務では潜在的なキャッシュ・フローの確率分布を捕捉するために、限定的な数のシナリオが使われることが多い。

考慮すべき起こりうる結果の数は、通常、測定対象である特定の資産又は負債の特徴によって決まる。たとえば、偶発性による結果が2通りしかないため、起こりうる結果として2つの結果を考慮すれば足りる場合がある。一方、一部の複雑な金融商品は、何千もの起こりうる結果を生成するモンテカルロ・シミュレーションなどのオプション価格算定モデルを使って評価される。潜在的な結果の確率分布の見積りには判断が求められ、測定対象項目の性質に左右される。

企業による資産の使用が、市場参加者による使用と整合していると仮定すると、将来キャッシュ・フローに関する予想や適切なウェイトを決定するにあたり、これまでの企業自身の過去のパフォーマンス、現在及び予想される市場環境（ボラティリティーの予想を含む）、予算上の検討事項を考慮する場合がある。しかし、上記セクション18.1で説明しているように、企業自身のデータは公正価値を測定するにあたり出発点としてしか用いることはできない。測定が市場参加者の仮定と確実に整合するように、調整が必要となることがある。たとえば、企業が実現することができるシナジー効果は、市場参加者が同様に実現できるのでなければ考慮すべきではない。

リスク・プレミアムの概念は、期待現在価値技法に関しても、割引率調整技法と同様に重要である。期待現在価値技法において確率加重平均したキャッシュ・フローを使用することにより、公正価値測定の際に市場リスク・プレミアムを考慮する必要がなくなるということではない。「期待キャッシュ・フロー」は将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性を捕捉するものであるが、確率加重平均には、市場参加者がこの不確実性を負うために求めるであろう対価は含まれない。たとえば、資産Aは10,000円を受け取る契約上の権利であると仮定する。資産Bはコイントスによって支払いが決まり、コインが「表」の場合には20,000円が支払われ、「裏」の場合には何も支払われない。デフォルトのリスクはないと仮定すると、資産Aについては10,000円×100%、資産Bについては20,000円×50%＋0円×50%となり、どちらの資産も期待価値は10,000円となる。しかし、リスク回避的な市場参加者は、資産Aについては確実に10,000円が支払われ、資産Bの10,000円の期待キャッシュ・フローよりもリスクが低いことから、資産Aの方が資産Bよりも価値があると考えるだろう。

資産Bのキャッシュ・フローの変動性は起こりうるすべてのキャッシュ・フローを確率で加重平均することにより捕捉される（すなわち、支払いはコイントスに基づくため、単純化されたこの例では加重する確率の決定に際して主観性は介在しない）ものの、資産Bの予想価値に市場参加者がキャッシュ・フローの不確実性を負うために要求するであろう対価は反映されていない。そのため、その他の条件がすべて同じであるならば、資産Bの価格は資産Aの価格よりも低くなる。すなわち、資産Bのキャッシュ・フローに係る追加的なリスクに対して保有者に対価を支払うため、資産Bについて要求される利回りは資産Aよりも高くなる。

20.4.1 期待現在価値技法－第 1 法及び第 2 法

IFRS第13号は、期待現在価値技法に関して2つの方法を説明している。

- 第1法：資産の期待キャッシュ・フローは、キャッシュ・リスク・プレミアムを控除することでシステマティック・リスク（すなわち、市場リスク）に関する調整が行われる。このリスク調整後の期待キャッシュ・フローは、確実性等価キャッシュ・フローとなり、リスクフリー金利で割り引かれる*[IFRS 13.B25]*。

第1法では、すべてのリスク要因がキャッシュ・フローに織り込まれているため、使用する割引率は貨幣の時間的価値のみを捕捉する。すなわち、この方法を用いるのであれば、信用リスクに関して検討することが適切ではない場合、又はキャッシュ・フローにおいてすでに考慮されている場合、リスクフリー割引率を使用することが適切となる。

確実性等価キャッシュ・フローとは、確実なキャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローを交換するのに市場参加者が無差別となるようにリスクについて期待キャッシュ・フローを調整したものである。たとえば、市場参加者が、確実に受領する1,000円のキャッシュ・フローと引き換えに、1,200円の期待キャッシュ・フローを自発的に取引する場合、1,000円は1,200円の確実性等価となる(すなわち、200円はキャッシュ・リスク・プレミアムを表す) *[IFRS 13.B25]*。

- 第2法:システマティック・リスク(すなわち、市場リスク)に関する調整を、リスクフリー金利にリスク・プレミアムを加算することにより行う(すなわち、リスク・プレミアムは割引率に織り込まれる)。したがって、割引率は、期待利回り(すなわち、確率加重平均キャッシュ・フローに関連する期待レート)を表す。第2法では、期待キャッシュ・フローはこの割引率を用いて割り引かれる *[IFRS 13.B26]*。

  第2法では、リスクフリー割引率を使用することは適切ではない。なぜなら、期待キャッシュ・フローは確率加重平均されているが、確実性等価キャッシュ・フローを表さないためである。IFRS第13号は、資本資産価格決定モデルなど、リスク資産の価格付けに用いられるモデルが期待利回りの見積りのために使用できるとしている。上記セクション20.3で述べているように、割引率調整技法で用いられる割引率には利回りも使われているが、条件付きのキャッシュ・フローに関係している。割引率調整技法で用いる割引率は、第2法で用いる割引率(期待キャッシュ・フロー又は確率加重平均キャッシュ・フローに関する期待利回り)よりも大きくなる可能性が高い *[IFRS 13.B26]*。

第1法と第2法の主な違いは、市場リスク・プレミアムをどこに反映するかである。リスク・プレミアムをキャッシュ・フローと割引率のどちらに反映するかは、各手法に基づく公正価値に影響を及ぼさない。すなわち、第1法と第2法では、その他の条件がすべて同じであるならば、公正価値測定は同じ結果になるはずである。

下記の抜粋は、公正価値測定における第1法及び第2法の適用について説明している *[IFRS 13.B27, IFRS 13.B28, IFRS 13.B29]*。

IFRS 第 13 号からの抜粋

B27 第 1 法と第 2 法を例示するため、下記のような生じ得るキャッシュ・フローと確率に基づいて、1 年後の期待キャッシュ・フローが CU780 の資産を仮定する。期間 1 年のキャッシュ・フローに適用される無リスク金利は 5%であり、同じリスク・プロファイルを有する資産のシステマティック・リスク・プレミアムは 3%である。

生じうるキャッシュ・フロー	確率	確率加重平均キャッシュ・フロー
CU500	15%	CU75
CU800	60%	CU480
CU900	25%	CU225
期待キャッシュ・フロー		CU780

B28　この単純な設例では、期待キャッシュ・フロー（CU780）は3つの生じ得る結果の確率加重平均を表している。もっと現実的な状況では、生じ得る結果が多く存在する可能性がある。しかし、期待現在価値技法を適用するために、すべての考え得るキャッシュ・フローの分布を複雑なモデルや技法を用いて考慮することは必ずしも必要ない。むしろ、生じ得るキャッシュ・フローの配列を捕捉する限定的な数の別個のシナリオと確率を設定することが可能かもしれない。例えば、企業は、何らかの関連性のある過去の期間に係る実現したキャッシュ・フローについて、その後に発生した状況の変化（例えば、経済及び市場の状況や、業界動向及び競争などの外的要因の変化とともに、企業にもっと個別的に影響する内的要因の変化）について調整を加え、市場参加者の仮定を考慮に入れたものを用いるかもしれない。

B29　理論上は、資産のキャッシュ・フローの現在価値（すなわち、公正価値）は、次のように、第1法と第2法のいずれを用いて算定しても同じである。

(a)　第1法を用いると、期待キャッシュ・フローがシステマティック（すなわち、市場）リスクについて調整される。リスク調整の金額を直接示す市場データがない場合には、当該調整額を確実性等価の概念を用いた資産価格決定モデルから算出することができる。例えば、リスク調整額（すなわち、キャッシュ・リスク・プレミアムCU22）が、システマティック・リスク・プレミアム（3%）から算定でき（CU780－[CU780×(1.05/1.08)]）、これによりリスク調整後の期待キャッシュ・フローはCU758（CU780－CU22）となる。このCU758はCU780の確実性等価であり、無リスク金利（5%）で割り引かれる。当該資産の現在価値（すなわち、公正価値）はCU722（CU758/1.05）となる。

(b)　第2法を用いると、期待キャッシュ・フローはシステマティック（すなわち、市場）リスクについて調整されない。その代わりに、当該リスクについての調整が割引率に含まれている。したがって、期待キャッシュ・フローは期待利回り8%（すなわち、無リスク金利5%にシステマティック・リスク・プレミアム3%を加算）で割り引かれる。当該資産の現在価値（すなわち、公正価値）はCU722（CU780/1.08）となる。

第1法と第2法のどちらを選択するかは、測定対象の資産又は負債に固有の事実及び状況、十分なデータが入手可能な範囲、及び適用される判断に左右される*[IFRS 13.B30]*。しかし実務では、第1法ではキャッシュの確実性調整を数学的に見積るにあたり、第2法で割引率に適用される市場リスク・プレミアムをほとんどの場合で理解していなければならないことから、第1法はほとんど使われない。

下記の設例20-1では、IFRS第13号の例を基に、割引率調整技法を含めている（上記セクション20.3を参照）。設例20-1では、各アプローチで適用された割引率の差異に注目しつつ、3つの技法を使った場合に、どのように公正価値測定が同一になるかを説明している。

設例 20-1: 現在価値技法の比較

企業は、1年で期限を迎える資産の公正価値を見積る。当該企業は、将来キャッシュ・フローの確率分布は以下のとおりであると判断した。

生じうるキャッシュ・フロー	確率	確率加重平均キャッシュ・フロー
千円		千円
500	15%	75
800	60%	480
900	25%	225
	期待キャッシュ・フロー	780

リスクフリー金利が 5%であり、リスク・プレミアムが 3%であると仮定する。下記の表では、3 つの現在価値技法により、同じ結果が導かれることを説明している。

手法	契約上のキャッシュ・フロー	最も可能性の高いキャッシュ・フロー	期待キャッシュ・フロー	確実性等価キャッシュ・フロー	確実性等価キャッシュ・フロー	割引率	現在価値
割引率調整技法	該当なし	800 千円	該当なし	該当なし	該当なし	10.8%	722 千円
期待現在価値技法第 1 法[a]	該当なし	N/A	780 千円	(22)千円	758 千円	5.0%	722 千円
期待現在価値技法第 2 法[b]	該当なし	N/A	780 千円	該当なし	該当なし	8.0%	722 千円

(a) 期待キャッシュ・フローをリスク・プレミアムについて調整
(b) リスク・プレミアムについて割引率を調整

方法	公正価値	計算
割引率調整技法	722 千円	= 最も可能性の高いキャッシュ・フロー/ (1 + リスクフリー金利+ キャッシュ・フローの不確実性に係る調整+リスク・プレミアム)
期待現在価値技法第 1 法	722 千円	= (期待キャッシュ・フロー－確実性等価調整[a]) / (1 +リスクフリー金利)
期待現在価値技法第 2 法	722 千円	= 期待キャッシュ・フロー/ (1 + リスクフリー金利+リスク・プレミアム)

(a) 確実性等価調整 ＝ 期待キャッシュ・フロー－[期待キャッシュ・フロー×(1 + リスクフリー金利)/(1 + リスクフリー金利 + リスク・プレミアム)]

3つの技法は、キャッシュ・フローのリスクを捉える方法が異なるものの、それらのキャッシュ・フローに固有のリスクの水準は同じである。割引率調整技法において、最も可能性の高いキャッシュ・フロー（800千円）は、当該投資に固有のすべてのリスク（すなわち、貨幣の時間価値、キャッシュ・フローの金額につい

て起こりうる変動、リスク・プレミアム）を反映する割引率で割り引かれる。

期待現在価値技法の第1法では、資産に固有でシステマティックな不確実性が、キャッシュ・フローに直接織り込まれる（確実性等価キャッシュ・フロー758千円）。投資に関係するすべてのリスクはキャッシュ・フローに織り込まれることから、リスクフリー金利を使って割り引く。

システマティック・リスクに係るキャッシュ・フローの調整は、3％のリスク・プレミアムに基づいている。確実性等価キャッシュ・フローを見積る際にリスク・プレミアムを使う代わりに、期待現在価値技法の第2法では、リスク・プレミアムを割引率に織り込む。第1法と第2法の割引率の違いは、市場リスク・プレミアムである。

付録 A — よくある質問

質問 4-1: IFRS 第 13 号は、資産（又は負債）の構成要素を参照して公正価値を測定することを容認しているか 27

質問 4-2: 制限が課せられている証券の公正価値を算定するにあたり、制限の全期間にわたり一定の割引率を適用するのは適切か 35

質問 4-3: 契約期間全体にわたりコール・オプションに関する制限が存在する場合の留意事項 36

質問 5-1: 同一の資産又は負債について主要な市場が複数あるという状況はありうるか 39

質問 5-2: 企業が複数の市場にアクセスできる状況において、主要な市場は、企業固有の取引量及び取引水準と、市場に基づく取引量及び取引水準のどちらに基づいて決定すべきか 40

質問 7-1: 規制上の要件を満たすために締結された取引又は破産手続中に開始した取引は、すべて秩序ある取引ではないと推定されるか 54

質問 7-2: 「投売り」市場において秩序ある取引が行われる可能性はあるか 55

質問 8-1: IFRS 第 13 号の取引コストと他の IFRS 会計基準書における「売却費用」の類似点 61

質問 8-2: IFRS 第 13 号の取引コストと他の IFRS 会計基準書における取得関連取引費用の比較 62

質問 10-1: 公正価値測定における第三者信用補完に関する IFRS 第 13 号の規定は、債券以外の負債に適用されるか 90

質問 10-2: IFRS 第 13 号は、相手方の信用リスクと自身の信用リスクの両方の影響をデリバティブ取引の評価で考慮することを求めているか 91

質問 11-1: ポートフォリオ・アプローチを用いるために最低限満たすべき相殺レベルはあるか 103

質問 11-2: 特定の市場リスクに対するネット・エクスポージャーを計算するにあたり、レベル 1 金融商品を相殺し合うリスクを有する金融商品のポートフォリオに含めることはできるか 103

質問 14-1: ビッド・アスク・スプレッドには何が含まれるか 132

質問 14-2: 中央清算されるデリバティブの公正価値を財務報告目的で算定する場合に、中央清算機関により証拠金のために提供される価値はどのように評価すべきか 135

付録 B — 用語の定義

IFRS 第 13 号からの抜粋

付録 A

用語の定義

この付録は本基準の不可欠な一部である。

活発な市場	資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するために十分な頻度と量で行われている市場
コスト・アプローチ	資産の用役能力を再調達するために現在必要とされる金額(しばしば現在再調達原価とよばれる)を反映する評価技法
入口価格	交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格
出口価格	資産を売却することにより受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格
期待キャッシュ・フロー	起こりうる将来キャッシュ・フローの確率加重平均(すなわち、分布の平均)
公正価値	測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格
最有効使用	市場参加者による非金融資産の使用のうち、当該資産又は当該資産が使用される資産と負債のグループ(例えば、事業)の価値を最大化するもの
インカム・アプローチ	将来の金額(例:キャッシュ・フロー又は収益及び費用)を単一の現在の(すなわち、割引後の)金額に変換する評価技法。当該公正価値測定は、それらの将来の金額に関する現在の市場の予想により示される価値に基づいて算定される。
インプット	市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に使用するであろう仮定。以下のようなリスクに関する仮定が含まれる。 (a) 公正価値の測定に用いる特定の評価技法(価格決定モデル等)に固有のリスク (b) 評価技法へのインプットに固有のリスク インプットには観察可能なものも観察可能でないものもある。
レベル 1 インプット	企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格
レベル 2 インプット	レベル 1 に含まれる相場価格以外のインプットで、資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なもの
レベル 3 インプット	資産又は負債に関する観察可能でないインプット

マーケット・アプローチ	同一又は比較可能な（すなわち、類似の）資産、負債又は資産と負債のグループ（事業など）に係わる市場取引により生み出される価格及び他の関連性のある情報を用いる評価技法
市場の裏付けのあるインプット	相関その他の手段により、主に観察可能な市場データから算出されるか又は裏付けられるインプット
市場参加者	当該資産又は負債に関する主要な（又は最も有利な）市場における買手及び売手のうち、以下の特徴のすべてを有する者 (a) 互いに独立している。すなわち、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義される関連当事者ではない。ただし、関連当事者取引の価格は、その取引が市場の条件で行われたという証拠を企業が有している場合には、公正価値測定のインプットとして使用できる。 (b) 知識を有しており、当該資産又は負債及び取引に関して、すべての利用可能な情報（通常の慣習的なデュー・デリジェンスの努力を通じて入手できるかもしれない情報を含む）を用いて十分な理解を有している。 (c) 当該資産又は負債に関する取引を行う能力がある。 (d) 当該資産又は負債に関する取引を進んで行う。すなわち、動機付けはあるが、強制又は強要はされていない。
最も有利な市場	取引コストと輸送コストを考慮した上で、資産を売却することにより受け取るであろう金額を最大化する、又は負債を移転するために支払うであろう金額を最小化する市場
不履行リスク	企業が債務を履行しないリスク。不履行リスクには、企業自身の信用リスクが含まれるが、これに限られない場合がある。
観察可能なインプット	入手可能な市場データ（実際の事象又は取引に関する公開されている情報）を基礎として設定されたインプットで、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を反映するもの
秩序ある取引	当該資産又は負債に係る取引に関する通常の慣習的なマーケティング活動ができるように、測定日前の一定期間にわたる市場へのエクスポージャーを仮定する取引。すなわち、強制された取引（例えば、強制清算又は投売り）ではない。
主要な市場	当該資産又は負債についての活動の量と水準が最大である市場
リスク・プレミアム	リスク回避型の市場参加者が、資産又は負債のキャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するために求める対価。「リスク調整」ともよばれる。
取引コスト	当該資産又は負債に関する主要な（又は最も有利な）市場で資産の売却又は負債の移転を行うためのコストのうち、資産の処分又は負債の移転に直接起因し、次の要件の両方に該当するもの (a) 当該取引から直接生じ、当該取引に不可欠である。 (b) 資産の売却又は負債の移転を行うという決定を企業がしていなければ、発生しなかった（IFRS 第 5 号で定義している売却費用と同様）。

輸送コスト	資産を現在の場所から主要な（又は最も有利な）市場に輸送するために発生するコスト
会計単位	IFRS において認識の目的のために資産又は負債を集約又は分解するレベル
観察可能でないインプット	インプットのうち、市場データが入手可能でなく、市場参加者が当該資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定に関する利用可能な最善の情報を用いて作成されるもの

付録 C — 米国会計基準とのコンバージェンス

C.1 IFRS 第 13 号の開発

IFRS第13号は、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）のコンバージェンス・プロジェクトの結果として公表されたものである。しかし、両審議会は当初、公正価値測定に関する基準書の開発を独自に開始していた。FASBは2006年に、財務会計基準書（SFAS）第157号「公正価値測定」（現在のASC第820号）を公表した。2006年に公表されたIASBのディスカッション・ペーパーと、その後2009年に公表された公開草案は、SFAS第157号を用いて開発された。しかし、IASBから提案された内容は、米国会計基準における公正価値測定と完全には整合しておらず、関係者からのコメントでは、IFRSと米国会計基準で共通する公正価値測定の決定に関する規定の必要性が強調されていた。これにより、両審議会は2010年に共同での審議を開始したが、IASBから見て、当該プロジェクトには以下の主要目的が定められていた*[IFRS 13.BC6]*。

(a) IFRSにより要求される又は許容されるすべての公正価値測定に関する単一のガイダンスを確立することにより、公正価値測定の実務への適用における複雑性の低減と首尾一貫性の向上を図り、それにより財務諸表で報告される情報の比較可能性を高めること

(b) 公正価値の定義及び関連するガイダンスを明確化することにより、測定目的をより明確に伝えること

(c) 公正価値測定に関する開示を拡充し、財務諸表利用者が公正価値測定に用いた評価技法及びインプットを評価するために役立つこと

(d) IFRSと米国会計基準のコンバージェンスを進めること

両審議会が共同で審議を行った結果として、IFRS第13号とASU2011-04が公表され、IFRSと米国会計基準の両方において、公正価値測定の適用に関しておおむね同一のフレームワークが確立された（差異に係る詳細は下記セクションC.2を参照）。

IFRS第13号の公表は、金融危機後のG20の要請を受けてIASBが行った対応の一環でもある。そのため、IFRS第13号により求められる開示は、公正価値測定に用いた評価技法及びインプットを財務諸表利用者が評価する上で役立つようにすることを意図したものである。IASBは当初、公正価値で測定される非金融資産及び非金融負債について定量的な感応度分析の開示を求めることを提案していた。提案されていた開示は、財務諸表利用者にとって有用と考えられ、IASBの専門家諮問パネルによる勧告とも一致したものであったが、財務諸表作成者によって激しく批判されることになった。財務諸表作成者の懸念には追加コストが生じることも含まれていた。この結果、両審議会はこの規定を基準書には含めないことになったが、金融資産及び金融負債に関してのみ感応度に係る開示は要求される（これは、引き続きIFRS第7号の現行の開示規定である）*[IFRS 13.BC208]*。IFRS第13号のPIRの中でIASBは、米国会計基準とのコンバージェンスはグローバルな財務諸表の比較可能性の改善につながるため、米国会計基準とのコンバージェンスを継続していくことは重要であるというフィードバックを受け取っている。比較可能性が改善することで、効率的な資本市場の形成が促進され、利用者の信頼が増し、コンプライアンスに係るコストが削減される。また、コンバージェンスにより、公正価値測定に関しより多くの情報を利害関係者は利用できるようになっている。[38]

C.2 米国会計基準との差異

上記で述べたように、両審議会共同の公正価値測定プロジェクトにより、IFRS第13号が公表されASC第820号の一部が改訂された。これらの基準書では、首尾一貫した公正価値の定義が定められており、公正価値の測定方法に関するガイダンスに関するコンバージェンスが達成されている。しかし、依然としていくつかの差異が残されており、これらの主な差異については、下記セクションC.2.1からC.2.5で説明する。

また、IFRSと米国会計基準では、何を公正価値で測定するかに関しても差異が存在するが、このような差異は公正価値の測定方法に焦点を絞った共同プロジェクトの範囲外である点にも留意すべきである。

2014年に、米国財務会計基金はSFAS第157号の適用後レビューを公表した。適用後レビューでは同基準書が意図した目的を満たしていると結論付けた。[39] FASBは、公正価値ガイダンスの包括的なレビューの必要性はない点には合意したものの、今後においては同基準のより難しい領域に取り組んでいく計画を策定する可能性があるとしていた。[40] FASBは、開示フレームワーク・プロジェクトの一環で、公正価値測定に関する一定の開示要求を削除、追加及び修正する改訂「公正価値測定（トピック820）開示フレームワーク（ASU2018-13）」を2018年8月に公表した。

当該改訂はすべての企業に関し2019年12月15日以後に開始する事業年度及びその事業年度内の期中報告期間から適用される。IASBはIFRS第13号に対して同様の改訂を行っていない。というのもIASBはPIRを通じた議論で、FASBが識別したすべての問題点について認識しているからである。上記セクション19で解説しているように、IASBは、開示の有用性に関するPIRで確認された事実を「財務諸表におけるコミュニケーションの改善」プロジェクトに関する作業に組み込んだ。

C.2.1 オルタナティブ投資に関する実務上の便法

ASC第820号は、投資会社に対する一定の投資（たとえば、公正価値を容易に算定することができないヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンドに対する投資）の公正価値測定に関して、調整を行わずに純資産価値（NAV）を用いる実務上の便法を認めている。[41] さらにFASBは2015年5月、ASU2015-07「公正価値測定（トピック820）：1株当たり純資産価値（又はそれと同等の指標）で算定する特定の企業への投資に関する開示」を公表した。この基準では、NAVによる実務上の便法を用いて測定した投資については、公正価値ヒエラルキーの区分を求める規定の対象外としている。[42] この除外規定により企業の負担が軽減される一方で、NAVによる実務上の便法を用いて測定した投資については、個別に追加で要求される開示規定が適用される。そうした開示規定は、財務諸表利用者が財務諸表本体に計上されている金額へ調整できるように、またそうした投資の性質及びリスク（当該投資がもし売却されたなら、NAVとは異なる金額で売却される可能性が高いかどうかなど）をより良く理解できるようにすることを意図している。

一方のIFRS第13号では、同様の実務上の便法は認められていない。さらに、IFRS第13号では、1株当たり純資産価値で算定する投資について同様の開示上の除外規定や当該投資に固有の開示規定は定められていない。そのため、IFRSに準拠する財務諸表の作成者は、NAV又はそれに相当する測定値が、IFRS第13号に従って測定された公正価値と同じであると推定することはできない（これについては、上記セクション2.5.1.Aで詳細に説明している）。さらに、企業はそのような投資を公正価値ヒエラルキーの中で区分した上で、IFRS第13号の一般開示規定に準拠する必要がある。

IFRS第13号が公表された時、IASBは、世界中の企業が用いているNAVの計算実務が異なっているこ

とに鑑み、そのような実務上の便法がどのような場合で適用されるべきかを定めることは難しいと考えた。この差異については、投資企業に関するIASBのプロジェクトの一環として取り上げられるものと見込まれていた。しかし、IASBが「投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正）」を2012年10月に公表した際、IFRS第13号の結論の根拠に脚注が追加された。この脚注では、純資産価値に係る実務上の便法を設けることを再検討したものの、世界中で異なる計算実務が採用されていることから、また、投資企業に対する投資の公正価値測定に関するガイダンスを示すことは、投資企業プロジェクトの範囲外であるという理由からそれを棄却したことが説明されていた*[IFRS 13.BC238(a)]*。

C.2.2 要求払特性を有する負債の公正価値

要求払特性を有する金融負債の公正価値の測定に関するIFRSのガイダンスは、米国会計基準とわずかに異なっている。IFRS第13号では、要求払特性を有する負債の公正価値は、要求払金額の現在価値を下回ってはならないと定めている。米国会計基準は銀行及び預金取扱金融機関について業界固有のガイダンスを定めている。[43] 業界固有のガイダンスでは、確定した満期のない預金負債の公正価値は、報告日時点における要求払いの金額であると定めている。銀行及び預金取扱金融機関の預金負債は要求次第で引出し可能であり、ASC第825号の公正価値オプション・ガイダンスの適用範囲外であるため、そうした負債の公正価値測定方法に関する米国会計基準の業界ガイダンスは開示だけに適用される*[IFRS 13.BC238(b)]*。

C.2.3 初日利得及び損失の認識

IFRS第13号において、公正価値は出口価格（これは入口価格と異なる可能性がある）と定義されているが、当初認識時に、公正価値と取引価格の差額、すなわち初日利得又は損失を認識するかどうかに関しては、IFRS第13号ではなくIFRS第9号で定められている。IFRS第9号では、観察可能でないインプットを使って公正価値が算定された場合には、初日利得及び損失の認識が制限されている。

一方の米国会計基準では、公正価値インプットの観察可能性に関して特定の基準は定められていない。そのため、米国会計基準は、公正価値測定が重要な観察可能でないインプット（すなわち、レベル3測定－公正価値ヒエラルキーにおける分類の詳細は上記セクション15.2を参照）に基づいていたとしても、初日利得又は損失の認識を特別に禁止していない。

C.2.4 契約上の売却制限が課されている資本性証券の公正価値

資本性証券に契約上の売却制限が課されている場合、上記セクション4.2.2 で説明するとおり、IFRSに基づく作成者は当該売却制限が当該資本性証券に関する特徴なのか、その保有者に関する特徴なのかを評価しなければならない。IFRSと米国会計基準の要求事項はこの分野において概ねコンバージェンスが達成している。しかし、2022年6月、FASBはASC第820号[44] の改訂を公表し、米国会計基準に基づく場合、契約上の売却制限（たとえば、資金調達や企業結合などの取引において発行された証券の売却に課せられる制限）は、資本性証券の公正価値に影響を与えないことを規定した。当該改訂の適用後、これらの証券は、そのような制限の対象となっていない同一の資本性証券と同じ方法で（たとえば、相場価格に基づいて）測定されることになる。なぜなら、当該改訂により、このような契約上の売却制限は資産の特徴ではなく、当該証券を保有する企業の特徴であると規定されたためである。

この改訂は、契約上の売却制限が課される資本性証券の公正価値測定に関して、米国会計基準に基づく実務上のばらつきを排除することを目的としている。これまでは、こうした証券を評価するために、米国会計基準に基づく一部の関係者は、契約上の売却制限が課されていない同一の資本性証券の公正価値に対し、ディスカウントを適用していた。一方、米国会計基準に基づく他の関係者は、そのようなディスカウントの適用は、ASC第820号の公正価値測定原則と矛盾すると考えていた。

IFRSでは同様の改訂は提案されていない。したがって、IFRSに基づく作成者が契約上の売却制限を資産の特徴だと結論付ける場合、企業は類似する制限を米国会計基準に基づく場合とIFRSに基づく場合とで異なる会計処理をする可能性がある。

C.2.5 開 示

IFRS第13号とASC第820号では、公正価値測定に関する開示について差異が一部生じている。たとえば、IFRS第13号は、非公開企業に対して開示規定の適用免除を定めていないが、ASC第820号は非公開企業に対する適用免除を定めている。しかし、公的説明責任のない企業の会計処理及び公正価値測定に関する開示に関しては、中小企業向けIFRSで取り扱っている*[IFRS 13.BC238(c)]*。

References

1 Available on ey.com/IFRS.

2 IFRS Project Report and Feedback Statement、*Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement、IASB、December 2018、p.6. Available on the IFRS Foundation's website.

3 IFRS Project Report and Feedback Statement、*Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement、IASB、December 2018、p.6. Available on the IFRS Foundation's website.

4 IFRS Project Report and Feedback Statement、*Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement、IASB、December 2018、p.3. Available on the IFRS Foundation's website.

5 Exposure Draft ED/2014/4: *Measuring Quoted Investments in Subsidiaries*、*Joint Ventures and Associates at Fair Value: Proposed amendments to IFRS 10*、*IFRS 12*、*IAS 27*、*IAS 28*、*IAS 36 and Illustrative Examples for IFRS 13*、IASB、September 2014. Available on the IFRS Foundation's website.

6 *IASB Update*、January 2016、available on the IFRS Foundation's website.

7 IASB Staff Paper 7B: Project: *Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement、Paper topic: *Background - Detailed analysis of feedback received*、IASB Meeting、March 2018; and IASB Staff Paper 7D: Project: *Post-implementation Review of IFRS 13 Fair Value Measurement*、Paper topic: *Background - Prioritising Level 1 inputs or the unit of account*、IASB meeting、March 2018. Available on the IFRS Foundation's website.

8 IFRS Project Report and Feedback Statement、*Post-implementation Review of 13* Fair Value Measurement、IASB、December 2018、p.14. Available on the IFRS Foundation's website.

9 FASB Accounting Standards Update 2011-04、*Amendments to Achieve Common Fair Value Measurement and Disclosure Requirements in U.S. GAAP and IFRSs*.

10 Exposure Draft ED/2014/4: *Measuring Quoted Investments in Subsidiaries*、*Joint Ventures and Associates at Fair Value: Proposed amendments to IFRS 10*、*IFRS 12*、*IAS 27*、*IAS 28*、*IAS 36 and Illustrative Examples for IFRS 13*、IASB、September 2014. Available on the IFRS Foundation's website.

11 *IASB Update*、April 2015、available on the IFRS Foundation's website.

12 European Securities and Markets Authority public statement ESMA/2011/397、*Sovereign Debt in IFRS Financial Statements*、issued in November 2011.

13 Financial Times article、*Value of private companies hits high of $490bn as tech start-ups shun markets*、29 May 2017: *現在 Scenic 社の調査部門の代表を務め、かつて Blackrock 社の取締役であった Peter Christiansen 氏はフィナンシャル・タイムズ紙に以下のように語っている。「我々は、今後は、公開市場 とより類似した非公開市場がトレンドになると予測している。」" したがって、ここで対処すべき論点は、市場の活動それ自体ではなく、観察される取引価格が公正価値を表すかどうかである。*

14 Report of the IASB Expert Advisory Panel: *Measuring and disclosing the fair value of financial instruments in markets that are no longer active*、IASB、October 2008、paragraphs 17-18. Available on the IFRS Foundation's website.

15 European Securities and Markets Authority report ESMA/2015/1135: *17th Extract from the EECS's Database of Enforcement*、July 2015、Decision ref EECS/0115-03、pp.7.

16 European Securities and Markets Authority report ESMA/2015/1135: *17th Extract from the EECS's Database of Enforcement*、July 2015、Decision ref EECS/0115-03、pp.8.

17 IFRS Project Report and Feedback Statement、*Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement、IASB、December 2018、p.16. Available on the IFRS Foundation's website.

18 IFRS Project Report and Feedback Statement、*Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement、IASB、December 2018、p.15. Available on the IFRS Foundation's website.

19 *IASB Update*, January 2020, available on the IFRS Foundation's website.

20 *IFRS Foundation work plan*, IFRS Foundation website (accessed August 2023).

21 The International Swaps and Derivatives Association (ISDA) agreement is part of a framework of documents designed to enable OTC derivatives to be documented fully and flexibly. The ISDA master agreement sets out the standard terms that apply to all transactions and is published by the International Swaps and Derivatives Association.

22 A credit support annex (CSA) is a legal document that regulates the credit support (collateral) for derivative transactions and forms part of an ISDA Master Agreement.

23 Exposure Draft ED/2014/4: *Measuring Quoted Investments in Subsidiaries, Joint Ventures and Associates at Fair Value: Proposed amendments to IFRS 10, IFRS 12, IAS 27, IAS 28, IAS 36 and Illustrative Examples for IFRS 13*, IASB, September 2014, Proposed illustrative example 13A, paragraphs IE47A-IE47G. Available on the IFRS Foundation's website.

24 IASB Staff Paper 6: Project: *Measuring Quoted Investments in Subsidiaries, Joint Ventures and Associates at Fair Value: Proposed amendments to IFRS 10, IFRS 12, IAS 27, IAS 28 and IAS 36 and Illustrative Examples for IFRS 13,* IASB meeting, April 2015, Illustrative Example for IFRS 13 - Portfolios. Available on the IFRS Foundation's website.

25 *IASB Update*, April 2015, available on the IFRS Foundation's website.

26 IFRS Project Report and Feedback Statement, *Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement, IASB, December 2018, p.16, 18. Available on the IFRS Foundation's website.

27 IFRS Project Report and Feedback Statement, *Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement, IASB, December 2018, p.16. Available on the IFRS Foundation's website.

28 *IFRIC Update*, January 2015, available on the IFRS Foundation's website.

29 IFRS Project Report and Feedback Statement, *Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement, IASB, December 2018, pp.12-13. Available on the IFRS Foundation's website.

30 Project Summary and Feedback Statement, *Disclosure Initiative-Targeted Standards-level Review of Disclosures*, IASB, March 2023, p. 28. Available on the IFRS Foundation's website.

31 Project Summary and Feedback Statement, Disclosure Initiative-Targeted Standards-level Review of Disclosures, IASB, March 2023, p. 28. Available on the IFRS Foundation's website.

32 Exposure Draft ED/2021/3: *Disclosure Requirements in IFRS Standards - A Pilot Approach: Proposed amendments to IFRS 13 and IAS 19*, IASB, March 2021, Proposed overall disclosure objective, paragraph 100. Available on the IFRS Foundation's website.

33 Exposure Draft ED/2021/3: *Disclosure Requirements in IFRS Standards - A Pilot Approach: Proposed amendments to IFRS 13 and IAS 19*, IASB, March 2021, Proposed specific disclosure objectives, paragraphs 103, 107, 111, 114. Available on the IFRS Foundation's website.

34 Exposure Draft ED/2021/3: *Disclosure Requirements in IFRS Standards - A Pilot Approach: Proposed amendments to IFRS 13 and IAS 19*, IASB, March 2021, Proposed paragraph 118. Available on the IFRS Foundation's website.

35 *IASB Update*, July 2021, available on the IFRS Foundation's website.

36 Project Summary and Feedback Statement, *Disclosure Initiative-Targeted Standards-level Review of Disclosures*, IASB, March 2023. Available on the IFRS Foundation's website.

37 IFRS Standards Project summary: *Discount Rates in IFRS Standards*, IASB, February 2019. Available on the IFRS Foundation's website.

38 IFRS Project Report and Feedback Statement, *Post-implementation Review of IFRS 13* Fair Value Measurement, IASB, December 2018, p.17. Available on the IFRS Foundation's website.

39 Post-Implementation Review Report: *FASB Statement No. 157, Fair Value Measurements (Codified in Accounting Standards Codification Topic 820, Fair Value Measurements and Disclosures)*, Financial Accounting Foundation, February 2014, p.10. Available on the IFRS Foundation's website.

40 FASB, *Response to the Financial Accounting Foundation's Post-implementation Review Report of FAS 157 on Fair Value Measurement* dated 10 March 2014.

41 FASB Accounting Standards Codification Topic 820, *Fair Value Measurements and Disclosures,* FASB, sections 10-35-59 to 10-35-62.

42 FASB Accounting Standards Codification Topic 820, *Fair Value Measurements and Disclosures,* FASB, section 10-35-54B, which was added by ASU 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*.

43 FASB Accounting Standards Codification Topic 825, *Financial Instruments* and Topic 942, *Financial Services - Depository and Lending*, FASB.

44 FASB Accounting Standards Update 2022-03, *Fair Value Measurement (Topic 820): Fair Value Measurement of Equity Securities Subject to Contractual Sale Restrictions*, FASB. The amendment will be applied prospectively for fiscal years beginning after 15 December 2023 for public business entities (as defined), with early adoption permitted. All other entities have a one-year deferral, with early adoption permitted. The transition requirements differ depending on whether an entity is an investment company.

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、 ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は *International GAAP®2024*（2023 年 9 月時点で執筆）を翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com/ja_jp